

第 2 編 関連資料

第2編 関連資料

I	旧優生保護法に基づく優生手術関係	313
1	関係法令	313
	(1) 旧優生保護法	313
	(2) 旧優生保護法施行令	317
	(3) 旧優生保護法施行規則	318
2	通知、事務連絡、疑義照会関係	321
	(1) 通知及び事務連絡	321
	(2) 地方自治体等からの疑義照会及び回答	349
II	国の機関の保有資料の調査関係	411
1	厚生労働省	411
	旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について（依頼）（衆調発第27号 参調発第8号）（令和2年7月28日）	411
2	関係府省等	412
	(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について（依頼）（内閣（内閣官 房・内閣府））（令和3年8月26日）	412
	(2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について（依頼）（法務省）（令和 3年8月26日）	413
	(3) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について（依頼）（外務省）（令和 3年8月26日）	414
	(4) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について（依頼）（文部科学省） （令和3年8月26日）	415
	(5) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について（依頼）（最高裁判所） （令和3年8月26日）	416
	(6) 調査様式	417
III	地方自治体に対する調査関係	418
1	都道府県・保健所設置市・特別区	418
	(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査について（依頼）（衆 調発第38号 参調発第12号）（令和2年10月12日）	418
	(2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領	420
	(3) 調査様式	427
2	保健所設置市以外の市町村	437
	(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査への協 力について（依頼）（衆調発第6号 参調発第4号）（令和3年3月8日）	437
	(2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査につい て（依頼）（衆調発第5号 参調発第3号）（令和3年3月8日）	440
	(3) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領	442
	(4) 調査様式	445
3	優生手術申請書の申請理由一覧	446

IV	医療機関、福祉施設に対する調査関係	500
1	医療機関・福祉施設	500
	(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）（衆調発第7号 参調発第3号）（令和4年3月14日）	500
	(2) 調査要領（旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査）	501
	(3) 調査票（医療機関用）	503
	(4) 調査票（福祉施設用）	506
2	厚生労働省関係施設	509
	(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査について（依頼）（衆調発第8号 参調発第4号）（令和4年3月14日）	509
	(2) 調査要領（旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査）	510
	(3) 調査票	512
V	障害者関連団体に対する調査関係及び優生手術を受けた当時者等に対する調査関係	515
1	旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく優生手術の被手術者調査及び障害者関連団体調査について（依頼）（衆調発第61号 参調発第12号）（令和4年8月5日）	515
2	旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方へのアンケート調査について	518
3	旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方へのアンケート調査 質問票	520
4	調査要領（旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく障害者関連団体調査）	522
5	調査票（障害者関連団体用）	524
VI	旧優生保護法一時金支給請求書等の調査関係	526
1	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	526
2	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）（子母発 0424 第1号）（平成31年4月24日）	532
3	旧優生保護法一時金支給請求書（様式1）	540
4	旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書（様式2）	542
5	旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書（様式3）	543
6	旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について（様式4）	544
7	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について（依頼）（様式5）	546
8	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について（依頼）（様式6）	548
9	旧優生保護法一時金支給請求に関する情報について（区域内の関係機関が保有する情報の報告）（様式7）	550

I 旧優生保護法に基づく優生手術関係

1 関係法令

(1) 旧優生保護法

優生保護法（昭和23年法律第156号）

「らい予防法の廃止に関する法律」(平成8年法律第28号)の施行日(平成8年4月1日)の前日である平成8年3月31日時点

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(医師の認定による優生手術)

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの

三 本人又は配偶者が、癲疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2 前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(審査を要件とする優生手術の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

(優生手術の審査)

第五条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第六条 前条第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から二週間以内に、公衆衛生審議会に対して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

3 前二項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

(優生手術の再審査)

第七条 公衆衛生審議会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八条 第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は公衆衛生審議会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

（訴の提起）

第九条 公衆衛生審議会の決定に対して不服のある者は、その取消しの訴を提起することができる。

（争訟の方式）

第九条の二 第五条第一項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第六条及び前条の規定によることによつてのみ争うことができる。

（優生手術の実施）

第十条 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五条第二項の医師が、優生手術を行う。

（費用の負担）

第十一条 前条の規定によつて行なう優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の支弁とする。

2 前項の費用は、国庫の負担とする。

（精神病患者等に対する優生手術）

第十二条 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかっている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合）又は同法第二十一条（市町村長が保護者となる場合）に規定する保護者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第十三条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者がらい疾患にかかっているもの

四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したものの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病患者又は精神薄弱者であるときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合）又は同法第二十一条（市町村長が保護者となる場合）に規定する保護者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

（受胎調節の実地指導）

第十五条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をさへ入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。

3 前二項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第三章 母性保護

第四章 都道府県優生保護審査会

(都道府県優生保護審査会)

第十六条 優生手術に関する適否の審査を行うため、都道府県知事の監督に属する都道府県優生保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第十七条 削除
(構成)

第十八条 審査会は、委員十人以内で組織する。

2 審査会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、都道府県知事が任命する。

4 審査会に、委員の互選による委員長一人を置く。

5 審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。

(委任事項)

第十九条 この法律で定めるもののほか、委員の任期、委員長の職務その他審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章 優生保護相談所

(優生保護相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

(設置)

第二十一条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、優生保護相談所を設置しなければならない。

2 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。

3 国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

(設置の認可)

第二十二条 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。

(名称の独占)

第二十三条 この法律による優生保護相談所でなければ、その名称中に、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条、第十三条第二項又は第十四条第一項の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第二十六条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七条 優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。

第七章 罰則

(第十五条第一項違反)

第二十九条 第十五条第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第二十二条違反)

第三十条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生保護相談所を開設したものは、これを三十万円以下の罰金に処する。

(第二十三条違反)

第三十一条 第二十三条の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを十万円以下の過料に処する。

(第二十五条違反)

第三十二条 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを十万円以下の罰金に処する。

(第二十七条違反)

第三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第二十八条違反)

第三十四条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附 則

(施行期日)

第三十五条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第三十六条 国民優生法(昭和十五年法律第七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十七条 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十八条 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成十二年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。

2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第四十三条の規定の適用がある場合において、同条の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき

3 前項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

別表(第四条、第十二条関係)

一 遺伝性精神病

精神分裂病

そううつ病

てんかん

二 遺伝性精神薄弱

三 顕著な遺伝性精神病質

顕著な性慾異常

顕著な犯罪傾向

四 顕著な遺伝性身体疾患

ハンチントン氏舞踏病

遺伝性脊髄性運動失調症

遺伝性小脳性運動失調症

神経性進行性筋い縮症

進行性筋性筋栄養障がい症

筋緊張病

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障がい

白児

魚りんせん

多発性軟性神経纖維しゅ

結節性硬化症

先天性表皮水ほう症

先天性ポルフィリン尿症

先天性手掌足しよ角化症

遺伝性視神経い縮

網膜色素変性

全色盲

先天性眼球震とう

青色きよう膜

遺伝性の難聴又はろう

血友病

五 強度な遺伝性奇型

裂手、裂足

先天性骨欠損症

(2) 旧優生保護法施行令

優生保護法施行令（昭和24年政令第16号）

〔「らい予防法の廃止に関する法律」(平成8年法律第28号)の施行日(平成8年4月1日)の前日である平成8年3月31日時点〕

第一条 優生保護法（以下法という。）第十一条に規定する優生手術に関する費用は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 優生手術を受ける者の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料並びに附添人を必要とする場合はその附添人の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料
- 二 手術料
- 三 入院料
- 四 注射料
- 五 処置料

2 前項の費用について、その額、支給方法その他必要な事項は、厚生大臣が定める。

第二条 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、厚生省令で定める様式による指定証を当該指定を受けた者（以下被指定者という。）に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、被指定者から申請があつたときは、厚生省令で定める様式による標識を交付しなければならない。

第三条 都道府県知事は、当該都道府県に住所を有する被指定者について、厚生省令で定める事項を記載した名簿を作成しなければならない。

第四条 都道府県知事は、指定証の記載事項に変更を生じた被指定者から指定証の訂正の申請があつたときは、指定証を訂正して交付しなければならない。

第五条 都道府県知事は、被指定者が他の都道府県の区域から当該都道府県の区域内に住所を変更した旨の届出があつたときは、旧住所地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた都道府県知事は、第三条に規定する名簿のうち当該被指定者に関する部分の写を新住所地の都道府県知事に送付しなければならない。

第六条 都道府県知事は、指定証又は標識を亡失し、又はき損した被指定者から指定証又は標識の再交付の申請があつたときは、指定証又は標識を交付しなければならない。

第七条 都道府県知事は、法第十五条第二項に規定する認定を受けた講習が、同条同項の規定に基づく厚生大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第八条 前六条に定めるもののほか、法第十五条第一項の規定による都道府県知事の指定及び同条第二項の規定による都道府県知事の認定に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九条 都道府県優生保護審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務遂行上の支障があり又は委員たるにふさわしくない行為があつたときを除いては、その意に反して解任されることがない。

第十条 審査会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員の互選により選ばれた委員が、その職務を代理する。

第十一条 審査会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の三分の二以上の賛成をもって決する。

第十二条 審査会に幹事五人以内及び書記三人以内を置く。

2 幹事及び書記は、都道府県知事が当該都道府県の事務吏員又は技術吏員の中から、これを命ずる。

3 幹事は、委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

4 書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する。

第十三条 法第二十一条第三項の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県、保健所を設置する市又は特別区が優生保護相談所（以下「相談所」という。）の設置及び運営のために支出した費用の額から、その年度におけるその事業に関する収入の額を控除した清算額につき、厚生大臣が自治大臣及び大蔵大臣と協議して定める算定基準に従つて行うものとする。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において都道府県、保健所を設置する市又は特別区が支出した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支出額から控除する。

第十四条 法第二十二条第一項の規定による相談所の設置の認可の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な意見を附さなければならない。

第十五条 相談所の設置者は、厚生省令の定めるところにより、毎年、その事業成績を厚生大臣に報告しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、優生保護法施行の日（昭和二十三年九月十一日）から適用する。

(3) 旧優生保護法施行規則

優生保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）

「らい予防法の廃止に関する法律」(平成8年法律第28号)の施行日(平成8年4月1日)の前日である平成8年3月31日時点

第一章 優生手術

(優生手術の術式)

第一条 優生保護法（以下「法」という。）第二条に規定する優生手術は、左に掲げる術式によるものとする。

一 精管切除結さつ法（精管を陰のう根部で精索からはく離して、二センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするものをいう。）

二 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）

三 卵管圧ざ結さつ法（マドレーネル氏法）（卵管をおよそ中央部では持し、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧ざかん子で圧ざしてから結さつするものをいう。）

四 卵管間質部けい状切除法（卵管峡部で卵管を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広じん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

（審査を要件とする優生手術の申請）

第二条 法第四条の規定による申請は、別記様式第一号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第二号による健康診断書及び遺伝調査書を添えなければならない。
（審査を要件とする優生手術の決定及び通知）

第三条 法第五条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号（一）による決定通知書によらなければならない。

3 法第五条第二項の規定による通知は、別記様式第四号による指定通知書によらなければならない。
（再審査の申請）

第四条 法第六条第一項の規定による申請は、その理由を記載した申請書を提出して行わなければならない。

（再審査の決定）

第五条 法第七条の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号（二）による決定通知書によらなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の申請）

第六条 法第十二条の規定による申請は、別記様式第一号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第五号による健康診断書及び別記様式第六号による同意書を添えなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の決定及び通知）

第七条 法第十三条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号（三）による決定通知書によらなければならない。

第二章 母性保護

（指定医師の標識の交付）

第八条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会は、法第十四条第一項の規定により医師を指定したときは、別記様式第七号による標識をその医師に交付するものとする。

（指定の申請）

第九条 法第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする者は、左に掲げる書類を添えて、別記様式第八号による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 助産婦、保健婦又は看護婦の免許証の写又はこれに代るべき書面

二 法第十五条第二項に規定する都道府県知事の認定する講習（以下「認定講習」という。）を終了したことを証する書面

（指定証及び標識）

第十条 優生保護法施行令（以下「令」という。）第二条に規定する被指定者（法第十五条第一項の規定により指定を受けた者をいう。以下同じ。）に交付する指定証及び標識の様式は、それぞれ別記様式第九号及び第十号とする。

（名簿の記載事項）

第十一条 令第三条の規定により、名簿に記載すべき事項は、左の通りとする。

一 指定証番号及び指定年月日

二 本籍及び住所

- 三 氏名及び生年月日
- 四 助産婦、保健婦、看護婦の別
- 五 認定講習の名称及び終了年月日
- 六 指定証の再交付を受けた者であるときは、その旨並びにその事由及び年月日
- 七 指定を取り消したときは、その旨並びにその事由及び年月日
(指定証の訂正)
- 第十二条 被指定者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の訂正を申請しなければならない。
- (住所変更の届出)
- 第十三条 被指定者が住所を変更したときは、十日以内に新住所地の都道府県知事に新旧の住所を届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、令第五条第二項の規定により、住所を変更した被指定者に関する部分の写を送付したときは、令第三条に規定する名簿から当該部分をまづ消しなければならない。
- (指定証及び標識の再交付)
- 第十四条 被指定者は、指定証をき損し、又は亡失したときはその旨を記し、き損したときはその指定証を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。
- 2 令第二条第二項の規定により標識の交付を受けた者は、標識をき損し、又は亡失したときはその旨を記し、き損したときはその標識を添え、住所地の都道府県知事に標識の再交付を申請することができる。
- 3 指定証又は標識の再交付を受けた後、亡失した指定証又は標識を発見したときは、その指定証又はその標識を五日以内に住所地の都道府県知事に提出しなければならない。
- (指定の取消)
- 第十五条 被指定者は、指定の取消を受けようとするときは、その指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に申請しなければならない。
- 2 被指定者が死亡し、又は失^しう宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失^しうの届出義務者は、三十日以内に指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の場合において被指定者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。
- 4 第一項の申請又は第二項の届出を受けた都道府県知事は、その指定を取り消さなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項又は法第三十九条第二項の規定により指定を取り消したときは、被指定者の名簿からその記載事項をまづ消するものとする。
- 6 法第三十九条第二項の規定により指定を取り消された者は、十日以内に指定証を都道府県知事に返納しなければならない。この場合において、その者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。
- (認定の申請)
- 第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 実施者の住所、氏名及び履歴(実施者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為)
- 二 講習の名称
- 三 実施の場所
- 四 使用施設の概要
- 五 期間及び日程
- 六 受講者の資格及び定員
- 七 各授業科目の時間数
- 八 講師の氏名、履歴及び担当科目
- 九 教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録
- 十 成績審査の方法
- 十一 経理に関する事項
- 十二 その他必要と認める事項
(認定講習の認定基準)
- 第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、左の通りとする。
- 一 受講資格は、助産婦、保健婦又は看護婦であること。
- 二 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。
- 三 受講者の定員は、各学級につき十人以上三十人以下であること。
- 四 講習に必要な施設及び設備を有していること。
- 五 運営の方法が適正であること。
(変更の届出)
- 第十八条 認定講習の実施者は、第十六条第二号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに、認定をした都道府県知事に届け出なければならない。
- (認定講習の終了を証する書面の交付)

第十九条 認定講習の実施者は、その認定講習における各授業科目の課程を終了し、且つ、成績審査に合格した者に対して、認定講習を終了したことを証する書面を交付しなければならない。

第二十条 削除

第三章 優生保護相談所

第二十一条 削除

(設置認可の申請等)

第二十二条 法第二十二条第一項の規定により優生保護相談所（以下「相談所」という。）の設置の認可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一 設置者の住所、氏名及び履歴（設置者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為）

二 名称及び位置

三 事業開始の予定年月日

四 相談所の長及びおもな職員の氏名、履歴及び専任又は兼任の別

五 建物の構造、平面図及び各室の用途

六 設備の概要

七 収支予算

八 経営及び維持の方法

2 法第二十二条第一項の規定により、認可を受けた相談所（以下「認可を受けた相談所」という。）の設置者は、その施設について、前項第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に掲げる事項又は相談所の長若しくはおもな職員に変更があつたときは、すみやかに、その旨をその施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に届け出なければならない。

(相談所の基準等)

第二十三条 法第二十二条第二項に規定する相談所の基準は、左の通りとする。

一 優生結婚及び受胎調節の相談に応ずる能力のある医師を置くこと。

二 受胎調節の実地指導のための設備、一般健康診断用の設備、血液検査のための採血設備等を備えること。

第二十四条 削除

(相談所の廃止)

第二十五条 認可を受けた相談所の設置者は、その相談所を廃止したときは、すみやかに、その旨をその施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に届け出なければならない。

(事業成績の報告)

第二十六条 令第十五条の規定による報告は、別記様式第十一号により、一月から十二月までの期間の事業成績について、翌年一月三十一日までに行なわなければならない。

2 認可を受けた相談所の設置者が行う前項の報告は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行うものとする。

第四章 雑則

(法第二十五条の届出)

第二十七条 法第二十五条に規定する法第三条第一項、第十条及び第十三条第二項に関する届出は、別記様式第十二号による報告書により、法第十四条第一項に関する届出は、別記様式第十三号による報告書によらなければならない。

2 都道府県知事は、法第二十五条の規定による届出を受理したときは、別記様式第十四号による年報を作成し、翌年一月三十一日までに厚生大臣に提出しなければならない。

(保健所長の經由)

第二十八条 第九条、第十二条、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の申請、第十四条第三項の提出並びに第十三条第一項、第十五条第二項及び前条第一項の届出は、住所地の保健所長を経由して行うものとする。

2 第十六条の申請及び第十八条の届出は、認定講習実施地の保健所長を経由して行うものとする。

3 第二十二条第一項の申請、第二十二条第二項及び第二十五条の届出並びに第二十六条第二項の報告は、施設所在地の保健所長を経由して行うものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年七月一日から適用する。

別記様式及び別表 (略)

2 通知、事務連絡、疑義照会関係

(1) 通知及び事務連絡

この一覧は、厚生労働省及び都道府県等より提供を受けた通知及び事務連絡について整理したものである。

(注1) **太字の文書**は、本編の本文において引用しているもので、次頁以降に当該文書自体を掲載した。

(注2) 件名に〔*〕のある文書は、厚生労働省において保管されていた資料で、同省ウェブサイト<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html>に掲載されているものである。

(注3) 件名の記載のない文書は、〔 〕に主な内容を記載した。また、判読が困難な文字は「■」で代用した。

(注4) 宛名を「／」でつないでいるものは、発出日、発出番号、件名、発出者名が同じで宛名の異なる複数の文書がある。宛名が異なっても内容が同じものがほとんどだが、予算関係の文書では宛名により数字等に異なる記載がある。

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
1	S23.10.7	保発第67号	優生保護法による優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付に関する件	厚生省保険局長	都道府県知事
2	S23.10.30	衛庶発第■号	優生保護法施行令及び施行規則の案文送付の件	厚生省公衆衛生局庶務課長	大分県衛生部長
3	S23.12.4	衛庶発第81号	優生保護法第12条に規定する任意の人工妊娠中絶の実施に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	京都府衛生部長
4	S23.12.6		健康保険医等の標示に関する件	厚生省医務局長	都道府県知事
5	S24.1.20	厚生省発衛第3号	優生保護法施行に関する件	厚生次官	都道府県知事
6	S24.1.21	衛庶発第18号	優生保護法施行令及び優生保護法施行規則の法文の写し送付の件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
7	S24.1.24	衛発第82号	生活困窮者の優生手術又は人工妊娠中絶手術に要する費用等に関する件	厚生省公衆衛生局長、社会局長	各都道府県知事
8	S24.1.29	衛庶発第21号	官報掲載の優生保護法施行規則中の誤植について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
9	S24.2.1	衛庶発第25号	送付通牒文中の誤字訂正について	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
10	S24.2.5	衛庶発第■号	優生保護法第25条の届出に関する月報の記載方について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
11	S24.2.11	衛発第155号	優生保護法第13条の人工妊娠中絶の審査の申請について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
12	S24.2.28		優生保護法施行令第5条第1項の手術及入院料の額に関する告示の法文の写し送付に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
13	S24.4.1	社乙発第92号	生活保護法による医療等の取扱い等に関する件	厚生省社会局長	都道府県知事
14	S24.4.14		優生保護法施行規則第7条第3項の戸籍謄本の添付について	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
15	S24.5.4	厚生省発衛第46号	優生保護法施行規則の一部改正について	厚生次官	京都府県知事／大分県知事
16	S24.5.9	衛発第490号	優生保護法第12条の任意の人工妊娠中絶を行った場合の届出に関する件	厚生省公衆衛生局長、医務局長	各都道府県知事
17	S24.5.16	衛発第547号	昭和24年度優生保護法施行に伴う予算（第二、四半期）に関する件	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
18	S24.6.6	衛庶第162号	優生保護法の一部を改正する法律の法文の写の送付に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
19	S24.6.11		優生保護法第14条の規定による地区優生保護委員会の人工妊娠中絶の審査状況に関する報告について	厚生省公衆衛生局長	都道府県知事
20	S24.6.17		地区優生保護審査会の運営等に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
21	S24.6.24	衛庶第176号	優生結婚相談所設置報告に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
22	S24.6.25	厚生省発衛第80号	優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件	厚生次官	各都道府県知事
23	S24.6.27	衛庶第182号	優生保護法の一部を改正する法律及び優生保護法施行規則の一部を改正する省令の公布に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
24	S24.7.2受付		地区優生保護審査会の審査状況に関する報告について	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長

第2編 優生手術の実施状況等

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
25	S24.8.4	衛庶第191号	優生保護法第25条の規定による届出月報に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
26	S24.8.17	衛二発第852号	優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件	厚生省公衆衛生局長、社会局長	都道府県知事
27	S24.10.4	衛発第1012号	優生保護法第22条の規定による優生結婚相談所の運営について	厚生省公衆衛生局長、医務局長	都道府県知事
28	S24.10.24	衛発第1077号	優生保護法第10条の規定による強制優生手術の実施について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
29	S24.11.24	衛発第1179号	優生保護法第13条第2項に規定する医師の意見書の様式について	厚生省公衆衛生局長	都道府県知事
30	S25.3.28	保険発第50号	優生保護法による任意の優生手術及び人工妊娠中絶術の保険給付について	厚生省保険局医療課長	都道府県民生部（局）保険課長
31	S25.5.18	衛庶第52号	健康保険における任意の優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付等について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
32	S25.5.25	衛発第58号	優生手術実施数等調査について（照会）	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
33	S25.7.13	衛庶第76号	優生保護法第13条第2項に規定する経済的理由に対する民生委員の意見書の様式について	厚生省公衆衛生局庶務課長、社会局庶務課長	各都道府県衛生部（局）長
34	S25.7.25	衛発第561号	昭和25年度優生手術費補助について	厚生省公衆衛生局長	千葉県知事
35	S25.10.19	衛発第783号	地区優生保護審査会の審査手数料について〔*〕	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
36	S25.11.15	衛庶第116号	優生手術実施数及び優生保護審査会開催状況等調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
37	S25.11.16	衛庶第118号	優生保護法施行規則の一部改正について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
38	S25.11.20	衛庶第119号	優生保護法指定二数等の調査に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
39	S26.5.17	衛庶第51号	昭和26年度優生保護法関係予算について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
40	S26.6.25	衛発第491号	昭和26年度優生手術委託費について	厚生省公衆衛生局長	兵庫県知事
41	S26.10.1		優生手術委託費の取扱について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部（局）長
42	S26.10.10	衛庶発第99号	優生保護法運営上の質疑事項について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
43	S27.1.10		昭和26年度下半期都道府県優生保護審査会補助金について	厚生省公衆衛生局長	兵庫県知事
44	S27.3.26	衛庶第34号	優生保護法の一部改正について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
45	S27.5.17		〔改正優生保護法の施行期日等の連絡〕	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
46	S27.6.13	衛発第52二号	昭和26年度都道府県優生保護審査会補助金の費目名の訂正について	厚生大臣官房会計課長、厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事、出納長
47	S27.6.23	衛庶第65号	優生保護相談所台帳の作成について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長、各政令市衛生主管部（局）長
48	S27.7.2	衛発第600号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔*〕	厚生省公衆衛生局長	都道府県知事
49	S27.7.23	厚生省発衛第132号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔*〕	厚生事務次官	各都道府県知事
50	S27.7.25	衛発第665号	優生保護法第25条の届出及び統計の実施について〔*〕	厚生省公衆衛生局長、大臣官房統計調査部長	各都道府県知事
51	S27.8.15	衛庶第116号	委託費及び補助金の精算書の提出について	厚生省公衆衛生局庶務課長	兵庫県衛生部長
52	S27.8.22	衛庶第118号	避妊用器具薬品等の見本送付について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
53	S27.8.26		地方公共団体手数料令の改正について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
54	S27.9.29	保発第56号	優生保護法による優生手術及び人工妊娠中絶術の保険給付について	厚生省保険局長	都道府県知事

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
55	S27.10.29	衛庶第150号	優生保護法による優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
56	S27.11.26	衛庶発第170号	優生保護法第25条の届出及び統計の実施について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
57	S28.1.19	衛庶第3号	昭和29年度優生保護及び精神衛生関係補助金等の概要について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
58	S28.3.24	社乙発第38号	生活保護法と優生保護法との関係について [＊]	厚生省社会局長、公衆衛生局長	各都道府県知事
59	S28.5.16	衛庶第42号	生活保護法と優生保護法との関連について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
60	S28.6.12	厚生省発衛第150号	優生保護法の施行について [＊]	厚生事務次官	各都道府県知事
61	S28.10.30	衛発第811号	優生手術交付金について	厚生省公衆衛生局長	宮崎県知事
62	S28.12.16	衛庶第83号	診療報酬点数の改正に伴う優生手術費用の取扱について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
63	S28.12.23	厚生省北衛第609号	札幌市優生保護相談所の設置承認について	厚生省公衆衛生局長	北海道知事
64	S29.2.1	事務連絡	優生保護相談所一覧の送付について	厚生省公衆衛生局庶務課優生保護係	各都道府県衛生主管部（局）優生保護係
65	S29.2.16	＝発第104号	優生手術及び人工妊娠中絶に関する報告について	厚生省大臣官房統計調査部長、公衆衛生局長	各都道府県知事
66	S29.2.26	事務連絡	[優生保護法、同施行令、同施行規則の参考送付]	厚生省公衆衛生局庶務課優生保護係	各都道府県衛生主管部（局）優生保護主管課
67	S29.4.30	衛庶第27号	昭和29年度優生保護関係事業計画について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県、各政令市衛生主管部（局）長
68	S29.5.10	＝＝第154号	助産婦等受胎調節実地指導員が行う受胎調節指導に伴う避妊薬の取扱方について	厚生省薬務局長	各都道府県知事
69	S29.6.22	事務連絡	助産婦等受胎調節実地指導員が行う受胎調節指導に伴う避妊薬の取扱方について	厚生省公衆衛生局庶務課優生保護係	各都道府県衛生部優生保護主管課
70	S29.10.6	厚生省発衛第302号	昭和29年度強制優生手術費の国庫負担について	厚生事務次官	宮崎県知事
71	S29.11.17	社発第904号	生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について（抄） [＊]	厚生省社会局長・公衆衛生局長	各都道府県知事
72	S29.12.6	衛庶第106号	審査を要件とする優生手術の実施状況並びに実施計画調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
73	S29.12.24	衛庶第119号	審査を要件とする優生手術の実施の推進について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
74	S30.1.20	衛庶第11号	強制優生手術実施数について（照会）	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部（局）長
75	S30.2.16	衛庶第16号	昭和29年度優生手術交付金について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
76	S30.5.26	衛発第310号	昭和29年度優生手術費交付金について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
77	S30.6.15	衛発第369号	昭和29年度優生保護相談所事業費補助金精算書について	厚生省公衆衛生局長	茨城県知事
78	S30.6.20	衛庶第57号	昭和29年度優生保護法施行状況等の調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
79	S30.7.8	衛庶第65号	昭和29年度優生保護法施行状況等の調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
80	S30.7.11	厚生省発衛第249号	[超過交付となった優生保護相談事業補助金等の返納命令]	厚生大臣	茨城県
81	S30.7.21	厚生省発衛第262号	昭和30年度強制優生手術費の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
82	S30.9.1	厚生省発衛第301号	優生保護法の一部を改正する法律の施行について	厚生事務次官	神奈川県知事／兵庫県知事
83	S30.9.1	厚生省発衛第301号	優生保護法の一部を改正する法律の施行について	厚生省公衆衛生局長、薬務局長	神奈川県知事／兵庫県知事
84	S30.9.6	厚生省発衛第303号	生活困窮者受胎調節普及事業の実施について	厚生事務次官	神奈川県知事

第2編 優生手術の実施状況等

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
85	S30.9.6	衛発第528号	生活困窮者受胎調節普及事業の実施について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
86	S30.9.6	衛庶第78号	生活困窮者受胎調節普及事業の実施について	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部長
87	S30.12.8	厚生省発衛第378号-1	昭和30年度優生手術費国庫負担金の交付の決定について	厚生大臣	茨城県知事
88	S30.12.21		[昭和30年度優生手術費交付金に関する連絡]	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部長
89	S30.12.27	衛発第803号	優生保護法施行規則の一部改正について	厚生省公衆衛生局長	茨城県知事／奈良県知事
90	S31.1.9	衛庶第1号	昭和30年度優生手術費交付金年間所要見込額調について	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部長／京都府衛生部長／宮崎県衛生部長
91	S31.1.20	衛庶第9号	昭和28年度優生手術費交付金、優生保護相談所事業補助金の返納状況調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部（局）長
92	S31.2.16	厚生省発衛第21号	昭和30年度における優生保護相談事業に要する経費の国庫補助について	厚生事務次官	茨城県知事／宮崎県知事
93	S31.3.15	厚生省発衛第61号	昭和30年度優生手術費国庫負担金の交付の決定の変更について	厚生大臣	茨城県知事
94	S31.3.26	厚生省発衛第109号	昭和30年度優生保護相談事業国庫補助金交付基準の変更について	厚生事務次官	茨城県知事
95	S31.3.29	厚生省発衛第124号	昭和30年度優生手術費国庫負担金交付決定通知の一部変更について	厚生大臣	茨城県知事
96	S31.3.29	厚生省発衛第127号	昭和30年度優生保護相談事業費国庫補助金の交付の決定について	厚生大臣	茨城県知事
97	S31.5.16	厚生省発衛第199号	昭和30年度優生保護相談事業費国庫補助の事業実績報告書等について	厚生事務次官	茨城県知事
98	S31.7.6	衛発第442号	都道府県優生保護審査会の委員数について（照会）	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
99	S31.7.6	衛企第23号	昭和31年度優生保護相談事業等事業計画及び予算措置について	厚生省公衆衛生局企画課長	京都府衛生担当部長
100	S31.8.11	衛企第35号	優生保護相談事業並びに生活困窮者受胎調節普及事業関係報告資料の提出について	厚生省公衆衛生局企画課長	京都府衛生担当部長
101	S31.11.8		[優生手術費交付金の交付決定の遅れの連絡]	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生部（局）長
102	S32.1.24	衛発第41号	昭和31年度優生手術事業遂行状況の調査について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
103	S32.3.4	衛企第13号	昭和32年度家族計画関係の予算状況について	厚生省公衆衛生局企画課長	各都道府県衛生担当部長
104	S32.4.4	衛発第263号	ブロック別家族計画主管課長会議の開催について	厚生省公衆衛生局長	京都府知事
105	S32.4.4	衛企第28号 医総第10号	受胎調節実地指導員の業務広告について	厚生省公衆衛生局企画課長、医務局総務課長	各都道府県衛生担当部長
106	S32.4.27		[優生手術の啓蒙活動等を要請]	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
107	S32.5.30	衛精第30号	優生保護法第17条第3項に基づく都道府県優生保護審査会の委員数等について（照会）	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部長
108	S32.6.21	厚生省発衛第313号	昭和32年度強制優生手術費の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
109	S32.8.7	衛精第50号	昭和31年度優生保護費実績調査について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部長
110	S32.8.26	厚生省発衛第386号	受胎調節特別普及事業の実施について	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市長
111	S32.8.26	衛発第699号	受胎調節特別普及事業実施要綱の改正について	厚生省公衆衛生局長	神奈川県知事
112	S32.9.6	衛発第778号	受胎調節特別普及事業の実施について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事、各政令市長
113	S32.11.8受付		第2回家族計画普及全国大会出席者の宿泊施設のあっ旋について	厚生省公衆衛生局企画課長	各都道府県、各政令市衛生担当部（局）長
114	S32.12.18	衛発第1098号	昭和32年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	厚生省公衆衛生局長	千葉県知事

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
115	S33.6.9	厚生省発衛第247号	昭和33年度優生手術費国庫負担金の交付について	厚生事務次官	各都道府県知事
116	S33.10.16	衛発第955号	優生保護法第10条に基づく優生手術に関する費用について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
117	S33.11.29	厚生省発衛第484号	昭和33年度優生手術費国庫負担金の交付基準の一部改正について	厚生事務次官	各都道府県知事
118	S34.12.26	衛発第1282号	昭和34年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
119	S35.2.1	衛精第5号	都道府県優生保護審査会の委員数について（照会）	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部長
120	S35.3.29	衛発第274号	昭和34年度優生手術事業実績報告書の提出について	厚生省公衆衛生局長	千葉県知事/神奈川県知事
121	S35.4.14	衛精第20号	昭和34年度優生手術費負担金に係る事業実績報告書の提出について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
122	S35.4.16	厚生省発衛第179号	昭和35年度優生手術費国庫負担金の交付について	厚生事務次官	各都道府県知事
123	S35.4.20	厚生省発児第97号	家族計画特別普及事業の実施について	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長
124	S35.4.21	児発第486号	家族計画特別普及事業実施要綱改定に伴う取扱について	厚生省児童局長	各都道府県知事、各政令市市長
125	S35.4.27	事務連絡	昭和34年度優生手術費国庫負担金について	厚生省公衆衛生局精神衛生課	各都道府県衛生主管課
126	S35.5.21	衛発第454号	優生保護法の一部を改正する法律の施行について【*】	厚生省公衆衛生局長、児童局長	各都道府県知事
127	S35.9.29	厚生省発衛第442号	昭和35年度優生手術費負担金交付決定通知書	厚生大臣	長崎県
128	S36.9.11	厚生省発衛第313号	昭和36年度優生手術費負担金交付決定通知書	厚生大臣	神奈川県
129	S36.10.28	衛精第75号	精神衛生法による措置入院患者が優生保護法第10条に基づく優生手術を行なった場合における医療費の負担区分について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	都道府県衛生主管局部長
130	S36.11.16	事務連絡	昭和35年度優生手術費事業実績報告書の提出について	厚生省公衆衛生局精神衛生課	群馬県衛生主管部優生保護主管課
131	S36.12.15	児発第1335号	優生保護法施行令及び同法施行規則の一部改正について	厚生省公衆衛生局長、児童局長	各都道府県知事、各政令市市長
132	S37.3.10	厚生省発衛第33号	昭和36年度優生手術費負担金交付決定一部取消通知書	厚生大臣	神奈川県
133	S37.5.19	厚生省発衛第153号	優生手術費の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
134	S39.5.6	児発第405号	家族計画新婚学級の実施について	厚生省児童局長	各都道府県知事
135	S40.7.6	薬事第118号	薬事法の特例に係る優生保護法の一部改正について（通知）	厚生省薬務局薬事課長	各都道府県衛生主管部（局）長
136	S41.12.23	厚生省発衛第216号	昭和40年度優生手術費負担金交付額確定通知書	厚生大臣	長崎県
137	S42.2.9	衛精第9号	昭和41・42年度優生手術費交付金医療費請求明細書（写）の送付方依頼について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	長崎県衛生主管部（局）長
138	S42.2.21	衛精第54号	昭和41年度優生手術費交付金の変更交付申請について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
139	S42.3.24	厚生省収衛第120号	昭和41年度優生手術費負担金交付決定一部取消通知書	厚生大臣	長崎県
140	S42.4.15	厚生省発衛第82号	昭和42年度優生手術費交付金の国庫負担について	厚生事務次官	都道府県知事
141	S42.8.25	厚生省発衛第204号	昭和41年度優生手術費負担金交付額確定通知書	厚生大臣	長崎県
142	S42.10.3	厚生省収衛第265号	昭和42年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	長崎県
143	S42.11.24	衛精第39号	昭和42年度優生手術事業遂行状況報告について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	長崎県衛生主管部（局）長
144	S43.1.24	衛精第3号	昭和42年度優生手術費交付金について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	長崎県衛生主管部（局）長

第2編 優生手術の実施状況等

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
145	S43.3.8	厚生省収衛第43号	昭和42年度優生手術費交付金追加交付決定通知書	厚生大臣	長崎県知事
146	S43.5.4	厚生省発衛第80号	昭和43年度優生手術費交付金の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
147	S43.7.11	厚生省収衛第123号	昭和42年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	長崎県
148	S43.7.25	厚生省収衛第146号	昭和43年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	滋賀県／長崎県
149	S43.8.2	衛精第36号	優生保護事務打合会議の開催について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
150	S43.11.25	衛精第48号	昭和43年度優生手術事業遂行状況報告について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
151	S44.2.25	事務連絡	昭和43年度優生手術費交付金追加（増減）額変更申請書の提出について	厚生省公衆衛生局精神衛生課	各都道府県優生保護担当係長
152	S44.3.28	厚生省収衛第85号	昭和43年度優生手術費交付金交付決定一部取消通知書	厚生大臣	滋賀県
153	S44.3.28	厚生省収衛第85号	昭和43年度優生手術費交付金追加交付決定通知書	厚生大臣	長崎県
154	S44.5.9	衛精第22号	昭和43年度優生手術費交付金の事業実績報告書の提出について（督促）	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	滋賀県衛生主管部（局）長
155	S44.5.10	厚生省発衛第69号	優生手術費交付金の国庫負担について〔＊〕	厚生事務次官	各都道府県知事
156	S44.6.28	統発第368号	優生手術及び人工妊娠中絶の報告について〔＊〕	厚生省大臣官房統計調査部長、公衆衛生局長	各都道府県知事
157	S44.11.14	厚生省収衛第253号	昭和44年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	滋賀県／長崎県
158	S44.11.27	厚生省発衛第170号	昭和43年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	滋賀県／長崎県
159	S44.12.5	事務連絡	昭和44年度優生手術費交付金事業遂行状況報告について	厚生省公衆衛生局精神衛生課総務係	各都道府県優生保護担当係長
160	S45.3.26	厚生省収衛第74号	昭和44年度優生手術費交付金追加交付決定通知書	厚生大臣	長崎県
161	S45.6.20	薬事第171号	優生保護法の一部を改正する法律の制定について（通知）	厚生省薬務局薬事課長、児童家庭局母子衛生課長	各都道府県、各政令市衛生主管部（局）長
162	S45.8.6	衛発第569号	優生保護法指定医師ブロック別研修会の開催について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
163	S46.1.28	衛精第4号	昭和45年度優生手術費交付金について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
164	S46.1.28	厚生省収衛第20号	昭和45年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	滋賀県
165	S46.3.16	厚生省発衛第35号	昭和44年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	長崎県
166	S46.8.25	厚生省発衛第126号	昭和45年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	滋賀県
167	S46.9.6	厚生省収衛第154号	昭和46年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	滋賀県
168	S46.9.17	衛発第578号	優生保護法指定医師ブロック別研修会の開催について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
169	S47.1.19	事務連絡	優生手術費交付金の変更申請について	厚生省精神衛生課医療保護係	各都道府県優生保護担当係長
170	S49.4.16	厚生省発衛第65号	優生手術費交付金の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
171	S49.9.13	児母衛第22号	優生保護相談所の設置状況について	厚生省児童家庭局母子衛生課長	各都道府県、各政令市母子衛生主管課長
172	S50.4.15	厚生省発衛第86号	優生手術費交付金の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
173	S50.7.15	児母衛第24号	優生保護法第39条第1項の改正について	厚生省児童家庭局母子衛生課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
174	S50.11.8	厚生省発衛第255号	昭和49年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	滋賀県

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
175	S51.1.20	厚生省発衛第15号	優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期について	厚生事務次官	各都道府県知事
176	S51.1.21	衛精第2号	優生保護法に基づく人工妊娠中絶の実施時期について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
177	S51.9.9	厚生省発児第141号	「家族計画特別普及事業実施要綱」の一部改正について	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区长
178	S51.9.9	児発第626号	「家族計画特別普及事業実施要綱改定に伴う取扱について」の一部改正について	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区长
179	S51.12.17	統発第413号	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部長、公衆衛生局長	各都道府県知事
180	S51.12.27	衛精第34号	優生手術及び人工妊娠中絶の報告について（通知）〔*〕	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
181	S52.8.19	厚生省発児第151号	「家族計画特別普及事業実施要綱」の一部改正について	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区长
182	S53.4.10	厚生省発衛第75号	優生手術費交付金の国庫負担について〔*〕	厚生事務次官	各都道府県知事
183	S53.6.30	厚生省発衛第150号	審議会等の整理等に関する法律による精神衛生法の一部改正等について	厚生事務次官	各都道府県知事
184	S53.10.31	統発第396号	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部長、公衆衛生局長	各都道府県知事
185	S53.11.21	厚生省発衛第252号	「優生保護法の施行について」の一部改正について	厚生事務次官	各都道府県知事
186	S53.11.21	衛精第46号	人工妊娠中絶の報告等について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
187	S55.3.24	厚生省収衛第93号	昭和54年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	高知県
188	S55.7.28	事務連絡	受胎調節実地指導員による受胎調節指導のために必要な医薬品の販売について	厚生省児童家庭局母子衛生課長	各都道府県、各政令市、各特別区母子衛生主管部（局）長
189	S55.11.6	児母衛第32号	優生保護法の一部改正について	厚生省児童家庭局母子衛生課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
190	S56.1.27	厚生省発衛第13号	昭和54年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	高知県
191	S56.5.26	児発第436号	優生保護法施行規則の一部改正について	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事
192	S56.11.14	統衛発第26号	昭和57年医療施設調査（動態）、優生保護統計、食中毒統計、病院報告、伝染病統計に使用する調査票等の送付について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課長	岐阜県衛生主管部（局）長
193	S57.3.16	児母衛第12号	優生保護法第15条第2項の講習の認定の取扱いについて	厚生省児童家庭局母子衛生課長	都道府県母子衛生主管部（局）長
194	S57.8.30	衛発第722号	老人保健法による優生保護法及び厚生省設置法の一部改正並びに関係政省令の改正について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
195	S57.11.22	統衛発第25号	昭和58年医療施設調査（動態）、優生保護統計、食中毒統計、伝染病統計に使用する調査票等の送付について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課長	岐阜県衛生主管部（局）長
196	S58.3.3	厚生省収衛第54号	昭和57年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	広島県
197	S58.3.3	衛発第149号	昭和57年度優生手術費交付金の支出負担行為について	支出負担行為担当官 厚生省公衆衛生局長	支出官 広島県出納長
198	S60.6.25	児母衛第18号	優生保護法第39条第1項の改正について	厚生省児童家庭局母子衛生課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
199	S60.11.7	事務連絡	昭和60年度精神医療費等の執行見込みについて	厚生省保健医療局精神保健課医療係長	各都道府県精神保健担当係長
200	S63.10.8	事務連絡	優生保護審査会における資料等について	厚生省精神保健課社会復帰指導係長	千葉県衛生部保健予防課優生保護担当係長
201	H1.8.3	厚生省発健医第176号	優生手術費交付金の国庫補助について	厚生事務次官	各都道府県知事
202	H1.8.3	事務連絡	「優生手術費交付金交付要綱」の送付について	厚生省保健医療局精神保健課社会復帰指導係長	各都道府県精神保健担当係長
203	H2.3.6	事務連絡	10歳代の妊娠問題等に対する都道府県事業について（調査依頼）	厚生省保健医療局精神保健課社会復帰指導係長	各都道府県衛生主管部（局）優生保護担当課担当係長
204	H2.3.20	厚生省発健医第55号	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準について	厚生事務次官	各都道府県知事

第2編 優生手術の実施状況等

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
205	H2.3.20	健医精発第12号	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準の変更について	厚生省保健医療局精神保健課長	各都道府県衛生主管部（局）長
206	H2.6.29	児母衛第18号	優生保護法第39条第1項の改正について	厚生省児童家庭局母子衛生課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
207	H2.8.17	健医精発第38号	優生保護関係資料の作成について（依頼）	厚生省保健医療局精神保健課長	各都道府県衛生主管部（局）長
208	H2.12.6	事務連絡	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準の変更の周知徹底について	厚生省保健医療局精神保健課医療第二係	各都道府県優生保護法担当係長
209	H2.12.6	健医精発第57号	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準の変更の周知徹底について	厚生省保健医療局精神保健課長	各都道府県衛生主管部（局）長
210	H5.3.24		〔ゲムプロスト含有の膣座剤の取扱いについての連絡〕	厚生省保健医療局精神保健課課長	各都道府県優生保護主管課長
211	H5.12.24	児発第1037号	優生保護法施行規則の一部を改正する省令の公布について	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区长
212	H5.12.24	統発第384号 健医発第1394号	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部長、保健医療局長	各都道府県知事
213	H5.12.24	健医精発第61号	優生手術及び人工妊娠中絶の実施に係る報告について（通知）〔*〕	厚生省保健医療局精神保健課長	各都道府県衛生主管部（局）長
214	H6.4.8	統保発第15号	優生保護統計報告作成要領の送付について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部保健社会統計課保健統計室長	石川県衛生主管部（局）長
215	H7.6.16	児母第26号	優生保護法第39条第1項の改正について	厚生省児童家庭局母子保健課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
216	H8.3.31	発健医第110号	らい予防法の廃止に関する法律の施行について（依命通知）	厚生事務次官	各都道府県知事／各国立ハンセン病療養所長
217	H8.3.31	健医発第426号	らい予防法の廃止に関する法律の施行について	厚生省保健医療局長	各都道府県知事／各国立ハンセン病療養所長
218	H8.6.6	統発第172号 健医発第726号	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部長、保健医療局長	各都道府県知事
219	H8.9.25	厚生省発児第122号	母体保護法の施行について〔*〕	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区长
220	H8.9.25	厚生省発児第123号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について（依命通知）〔*〕	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区长
221	H8.9.25	児発第826号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔*〕	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区长
222	H8.9.25	統発第292号 児発第828号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について	厚生省大臣官房統計情報部長、児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区长
223	H8.9.25	児発第832号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔*〕	厚生省児童家庭局長	日本母性保護産婦人科医会長
224	H8.9.25	児発第833号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔*〕	厚生省児童家庭局長	日本医師会長
225	H8.9.25	児発第827号	「受胎調節普及実施要領」並びに「同細目」について	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区长
226	H8.9.25	統発第293号 児発第829号	母体保護法第25条の届出及び統計の実施について〔*〕	厚生省大臣官房統計情報部長、児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区长
227	H8.9.25	社援保第186号 児発第830号	生活保護法による医療扶助と母体保護法との関係について〔*〕	厚生省社会・援護局長、児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区长
228	H8.12.25	事務連絡	保健統計調査・定期報告等の事務取扱いについて	厚生省大臣官房統計情報部保健社会統計課保健統計室企画指導係長	各都道府県、各指定都市、各中核市保健統計主管係長

通知・事務連絡 No. 28

衛生部
衛生第一七七号

昭和二十四年十月二十四日

厚生省公衆衛生局長

各都道府県知事殿

優生保護法第十条の規定による強制優生手術の実施について

優生保護法第十条の規定により強制優生手術を行うに当たって手術を受けるべき者がこれを拒否した場合の取扱に關しては、法務府法制意見第一局と打合せの結果、左記の通り意見の統一を見たからこの京御留意の上法の適正な運用を図られたい。

記

一 優生保護法は、優生手術を行うことの出来る場合を二種類に分け、一方においては手術を受ける者並びにその配偶者の同意を要する任意の優生手術の実施を認め

(サ三條) 他方においては、何等この種の同意を要件としない強制優生手術の実施を認めているが(サ四條)、後者の場合には、手術を受ける本人の同意を要件としていないことから見れば、当然に本人の意思に反して、手術を行うことができると解しなければならぬ。従つて本人が手術を受けることを拒否した場合においても手術を強行することができるとのである。勿論、この場合に手術を強行する事ができるためには、優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定した場合、即ち手術を受けなければならない者が優生手術の実施に關して不服があるにもかかわらず、法サ六條の規定による再審査の申請又はサ九條の規定による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府県優生保護審議会の決定がそれと確定した場合、優生手術を行うことが適当である旨の判決が確定した場合でなければならない。

二 右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に當ては要する最少限度のものでなければならぬので、なるべく有形力の行使は慎まなければならないが、それと併せて具体的な場合に於いては、真に必要とせざるを得ない限度において身体拘束、麻酔施用又は欺罔等の手術を用いることも許される場合があると解して差し

ええな。

三 以上の解任が基本的人権の制限を伴うものであることはいうまでもないが、そもそも優生保護法自体に優生上の観点から不良な子孫の出生を防止するという公益上の目的が掲げられている上に、強制優生手術を行うには、医師により「公益上必要である」と認められることを前提とするものであるから、決して憲法の精神に背くものではない。(憲法第三條、オ一三條参照)更に又、その手術の実施に関する規定についても医師の申請により、優生手術を行うことが適当である旨の都道府県優生保護審議会の決定がなければ、これを伴うことはできないものであるし、しかもこの決定に異議があるときは、中央優生保護審査会に対してその再審査の申請を行うことができるばかりでなく、その再審査に基く決定に対しては、更に訴を提起し判決を求めることができるようになっていくのであつて、その手続はきわめて慎重であり、人権の保障については法は十分の配慮をしているといふことができる。

従つて、かような手続によつて、優生手術を行うことが適当であると認められた者に対してこの手術を行うことは、真に公益上必要であるものといふことができる。

その上優生手術は一般に方法が容易であつて格別危険を伴うものではないのであるから、前に述べたような方法により、手術を受ける者の意思に反してこれを強行することや何等憲法の保障に反するものではない。

通知・事務連絡 No. 49

厚生省発衛第一三二号

昭和二十七年七月二十三日

厚生事務次官

各都道府県知事 殿

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について

優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第七十一号）、優生保護法施行令の一部を改正する政令（昭和二十七年政令第四百十九号）及び優生保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三三号）の施行については、特に次の事項に留意の上、その運用の方全を賜せられるよう通知す。

記

第一 一般的事項

一 優生保護法の一部を改正する法律は、優生保護法（以下「法」という。）の趣旨を徹底するために、優生手術がなされる範囲を拡大し、人工妊娠中絶の手続を簡易にし、受胎調節の実地指導の見直しを新設した外、優生保護相及び優生保護審査会に

関する規定の整備等を行うたものであること。

二 優生保護法施行令の一部を改正する政令は、法の一部改正に伴い、地区優生保護審査会に関する規定を削り、優生手術に関して国庫が負担すべき費用の範囲を拡大し、優生保護相談所の設置及び運営に要する費用の国庫補助に関する規定を加えたものであること。

三 優生保護法施行規則の改正は、法の一部改正に伴い、安胎調節の実地指導及び認定講習に関する規定等と新設し、優生保護相談所の申請手続その他に関する規定に所要の改正を加えたものであること。

第二 優生手術に関する事項

一 法第三條第一項第一号の改正は、従来、配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病又は遺伝性精神衰弱にかかっている場合には、法第三條第一項第二号によつて優生手術を行うことができるにも拘らず、配偶者が同様の疾病にかかっている場合には、これができないという不合理な点

があつたので、これを改正すると共に、母性保護を徹底するために配偶者が遺伝性でない精神病又は精神衰弱にかかっている場合にも優生手術を行うことができるようにしたものであること。

二 法第三條第二項の改正は、配偶者(妻)が法第三條第一項第四号又は第五号に該当する場合に、その夫に優生手術を行うことができることとして、母性保護の徹底をかけたものであること。

三 法第十二條及び第十三條の改正は、従来、遺伝性でない精神病又は精神衰弱にかかっている者については、任意、審査のいずれによつても優生手術を行うことができなかったため、これらの者の保護が十分でないうみがあつたので、審査を条件として優生手術を行うことができることとしたものであること。

なお、都道府県優生保護審査会の審査を条件としたのは、これだけのものだけでは能力に欠けるところがあるため、保護義務者の同意だけでは、不当に優生手術が行われるおそれがあることも考えられるので、かかるべし害を防止しようという趣旨によるものであること。

四 法第三條及び法第四條の見出を改め、法第三條第一項中「任意に」の字句を削除したのは、いずれも本文の内容を的確に表現するためであつて、これにより優生手術の性格が変更されたものではないこと。

五 政令第五條第一項中「旅費」を「鉄道賃、船賃、車賃」に改めたのは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第四十四号）の用語に合せたものであること。

六 規則において、任意の優生手術及び人工妊娠中絶に関する同意書の徴収及び保存に関する規定を廃止したのは、手続を簡素化するために同意書の形式及びその保存期間を限定せず、医師が適宜、これを行うようにしたものであること。

第三 人工妊娠中絶に関する事項

法第十四條の改正は、従来、手続がばかばかに過ぎるため当然優生保護法による人工妊娠中絶を行うことができる者でも、これを回避して違法な人工妊娠中絶を行うおそれがあり、しかも、この様な場合は拙劣な技術により母体の健康を害することも多く

ないと認められるので、これらの者も適法且つ安全に人工妊娠中絶を行うことできるように、その手続を簡素適正化したものであること。

一 人工妊娠中絶を行うことができる者の範囲は、本人又は配偶者が遺伝性でない精神病質が追加されたほかは、従前通りであること。

二 この改正により、経済的理由及び疾病等による場合の事実の認定も一切指定医師に任されたので、その認定に当つては、適切に行うよう十分指導されたいこと。なお、認定に当つて疑わしいときは、関係者から説明書又はこれに代るべき事実を証する書面等を徴収することはさしつかえないこと。

三 法第十四條第一項第四号には、妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるものを含むものであること。

第四 受胎調節に関する事項

法第十五條の改正は、受胎調節の普及策に便乗して、十分な知識及び技能を有しない者が、受胎調節の實地指導を行うおそれがあるので、これを防止するために特定の受胎調節の指導を一般的に禁止し、医師及び都道府県知事の指定を受けた者に一

れを許して、受胎調節の適否且つ効果的否善及をばかつたものであること。

一 法第十五條の受胎調節の実地指導とは、直接女子の身体に対して行ふものない、
い、模型により又は口頭で行ふもの等はこれに含まれないこと。

二 規則第十條、第十二條及び第十四條に規定する指定証及び標識の交付、更新及び再交付に關する手数料は、地方公共団体手数料令（昭和二十二年政令第三百二十七号）及び同規則（昭和二十三年政令第五号）によらるべきこと。

第五 優生保護相談所に關する事項

一 優生結婚相談所の名称を優生保護相談所と改めたのは、これを事業の利益に適合せしめたるものであつて、相談所の性質を變更したものではないこと。

二 法第二十三條の「優生保護相談所に類似する文字」とは、たとえば、優生結婚相談所、優生保護相談所等の如く優生保護相談所にまぎらわしい名称を用いることをいうものであること。

第六 その他

一 法第十八條第五項の改正は、都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び日当

償に關する根拠を規定したものであり、各都道府県は、これに基づき、報酬及び日当の額及びその支給方法を都道府県令で定められたいこと。

二 法第二十五條の改正は、法第三十八條の特例を除き、優生保護法により優生手術及び人工妊娠中絶を實施したすべての場合について届出義務を課するとともに、その届出方法を簡素化したものであること。

なお、法第三十八條の人工妊娠中絶の届出の特例が適用されるのは、指定医師が自ら死産の届出に關する規程によつて届出をした場合に限られること。したがって、同規程により医師以外の届出義務者が届出をした場合でも、その医師は、これとは別に、法第二十五條による届出をしなければならないこと。

三 法第三十七條の秘密保持の規定の改正により、公務員以外に優生手術及び人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者についても、この義務が課せられたのであるが、この中には、これらの手術を實施した医師及びこれを補助した看護婦等も含まれるものであること。

通知・事務連絡 No. 60

厚生省発衛第一五〇号

昭和二十八年六月二十二日

厚生事務次官

各都道府県知事殿

優生保護法の施行について

優生保護法の施行について当省から示達した通知は、相当多数に上るが、これらのうちには、数々の法令改正に伴い、すでに実質的には失効し又は無意味となっている

ものもあって、施行上混乱を生じ不便が少ないと考えられるので、今回これを整理したから、今後これらについては、すべて左記によって処理することとされたい。

なお、本通知の施行に伴い、次の各通知は、これを廃止するから念のため申し添えらる。

1. 優生保護法施行に関する件 (昭和二十四年一月二十日 厚生省公衛第三号 各都道府県知事宛 厚生事務次官通知)
2. 優生保護法施行規則の一部改正について (昭和二十四年四月二十日 厚生省公衛第四六号 各都道府県知事宛 厚生事務次官通知)
3. 地区優生保護審査会の運営等に関する件 (昭和二十四年六月十七日 衛庶第一七四号 各都道府県衛生部長宛 厚生省公衆衛生局長事務課長通知)
4. 優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件 (昭和二十四年六月二十五日 厚生省公衛第八〇号 各都道府県知事宛 厚生事務次官通知)

— 2 —

5. 優生保護法第二十二條の規定による優生結婚相談所の運営について (昭和二十四年十月四日 衛庶第一〇一ニ号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長、医務局長通知)
6. 優生結婚相談所類似機関の取扱について (昭和二十四年十月四日 衛庶第二一〇号 各都道府県衛生部長宛 厚生省公衆衛生局長事務課長、医務所医務課長通知)
7. 優生保護法第十條の規定による強制優生手術の実施について (昭和二十四年十月二十四日 衛庶第一〇七六号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知)
8. 優生保護法第十三條第二項と規定する医師の意見書の様式について (昭和二十四年十一月二十四日 衛庶第一一七九号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知)
9. 健康保険における任意の優生手術及び人工妊娠絶の保険給付について (昭和二十五年五月十八日 衛庶第五二号 各都道府県衛生部長宛 厚生省公衆衛生局長事務課長通知)

— 3 —

10. 地区優生保護審査会の審査手数料について
- 昭和二十五年十月十九日衛発第
八三三号 各都道府県知事宛
厚生省公衆衛生局長通知

記

第一 優生手術について

一 一般的事項

1. 法律二條の「生殖を不能にする手術の術式」は、規則第一條各号に掲げるものに限られるものであって、これ以外の方法、例えば、放射線照射によるもの等は、許されないこと。
2. 法律二十八條は、健康者が経済的理屈とか、單なる産児制限のためとか、又出産によって容ぼうが養えることを防ぐため等この法律の目的以外に利用することを防

ぐため、この法律で認められている理由及びその他正当の理由がない限り生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行うことを禁止したものであること。従つて、この法律の規定による場合又は医師が医療の目的のため正当業務又は緊急避難行為として行う場合以外にこれを行えば法律二十八條違反として法律三十四條の罰則が適用されるものであること。

二 医師の認定による優生手術

1. 未成年者、精神病者又は精神薄弱者に対しては、医師の認定による優生手術を行うことはできないこと。これらの者に対する優生手術は、法律十條又は第十三條第二項の規定に該当する場合のみ行うことができるものであること。
2. 法律三條第一項第一号前段、第二号及び第三号の規定は、本人又は配偶者がいづれが一方の側に該当者であれば、その本人について又その配偶者について優生手術を行うことができることを定めたものであること。すなわち、本人の側に該当

- 者があれば、配偶者の側に該当事者がいない場合でもその配偶者は手術を受けることと
 するといふ趣旨であつて、かなりな範圍に適用されるものであること。但し、こ
 の場合においても、法律三條第一項但書の適用は排除されないから、優生手術を受
 けるべき者が未成年者、精神障害者又は精神薄弱者である場合は、医師の認定による
 優生手術を行うことができないことは当然であること。
- 3 法律三條第一項第三号の「本人又は配偶者の四親等以内の血族關係にある者」に
 は、本人及び配偶者は含まれないこと。
- 4 法律三條第一項第四号の「母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」とは、
 当該具体的状況において医学的常識経験からみて死亡の結果が予想される場合をい
 うものであること。
- 5 法律三條第三項の「配偶者が知らないとき」とは、民法上不在者として取り扱わ
 れる等配偶者の所在が知らないことが法的手続により確認されているときだけでなく、
 事實上所在不明の場合も含むものであること。

- 6 法律三條第三項の「その意思を表示することができないとき」とは、禁治産の宣
 告等意思能力のないことが法的手続により確認されているときだけでなく、精神病
 精神薄弱又は外地拘留等のため事實上その意思を表示することができない場合も含
 むものであること。しかしながら遠隔地へお搬しているときのように配偶者の所在
 が判明しており、何らかの方法でその意思を表示することが可能である場合は、こ
 れに当たらないものであること。

三、審査を要件とする優生手術

- 1 法律四條の「公益上必要であると認めるとき」とは、優生上の見地から不良な子
 孫の発生するおそれがあると認められるとき、すなわち、法の別表に掲げる疾病に
 かかっていることが確認され、且つ、産児の可能性があると認められるときをい
 うのであつて、單に狂暴又は犯罪等によって公共に危険を及ぼすだけでは、これに
 当たらないこと。

2. 法第六條第一項の再審査を申請できる期間（三週間）は、いわゆる不承期間であるから、この期間を経過すれば、法第五條第一項の決定は確定し、その理由のいかんをとわず再審査の申請をすることはできなくなる。
3. 法第九條の訴の提起は、東京地方裁判所に対して行うべきものであること。
4. 審査を要件とする優生手術は、本人の意見に及してもこれを行うことができるものであること。但し、この場合に手術を施行することができるためには、優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定した場合、すなわち、手術を受けなければならない者が、優生手術の実施に関して不服があるにわかかわらず、法第六條の規定による再審査の申請又は第九條の規定による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府県優生保護審査会の決定が確定した場合、優生手術を行うことが適当である旨の判決が確定した場合でなければならないこと。この場合に許される強制の方法は、手術にとって必要を最小限度のものでなければならないのであるべく有形力の行使はつしまなければならないが、それぞれの具体的場合に応じ

— 8 —

ては、真にやむを得ない限度において身体拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えないこと。

第二 人工妊娠中絶について

一 一般的事項

法第二條第三項の「胎児が母体外において生命を保護することのできない時期」とは、通常、妊娠八月未満をいうものであること。従って、妊娠八月以上すなわち人工早産を行いうるような時期に至つたものについては、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこと。

二 指定医師

優生保護法指定医師でない者は、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこと。

— 9 —

と。但し、母体の生命が危険に頻する場合、例えば妊娠中の者が突然子宮出血を起したり、又は子癇の発作が起つて種種の危険症状を呈し、急速に胎児を母体外に出す必要がある場合に、緊急避難行為として、人工妊娠中絶を行うことは多少より差し支えないこと。

三、人工妊娠中絶の対象

1. 法第十四條第一項第一号から第三号までの規定は、本人(妻)又は配偶者(夫)のいずれが一方に該当者があれば、その本人(妻)に人工妊娠中絶を行うことができることを定めたるものであること。
2. 法第十四條第一項第四号の「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」とは、妊娠を継続し、又は分娩することがその者の世帯の生活に重大な経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害されるおそれのある場合を

いうものであること。従つて、現に生活保護法の適用を受けている者(生活扶助を受けている場合はもちろん、医療扶助だけを受けている場合を含む。以下同じ。)が妊娠した場合又は現に生活保護法の適用を受けていないが妊娠又は分娩によって生活が著しく困窮し、生活保護法の適用を受けるに至るような場合は、通常これに當るものであること。

3. 法第十四條第一項第五号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行爲による場合だけというものではないこと。但し、この認定は相当厳格に行う必要があり、いやしくもいわゆる和合によって妊娠した者が、この規定に便乗して人工妊娠中絶を行うことがないように十分指導されたいこと。

なお、本号と刑法の強姦罪の構成要件は、おおよそその範囲を同じくするものであるが、本号の場合は必ずしも姦淫者について強姦罪の成立することを必要とするものではないから、責任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用される場合があること。

又、法第十四條第三項の「配偶者が知らないとき」及び「その意見を表示することができないとき」とは、前記第一、二を及ぶと同様に解されること。

第三 優生保護審査会について

一 本 員

1. 都道府県優生保護審査会（以下審査会という。）の委員の人数については、おおむね左の標準によって行われたいこと。

本 員

副知事、都庁主官部（局）長、地方裁判所判事、地方検察庁検事又は都庁某國家地方検察隊長、医科大学教授（精神科又は内科）又は産科（精神科又は内科）、都道府県医師会長、開業医師、民間有識者、民生委員

幹 事

優生保護法主管課長、優生保護法担当主任たる事務吏員又は技術員

書 記

優生保護法主管課の事務吏員又は技術員

2. 審査会の委員の定数十人中五人は公職員の中から、他の五人は民間からそれぞれ任命するよう取り計らわれたいこと。

二 審査の方法

1. 審査会の開会は、施行令第三條第一項の規定に従い定数による開会を厳格に行われたいこと。又その審査は、実際に各委員が審査会に出席して行いべきものであって、書類の持ち廻りによって行うことは適当でないこと。
2. 審査は、一面迅速性を必要とするが、他面適正慎重を期すべきであるから、審査の迅速性を尊重するため審査の対価が形式的にならないよう十分注意されたいこと。

第四 優生保護相談所について

一 設 置

1. 法律三十一條第三項の規定は、保健所以外の場所に優生保護相談所（以下相談所という）を設けることを禁止するものではないこと。
2. 施行規則第三十三條に規定する相談所の基準は、国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者が設置する相談所の基準を示すものであるが、都道府県及び保健所を設置する市がこれを設置する場合もなるべくこの基準に準ずるよう考慮を要しないこと。

— 14 —

二 他法との関係

1. 相談所は、そこにおいて医師が健康診断、採血等の医行府を行うものであるから、診療所として医療法の適用を受けるものであること。従って、相談所を設置した場合には、医療法第六條又は第八條の規定による診療所開設の許可を受け又は届出をする等同法の診療所に關する規定の適用を受けるものであること。但し、病院又は

診療所の開設者がその施設の一部を使用して相談所をその病院又は診療所内に設置する場合は、その病院又は診療所の一部と考えられるから、特に別個に診療所として医療法の適用を受けるものではないこと。この場合には、医療法施行規則第一條第二項及び第四條第三項の適用を受けることはいうまでもないこと。

2. 相談所において適任者その他の医療者の取扱いを行う場合は、藥事法第三十九條の規定により都道府県知事の登録を受けなければならないこと。

— 15 —

通知・事務連絡 No. 71

- を行わない。
- ⑨ 2. D. ③により都道府県医師会から供給停止要請があった場合には、当該医師会との緊密な連絡の下に所要の措置を講ずる。
- C. 卸売業者
- (1) 本剤については(1)購入年月日(出入庫数量・ロット番号)・(2)購入年月日(出入庫数量・ロット番号)・(3)出庫先を入・出庫の都度、書面を備え記載し、最終の記載の日から2年間保存する。
- (2) 前項(1)の記載は管理薬剤師が行う。
- (3) 管理薬剤師は出庫先が指定医師等であることを確認したうえでなければ本剤の出庫を認めてはならない。
- (4) 責任者は上記書面の記載内容を毎月医薬品製造業者に報告する。
2. 本剤の保管・管理
- A. 一般事項
- (1) 本剤は冷所(5℃以下)で保管する。
- (2) 本剤の保管場所は他のものの保管場所と明確に区分された、本剤専用のものであることを原則とし、鍵をかける設備があることとする。
- (3) 本剤の有効期間は2年である。外販に表示された使用期限に留意する。
- B. 卸売業者
- (1) 管理薬剤師は上記2のA.に定める事項を指導監督する。
- C. 指定医師等
- (1) 病院又は診療所の管理者(以下「病院等の管理者」という。)は本剤の取扱責任者として、(1)購入年月日(購入数量・ロット番号)・(2)購入年月日(使用数量・ロット番号)・(3)返品(損耗分を含む。以下同七。)年月日(返品数量・ロット番号)・(4)年・月・日(患者氏名・カルテ番号・施用理由をその都度書面を備え記載し、最終の記載の日から2年間保存する。
- (2) 病院等の管理者は、(1)半期ごとに、その期間満了後15日以内に当該日母支部に

- 要であるとの観点から、今般、「ゲメプロスト」を含有する経産剤の管理・取扱い要領」を別添のとおりに定め、関係者への指導、徹底を図ることとした。
- 貴会におかれても、本要領の趣旨を御理解の上、各都道府県支部及び会員への周知徹底を図られたらお願いする。
- ゲメプロストを含有する経産剤の管理・取扱い要領
1. 本剤の流通過程における管理
- A. 一般事項
- (1) 本剤は厚生保健法指定医師(以下「指定医師」という。)への提供の単位は5個入りの包装とする。
- (2) 本剤は指定医師又は指定医師のいる医療機関(以下「指定医師等」という。)からの注文により販売されるもので、医療機関への試供品・臨床試験用医薬品の提供、薬局での販売等は行われない。
- つまり、本剤は医薬品製造業者→卸売業者→指定医師等のルートのみを通じて販売されるものである。
- B. 医薬品製造業者
- (1) 本剤については(1)購入年月日(出庫数量・ロット番号)・(2)購入年月日(出庫数量・ロット番号)・(3)出庫先を入・出庫の都度、書面を備え記載し、最終の記載の日から2年間保存する。
- (2) 前項(1)の記載は管理薬剤師が行う。
- (3) 卸売業者から本剤の販売数量等の状況について報告を求め、本剤が指定医師等のみで販売されていることを確認するとともに毎月在庫状況を把握する。
- (4) 前項(3)の報告に基づき、毎月、販売数量、販売先等を各都道府県毎に分類のうち、都道府県医師会及び日本母性保健協会都道府県支部(以下「日母支部」という。)に報告する。
- (5) 卸売業者への販売にあたり、保健衛生上の危害を生ずる恐れがあると判断される場合には、当該卸売業者に本剤の販売

- しくは診療所に所属する医師又は指定医療機関として指定された医師であると同様に、厚生保健法による指定医師であることを要すること。
- (3) なお、厚生保健法第14条第1項第4号に掲げる経済的理由により人工妊娠中絶を受けるとのことのできる者の範囲と、手術について厚生保健法による医療扶助が適用される者の範囲とは、必ずしも一致するものでないから、人工妊娠中絶手術を受けることのできる者の全部に直ちに医療扶助を適用することのないよう留意すること。
- 3 厚生手術に対する医療扶助の適用について
- (1) 生活困難者が厚生保健法第3条の医師の認定による厚生手術を受けようとする場合及び第13条の厚生手術を受けようとする場合の取り扱いについては、前記(2)に準じて処理すること。
- (2) 厚生保健法第4条から第10条までに規定する審査を要件とする厚生手術の費用については、同法第11条の規定により一切厚生保健法において負担されることとなつていないので、生活保健法の医療扶助を適用する余地はないこと。
- ゲメプロストを含有する経産剤(プレグランドイン産坐剤)の管理、取扱いについて
- (昭和59年5月30日 衛発 371号 薬発 376号 日本母性保健協会会長宛 厚生省公衆衛生局長、薬務局長連名通知)
- 経産剤は、妊娠中期における治療的流産を適応とした、厚生保健法指定医師のみが使用する医薬品である。
- このような医薬品の特殊性に鑑み、その管理、取扱いについては厳重かつ慎重な対応が必要

生活保健法による医療扶助と公衆衛生法との関係について(抄)

(昭和59年11月17日 社発第904号)
各都道府県医師会
厚生省社会・公衆衛生局長連名通知

標記の件については、今般その取扱に関する通知を左記の通り一括整理したから、今これによって処理されたい。

記

第一 生活保健法と厚生保健法との関係について

- 1 経済的理由により母体の健康を著しく害する虞の認定について
- 厚生保健法第14条第1項第4号に掲げる経済的理由により母体の健康を著しく害する虞の認定は、一切厚生保健法による指定医師に委ねられているのであるが、確わしいことは、指定医師が関係者から証明書を受け、これに代るべき事実を証する書面等を徴することは差し支えないとされているので、福祉事務所及び民生委員、指定医師から右の証明書等を求められた場合にあつては、これに協力すること。

2 人工妊娠中絶手術に対する医療扶助の適用について

- (1) 困難のため人工妊娠中絶手術の費用の全部又は一部を負担することができない者には、生活保健法の医療扶助が適用されること。

この場合において、医療扶助の要否及び程度の決定その他の手続等については、一般の取扱いによつて厳正に実施すること。

なお、この場合には、本人に交付する医療券に、厚生保健法第14条の規定による人工妊娠中絶の手術を行う旨を記載すること。

- (2) 前記(1)の場合において医療扶助による人工妊娠中絶手術を担当する医師は、生活保健法による指定医療機関たる療育者

通知・事務連絡 No. 73

衛生第三九号

昭和二十九年十二月二十五日

厚生省公衆衛生局長

各都道府県衛生部長殿

審査も要件とする優生手術の実施の推進について

概説については、毎年御配意を煩わしている所であるが、本年度における十一月迄の実施状況をみるに、本年四月三日衛生第三九号（昭和二十九年優生保護関係の業務計画について）及び十月六日厚生省公衛第三〇二号（昭和二十九年強制優生手術費の国庫負担について）により提出願つて実施計画を相次ぐに過ぎる現状にあるので、なお一層の御努めを頂き、計画通り実施するようお願いいたします。

通知・事務連絡 No. 106

衛生部長

医務課長

次長

保長

再啓 陽春のみぎり貴職には癒や御清涼のこととお慶び申し上げます。

優生手術の實施につきましましては種々御配慮を賜わっていることと存じますが、
に御連絡しましたところ、本年度に本庁の優生手術交付金にかかると手術対象者
前年度一五五〇人に対し一六〇〇人と大中に増加されたのでありますが、例年優生手
術の實施件数は逐年増加の途を辿っているといえ、予算上の件数を下廻っている実
状であります。

各府県別に實施件数を比較してみますと別紙資料のとおり極めて不均衡であります
て、これは手術対象者が存在しないということではなく、閑静層に対する啓蒙活動と
貴職の御努力により相成り度々向上せりお得な結果をいふと存じます。

つきましては、甚だ悲愴ではあります、本年度に本庁の優生手術の實施につらな
る特段の御留意を賜わりその実をいふべく、御願ひ申し上げる次第であります。

敬 具

昭和三十三年四月二十七日

衛生局長 衛生部長 精神衛生部長

各都道府県衛生主事部(局)長 殿

優生手術施行年々本数と優生手術実施件数
(昭和31年迄)

地区	31/2	年々	件数
北海道	4	秋田小	0
青森	7	青森	12
岩手	13	岩手	0
宮城	0	宮城	2
秋田	50	秋田小	127
山形	0	山形	20
福島	1	山形小	3
茨城	43	福島	0
栃木	1	栃木	16
群馬	35	群馬	14
千葉	0	千葉	9
東京	40	東京	27
神奈川	7	神奈川	20
新潟	5	新潟	5
富山	8	富山	30
石川	0	石川	111
福井	0	福井	4
岐阜	1	岐阜	8
長野	33	長野	
山梨	49	山梨	
長野	30	長野	
長野	9	長野	
長野	3	長野	
長野	25	長野	
長野	8	長野	
長野	97	長野	
長野	11	長野	
長野		計	1193

(2) 地方自治体等からの疑義照会及び回答

この一覧は、厚生労働省及び都道府県等より提供を受けた疑義照会及び回答について整理したものである。

(注1) **太字の文書**は、本編の本文において引用しているもので、次頁以降に当該文書自体を掲載した。

(注2) 件名に〔＊〕のある文書は、厚生労働省において保管されていた資料で、同省ウェブサイト<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html>に掲載されているものである。

(注3) 斜体の文書は、特定の都道府県からの疑義照会とそれに対する回答を厚生省が各都道府県宛てに併せて通知したものである。

(注4) 件名の記載のない文書は、〔 〕に主な内容を記載した。また、判読が困難な文字は「≡」で代用した。

【照会】

【回答】

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
1						S23.12.9	医修第872号	優生保護法実施に関する件 (回答)	厚生省公衆衛生局長、医務局長	各国立病院、国立療養所長、各医務局出張所
2						S24.2.10受付		地区優生保護委員会幹事及び書記について	厚生省公衆衛生局庶務課長	京都府衛生部長
3						S24.4.24		優生保護法第13条第1項第2号の解釈について	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
4	S24.6.23	≡≡第2540号	優生又は受胎調節指導所に関する質疑について	福岡県衛生部長	厚生省公衆衛生局長	S24.10.4	庶底第210号	優生結婚相談所類似機関の取扱について	厚生省公衆衛生局庶務課長、医務局庶務課長	都道府県衛生部長
5	S24.9.2	公保第4576号	優生保護法の一部を改正する法律施行に関し疑義照会の件	富山県知事	厚生省公衆衛生局長	S24.10.20	衛発第1065号	優生保護法第13条第1項第2号の経済的理由により母体の健康を著しく害する虞があるものについて人工妊娠中絶を行う場合の認定手続について	厚生省公衆衛生局長	都道府県知事
6						S24.10.11	法務府法第一発第62号	強制優生手術実施の手段について〔＊〕	法務府法制審見第一局長	厚生省公衆衛生局長
7	S24.11.25	四衛予発第11517号	優生保護法第2条の優生手術について	京都府知事	厚生省≡≡	S24.12.12	衛発第12二二二号	優生保護法第2条の優生手術について (昭和24年11月25日四衛予発第11517号による照会に対する回答)	厚生省公衆衛生局長	京都府知事
8	S25.8.16	医第682号	優生手術諸費負担金の配付申請について	愛媛県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長	S25.9.1	衛庶第91号	優生手術に関する費用等について (通知)	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
9	決裁起案日 S25.9.12		第三国人の優生保護法適用について電報案	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長	S25.9.15受付		〔厚生省からの電報による回答〕	厚生省公衆衛生局庶務課長	北海道衛生部長
10						S25.9.23	庶底第93号	外国人に対する優生保護法適用の疑義について (8月24日公保第2557号による照会に対する回答)	厚生省公衆衛生局庶務課長	北海道衛生部長
11						S25.12.15	衛発第747号	精神衛生鑑定と優生保護法との関係について〔＊〕	厚生省公衆衛生局長	鳥取県知事
12	S27.7.24	27保指第989号	優生保護法一部改正に伴う疑義について	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長	S27.8.15	衛庶第115号	優生保護法一部改正に伴う疑義について (回答)	厚生省公衆衛生局庶務課長	北海道衛生部長
13						S28.8.17	統発第423号	予防接種月報並びに優生手術月報について	厚生省大臣官房統計調査部長	福岡県衛生部長
						S28.8.17	統発第423号の2	予防接種月報並びに優生手術月報について	厚生省大臣官房統計調査部長	各都道府県衛生部長
14	S27.12.8	27保継第1613号	優生保護法第23条に関する疑義について	神奈川県衛生部長	厚生省公衆衛生局長	S28.8.18	衛発第632号	優生保護法第23条に関する疑義について (回答)	厚生省公衆衛生局長、医務局長	神奈川県知事
						S28.8.18	衛発第632号の2	優生保護法第23条に関する疑義について	厚生省公衆衛生局長、医務局長	各都道府県知事

第2編 優生手術の実施状況等

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名	発出番号	件名	発出者名	宛名
15	S29.5.6	29保指第440号	優生保護法の取扱疑義について	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局長	S29.8.2	優生保護法の疑義について	厚生省公衆衛生局庶務課長	北海道衛生局長
16	S29.5.15	29公第4628号	優生保護法の質疑問答について【*】	福岡県衛生部長	厚生省公衆衛生局長	S29.7.26	優生保護法の疑義について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局庶務課長	福岡県衛生部長
17	S29.6.7	社第391号	生活保護法施行上の疑義について（照会）	富山県知事	厚生省社会局長	S29.9.7	生活保護法施行上の疑義について	厚生省社会局長	富山県知事
18	① S29.6.22	発公衛第467号	精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について【*】	鳥取県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長	S29.9.28	精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について【*】	厚生省公衆衛生局庶務課長	鳥取県衛生部長
	② S29.6.30	発公衛第467号	精神障害者の去勢問題について【*】	鳥取県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長				
	③ S29.8.10	発公衛第467号	精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について【*】	鳥取県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長				
	④ S29.9.30	発公衛第467号	精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について【*】	鳥取県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長				
	S29.12.3	29保指第1518号	優生手術施行について【*】	神奈川県衛生部長	厚生省公衆衛生局長				
20	① S30.4.28	公衛	精神障害者の除毒術に対する優生手術委託費の支払について照会【*】	群馬県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長	S30.7.4	精神障害者の除毒手術に関する件【*】	厚生省公衆衛生局庶務課長	群馬県衛生部長
	② S30.6.9	公衛	精神障害者の除毒術に対する優生手術委託費の支払について【*】	群馬県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長				
21	S30.5.30	公衛232号	優生手術実施に関する照会について	群馬県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長	S30.6.14	優生手術費交付金の支払いに対する照会について	厚生省公衆衛生局庶務課長	群馬県衛生部長
22	S30.12.6	兵結第4392号	優生保護法運営に関する疑義について【*】	兵庫県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長	S31.1.28	優生保護法運営に関する疑義について【*】	厚生省公衆衛生局庶務課長	兵庫県衛生部長
23	S30.12.24	兵結第4497号	優生保護法運営上の疑義について【*】	兵庫県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長	S31.1.20	優生保護法運営上の疑義について【*】	厚生省公衆衛生局庶務課長	兵庫県衛生部長
24	S31.8.16	31衛第1248号	優生保護審査会における審査に関する疑義について（照会）【*】	岩手県知事	厚生省公衆衛生局長	決裁起案日 S31.8.27	優生保護審査会における審査に関する疑義について（回答）【*】		
25	S31.9.6	31公第6902号	優生保護法第25条の規定による優生手術、人工妊娠中絶を行った場合の届出義務について【*】	福岡県衛生部長	厚生省公衆衛生局長	S31.10.30	優生保護法第25条に基く医師の届出について【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	福岡県衛生部長
						S31.10.30	優生保護法第25条に基く医師の届出について【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生部長
26	S32.7.4	32衛第1059号	審査を要件とする優生手術の審査に関する疑義について【*】	岩手県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S32.7.31	審査を要件とする優生手術の審査に関する疑義について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	岩手県厚生部長
27	S32.10.31	32公第外	優生手術の実施について【*】	福島県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S32.11.13	優生手術の実施について【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	福島県厚生部長
28	① S33.10.22	ト第234号 公衛	外国人の本国における優生手術等に関する照会の件【*】	在トロント領事	外務大臣	決裁起案日 S33.11.20	【「外国人の本国における優生手術等に関する照会の件」への回答案】【*】		
	② S33.10.31	事務連絡	【上記の公衛を厚生省に照会】【*】	外務省情報文化局長事務代理	厚生省公衆衛生局長				
29	S34.2.2	34保予第204号	優生保護法第10条に基く優生手術に関する費用について【*】	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S34.2.28	優生保護法第10条に基く優生手術に関する費用について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	北海道衛生部長
						S34.2.28	優生保護法第10条に基く優生手術に関する費用について【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主 管部長

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
30	S34.9.14	公衛第1103号	優生保護法第11条に関する取扱いについて【*】	愛媛県衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S34.9.28	衛精第45号	優生保護法第11条に関する取扱いについて（回答）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	愛媛県衛生部長
						S34.9.28	衛精第45号	優生保護法第11条に関する取扱いについて【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
31	S34.9.21	発公第141号	優生保護法第4条と第12条の解釈及び申請手続について（照会）【*】	宮崎県衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	決裁起案日 S34.10.3		優生保護法第4条及び第12条の解釈並びに申請手続について（回答）【*】		
32	S35.2.3		優生保護法第4条の遺伝性疾患か或は第12条の遺伝性以外の疾患の区別について【*】	和歌山県医師会母子衛生係	厚生省公衆衛生局精神衛生課長			優生保護法に関する疑義回答について（照）【*】		
33	決裁日 S35.8.10	第1912号	外国人に対する優生保護法通用の疑義について	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長					
34	S35.10.19	35衛第1637号	優生保護法に関する疑義について（照会）【*】	岩手県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S35.11.8	衛発第1084号	優生保護法に関する疑義について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局長	岩手県知事
						S35.11.8	衛発第1084号	優生保護法に関する疑義について【*】	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
35	S36.2.3	36公号外	優生保護法第4条による優生手術費の支払いについて（照会）【*】	福島県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S36.3.17	衛精第15号	優生保護法第10条による優生手術費の支払いについて（回答）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	福島県厚生部長
36	S36.9.20	医第1784号	優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書閲覧申請に対する秘密の保持に関する疑義について（照会）【*】	新潟県衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S36.11.2	衛精第76号	優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書閲覧申請に対する秘密の保持に関する疑義について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	新潟県衛生部長
						S36.11.2	衛精第76号	優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書閲覧申請に対する秘密の保持に関する疑義について【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
37	S36.9.20	36公号外	優生保護法第10条による優生手術の費用額について【*】	福島県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S36.9.29	衛精第57号	優生保護法第10条による優生手術の費用の額について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	福島県厚生部長
38	決裁起案日 S37.8.8		外国人に対する優生保護法の適用について（照会）【*】							
39	S37.10.31	37公第787号	優生保護法による優生手術について（照会）【*】	岐阜県知事	厚生省公衆衛生局長	S37.12.8	衛発第1076号	優生保護法による優生手術について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局長	岐阜県知事
						S37.12.8	衛発第1076号	優生保護法による優生手術について【*】	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
40	S37.11.9	37保予第2637号	優生保護法に関する疑義について（照会）【*】	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	S37.11.30	衛精第49号	優生保護法に関する疑義について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	北海道衛生部長
41	S40.7.28	医第1937号	優生保護法第4条の別表について（照会）【*】	大阪府知事	厚生省公衆衛生局長			〔「優生保護法第4条の別表について（照会）」への回答〕【*】		
42						S43.8.3	衛精第37号	精神衛生法の運用上の疑義について（通知）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
43	S46.9.21	優審第3号	精神病患者等に対する優生保護審査の対象について（質疑）【*】	岐阜県優生保護審査会長	厚生大臣	S46.12.28	衛精第53号	精神病患者等に対する優生保護審査の対象について（回答）【*】	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	岐阜県優生保護審査会長

別紙

強制優生手術実施の手続について

(昭和24年10月11日法務府法意-第162号
(厚生省公報第100号)法務見解(第162号))

要旨一優生保護法10条の規程による強制優生手術は、本人の意志に反しても、これを実施することができ、この場合身体の拘束、麻酔薬施用等の手術を用いることは、直に止むを得ない事情のある場合に限り且つ必要の最小限度に止めなければならない。

1 附 題

(1) 優生保護法10条の規程により強制優生手術を行なうに当つて、手術を受ける者がこれを拒否した場合においても、その意志に反して、あくまで手術を強行することができるか。

(2) 右の場合、強制の方法として、身体拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段により事実上拒否不能の状態を作ることで許されるか。

2 意 見

(1) 優生保護法は、優生手術を行なひ得べき場合と二種に分ち、一方においては、手術を受ける者並にその配偶者の同意を要するもの、すなわち任意の優生手術を行な

ということはできない(憲法サナニ条、サナ三条参照)。その手術の実施に關する規定に般すれば、医師の申請により、優生手術を行なうことが適當である旨の都道府県優生保護審査会の決定がなければ、これを行なうことはできない(サ九条)。しかも、この決定に異議があるときは、中央優生保護審査会に對して、その再審査を申請することができ(サ九条)ばかりでなく、その再審査に基づく決定に對しては、さらに訴を提起し判決を求めることもできるようになつてゐる(サ九条)のであつて、その手続はきつめて慎重であり、人権の保障について法は十分の配慮をしてゐるというべきである。従つて、かような手続を経たなお、優生手術を行なうことが適當であると認められた者に對して、この手術を行なうことは、眞に公益上必要のあるものというべく、加うるに、優生手術は一般に容易であり格別危険を伴うものでないものであるから、前示のような立法により、手術を受ける者の意志に反してこれを実施することをも、なんら素法の保障を要切するもの、ということはできない。

い得べき場合を認め(サ三条)、他方においては、なんらこの種の同意を要件としえないもの、すなわち強制優生手術を行ない得べき場合を認めてゐるが(サ四條)後者の場合には手術を受ける本人の同意を要件としていないことから見れば、當然に本人の意志に反しても、手術を行なうことができるものと解しなげばならぬ。従つて、本人が手術を受けようことを拒否した場合においても、手術を強行することができるとのと解しなげばならぬ。

(2) 右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に際し必要なる最少限度であるべきはいうまでもないことであるから、なるべく有形力の行使は憚むべきであつて、それと殊體の場合にたゞ、眞に必要やむを得ない限度において身體の拘束、麻酔薬施用又は散閉等の手段を用いることを許される場合があるものと解すべきである。

(3) 以上の解釈が基本的人権の制限を伴うものであることは、うまでもないが、そもそも優生保護法自体に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」といふ公益上の目的が掲げられてゐる(サ一條)上に、強制優生手術を行なうには、医師により「公益上必要である」と認められようことを前提とするものである(サ四條)から決して憲法の精神に背くものである

疑義照会 No. 7 (照会)

開示不可

経過	課	月	日受理	課	月	日受理	課	月	日受理
年保存	提議部日								
第 二 七 二 号	十一月二日決裁	十一月二日施行							
昭和二十四年十一月十九日提案	主任								
知事	副知事	衛生部長	保健課長						
優生保護法第廿二條の優生手術について 優生保護法第廿二條に規定する優生手術の術式については全法施行規則第一條に規定してありますが、これが規定以外の術式である放射線照射について京都大学医学部									
京 都 府									

開封

優生保護法第廿條に規定する優
生手続の形式については合法施行規
則第一条に規定し、この以外の形式
については如何なる場合において行
ふことが出来ないうのと認めるが京
都文学医学部より該手続につい

部より該手続研究のためこれを行ひたい旨同
令せがかりましたので、たまたまの通一厚生省
に伺つてまいしに、か

記

山岸

四橋予夜英 号

年 月 日

知事 加

厚生省

開示アリ

乙學術研究として放射線照射の
 手術を行ふに旨問合せがあるが
 これは學術研究の特殊の場合と
 して認めてよろしいが所が誤義が
 ありますから至急何令の御指示
 が願ひたく御伺ひします

優生保護法

第二條 この法律は優生手術とは生殖腺を
 除去することにより生殖能力を不能力とする
 手術で命令せらるるを定めるものとする。

2. この法律で人工性妊娠中絶とは胎児が母体
 外において生命を保持することのできる
 い時期に人工的に胎児及びその附属物
 を母体外に排出することとする。

優生保護法施行規則

第一條 優生保護法（以下法といふ）第二條
 の優生手術の術式は左に掲げるものと
 する

開封アリ

丙

38

昭和二十四年十二月十日 起案 主任 [Redacted]

知事 副知事 衛生部長 豫防課長 深防課長 農務課長

優生保護法第十三条ノ二項ニ規定する
医師ノ意見書ノ形式ニついて
標記ニついて別紙厚生省公家衛生局長通牒により
別紙より通り形式が定めらるるたよりを左案により関
係者に通牒してよろしく
仰同致します。

一 精管切除結紮法 (精管を陰囊根部で精索
から分離し二種以上を切除し各卦端を
焼灼結紮する)
二 精管縫合変位法 (精管を陰囊根部で精
索から分離し二種以上を切除し各卦端を結紮し
てから変位固定する)
三 卵管切除結紮法 (フドレーネル氏法) (卵管を
およそ中央部で把持し直角又は鋭角に屈曲
させてその両脚を原性鉗子で切除してから
結紮する)
四 卵管閉塞部楔状切除法 (卵管狭窄部で卵管を
結紮し切除してからその両脚に楔状切開を施し

一、法や三十三條の規定により醫士大卒の授与を停止せざるも、後生館相模所は、オモニに於て
医師が健康診断、採血、ベニヤリ、の検入等の業務を行うところから健康診断として健康
感の調査を受けるものとなり、而ち、後生館健康診断が急ぎの場合には、医療系や保健
科や一般の規程にも於て健康診断の許可又は指示を必要とすると共に、診療科に拘らず、規定
の箇所を受けるものとなること。但し、病院又は診療所の施設者、施設、一部を借用
して後生館相模所とすの新設及び診療所に設置した場合に於て、オマリ病院又は診療所一
部となされるものであつて、時に別個に診療所として区域取り許可を受けるものではない
こと。(三)の場合には、区域使用規則を一様五二項、五三條五二項、五四條五二項外、其節
を受けること。

一、後生館相模所という名称が法律上について、医療法や三十三條や五項の規定に基づき、大
きうなことがなされておらず、変更がないこと。

昭和二十四年十二月三十一日起案
主 任 [Redacted]
副 知 事 衛生部長 豫防課長 [Redacted]
知 事 庶務係長 [Redacted]

第 號 月 日決裁 12月24日施行小内柳

年保存 欄桑部目 完行 終 合校

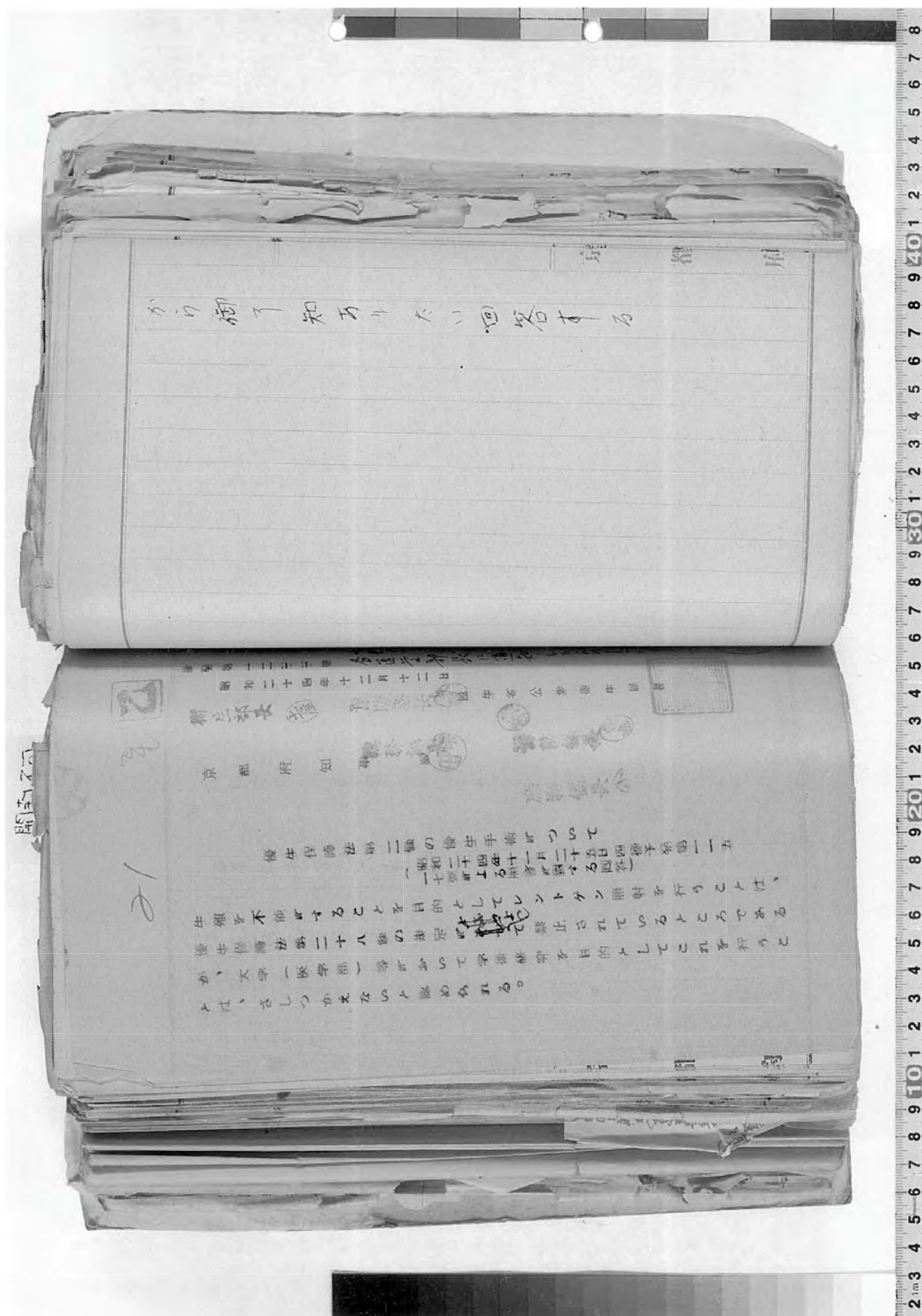
生保護法第三條の優生牛術ニついては、牛術中放射線照射について、學術研究のため行ふことについては厚生省に伺中のところ、今回別紙の通り

京 都 府

開封ス可

標記。優生を育成し、生活に力をつけること
を目的とし、エリートゲン照射を学術研究
として行ふた。旨、御問合せがあり
た件に關しては優生保護法第二十八條の
規定によつて禁止せられてゐるので、厚生省
に照会し、結果学術研究のたし行ふべ
きについては差支えなかつた。回答があつた

京都女子医学部長
府立医大医学部長
部長名
年 月 日
四衛二発第二五七号
通リ 回答してはあつたが
府立大学医学部長に在りて
回示があつたから、御問合せの京都



疑義照会 No. 9 (照会)

完	結
張年春保	日
議場	課
主	課
月	日受理
月	日交付
課	課
月	日受理
月	日交付
第	號
年	月
日	日
年	月
日	日
施行	署
合校	
昭和三年九月十二日起發給	
校長 首事 係長 雲 隆	
+ + + + + 電話 五 六 案	
年 月 日	
局長 鹿野 裕生局	

中国人は衛生保健法にもなる。同で受けるが
 又ハ依頼によつて医師が手術して元々
 ナイカ。ベリ。ホエ
 ないか。及。養。を。失。フ。七。衛。生。保。健。法。衛。生。部。長

衛慶才九十三号

昭和三十一年九月二十三日

疑義照会 No. 9 (回答)

1、この證明書は、指定生産資材割當規則第四條の規定により、これを發行する。

之讓り渡し又は譲り

保電報

官報

四三八五
リム 三八 チヨダ カスミガ セキ 四二一 〇五・〇
サツポ ロ「
ホツカイト ウエイセイフ、ホケンカチヨ
六ウセイホコ ホウハチゴロコ、タシ トモテキヨウザレル「イ
タイ（オデ）口ホ
日 時 分 秒
第 張
三ノ一 ⑦⑨

234 日本印刷工職 省 價 認 紙 図 洋 販

文

優生保護法は中国人にも適用される、と委細通知する。厚生局長 廣智課長

疑義照会 No. 10 (回答)

鑑蔵大九十三号

昭和五年九月三日

厚生省公衆衛生局庶務課長

北海道衛生部長殿

外国人に対する優生手術保護法適用の疑義に

ついて（一月五日公衆衛生局長より）の答に對する問答）

標記に於て左記の通り回答する。

記

優生保護法に規定するに於ける諸手續は、一般連合外人、三

国人（女連合人、ドイツ人、多利人等）及び之籍法の適用を

受ける者（日本人なる朝鮮人、台湾人）に對して適用し、

差し支えない。

事務局長（林正南）

昭和五年九月三日
7.20
7.20
7.20

疑義照会 No. 16 (照会)

三九公第四六二八号

昭和三十一年五月十五日

29 5 20

福岡県衛生部長 川上六三郎

厚生省公衆衛生局長 殿

優生保護法の疑義照会にて

優生保護法施行にともなう記の点について疑義があるため回答をお願いし照会する

記

一 法第十三条該当者の申請がある場合法第十三条に基づき県優生保

護審査会は「本人が精神疾患又は精神薄弱に罹るふじふ及び優生手術を行ふことが本人保護のため必要あるかどうかを審査の上適否を決定するよう規定されているが本人が男子の場合は優生手術を実施するに当り本人保護であると考へる場合が考へられ、この本人保護のため優生手術も必要とする」具体的事項に、この意見承るべし。

本県における事例は精神薄弱に罹る保護義務者の同意がある未成年者の男子あるが、絶母子友愛に猥褻の行為があり公益上必要とは考へられるものの行為のみで本人保護とは確証ある事な状況である

疑義照会 No. 16 (回答)

衛庶第四十八号

昭和二十九年七月二十六日

厚生省公衆衛生局庶務課長

福岡縣衛生部長殿

優生保護法の疑義について(回答)

昭和二十九年五月十五日公中四六二八号で貴縣衛生

厚生省

部長から照会のあった標記について、左記の通り同

答する。

記

優生保護法第十三条の規定による本人の保護は、
主として女子の妊娠について考えられる身体的保護の
けならず、社会生活を営む面における保護も併せ考
慮されなければならない。本人が精神薄弱等の精神的

欠陥を有するが故に通常人と等しい経済生活を行
得ない場合に、子供をもうけることは、まさしく経済生活上の不
利益が加重するものといふべく、又その本人の保護者の立場
からする保護も充分を期し難くなる場合が考えられる。こ
のような場合には、本人に優生手術を実施するのは、本人
の保護のために必要であると思料される。従て、優生手術
の要件たる本人保護の必要性は、単に女子についてのす
厚 生 省
ならず男子についても認められるところである。

疑義照会 No. 18 (照会①)

発公衛才四二一〇号

昭和二十九年六月二十二日

鳥取県衛生部長

鳥取県
衛生部
長

厚生省公衆衛生局

庶務課長 殿

精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の
解釈について

目下本県に於きましては、人権侵害として精神障害者の去勢手術（辜丸通出）の問題が取り上げられていて法務局においては審査の申請をしていないので、優生保護法第二十八条違反たとして事件を進展中でありますが、県当局として正確な解釈により保護法の罰則は適用されないものと検討していますが、これについて更なる御指示を下さるようお願いいたします。

通函事件の内容につき別紙等通りその概要を閣下いたします。

記

- 一 辜丸通出は優生保護法の手術方法でないこと従つて審査を申請されなくても取り扱うことが出来ない。
 - 二 本手術は法第二十八条の生殖を不能とする目的以外の精神病の治療として手術しているので法には抵触しない。
- 尚、法務局はこの解釈に対し、目的はそうであつても事実上生殖不能にしているものであるから、法に抵触していると見ているが県では次の如くこれを解釈している。
- 右の如き理由とするならば精神科以外の疾病のため辜丸や、子宮、卵巣等を除去した際も法に抵触することになるが如何

事件内容の概況

一 睾丸取出の手術月日

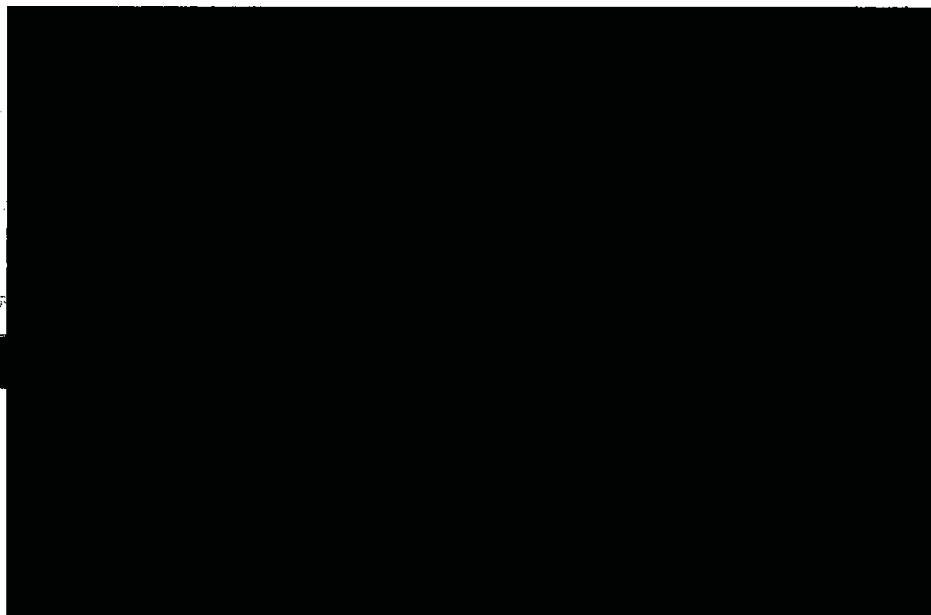
昭和 年 月

二 被手術者の年齢 当時 年

三 手術場所及医師

病院 精神科医師

四 概況



疑義照会 No. 18 (回答)

衛庶第千七号

昭和二十九年九月二十六日

厚生省公衆衛生局庶務課長

鳥取県衛生部長殿

精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について
 昭和二十九年六月二十二日公衛四六七号で照会のあった標記について、
 左記の通り回答する。

記

一、設問一については、審査の適否の決定はできないのであるが、二に述べる

厚生省

失を考慮して適当な指導を行われた。

二、設問二については、法第千八条は、およそ生殖を不能にする手術を法に規定する術式及び手続にみづから行うことを禁止しているものである。従って本人が治療を目的として行うという事で法に抵触しないという事はできない。

しかしながらその手術が正当な理由がある場合には「故あり」としてその違法性が阻却される。この場合正当な理由となるのは、(医学的)上その種の治療として当該手術が効果のあるものと通例認められている場合又は緊急避難行為として行う手術に限られると解すべきものと考へられる。従って本件の場合が二り何れの場合に該当すると認められようものでなければ、本条違反に該当するものと解せざるを得ない。

三、設問三については、二に従い正当な理由がある場合には、法に違反しないのである。

疑義照会 No. 20 (照会①)



(公記)
昭和三十年四月廿一日
群馬県衛生科 正 長 殿
厚生省公衆衛生局庶務課長 殿
精神障害者の手術施行に於ける優生手術委託
手数料の支拂に付照會
昭和二十六年八月廿七日條の規定により優生手
術を行つたの適否に關する審査も同優生
保護審査會に申請し、今年七月引紙に當
りの通り決定を致し、今年七月引紙(省)の通
りの理由書により認定を致し、除障手術も
行ひ、昭和三十年二月十四日優生手術委託手数料の

請おがあらが、余等術に主施行規則、條の規
定による術式で、この部年術に対する優劣手
術等、費の支拂は適当でないと考へ居
る。又、此に於て、互等、所指示する材料、
に、ある。

學生年終委託書申請書

但し優生保護法を基礎に基き別紙明細書の通り優生手術を実施した所要経費の前記の如くに交付額を以て申請をします。

醫師 醫師

陳嘉庚先生遺墨

[illegible][illegible]

[illegible]

Handwritten notes:

- Top left: 6000
- Bottom left: 0 X
- Bottom right: 1000

會計部

出納

優生手術實施医師指定通知書

優生手術受入者	
者の住所氏名	
生年月日及性別	

右の者について優生手術を行ふを医師も左の通り指定しながら通知する。

群馬県優生保護審査会

股

Handwritten notes in the top left corner, possibly indicating a date or reference number, are partially obscured by a large black redaction box. The rest of the page is blank.

優生手術適否決定通知書

優生手術受診人 の者の住所氏名 年齢及び性別	

右の者については、優生保護法第五条第一項の
規定により、審査の結果左の通り決定したとの
で通知する。

群馬県優生保護費審査会
 殿

優生手術の結果 如何なる否	優生手術の結果 如何なる否
------------------	------------------

優生手術申請書	
優生手術者	本籍
受入者	住所
申請理由	現住所
申請者 (医師)	該條 住所 氏名
附記	

右優生手術法が主條の規定により優生手術を行つたこと、その結果に因る家系調査申請を以てする。

優生保健調査會 股

一 詳 馬 係

氏名	馬場 君
年齢	
性別	
職業	
住所	
入院日	
退院日	
主治医	
看護婦	
検査結果	
治療経過	
病状観察	
その他	

健康診断書	
検査項目	検査結果
血圧	
心電図	
胸部X線	
腹部X線	
尿検査	
血液検査	
その他	
医師の診断	
医師	診療所
氏名	
住所	
電話番号	
その他	

[illegible]

同意書

氏名	住所	年齢	性別
[Redacted]			

この書により、優生学施設を本館の管理下に
申渡すことに同意する。

[Redacted]

疑義照会 No. 20 (照会②)

(139)

四六十二分

群島衛生部長 峯田龍雄

厚生省公務員事務局庶務課長殿

精神障害者の除害術に対する優生手術を
経費の支拂に任

[illegible]

優生法第十二号

昭和三十年七月四日

厚生省公衆衛生局 庶務課長

群馬県外衛生部長 殿

精神障害者の除根手術に関する件

昭和三十年四月二十一日昭公の件にて、医師は優生保護法第十

三条の申請を行い、優生保護審査会において第四条を理由として

決定をしたとのことであるが、群馬県系統当局は、強制的に優生手術が

行われるもの、申請決定及び審査結果として特に~~審査~~を平鏡が規定

されていること、一や二が平鏡要件を欠くことは許されない。

したがって本件の場合、優生保護審査会において遺伝性の調査、本人の

再診断等に特に留意を要せられたことは事実だが、その結果次第

四条に該当すると認められれば、直ちに医師の申請書は第四条

に基く指針により再提出せらるるが、優生手術実施法の平鏡において

概のちいさく記述せられた。

疑義照会 No. 22 (照会)	
兵結才四三九二号	
昭和三十年十二月六日	
兵庫県衛生部	
厚生省公衆衛生局 庶務課長 殿	
10.12.13	優生保護法運営に関する疑義について 優生保護法第四条に依る申請のうち、被申請者が精神分裂病と診断されるときは、調査の結果、尊属の遺伝歴がはっきりしている場合に於ても遺伝する恐れがあるものとして審査会は優生手術を行うことと通としてよろしいか、御回答をお願いいたします。
兵庫県	

疑義照会 No. 22 (回答)

衛 康 第 十 一 号

昭和三十一年一月二十八日

厚生省公衆衛生局疫務課長

兵庫県衛生部長 殿

優生保護法運営に関する疑義について

昭和三十一年十二月六日兵衛第四三九号照会の標記について左記のとおり回答する。

記

＝ 厚 生 省

法第五条による適とする決定は、相手方の同意を得ることなく手術を行うものであり、しかもこれが認められる所は、悪質遺伝の防止のために公益上必要があることにあるものであるから、決定にあつては遺伝の可能性について充分の確信が得られなければならない。

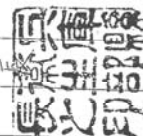
このために医師の申請について特に遺伝の調査書を提出するよう定められているのである。したがって、審査会においては当該調査書によって遺伝が明らかでない場合は、極力手をこめてその遺伝を明らかにする等により遺伝のおそれありと判定が得られない限りは、適とする決定は行ふべきではないと考える。

疑義照会 No. 23 (照会)

兵結才心四九ノ号

昭和三十年十二月二十四日

兵庫県衛生部



厚生省公衆衛生局庶務課長殿

優生保護法運営上の疑義について

法第十四条に依る申請のうち、被申請者に関する遺伝性が調査の結果認められる場合、その申請が法第十三条の申請とすれば優生手術を行うことが適と認められる場合、審査会は法第十四条の申請書のまゝ、法第十三条適として取扱ともよろしいか。或は法第十四条の申請に対して、審査会は優生手術を行うと否とし、法第十三条に依り再申請をさせ、上で再審査すべきか、と御回答を願います。

疑義照会 No. 23 (回答)

衛 疫 第 一 〇 号

昭 和 三 十 一 年 一 月 二 十 日

厚生省公衆衛生局庶務課長

兵庫県衛生部長 殿

優生保護法運営上の疑義について

昭和三十一年十二月二十四日照会の標記については、審査会の審査の結果、第四条に該当しないと認められた場合は、第四条による優生手術を行ふこととする決定を行ひ、改めて該部十二条により再申請をせよとされた。

この用紙一枚の価格五〇銭（東北ノード紙）

進つて、各県の資料等から、健康手術被実施者の最低年令をも併せて御教示願ひたい。

「一の用紙一枚の価値五〇銭（東北ノート紙）」

疑義照会 No. 26 (回答)

主 管 局 課 員 番 号 32.7.31 昭和三十三年七月一日		受 付 部 門 精神衛生課		受 付 日 期 昭和三十三年七月一日		受 付 時 刻 午後		受 付 所 厚生省公衆衛生局精神衛生課	
日 月 送 受 部 門 精神衛生課		受 付 日 期 昭和三十三年七月一日		受 付 時 刻 午後		受 付 所 厚生省公衆衛生局精神衛生課		受 付 人 精神衛生課 長	
日 月 送 受 部 門 精神衛生課		受 付 日 期 昭和三十三年七月一日		受 付 時 刻 午後		受 付 所 厚生省公衆衛生局精神衛生課		受 付 人 精神衛生課 長	
日 月 送 受 部 門 精神衛生課		受 付 日 期 昭和三十三年七月一日		受 付 時 刻 午後		受 付 所 厚生省公衆衛生局精神衛生課		受 付 人 精神衛生課 長	
日 月 送 受 部 門 精神衛生課		受 付 日 期 昭和三十三年七月一日		受 付 時 刻 午後		受 付 所 厚生省公衆衛生局精神衛生課		受 付 人 精神衛生課 長	

昭和三十一年四月三日備米一。五九号に照会より標記
 について記した通り回答する。
 一 審査を要件とする優生手術の対象には男は年令
 の制限はないが、一般的に可成者については子を出さない^(身障)
 と村会が少いと思われる。従って可成者が優生手術の
 対象となる場合は個々の具体的事例について、その

厚生省

一 身体的可能性の乏しい村会の有無を十分考慮
 して決定される。
 二 審査を要件とする優生手術被実施者の最終年令
 は、現在未定である。第十三号(精神薄弱)及び
 (補正療養者)である。

疑義照会 No. 28 (照会①)

ト第二三四号公信写 (昭和三三ーQ二二付)

藤山外務大臣あて 在トロント遠藤領事発

〃外国人の本邦における優生手術等に関する照会の件

最近当館はカナダ婦人数名から書面及び電話をもつて健康上又は
 摩児計画上の理由から本邦において優生手術又は人工妊娠中絶
 手術を受けたい趣をもつて照会を受けているが、今後の対応の都
 合もあり、本件に関し左記の点御回答相煩わしたい。

なおカナダにおいては重大な生命の危険ある場合の外はこの種
 手術は行われおらず (特別の立法はないが手術を行つた医師は
 "procure" の罪に問われる由) 闇の手術は数千弗に上る費用を要す
 るのみならず、医師患者共に法的社会的に極めて大きなリスクを
 伴っている趣であるので申し添える。

記

外務省

一 外国人旅行者に対し、優生保護法第三條 (医師の認定による優
 生手術) 及び第十四條 (医師の認定による人工妊娠中絶) が適
 用されるかどうか。

二 適用されるとすれば実際の手続はどうすればよいか。

三 その他参考事項

本信写送付先 カナダ

外務省

疑義照会 No. 28 (照会②)

敬啟者、在トロント領事から、別添公信写のとおり、外国人の本邦における優生手術等に関し照会してまいりましたので、当方あて御回示相煩わしたくお願いいたします。

昭和三十三年十月三十一日

高橋 外務省情報文化局長事務代理

厚生省公衆衛生局長 殿

外務省

疑義照会 No. 28 (回答)

日	月	日	第	号	送	受	月	日		日	月	日	第	号	送	受	月	日	判	決
丙																				
										昭和33年11月20日										
										局長										
										課長										
										主任										
										金										
										金										
										内かん案										
										「月三」情報花局長事務代理より公安衛生局長										
										ち照会のあつた外、本邦における優生手術等ニ										

閣下照会の件、記した通り回答します。

年 月 日

厚生省 衛生局長 菅野直樹 殿

外務省情報文部省保健局長 宛

（記）

○ 優生保護法（医師認定による優生手術）及び母子手帳（医師認定による）に、主眼点（記）を、本國人検査（記）に、移す。この際、排除するもの（記）は、本國人検査（記）に、移す。この際、排除するもの（記）は、本國人検査（記）に、移す。

厚生省

○ 優生保護法（医師認定による優生手術）及び母子手帳（医師認定による）に、主眼点（記）を、本國人検査（記）に、移す。この際、排除するもの（記）は、本國人検査（記）に、移す。

○ 優生保護法（医師認定による優生手術）及び母子手帳（医師認定による）に、主眼点（記）を、本國人検査（記）に、移す。この際、排除するもの（記）は、本國人検査（記）に、移す。

○ 優生保護法（医師認定による優生手術）及び母子手帳（医師認定による）に、主眼点（記）を、本國人検査（記）に、移す。この際、排除するもの（記）は、本國人検査（記）に、移す。

○ 優生保護法（医師認定による優生手術）及び母子手帳（医師認定による）に、主眼点（記）を、本國人検査（記）に、移す。この際、排除するもの（記）は、本國人検査（記）に、移す。

疑義照会 No. 34 (照会・回答)

 $\frac{5}{2} \cdot \frac{1}{2} \cdot \frac{1}{2}$

25 銀元 1637 号
昭和 25 年 10 月 17 日

厚生省公眾收入局精神衛生課長殿

宛平縣 學生部

爆生保護法に關する疑義に就いて(照會)

櫻痴について、下記のとおり疑義を生じたので至急御
回答を賜わりたい。又、照会する。

普

遷生保護法や4系に基グミ申請ミト、某カ

優生手術を行ふことも適当と認めたが、調査の結果から、優生保健講習会は、がいることかと判明した。

この男性に關して參考までに事情調査を行つたところ
この男性は某女と求む同棲したことが否にも拘らず、某
女は因縁關係を持ち、そのため某女は妊娠し、本年10月初
旬人工妊娠中絶を實施してゐること。

またこの男性は、彼女との結婚を強行する意志を萌し且つ、彼女に對する壓迫手段について互反對の意向も強く示していることが判つた。

124

新刊 1784号

昭和35年1月8日



各都漕府果知發

廣東省衛生廳

優生保種法に關する疑義について

栗記の件について、岩手県厚生部長からの照会（別紙甲号）

に対し、別紙乙号のとおり回答したので通知する。

127

別紙乙号

第1084号

昭和35年11月8日

岩手県知事殿

厚生省公衆衛生局長

優生保健法に関する疑義について(回答)

昭和35年10月10日第1637号で貴県厚生部長

から当府精神衛生課長あて照会された疑義の件について次のと

おり回答する。

記

質問のナースにおいては、当該男性は優生保健法第5条第2

項に定める「関係者」には含まれないものと解する。

この「うたがひ」は、優生保健法第5条第2項に「関係者」
者及び関係者の意見をきいて、……」と規定されておるが
この男性を「関係者」と見做してその意見をきくべきか
(どうか。

疑義照会 No. 38 (照会)

文書 整理 番号	久精次77号	交付 年月日	起案37年8月8日	決裁年月日
施行				
施注意		主任者	公懲犯生局(部)精神犯生課(室) 係一能内-アヤシ番	氏名板倉義勝
標題	外国人に対する優生保護法の適用について (股合)			
大臣	政務次官	事務次官	官房長	
公懲犯生局長	精神犯生課長	企画課長	監査部長	庶務部長
(内容概略)				
最近外国人の本部に於ける人工妊娠中絶が相当数目込 まれるが、加えて、本件に關し外國通信社等からの照会を 再三に及ぶので、法判局に対し次のとおり疑義照會を するものがある。				

か.と.う.が.

省 生 財

榮

[illegible]

內閣法制局第一部長殿

公衆衛生局長

外国人に対する優生保護法の適用

266

標記の件について、下記のとおり疑義がありまゐるので

何れの即回示を煩わした。

4110

優生保護法を3条(医師の記録)及び14条

(教師の認識による人工性脱却)の想定は、本邦に居住する外-

國人又は外國人旅行券にツバをも適用することば可能

(参考) 優生保護法抜粋

第二章 (医師の認定による優生手術)

医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並に配偶者(届上といふが事実上婚姻関係と同様を事情にあり者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神衰弱者につては、この限りでない。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神疾患、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神衰弱を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神疾患、遺伝性精神衰弱、遺伝性精神病角、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者が、痲痺に罹り、且つ子孫にこれかゝる遺伝する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度若しくは低下する虞れのあるもの

二、前項各号及び九に掲げる場合には、その配偶者には、

解 生 育



第14条(医事の認定による人工性臓器中絶)

一 本人又は配偶者が精神病、精神差弱、精神病質、
愚信、或は身体疾患、又はは遺信、性差弱、有してはるもの

二 性染色体異常は又ハ染色体異常を有してゐるもの

九 最近若くは算直によつて又は抵抗弱くは拒絶するところがある間に数々不規則性顯著したものを

外国人に対する優生保護法の適用について (27.10.3)
(公衆衛生学全講義及公衆衛生学総論と併せて)

1 外国人は、一般の在留資格を有しなくては、本邦に在留出来ない。
その在留資格の長から見れば、「観光」や「通商」のため来国して
いる外国人も、長期にわたり在留する外国人も取扱は同じである。
従って「本邦に居住する外国人又は外国人旅行者」の取扱は
この問題にフッては同一である。

(出入国管理令第4条)
(第19条～第22条等)

2 外国人に対する行政法規の適用は、一般的に属地主義が
とられ、外国人に対する特別規定がない場合には、一般的に
日本国民と同じ適用を受ける。(刑法にフッても同じ様に適
用される。)

3 優生保護法にフッては、外国人に対する適用を排除した明文
規定は、存在しない。当然外国人にも適用があり、同法第3条
及び第14条により、適法に優生手術や人工性断中絶と受けた
外国人にフッては、当該行為にフッての違法性が阻却され、刑
法の堕胎罪(第212条第214条)等として内罰されることは
ないものと考えられる。

（公衆衛生の保護、
居留者の健康と
安全を目的とす）

外国人に対する優生保護法の適用について
1 外国人は、一定の在留資格を有しななければならない。その資格の真から見て本邦に在留出来な。その資格の真から見ては「観光」や「通過」のため来国している外国人も、長期にわたり在留する外国人も取扱は同じである。従って「本邦に居住する外国人又は外国人旅行者」の取扱は、この問題については同一であつてよい。
出入国管理令オ4条
第19条～第22条等
2 外国人に対する行政法規の適用は、一般的に属地主義からこれ。外国人に對する特別規定がない場合には、一般的に日本国民と同じ適用を受ける。（刑法については、同じ様に適用される。）
3 優生保護法については、外国人に對する適用を排除して明文規定は、

（公衆衛生の保護、
居留者の健康と
安全を目的とす）

存しないウて”当然外国人にも適用
があり、同法才了季及び才14条に
より、同法に倣ぎ手続や人工妊娠中
断を認めないた外国人については
当該行爲についての密接性が阻却
され、刑法の堕胎罪（才212条）
才214条）等として内疑されたと
はならないものと考えられた。

疑義照会 No. 39 (照会・回答)

別紙第1号
37公第787号
昭和37年10月31日

厚生省公衆衛生局長殿

岐阜県知事 松野幸恭

優生保護法による優生手術について(照会)

優生保護法第24条の規程により優生手術の申請がなされた
て優生手術保護基金に於いて手術を行なうことが適当と決定
したと認められたことが通知されたにもかかわらず二週間も経過
したにもかかわらず、施設の完成に付いて確認したところ手術はうけてお
らず、手術を良好にするよう指導して、たのめであるが最近に
至り本人及び親族がこの手術を拒み、このために中央優生保
護基金に対し、再審査を申請する期間を経過したが、この場
合どのような取り扱ふべきか。なお、優生手術を行なうこと
が適当と決定された場合は、いつまでに手術を実施しなければなら
ないか。又強制的に手術を行なうとすれば法的にはどうか
併せて所教を願ふ。

記

130

但第110769の2
昭和37年12月8日

各都道府県知事殿

厚生省公衆衛生局長殿

優生保護法による優生手術について

標記について、別紙第1の岐阜県からの照会に対し、別紙
第2のとおり回答したから仰了知ありたい。



824

129

別紙オ二

但巻地1076号
昭和37年12月8日

收卓果知事 殿

厚生省公署衛生局長

優生保護法による優生手続について
(回答)

昭和37年12月31日37公オ727号で照会された標記の件について、次のとおり回答する。

記

優生保護法(以下「法」という。)第6条第1項の再審査を申請できる期間(乙圓南)を経過すれば法第5条第1項の決定は確定し、再審査の申請をすることはできないものであるから本件については極力実施の指導に努められた。

なお、手続を行なう時期については、特別の定めはないが、法の目的を達成するためには、法第5条第1項の決定が確定した後できるだけ速かに実施することが必要しい。また、この場合における強制の方法等については、昭和28年6月12日厚生省発犯第6号厚生事務次官通達「優生保護法の施行について」の記第1の三の4によられた。

おつて、別紙法利見を送付するから参考とされた。

131

別紙

強制優生手続実施の手続について

(昭和24年10月11日法務府注意第62号
(厚生省公署衛生局長より強制優生手続局長宛))

要旨一優生保護法第10条の規定による強制優生手続は、本人の意志に反しても、これを実施することができる。この場合身体の拘束、麻酔薬使用等の手段を用いることは、真正に止むを得ない事情のある場合に限り、且つ必要の最小限度に止めなければならぬ。

1 問題

(1) 優生保護法第10条の規定により強制優生手続を行なうに当つて、手続を受ける者がこれを拒否した場合においても、その意志に反して、あくまで手続を強行することができるか。

(2) 右の場合、強制の方法として、身体拘束、麻酔薬使用又は軟固等の手段により事実上拒否不能の状態を作ることに許されるか。

2 意見

(1) 優生保護法は、優生手続を行ない、得べき場合を二種に分ち、一方においては、手続を受ける者並びにその配偶者の同意を要するもの、すなわち任意の優生手続を行な

132

というところではできない(皇親貴族令第三條參照)。その手術の実施に關する規定に對するは、医師の申請により、優生手術を行なうことが適當である旨の都道府県優生保護委員會の決定がなければ、これを何なることとはできな(九七條)。しかも、この規定に異議があるときは、中央優生保護委員會に對して、その再審査を申請することができ(九八條)はなりでなく、その再審査に基づく決定に對しては、さらに訴を提し判決を求めることまでできるようになつてゐる(九九條)であつて、その手続はさうであるといふべきである。従つて、かような手続を経た後、優生手術を行なうことが適當であると認められた者に對して、この手術を行なうことは、真に公益上必要のあるものといふべく、加うるに、優生手術は一般に公法義務であり格別危険を伴うものでないものであるから、前条のような立法により、手術を受ける者の意志に反してこれを實施することとせ、なんら實法の保障も必要もないといふことはできない。

得べき場合を認め(一〇三條)他者においては、なんらこの種の同意を要件としな(一〇四條)すやむ強制優生手術を行なひ得べき場合を認めてゐるが(一〇四條)後者の場合には手術を受ける本人の同意を要件としてゐることから見れば、当然に本人の意志に反しても、手術を行なうことができると解しななければならぬ。従つて、本人が手術を受けることを拒否した場合においても、手術を強行することができるとも認めなければならぬ。

(2) 右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に際し必要の最小限度であるべきは、いうまでもないことであるから、な(一〇五條)るべく有形力の行使は遠慮すべきであつて、これを比喩的立場にたじ、真に必要やむを得ない限度において身体の拘束、麻酔實施用又は散開等の手段を用ゐることと許される場合があるものと解すべきである。

(3) 以上の解釈が基本的人権の制限を伴うものであることは、いうまでもないが、そのをも優生保護法自体に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」といふ公益上の目的が掲げられてゐる(一〇六條)上に、強制優生手術を行なうには、医師によつて「公益上必要である」と認められることを前提とするものである(一〇七條)から決して憲法の精神に背くものである

疑義照会 No. 41 (照会)

ているが、これらに対象疾患として採つてよいかどうか、
ひたひたの箇面の疾患までを別表四の疾患とみなしたら
よい。

伝染病の発生が、その発生のため

3. 通知伝染病が、必要なことが、発生して、その発生
者につき調査を行なうとしても、調査権限が、そのうち
づけない。当該官吏が、処置を、たゞ、そのうち、
移送行上は、支障を、来たし、それは、同時に、処置を、
き、な、の、か。

医 第 1, 9, 3, 7 号

昭和40年7月7日



大 阪 府 知 事

厚生省公衆衛生局長

厚生保健法第2条の別表について(照会)
厚生保健法第2条の別表について下記のとおり、厚生保健法に
たので、何分の回答を願います。

記

1. 別表の病名以外に、伝染性、濃厚であり、かつ、その発生を
考ふる場合に当然入れるべきであると考えられるもの、
例「炭疽性精神病」等の病名あり、かつ、伝染性、
2. 同表の伝染性自体、疾患であり、かつ、別表四に明示されて
い、疾患(たとえ、*Levinthal-Moon-Blood-Border*
症候群、*Plough-Rotom* 疾患、*Maryland* 症候群
および、炭疽菌などが、最近、研究の結果、明らかになつてゐる

大 阪 府 大 阪 府

疑義照会 No. 41 (回答)

えられていないので、調査は関係者と命案が
成立した範囲内で行うよりほかない。
なお、事実の把握のためには、法律第8条の規
定に~~おと~~^ま両方に規定された関係者の意見の陳述
を利用することも^{取れて}考慮すべきである。

1 「変質性精神病」は、精神分裂病又は
そううつ病に該当する場合もあるが、それ
以外には必ずしも学理的に説明されて
いないので、<sup>(優生学第12以下「法
則」)</sup>現在のところは、法別表に
加えることは考えられない。
2 照会にかかる疾患は、法別表第4号
に掲げる遺伝性身体疾患のいづれに^{は第4条の1}該
当しないので、優生手術の対象となる疾患
として取り扱うことではない。
3 法律上、遺伝性疾患に実する調査権限は与

09024990-006

写

衛 府 第 三 号
昭和43年8月3日

各都道府県衛生主管部(局)長殿

厚生省公衆衛生局
精神衛生課長

精神衛生法の運用上の疑義について

(通知)

標記のことについて、文書、口頭、電話等により各県から寄せられた疑義に対し検討の結果、その質疑及び回答の要旨を条文ごとに取りまとめて別紙のとおり通知するので事務処理上の参考とされたい。

なお、本通知内容に関することで照会中のなきにあっては、本通知をもって回答にかえることとしたいので御了知ありたい。

えるおそれが強いつき、一般住民に周知することは法第50条の2に抵触するか、 () 警察より措置解除を求められた場合、意入院選院者の通報を求められた場合、拒否すべきであると考えられるがよろしいか。 (作業療法関係) (収入) 作業療法の収入の帰属と処理方法について (優生保護法関係) (適用範囲) 外国人にも適用されるか、	うべきであると解する。 貴院のとおりと解する。 作業療法は精神科医療の一部であり、その収入は患者に帰属するものではないと解される。 適用される。
--	--

問	答
(優生手術)ノ2条の優生手術が「適」とされた場合、実施の期限はいつか、又いつまで有効か。 (保護義務者)ノ2条に「精神衛生法」20条又は21条の保護義務者の同意」とあるが、これは保護義務者の範囲のみをいっただけで順位は医師の判断にまかされたと解せられ不都合でないか。	実施時期、期限等については明確に定めてないが、事柄の「重要性」からして、なるべく早く実施した方が好ましいものと解する。 20条では保護義務者の範囲のみと解され、21条では、精神衛生法20条2項には順位をも定めてある。

Ⅱ 国の機関の保有資料の調査関係

1 厚生労働省

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について
(依頼)(衆調発第27号 参調発第8号)(令和2年7月28日)



衆 調 発 第 27 号
参 調 発 第 8 号
令和2年7月28日

厚生労働省子ども家庭局長

渡辺 由美子殿

衆議院調査局厚生労働調査室長

吉川 美由紀

参議院厚生労働委員会調査室長

吉岡 成子

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について(依頼)

このたび、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきまして、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を別紙のとおり行うこととなりました。

つきましては、当該調査を行うにあたり、資料の提供等につきまして特段の御協力を賜りたく、御依頼申し上げます。

※別紙については省略

2 関係府省等

(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について
(依頼)(内閣(内閣官房・内閣府))(令和3年8月26日)

令和3年8月26日

内閣(内閣官房・内閣府)国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について(依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、本年10月29日(金)までに、(別紙2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきますと存じます。

以上

本件連絡先・調査様式提出先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

電話：03-3581-5777(内線)

FAX：03-3581-7577

Mail：

※(別紙1)については省略

(2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について
(依頼) (法務省) (令和3年8月26日)

令和3年8月26日

法務省国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、本年10月29日(金)までに、(別紙2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきますと存じます。

以上

本件連絡先・調査様式提出先 衆議院調査局厚生労働調査室 調査員 電 話：03-3581-5777 (内線) FAX：03-3581-7577 Mail：
--

※(別紙1)については省略

(3) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について
(依頼) (外務省) (令和3年8月26日)

令和3年8月26日

外務省国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、本年10月29日(金)までに、(別紙2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきますと存じます。

以上

本件連絡先・調査様式提出先 衆議院調査局厚生労働調査室 調査員 電 話：03-3581-5777 (内線) FAX：03-3581-7577 Mail：
--

※(別紙1)については省略

(4) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について
(依頼) (文部科学省) (令和3年8月26日)

令和3年8月26日

文部科学省国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、本年10月29日(金)までに、(別紙2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきますと存じます。

以上

本件連絡先・調査様式提出先 衆議院調査局厚生労働調査室 調査員 電 話：03-3581-5777 (内線) FAX：03-3581-7577 Mail：
--

※(別紙1)については省略

(5) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について
(依頼) (最高裁判所) (令和3年8月26日)

令和3年8月26日

最高裁判所国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、本年10月29日(金)までに、(別紙2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきますと存じます。

以上

本件連絡先・調査様式提出先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

電話：03-3581-5777 (内線)

FAX：03-3581-7577

Mail：

※(別紙1)については省略

(6) 調査様式

(別紙2)調査様式

省庁名	連絡先窓口			
	部署名	担当者	電話番号	内線番号
〇〇省				メールアドレス

保有している資料等の内容

整理番号	資料名	資料作成部署名	資料作成時期	資料の概要	特記事項
例	優生保護法に関する動向について	〇〇局〇〇課	昭和57年12月20日	同日開かれた婦人問題企画推進会議状況改善委員会の概要	
例	昭和47年度学習指導要領解説	△△部△△室	昭和47年	保健体育の授業において「我が国の精神障害の現状を理解させ、予防や取扱いに関連して優生保護法に触れる」などと記載	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

<留意事項>

- ・旧優生保護法に関連する資料や記録(「優生思想の啓蒙」「優生手術等の推進」等への関与、誤った障害者観が当時の施策に与えた影響、平成8年に至るまで優生条項の廃止が実現できなかった背景・経緯を示す資料等)について記載してください。
- ・「特記事項」には、資料のおおよその分量(例:ファイル〇冊、約〇ページ)等を記載してください。

Ⅲ 地方自治体に対する調査関係

1 都道府県・保健所設置市・特別区

(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査について
(依頼)(衆調発第38号 参調発第12号)(令和2年10月12日)

衆 調 発 第 38 号

参 調 発 第 12 号

令和2年10月12日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 母子保健主管部(局)長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長

(公 印 省 略)

参議院厚生労働委員会調査室長

(公 印 省 略)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査について(依頼)

このたび、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきまして、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を別紙のとおり行うこととなりました。

つきましては、旧優生保護法下において作成等が行われ、貴都道府県、保健所設置市及び特別区が現時点で保有している資料や記録について調査を行いますので、別添1の旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領に基づき、別添2の調査様式に必要な事項を記入の上、調査結果及び保有資料の写しを令和3年1月29日(金)までに御提出いただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

[送付資料]

- ・(別添1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領

- ・（別添2）調査様式
- ・（別添3）旧優生保護法関係法令参照条文
- ・（参考通知1）「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の実施について（依頼）」
（平成30年4月25日付子発0425第1号）（厚生労働省子ども家庭局長通知）
- ・（参考通知2）「旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の整備について（依頼）」
（平成30年7月13日付子発0713第1号）（厚生労働省子ども家庭局長通知）
- ・（参考通知3）「旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の整備状況の調査について（依頼）」（平成30年10月9日付子発1009第3号）（厚生労働省子ども家庭局長通知）

[照会先]

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

別紙、（別添3）、（参考通知1）、（参考通知2）及び（参考通知3）については省略
--

(2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領

(別添1)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領

1. 目的

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法(以下「法」といいます。)が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、優生手術の実施状況等を明らかにするため、都道府県等が保有する資料や記録等を把握・収集し、分析することを目的としています。

2. 調査対象・期間

都道府県、保健所設置市、特別区における行政機関(本庁、公文書館、保健所等)が保有する資料や記録等について、下記調査事項にしたがって回答してください。調査1から調査3の対象期間は法が施行されていた昭和23年から平成8年までです。

3. 調査期限

令和3年1月29日(金)までに調査結果及び保有資料の写しをご提出ください。なお、提出後に新たに関連資料が発見された場合や、回答に修正が必要な場合、また、期限内の提出が難しい場合にはご連絡ください。

4. 調査事項(調査1、調査2、調査3、調査4、調査5、調査6)

【調査1】省令様式等の保有状況について(様式1)

※【調査1】は厚生労働省子ども家庭局長通知「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の実施について(依頼)」(平成30年4月25日付子発0425第1号)(以下「平成30年保管状況等調査」といいます。)と同じ調査事項です((参考通知1)参照)。このため、平成30年保管状況等調査の結果から変更がなければ同調査結果と同じものをご提出ください。

ア) 調査内容

法又は旧優生保護法施行規則(以下「規則」といいます。)において、作成・提出等が定められている資料(①から㉑)及び、それらに記載されている内容と同内容が記載されているその他の資料(㉒)について、様式1に記入の上、回答してください。

イ) 留意事項

○保存状況については、以下のとおり記載してください。

・当該年の全部又は一部が保管されている場合・・・・・・・・○

- ・当該年の資料が保存されていない又は確認できない場合・・・×
- 件数については、何件分の資料が保管されているのかを記載してください。
- ・申請、再審査、提訴又は決定1回につき1件として計上してください。
- ・⑪及び⑫の費用の負担に関する記録については、手術1回にかかる関連資料を1件としてください。
- ・⑰優生保護法指定医名簿及び⑱優生保護審査会委員名簿については、保存状況のみを記載し、件数を記載する必要はありません。
- ・⑲優生手術実施報告書、⑳優生手術実施報告票や㉑優生手術年報は、1枚で1件としてください。㉒優生手術実施報告票は同一の優生手術実施報告書のもとに綴られているとしても、別々に計上してください。
- ・「㉓その他」については、保存状況のみを記載し、件数を記載する必要はありません。

ウ) 把握対象

[法第4条関係]

- ①優生手術申請書（法第4条。規則第2条。様式第1号。）
- ②健康診断書（法第4条。規則第2条。様式第2号。）
- ③遺伝調査書（法第4条。規則第2条。様式第2号。）

[法第5条関係]

- ④優生手術適否決定通知書（法第5条第1項。規則第3条。様式第3号（1））
※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号
- ⑤優生手術実施医師指定通知書（法第5条第2項。規則第3条。様式第4号）
※昭和27年7月1日までの様式名称は「優生手術実施通知書」

[法第6条関係]

- ⑥再審査の申請書（法第6条第1項。規則第4条。）
- ⑦再審査に際して付された都道府県優生保護審査会の意見（法第6条第3項）

[法第7条関係]

- ⑧優生手術適否決定通知書（法第7条。規則第5条。様式第3号（2））
※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号

[法第8条関係]

- ⑨再審査に関して都道府県優生保護審査会に対して提出された申述書

[法第9条関係]

- ⑩提起された訴訟の記録

[法第11条関係]

- ⑪優生手術に関する費用として都道府県が支弁した記録（法第11条第1項）
- ⑫優生手術に関する費用として、国に請求した記録（法第11条第2項）

[法第12条関係]

- ⑬優生手術申請書（法第12条。規則第6条。様式第1号）
- ⑭健康診断書（法第12条。規則第6条。様式第5号）
- ⑮同意書（法第12条。規則第6条。様式第6号）

[法第13条関係]

- ⑯優生手術適否決定通知書（法第13条第1項。規則第7条。様式第3号（3））

※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号

※昭和37年10月1日以降昭和57年8月30日までは様式第3号（2）

[法第14条関係]

- ⑰優生保護法指定医師として医師会から指定された医師の名簿（法第14条第1項）

[法第16条関係]

- ⑱優生保護審査会の委員名簿

※昭和24年6月1日までの名称は「優生保護委員会」

[法第25条関係]

- ⑲優生手術実施報告書（法第25条。規則第27条。様式第12号（1））

※昭和27年7月1日までの様式番号は様式第8号

- ⑳優生手術実施報告票（法第25条。規則第27条。様式第12号（2））

- ㉑優生手術年報（法第25条。規則第27条。様式第14号（1））

※昭和27年7月1日までの様式名称及び様式番号は「優生保護法第二十五条の届出に関する月報」（様式第10号）

※昭和27年7月1日以降昭和29年7月1日までの様式名称及び様式番号は「優生手術月報」（様式第14号（1））及び「優生手術年報」（様式第15号（1））

※昭和29年7月1日以降昭和44年6月21日までの様式名称及び様式番号は「優生手術半年報」（様式第14号（1））

（注）⑲・㉑の資料については医師から保健所／市長を経由して都道府県に提出することとされていたので保健所設置市、特別区におかれては資料の保有状況の確認にご留意ください。

[その他]

- ㉒ 上記以外で①から㉑の情報が含まれたもので都道府県が保有している資料（台帳など）

【調査2】優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査（様式2-1・2-2）

※【調査2】は厚生労働省の平成30年保管状況等調査と同じ調査事項です（（参考通知1）参照）。このため、平成30年保管状況等調査の結果から変更がなければ同調査結果と同じものをご提出ください。

ア) 調査内容

調査1で回答した資料の内容及びその他の資料を確認の上、保存されている資料を総合して把握できる、優生手術の申請、審査、手術実施の各段階における件数を記載してください。

○法第4条、第12条の手術については、申請から手術実施までの各段階について様式2-1（第4条・第12条関係）に記載してください。

○法第3条の手術については、都道府県における審査は行われていないため、手術実施段階についてのみ様式2-2（第3条関係）に記載してください。

イ) 留意事項

- 全体数には、個人が特定できないものも含め、把握できる全体の件数を記載してください。
- 個人が特定できる件数には、全体の件数のうち、「個人が特定できる情報（少なくとも氏名）」を有するものの件数を記載してください。

ウ) 調査事項

[法第4条・第12条関係]

- ・①申請数
- ・②審査結果
- ・③「適」とされた性別・年齢階層
- ・④手術を受けた者
- ・⑤手術を受けた者の性別・年齢階層

[法第3条関係]

- ・①手術を受けた者（法第3条第1項第4号及び第5号に基づき実施された手術を除き、第1項の該当号番号が不明であるものを含む。）
- ・②手術を受けた者の法第3条第1項の該当号番号
- ・③法第3条第1項第1号の手術を受けた者の性別・年齢階層
- ・④法第3条第1項第2号の手術を受けた者の性別・年齢階層
- ・⑤法第3条第1項第3号の手術を受けた者の性別・年齢階層

【調査3】その他保有する資料等の調査（様式3）

※【調査3】は厚生労働省の平成30年保管状況等調査と同じ調査事項です（（参考通知1）参照）。このため、平成30年保管状況等調査の結果から変更がなければ同調査結果と同じものをご提出ください。

ア) 調査内容

調査1で回答した資料以外（ただし、調査1の「㉔その他」で記載した資料は調査3でも再掲してください）で、優生手術に関する情報が含まれている統計資料や説明資料、記録等、具体的には、

- ・〇〇統計、〇〇白書、パンフレット、手引き 等
 - ・国や自治体等からの通知、事務連絡、疑義照会 等
- を保管している場合には、様式3に記載してください。

イ) 留意事項

- 調査1の「㉔その他」で回答した資料については、当該資料の内容について、様式3に記載してください。
- 国や他の自治体が作成した資料を取得、保管している場合にはその内容について記載し、

「⑤特記事項」にその旨記載してください。

ウ) 調査事項

- ①資料名・通知等の題名
- ②資料作成者（団体）名・通知等の発出者名及び宛名
- ③資料作成時期・通知等の日付
- ④資料・通知等の概要
- ⑤特記事項

【調査4】個人記録の調査（様式4-1・様式4-2）

ア) 調査内容

○厚生労働省子ども家庭局長通知「旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の整備について（依頼）」（平成30年7月13日付子発0713第1号）（（参考通知2）参照）により整備されている優生手術関係個人名簿様式（様式4-1）について、最新の名簿を作成してください。なお、同通知は名簿の提出を求めるものではありませんでしたが、本調査では名簿の提出をお願いします（個人情報の取扱いについては「【調査5】イ）留意事項」参照）。

※同通知により整備した名簿に変更がなければ同じものをご提出ください。

※様式4-1に記載の項目を含む形式であれば名簿の様式は問いません。

○厚生労働省子ども家庭局長通知「旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の整備状況の調査について（依頼）」（平成30年10月9日付子発1009第3号）（（参考通知3）参照）において作成した個人記録の整備状況（様式4-2）について、最新の整備状況を記入してください。

※同通知により作成した個人記録の整備状況に変更がなければ同じものをご提出ください。

イ) 留意事項

○様式4-1の作成について

（1）名簿に掲載する個人について

法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術（根拠条項号が不明なものを含む。）に関する記録が都道府県等において保全されている全ての個人を記載してください。医療機関や福祉施設において保全されている優生手術に関する記録は対象ではありません。

なお、優生手術申請書や都道府県優生保護審査会で「適」とされた記録など、実際に手術が行われたことが記録から確認できない個人も名簿に記載してください。

※都道府県優生保護審査会で「否」とされているなど、手術を受けていないことが判明している個人については名簿に記載する必要はありません。

(2) 記入項目について

別紙様式①～⑨の項目の一部が記録から確認できない個人については、当該項目を除いて記入してください。また、同一の個人と思われる者について、記録から複数の姓や住所が確認できる場合には、全ての姓・住所を記入してください。特記事項欄には、記録から確認できるその他の事項等を記入してください。

なお、①～⑨は最低限必要な情報であり、これ以外でも、各都道府県等において有用と思われる情報があれば、その記載を妨げるものではありません。

○様式4-2の作成について

(1) 名簿掲載人数計について

優生手術関係個人名簿に掲載されている個人の人数を記入してください。様式4-1の列数と同数であることを確認してください。

(2) 内訳について

様式4-1の「⑦記録の種別」等からご判断いただき、優生手術関係個人名簿（以下「個人名簿」といいます。）に記載されている個人のうち、手術の実施が確認できる個人について、その数を様式4-2の「①手術実施が確認できる個人記録」の欄に記入してください。

次に、個人名簿に記載されている個人のうち、優生手術が「適」とされた個人について、手術実施が確認できる個人を除いた上で、その数を様式4-2の「②優生手術が「適」とされた個人記録」の欄に記入してください。

最後に、個人名簿に記載されている個人のうち、優生手術が申請された個人について、手術実施が確認できる個人又は優生手術が「適」とされた個人を除いた上で、その数を様式4-2の「③優生手術が申請された個人記録」の欄に記入してください。

なお、「①手術実施が確認できる個人記録」、「②優生手術が「適」とされた個人記録」、「③優生手術が申請された個人記録」の人数の合計は、様式4-1の列数と同数になりますので、個人が重複してカウントされないようお願いします。

【調査5】保有する資料の提出

ア) 調査内容

都道府県等が保有する全ての資料（調査1及び調査3の資料）について、その写しを提出してください。

イ) 留意事項

○提出いただいた資料については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個人が特定されるなど個人の権利利益を不当に侵害することがないように適切に取り扱います。

○個人情報が含まれる資料については、調査分析を行うことのみに活用し、提出いただいた資料は責任をもって適切に保管いたします。

○本調査は法律に基づき国が実施するものであり、かつ、調査の目的を達成するためには

都道府県等の保有する資料の調査分析等が必要不可欠であることから、個人情報が含まれる資料については、少なくとも優生手術を受けた者の属性（性別、生年月日等）や手術の実施状況等（手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等）が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。

○都道府県等が保有する資料のうち、厚生労働省ホームページ「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日付）に掲載されている厚生労働省が保有する資料（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html）と同じものについては、その写しを提出していただく必要はありません。

【調査6】その他

都道府県等において、厚生労働省の平成30年保管状況等調査に基づく調査結果や、当該調査に前後して都道府県等が独自に行った法に関する調査結果について、その概要や詳細がわかる資料を作成している場合には、当該資料を提出してください。

また、調査1及び調査3の資料のほか、優生思想を背景とした法に基づかない不妊手術（いわゆる法定外手術）に関して、現時点で把握している資料がありましたら、提出してください（個人情報の取扱いについては「【調査5】イ）留意事項」参照）。

5. 提出先

調査1から6の回答・資料は、下記提出先までDVD等の媒体に保存して送付してください。

※調査様式のファイル形式を変更せずに回答してください。

※提出する資料の写しは、PDF形式で保存してください。資料のPDF化に当たっては、可能な限り解像度を高くするなど、資料が判読しやすい状態での保存をお願いします。

※保存するファイル名は、「該当する調査番号＋ファイル名」とするなど内容が分かるようにしていただくようお願いいたします。（例：「（調査1）〇〇関係綴」等）

※調査1から6のファイル容量が少ない場合は（合計で7MB以下）、メールで回答していただいても構いません（「6. 本件照会先」参照）。

【提出先】

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館B3 厚生労働調査室 宛

6. 本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

(3) 調査様式

＜様式1＞

年	①産生手術申請書 ・法第4条 ・規則第2条 ・様式第1号	②健康診断書 ・法第4条 ・規則第2条 ・様式第2号	③遺伝調査書 ・法第4条 ・規則第2条 ・様式第2号	④産生手術適否決定通知書 ・法第5条第1項 ・規則第3条 ・様式第3号（1）	⑤産生手術実施医師指定通知書 ・法第5条第2項 ・規則第3条 ・様式第4号	⑥再審査の申請書 ・法第6条第1項 ・規則第4条	⑦再審査に際して付された鑑定意見書 ・法第6条第3項	⑧産生手術適否決定通知書 ・法第7条 ・規則第5条 ・様式第3号（2）	⑨再審査に際して鑑定意見書提出された申請書 ・法第8条	⑩提出された訴訟の記録 ・法第9条	⑪産生手術に関する費用として鑑定所費が交付した記録 ・法第11条第1項	⑫手術の費用について国に請求した記録 ・法第11条第2項
昭和23年 保存状況 件数												
昭和24年 保存状況 件数												
昭和25年 保存状況 件数												
昭和26年 保存状況 件数												
昭和27年 保存状況 件数												
昭和28年 保存状況 件数												
昭和29年 保存状況 件数												
昭和30年 保存状況 件数												
昭和31年 保存状況 件数												
昭和32年 保存状況 件数												
~~~~~												
昭和62年 保存状況 件数												
昭和63年 保存状況 件数												
昭和64年 保存状況 件数												
平成元年 保存状況 件数												
平成2年 保存状況 件数												
平成3年 保存状況 件数												
平成4年 保存状況 件数												
平成5年 保存状況 件数												
平成6年 保存状況 件数												
平成7年 保存状況 件数												
平成8年 保存状況 件数												

＜関連事項＞

・①～⑫について、資料の保存状況及び、全部又は一部保存の場合は件数を記載してください。  
・⑪について、①からの情報が含まれる資料で、鑑定所費が独自に作成している資料（前）手術台帳、審査会議事録、回顧など）がございましたら、当該資料名を記載してください、必要に応じてセルを追加してください。  
・⑫について、①からの情報が含まれる資料で、鑑定所費が独自に作成している資料（前）手術台帳、審査会議事録、回顧など）がございましたら、当該資料名を記載してください、必要に応じてセルを追加してください。  
・記載の様式名称、関係条項及び様式番号は、産生保護法として施行されていた最終時点のもの（産生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第100号）の施行前時点のもの）であり、過去の様式名称等については、関係条項をご参照ください。

年	①優生手術申請書 ・法第12条 ・規則第6条1 ・様式第1号	③健康診断書 ・法第12条 ・規則第6条 ・様式第5号	⑤同意書 ・法第12条 ・規則第6条 ・様式第6号	⑥優生手術適否決定通知書 ・法第13条第1項 ・規則第7条 ・様式第3号(3)	⑦優生保健法に基づき指定された医師の名簿 ・法第14条第1項	⑧優生保健審査会の委員 名簿 ・法第16条	⑨優生手術実施報告書 ・法第25条 ・規則第27条(1) ・様式第12号	⑩優生手術実施報告書 ・法第25条 ・規則第27条(2) ・様式第12号	⑪優生手術年報 ・法第25条 ・規則第27条(1) ・様式第14号	⑫その他 例) 手術台帳 例) 審査会議事録 例) 回報
昭和23年	保存状況 件数									
昭和24年	保存状況 件数									
昭和25年	保存状況 件数									
昭和26年	保存状況 件数									
昭和27年	保存状況 件数									
昭和28年	保存状況 件数									
昭和29年	保存状況 件数									
昭和30年	保存状況 件数									
昭和31年	保存状況 件数									
昭和32年	保存状況 件数									
昭和62年	保存状況 件数									
昭和63年	保存状況 件数									
昭和64年	保存状況 件数									
平成元年	保存状況 件数									
平成2年	保存状況 件数									
平成3年	保存状況 件数									
平成4年	保存状況 件数									
平成5年	保存状況 件数									
平成6年	保存状況 件数									
平成7年	保存状況 件数									
平成8年	保存状況 件数									

＜様式2-1（第4条、第12条関係）＞																				
年	条	①申請数				②審査結果				③「適」とされた性別・年齢階層										
		(1) 通		(2) 否		(3) 不明		男		女		男		女		男		女		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
昭和23年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
昭和24年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
昭和25年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
昭和26年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
昭和27年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
昭和28年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
平成6年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
平成7年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
平成8年	第4条	全体数																		
		個人が特定できる 件数																		
		全体数																		
	不明	個人が特定できる 件数																		
合計																				
＜取組事項＞ 発生手続について、申請から審査、手続に至る各段階について把握している全体数及び、そのうち個人が特定できる件数を記載してください。																				

年	条	④手術を受けた者		⑤手術を受けた者の性別・年齢階層																			
				男									女										
		男	女	不明	合計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明
昭和23年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
昭和24年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
昭和25年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
昭和26年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
昭和27年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
昭和28年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
平成6年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
平成7年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
平成8年	第4条	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
	不明	全体数																					
		個人が特定できる 件数																					
合計																							

<様式2－2（第3条関係）>

①手術を受けた者  
（第3条第1項第4号及び第5号に基づき実施された手術を除き、第1項の届出番号が不明でないものをい。）

男

女

不明

合計

第1号

男

女

不明

第2号

男

女

不明

第3号

男

女

不明

不明

男

女

不明

男

女

不明

合計

②手術を受けた者の第3条第1項の届出番号

第1号

第2号

第3号

不明

男

女

不明

合計

③第3条第1項第1号の手術を受けた者の性別・年齢階層

男

女

20歳未満

20～24歳

25～29歳

30～34歳

35～39歳

40～44歳

45～49歳

50歳以上

不明

年

昭和23年

昭和24年

昭和25年

昭和26年

昭和27年

昭和28年

昭和29年

昭和30年

昭和31年

昭和32年

昭和62年

昭和63年

昭和64年

平成元年

平成2年

平成3年

平成4年

平成5年

平成6年

平成7年

平成8年

合計

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

全体数

個人が特定できる件数

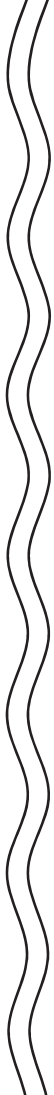
全体数

個人が特定できる件数

全体数



年	男										女									
	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明		
昭和23年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和24年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和25年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和26年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和27年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和28年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和29年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和30年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和31年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和32年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和62年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和63年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
昭和64年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
平成元年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
平成2年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
平成3年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
平成4年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
平成5年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
平成6年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
平成7年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
平成8年	全体数																			
	個人が特定できる件数																			
合計																				

⑤第3条第1項第3号の手前を受けた者の性別・年齢階層																		
年	男									女								
	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明
昭和23年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和24年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和25年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和26年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和27年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和28年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和29年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和30年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和31年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和32年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
																		
昭和62年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和63年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
昭和64年	全体数																	
平成元年	個人が特定できる件数																	
平成2年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
平成3年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
平成4年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
平成5年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
平成6年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
平成7年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
平成8年	全体数																	
	個人が特定できる件数																	
合計																		

<様式3>

統計、白書、パンフレット、手引き 等				
①資料名	②資料作成者(団体)名	③資料作成時期	④資料の概要	⑤特記事項
国や自治体等からの通知、事務連絡、疑義照会 等				
①通知等の題名	②通知等の発出者名・宛名	③通知等の日付	④通知等の概要	⑤特記事項
&lt;留意事項&gt; ・調査1以外の優生手術に関する情報が含まれている統計資料や説明資料、記録(〇〇統計、〇〇白書、パンフレット、手引き、国や自治体等からの通知、事務連絡、疑義照会等)について記載してください(調査1中、②の資料についても記載してください)。 ・「特記事項」について、他の自治体に関する情報がある場合はその自治体名等を記載してください。				

＜様式4－1＞優生手術関係個人名簿様式

整理 番号	①記録に記載の氏名 ②性別	③生年月日	④記録に記載の住所	⑤手術年月日	⑥手術の根拠条項号	⑦記録の種類 優生手術実施報告票	⑧手術実施医療機関名 ××病院	⑨入所施設名 (施設入所者の場合) △△園	⑩特記事項
例	〇〇 ××	昭和25年1月1日	△△県□□市〇〇町1－1	昭和45年1月1日	第4条				
1		年 月 日		年 月 日					
2		年 月 日		年 月 日					
3		年 月 日		年 月 日					
4		年 月 日		年 月 日					
5		年 月 日		年 月 日					
6		年 月 日		年 月 日					
7		年 月 日		年 月 日					
8		年 月 日		年 月 日					
9		年 月 日		年 月 日					
10		年 月 日		年 月 日					
11		年 月 日		年 月 日					
12		年 月 日		年 月 日					
13		年 月 日		年 月 日					
14		年 月 日		年 月 日					
15		年 月 日		年 月 日					
16		年 月 日		年 月 日					
17		年 月 日		年 月 日					
18		年 月 日		年 月 日					
19		年 月 日		年 月 日					
20		年 月 日		年 月 日					
21		年 月 日		年 月 日					
22		年 月 日		年 月 日					
23		年 月 日		年 月 日					
24		年 月 日		年 月 日					
25		年 月 日		年 月 日					
26		年 月 日		年 月 日					
27		年 月 日		年 月 日					
28		年 月 日		年 月 日					
29		年 月 日		年 月 日					
30		年 月 日		年 月 日					
31		年 月 日		年 月 日					
32		年 月 日		年 月 日					
33		年 月 日		年 月 日					
34		年 月 日		年 月 日					
35		年 月 日		年 月 日					
36		年 月 日		年 月 日					
37		年 月 日		年 月 日					
38		年 月 日		年 月 日					
39		年 月 日		年 月 日					
40		年 月 日		年 月 日					
41		年 月 日		年 月 日					
42		年 月 日		年 月 日					
43		年 月 日		年 月 日					
44		年 月 日		年 月 日					
45		年 月 日		年 月 日					
46		年 月 日		年 月 日					
47		年 月 日		年 月 日					
48		年 月 日		年 月 日					
49		年 月 日		年 月 日					
50		年 月 日		年 月 日					

<様式4-2>

## 個人記録の整備状況

自治体名: _____

名簿掲載人数計(①+②+③)

_____名

内訳

①手術実施が確認できる個人記録

_____名

(1)性別

男性 _____名

女性 _____名

不明 _____名

(2)条項別

4条 _____名

12条 _____名

不明 _____名

②優生手術が「適」とされた個人記録(①の記録があるものを除く)

_____名

(1)性別

男性 _____名

女性 _____名

不明 _____名

(2)条項別

4条 _____名

12条 _____名

不明 _____名

③優生手術が申請された個人記録(①又は②の記録があるものを除く)

_____名

(1)性別

男性 _____名

女性 _____名

不明 _____名

(2)条項別

4条 _____名

12条 _____名

不明 _____名



## 2 保健所設置市以外の市町村

### (1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査への協力について（依頼）（衆調発第6号 参調発第4号）（令和3年3月8日）

衆 調 発 第 6 号  
参 調 発 第 4 号  
令和3年3月8日

各都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長  
（ 公 印 省 略 ）

参議院厚生労働委員会調査室長  
（ 公 印 省 略 ）

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査への協力について（依頼）

先般実施した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条に基づく都道府県等調査につきましては、御協力をいただき、誠にありがとうございました。

このたび、更に保健所設置市以外の市町村に対し、同法第21条に基づく調査を行うことと致しましたので、下記について御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 保健所設置市以外の市町村への調査依頼関係書類の送付

貴都道府県管内の市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に対して、次に掲げる別添の調査依頼関係書類を送付していただきますようお願いいたします。

##### 【保健所設置市以外の市町村への送付書類】

- ・旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査について（依頼）
- ・旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領
- ・調査様式
- ・旧優生保護法関係法令参照条文

#### 2 調査依頼関係書類の送付先市町村名等の提出

別紙様式に1の送付先市町村名等を記入し、令和3年3月19日（金）までに、[メールアドレス]宛てにメールにて御提出いただきますようお願いいたします。

[照会先]

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

&lt;別紙様式&gt;

都道府県名：_____

整理 番号	①市町村名	連絡先				⑥備考
		②担当部署	③担当者	④電話番号	⑤メールアドレス	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						

注1：②～⑤については、把握していない場合は記入していただくなくても結構です。送付先市町村が分かる既存の資料がある場合は、本様式に代わり当該既存資料を提出していただいても構いません。

注2：行が足りない場合は、必要に応じて行を追加して記入してください。

(2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査について(依頼)(衆調発第5号 参調発第3号)(令和3年3月8日)

衆調発第5号  
参調発第3号  
令和3年3月8日

各市町村 母子保健主管部(局)長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長  
(公印省略)

参議院厚生労働委員会調査室長  
(公印省略)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査について(依頼)

このたび、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきまして、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を別紙のとおり行うこととなりました。

つきましては、旧優生保護法下において作成等が行われ、保健所設置市以外の市町村が現時点で保有している資料や記録について調査を行いますので、別添1の調査要領に基づき、別添2の調査様式に必要事項を記入の上、調査結果及び保有資料等の写しを令和3年6月18日(金)までに御提出いただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

[送付資料]

(別添1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領

(別添2) 調査様式

(別添3) 旧優生保護法関係法令参照条文

[照会先]

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

別紙及び（別添3）については省略



(3) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領

(別添1)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領

**1. 目的**

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法(以下「法」といいます。)が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、優生手術の実施状況等を明らかにするため、保健所設置市以外の市町村が保有する資料や個人記録を把握・収集し、分析することを目的としています。

**2. 調査対象**

保健所設置市以外の市町村(特別区を除く。)が保有する資料や個人記録について、下記調査事項にしたがって回答してください。なお、公立の医療機関及び福祉施設において保全されている資料や記録は本調査の対象ではありません。

**3. 調査期限**

令和3年6月18日(金)までに調査結果及び保有資料等の写しをご提出ください。なお、提出後に新たに関連資料等が発見された場合や、回答に修正が必要な場合、また、期限内の提出が難しい場合にはご連絡ください。

**4. 調査事項(【調査1】、【調査2】)**

**【調査1】優生手術に関する資料等の保有状況について**

ア) 調査内容

市町村が保有する、次に掲げる(1)から(3)の資料等について、別紙の調査様式に記入し、提出してください。(調査様式は資料等を保有していない場合も提出してください。)

- (1) 法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき行われた優生手術に関する個人記録(※1、2)
- (2) (1)以外で、優生手術に係る情報が含まれている資料(※3)
- (3) いわゆる法定外手術に関する資料(※4)

(※1) 優生手術:「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

(※2) 個人記録:記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、面談記録やケース記録等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可

能性がある) ことが分かるものをいいます。個人記録には、氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落しているものを含みます。

(※3) 優生手術に関係する情報が含まれている資料：個人のケースに関連しない優生手術一般に関する資料をいい、統計資料や説明資料、記録等が該当します。(具体例…〇〇統計、〇〇白書、パンフレット、手引き、国や自治体等からの通知、事務連絡、疑義照会等)

(※4) いわゆる法定外手術に関する資料：優生思想を背景とした法に基づかない不妊手術に関する資料で、現時点で把握しているものをいいます。

#### イ) 調査様式への記入上の留意点

○「①都道府県名」「②市町村名」「③担当部署」「④担当者」「⑤電話番号」「⑥メールアドレス」を記入してください。

○「⑦資料等の保有状況」について、「有」「無」のいずれかを選択してください。

※ア) の(1)から(3)のいずれかの資料等を保有している場合は、「有」を選択してください。

○「⑧個人記録の有無」について、「有」「無」のいずれかを選択してください。

○「⑨個人の人数(合計)」には、ア) の(1)の個人記録において確認できる優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)個人の人数の合計を記入してください。なお、可能な限り、個人の重複を除いた実人員を記入してください。

○「⑩保有している資料等の内容」には、保有している資料等について、「⑦資料等の名称」、「①資料等の作成時期」、「⑨個人記録の人数」を記入し、⑤「その他(留意事項等)」には、留意事項等を必要に応じて記入してください。

※「⑨個人記録の人数」には、個人記録において確認できる優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)個人の人数を記入してください。なお、可能な限り、個人の重複を除いた実人員を記入してください。

○資料等が多い場合は、必要に応じて行を追加し、記入してください。

#### 【調査2】保有する資料等の提出

##### ア) 調査内容

保有する全ての資料等(【調査1】の調査様式に記載した資料等)について、その写しを提出してください。

##### イ) 留意事項

○提出いただいた資料等については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個人が特定されるなど個人の権利利益を不当に侵害することがないように適切に取り扱います。

○個人情報が含まれる資料等については、調査分析を行うことのみに活用し、提出いただいた資料等は責任をもって適切に保管いたします。

- 本調査は法律に基づき国が実施するものであり、かつ、調査の目的を達成するためには市町村の保有する資料等の調査分析等が必要不可欠であることから、個人情報が含まれる資料等については、少なくとも優生手術を受けた者の属性(性別、生年月日等)や手術の実施状況等(手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等)が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。
- 市町村が保有する資料等のうち、厚生労働省ホームページ「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」(平成30年9月6日付)に掲載されている厚生労働省が保有する資料([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html))と同じものについては、その写しを提出していただく必要はありません。(この場合、その旨を別紙の調査様式の「⑩保有している資料等の内容」の「㊥その他(留意事項等)」に明記するなど、【調査2】の提出データには含まれていないことが分かるようにしてください。)

## 5. 提出先

【調査1】及び【調査2】の回答・資料等は、下記提出先までDVD等の媒体に保存して送付してください。(資料等を保有していない場合は、[yuuseihogo@shugijink.go.jp](mailto:yuuseihogo@shugijink.go.jp)まで、調査様式をメールで送付してください。)

※調査様式のファイル形式を変更せずに回答してください。

※提出する資料等の写しは、PDF形式で保存してください。資料等のPDF化に当たっては、可能な限り解像度を高くするなど、資料等が判読しやすい状態での保存をお願いします。

※保存するファイル名は、資料等の名称を明記するなど、内容が分かるようにしていただくようお願いいたします。(例:「優生手術関係綴(昭和23~24年)」等)

※ファイル容量が少ない場合は(合計で7MB以下)、メールで回答していただいても構いません。

### 【提出先】

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館B3 厚生労働調査室 宛

## 6. 本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通: 03-3581-5510 FAX: 03-3581-7577

Mail:

(4) 調査様式

(別添2)

＜別紙：調査様式＞ ※資料等を保有していない場合も①～⑨を記入し、提出してください。

①都道府県名	②市町村名	連絡先				⑦資料等の保有状況	⑧個人記録の有無	⑨個人の人数(合計)
		③担当部署	④担当者	⑤電話番号	⑥メールアドレス			
						無	無	0人

⑩保有している資料等の内容

整理番号	⑦資料等の名称	④資料等の作成時期	⑦個人記録の人数	⑩その他(留意事項等)
1	(例)面談記録	昭和〇年	1人	
2	(例)優生手術関係綴り	昭和〇年～平成〇年	5人	
3	(例)優生保護法関係通知集	昭和〇年～平成〇年	—	
4	(例)優生手術の手引き	昭和〇年〇月	—	〇頁に法定外手術に関する記述
5				
6				
7				
8				
9				
10				

3 優生手術申請書の申請理由一覧

この一覧は、都道府県等より提供を受けた優生手術申請書に記載された情報を基に作成したものである。（2,522件、順不同）

- （注1）資料の破損等により単語の一部が読み取れない場合、「■」を用いた。
- （注2）資料にマスキングがかけられている部分について、「■」を用いた。
- （注3）資料に個人名等の記載があった場合、「〔～名〕」を用いた。例えば、「夫○○」との記載があった場合、「夫〔氏名〕」と記載した。
- （注4）申請条文として「第5条」と記載されていたものは第4条に、「第11条」、「第13条」と記載されていたものは第12条に分類した。
- （注5）申請理由中、人権上不適切な語句や表現等、また現在では使用されていない病名等が見られる場合があるが、旧優生保護法施行当時の社会情勢等を考慮して、申請書に記載されたまま掲載した。

手術を受けるべき者	申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
				診療科名		
20代	女	別紙民生委員の調書の通り本人は精神薄弱の上先天性聾啞者であり且つ子孫にこれが遺伝する虞れがあるためその遺伝を防止するためにも優生手術を行うことが公益上必要と認められる。	精神科	4条	昭和20年代	
20代	女	精神分裂病ノタメ	産科 婦人科	4条	昭和20年代	
20代	女	法第4条	精神科	4条	昭和20年代	
20代	女	不明	精神科	4条	昭和20年代	
20代	女	法第4条	精神科	4条	昭和20年代	
20代	男	法第4条	精神科	4条	昭和20年代	
30代	女	法第4条	精神科	4条	昭和20年代	
30代	男	昭和11年頃（18才）より精神分裂病にり患し現在軽快状態ではありますが結婚を希望し相手の女性（現在〔医療機関名〕入院中）も精神分裂病の軽い欠陥状態にあります。	精神科	4条	昭和20年代	
20代	女	病名 精神分裂病。発病 昭和18年頃。幻覚、不安、興奮を以て始つたが、間もなく沈静し、保養院をへて昭和20年4月14日〔医療機関名〕に入院。以来、軽度の情意鈍麻を胎して、平静に作業療法に従事しつつあるが、在院不要と認めて近日中に退院の見込である。当人は退院後結婚の見込あり。具体的に結婚話が進行しつつあるが、その為優生手術をうける必要があると考へられる。当人の家系には精神病者はないが、同胞には分裂気質の著明なものがある。	精神科	4条	昭和20年代	
20代	女	躁鬱病、精神薄弱（外因及審美的■化■証明を得ず）	精神科	4条	昭和20年代	
10代	女	法第4条	不明	4条	昭和20年代	
10代	女	法第4条	産科 婦人科	4条	昭和20年代	
20代	女	遺伝的精神薄弱にして意志不安定性性格異常を合併す。退院後、優生的、社会的見地より手術を必要と認む。	精神科	4条	昭和20年代	
20代	女	優生法第2章第4条別表該当に依る精神障害理由	産婦人科	4条	昭和20年代	
30代	女	右患者は現在精神分裂病の変型型欠陥状態にあるものであるが、近來病状固定し、家庭において保護、看護することも不可能ではない状態に落付いて居る。そこで今後情况により退院せしめるやうになるかも知れない。その際妊娠をすれば、当人の精神状態に悪影響を及ぼすと共に、子供に遺伝的負因を胎し且子の養育は不可能と思はれるので、優生手術を申請する次第である。もっとも患者の家系には他に精神分裂病者は認められない。	精神科	4条	昭和20年代	
40代	男	本患者は別紙診断書の如き精神分裂病者であつて、現在入院中であるが近日中に退院の予定である。患者は既に2子を上げているが、尚妻も健在であり加へて本疾病を考慮する時は社会的にも優生学的にも優生手術を適用する必要があると考へられる。尚患者の血族に分裂病患者はないが父親が或程度の性格偏倚を持つてをり、父方の祖母が精神病にかかつた。	精神科	4条	昭和20年代	
20代	女	右ノ者白痴ニシテ（遺伝性精神薄弱ノ■ニ該当シ）幼時ヨリ強度ナル為結婚前ニオヒテスデニ妊娠ナシ、当院ニテ中絶ノ予定デアルガ、向後モ妊娠ノ可能性アリ。公益上、本人、家族（又ハ出生スルモ遺伝ニヨリ再び白痴ノ生ズルオソアレリ）ノ為ニ害アリトミトメル。	産婦人科	4条	昭和20年代	
30代	女	優生法第2章第4条別表該当に依る精神障害理由	産婦人科	4条	昭和20年代	
40代	女	優生保護法第4条 遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代	
20代	女	病名 遺伝性精神薄弱 自身の姓名をようやく口答す生年月日は勿論年令等自答し得ず、快、不快防衛運動等はある幾分精神作用も認められる知力の発育程度は2－3歳の小児の状態に止り居る白痴の状態である。	産科 婦人科	4条	昭和20年代	
20代	男	一、右者遺伝性精神薄弱でその程度は白痴に属する 二、窃盗、性的非行為等公安を害する非行為あり	精神科	4条	昭和20年代	
10代	女	遺伝性精神薄弱（白痴）	内科 小児科	4条	昭和20年代	
30代	女	生來の精神薄弱のため義務教育も受けず現在5人の子供有れど長男次男共に母親同様の有様にて義務教育は受りをも名のみに	全科	4条	昭和20年代	
20代	女	患者は昭和24年4月より昨年10月末まで毎年4、5月頃より10月頃まで精神分裂病的状態となる。「冬期は良好なり」昨年6月13日来院したるも一見して精神分裂症と思はれたので精神科を訪れる様にすめた。患者は未婚なるも発狂状態にある 昨年8月15日より3日間の月経を最後に閉経し現在妊娠7か月にして近く優生保護法第12条（同第5条第1項第1号に該当）の規定により人工妊娠中絶術を行う見込なり。なお別紙の如く遺伝性関係を認め、優生保護法第4条に該当するものと考へる	産婦人科	4条	昭和20年代	
10代	女	6、7才の知脳程度で数は100まで数へるが、癲癇様発作が月に数回あり 一昨年頃から他人の物を持つて帰るやうになつた。	精神科	4条	昭和20年代	
20代	女	5、6才の知脳程度で目下は性に醒めて夜間不眠がしばしばある	精神科	4条	昭和20年代	
30代	女	法第4条 遺伝を防止する為に優生手術を行ふことが公益上必要と認める	不明	4条	昭和20年代	
20代	女	優生法第2章第4条別表該当に依る精神障害理由	産婦人科	4条	昭和20年代	
20代	女	つんぼ（別紙〔医師名〕氏診断書に依る）	産婦人科	4条	昭和20年代	
20代	女	本人ハ10才頃ヨリ精神分裂病ニシテ優生保護法第4条ニ該当スル。	産婦人科	4条	昭和20年代	
20代	女	優生保護法第4条	精神科	4条	昭和20年代	
30代	女	患者は精神病質者で感情の動揺が著しく又環境の影響を強く受ける傾向があり甚しい時は衝動的に暴力行為にまで至る。その為、実子を殺害し精神鑑定の上、精神衛生法により措置入院をとらせている。最近は平静で院内作業に従事しているが、夫の希望もあり又精神状態もよいので近く退院の手続がとられようとしているが、遺伝的因子も少なからず存在するので優生学的に処置を施す必要があると考へる。	精神科	4条	昭和20年代	

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	病名、遺伝性精神薄弱 自身の姓名をようやく口答す。生年月日は勿論年齢を自答し得ない。快不快防御運動等もあり、幾分精神作用は認められる。知力の発育程度は3－4歳の小児の状態に止り居る白痴の状態である。	産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	法第4条遺伝を防止する為優生手術を行うことが公益上必要と認める	産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	生来知能発達極メテ不良ニシテ、8才頃ヨリ毎月2－4回てんかん発作ヲ来ス	産婦人科	4条	昭和20年代
30代	女	遺伝性精神薄弱のため	不明	4条	昭和20年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
30代	男	優生保護法第4条	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（重症痴愚）性欲異常	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	精神薄弱症（痴愚）（遺伝性）	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（痴愚）性欲異常	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（痴愚）（遺伝性）	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（白痴）性欲異常 癡癡症	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和20年代
10代	男	先天性精神薄弱（痴愚）と精神分裂病の併発	精神科	4条	昭和20年代
不明	女	遺伝性聾啞	産科 婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	精神薄弱、啞者ノ遺伝性	内外、産婦人科	4条	昭和20年代
30代	女	遺伝性精神病（てんかん）のため	不明	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	優生保護法第4条別表4に該当、 本人は聾啞者であり血族中数人の聾啞者があり公益上必要と認	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（重症痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（痴愚）性欲異常	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
不明	男	白痴	精神科 内科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神病質（常習犯罪者）	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病による	内科 外科 産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病（破瓜型）	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	癲癇性精神病	精神科 内科	4条	昭和20年代
20代	男	接枝性破瓜型	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂症	産科 婦人科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病による	内科 精神科 神経科	4条	昭和20年代
不明	女	精神分裂病	不明	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病であるので悪質遺伝の恐れがある。	精神神経科	不明	昭和20年代
30代	男	精神分裂病であるので悪質遺伝の恐れがある	精神神経科	4条	昭和20年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
40代	男	精神分裂病であるので悪質遺伝の恐れがある	精神神経科	4条	昭和20年代
40代	男	精神分裂病であるので悪質遺伝の恐れがある	精神神経科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（重症痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（白痴）	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性ろうのため	内科	4条	昭和20年代
10代	女	接枝性破瓜病	精神科 内科	4条	昭和20年代
10代	男	精神分裂病	精神科 内科	4条	昭和20年代
10代	女	接枝分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	躁鬱病（躁型）兼精神薄弱	精神科 内科	4条	昭和20年代
20代	女	遺伝性精神薄弱による。	産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科 内科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病（接枝性分裂病）	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂症	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	不明	不明	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	患者は昭和22年頃（25才）から発病したと思はれる精神分裂病（破瓜型）患者で現在、現住所に住んでいるが特に理由なく外出徘徊し、2晩3晩も帰らないことがしばしばである。過去に3回妊娠し、相手の男性の氏名も未詳の状態て人工妊娠中絶を行っている。今後も同様に妊娠する危険が極めて大である。	精神々経科	4条	昭和20年代
40代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神薄弱	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神薄弱	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神薄弱	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	19才・25才の時躁病にかかったことがある。	精神神経科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	白痴（先天性）	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	接枝分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	躁病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神病質	精神科	4条	昭和20年代
40代	男	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	接枝分裂病（精神分裂と	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病兼ヒロポン中毒症	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神病質（兼ヒロポン中毒	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症（軽症痴愚）異常性欲	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
40代	女	右の者遺伝性精神病者であるので優生保護法第4条に該当するので優生手術を行い度い	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂病	神経科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	神経科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	神経科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	神経科	4条	昭和20年代
20代	男	遺伝的には父親が軽い精神薄弱者であり、当人も生来知能の発達が遅れ、小学校の成績は最下位であった。18才頃一時精神分裂病の緊張病様症状を呈し〔医療機関名〕に入院（昭和27、2月-6月）退院後は簡単な作業に従事していたが、昭和29年10月5才の女兒に対し強姦し負傷させた事件を起した。現在は知能年齢7才、知能指数43、重症痴愚程度の精神薄弱者であり、女性に対して異常な関心を示す点、充分な思考、判断能力を欠く点等から、今後も同様の事件を引起す可能性もあり、社会的に危険と考えられること、及、今后遺伝学上からもかかる因子が子孫に伝はることをおそれるので申請する次第である。	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱（痴愚）	神経精神科	4条	昭和30年代
不明	男	本人は精神薄弱（白痴）にして姓名も区別して言へず数字も1から50まで数へるのが漸くの程度なるに既に妻帯して5年にもなるが全然生活能力なく近親の迷惑的存在なり	精神々経科	12条	昭和30年代
20代	女	本人は精神薄弱（痴愚）にして父母の名も満足に判らず結婚后5年にもなるがこの間父不詳の子（小学1年生）あり。今日まで相手の判らぬ妊娠を3回してをり今の夫も白痴で生活能力なし	精神々経科	12条	昭和30年代
30代	女	患者は生来性の精神薄弱、性格異常であり、昭和20年7月（25才）頃、精神分裂病発病。そのため昭和24年10月勤め先の子を傷害、死に至らしめ、精神鑑定の結果、精神衛生法により措置入院せしめられ、現在に至っている。最近是比较的平静であるが時々感情不安となり、暴行がみられる。優生学的処置が必要であると考え。 （尚昭和25年5月2日ロボトミーを受けている）	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神病質	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	（外傷性精神病）顕著な性欲異状	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	本名は精神薄弱（白痴に近し）病にして、寧ろ、遺伝性、性来性と言ふを得べき事理の認識力全然なく、常に徘徊、放浪癖あり加ふるに性欲倒錯状況にて、 <b>＝</b> なきに過去5度も懐妊して <b>＝＝</b> 状況なり	マスキング	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	本人は（陳旧性）精神分裂症にして断種法を施行すれば治ると考へて居り、亦家人もそれを希望して居るので同意書をそへ優生手術を申請するものである	精神々経科	12条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病（破瓜型）による症状のため、生活上の脱線行為が多く常時一定の目的もなく無断に外出徘徊することがある。そのような状態なので異性の誘惑に乗ることも多く現在までに2回も妊娠している。一旦病状が軽快して退院せしめても再びこの様な誤りを犯す危険が多いので優生手術を申請する次第である。	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	悪質遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	性来の白痴にして病識なく、且過去数度に涉り、懐妊したるも関係せる男性を知らずその都度民生委員の世話になつて処子して居り、今回も既に妊娠7ヶ月となつて居るが、徘徊癖あり、家によりつかず然も帰宅すると家人に乱暴する為、全く処子に窮し今回の申請に及ぶものである	精神々経科	12条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱（痴愚）	産科 婦人科	4条	昭和30年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診察科名		
10代	女	母の弟にてんかんあり。本人も精神薄弱兼てんかんで優生保護の見地より優生手術を希望する	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	本人は別紙診断書に見る通り性来の精神薄弱（＝痴愚）にして全然独立の性計を営み得ず加えて色情的言動著名なる上 上記疾患の 為め行為の抑制を欠き為に良家の子女に対し危害を及ぼす如き、状況見当せられるので、疾患の遺伝を防止し且社会的公益保の意 味からも優生手術を申請するものである	精神々経科	4条	昭和30年代
不明	女	昭和26年12月18日 浮浪中保護され同年同月25日 当学園に入園 精神薄弱（白痴）夜尿 重度斜視 近視 放浪性あり	精神科	12条	昭和30年代
不明	女	浮浪児にて昭和21年8月進駐軍に拾はれ■■■■に保護され精神薄弱のため 昭和25年8月12日当学園に入園する 精神薄弱の程度は、痴愚 初潮昭和29年	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	私生児の分娩により悪質な遺伝因子を伝へる危険あるため	不明	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条別表2号遺伝性精神薄弱者と認める	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性の精神薄弱でその程度も比較的高度で生活能力もないため。	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	本人の遺伝性疾患を防止することが公益上必要であると認めるため。	精神科	4条	昭和30年代
10代未満	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	女	家系に精神病・てんかんなどはないが、色情的傾向が著しい。	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	家系に精神病は発見出来ないが、色情的傾向が強い。	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	女	父系伯母、精神病。現在まで2～3の男関係があり、母が不慮の妊娠を心配している。	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	舞蹈病並遺伝性変質者	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	躁、うつ病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝性分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂病二付	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂症に付	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	真性てんかん	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	不明	昭和30年代
10代	女	白痴（遺伝性精神病且つ性欲異常）のため	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	不明	昭和30年代
30代	女	真性てんかん（遺伝性）	外科 産婦人科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	接枝分裂病	神経科	4条	昭和30年代

[illegible]

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者		申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 （年代）	性別		診療科名		
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱（魯鈍）	産科 婦人科	4 条	昭和30年代
不明	女	社会的協同生活不能の為	産婦人科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	産婦人科	4 条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱（白痴級）	精神科	1 2 条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4 条	昭和30年代
10代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病（再々発）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病（陳旧性）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病（再々発）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	接枝分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	外科 産婦人科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	本人が精神薄弱（興奮型）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	本人が精神薄弱及び躁鬱病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱及び躁鬱病（遺伝防止のため）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止の為	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	子孫への遺伝防止の為	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	子孫への遺伝防止の為	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	子孫への遺伝防止の為	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	健康診断書に記載せる如く本人はてんかん発作、不機嫌状態があり、社会生活は適応し難い状態もあり、又不機嫌状態時には自傷、暴行、外出徘徊、見知らぬ男との肉体関係をしたような既往もあり、優生保護法第12条に当るものと思はれる。	精神科	4 条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4 条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症（魯鈍）	精神科	4 条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
30代	女	妊娠によつて精神分裂症発病のおそれがあると認めるので優生手術を必要とする	産婦人科 外科	4 条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	神経精神科	4 条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	不明	昭和30年代
40代	女	遺伝性精神薄弱	婦人科 内科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝性精神薄弱のため優生手術を必要とする。	内 児科	4 条	昭和30年代
10代	男	精神分裂病	精神科	4 条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4 条	昭和30年代
20代	男	3才頃熱病にかかった。後天的なものか、先天的なものかはつきりしない。小学2年頃から窃盗癖を生じた。警察でも手を焼いている。性的な非行は現在までの所はないが、青年期に達しているから、将来、性的犯罪の恐れなしとしない。	精神科	1 2 条	昭和30年代
20代	男	19才発病、〔医療機関名〕に入院したことがある。強姦未遂事件を起したが、精神異常のため、刑の執行猶予となり、昭和32年1月から入院している。未だ精神症状の好転が見られず、将来の見通しも■■■である。	精神科	1 2 条	昭和30年代
20代	女	生れつき知能の発育が悪い。しばしば破衣、興奮したという。学校は通つただけである。両親がいないようで、義母が保護者になつてゐる。月経だけは順調のようだから、遺伝性かどうか明かではないが、■■■を行う方がいいと思われる。	精神科	1 2 条	昭和30年代
20代	女	好色妄想甚だしく公安風紀を乱すおそれあり	精神、神経科	1 2 条	昭和30年代
30代	女	脱衣、破衣、好色的言動あり 公安、風紀を乱すおそれあり	精神、神経科	1 2 条	昭和30年代
30代	女	本人が精神薄弱である	産婦人科	1 2 条	昭和30年代
不明	男	優生保護法第4条該当の為	精神科	4 条	昭和30年代
30代	男	梅毒■■反応■■陽性 夫婦ともに精神薄弱にして子を蓄へるに過ぎず	皮膚泌尿器科	1 2 条	昭和30年代
50代	男	夫婦ともに性来精神薄弱（アルコール■■妄症）及陰嚢小腔にして子孫を蓄えるに過ぎず	皮膚泌尿器科	1 2 条	昭和30年代
20代	男	精神薄弱（魯鈍）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病（時に色情的な行為がみとめられる）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
10代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	第4条により公益上遺伝疾患を防止するため優生手術を行ふ	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	第4条により公益上遺伝疾患を防止するため優生手術を行ふ	精神科	4 条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱（殊に性格変化著明なため）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	精神分裂病（遺伝防止のため）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	精神分裂病（遺伝防止のため）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	精神分裂病（遺伝防止のため）	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4 条	昭和30年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	本人が進行麻痺欠陥治療状態	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	先天性精神薄弱者にてしばしば衝動的に粗暴な行為あり	内 児科	12条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱（先天性、白痴）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
10代	女	接枝分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱の過動性精神病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	陳旧性分裂病（荒廃状態）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病（破瓜型）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病（破瓜型）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝分裂病（陳旧性）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	陳旧性分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病（破瓜型）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条、手術を受くべき者の父は早発性痴呆症にて既に死亡。本人は、精神状態躁鬱性にして、既に無断家出2回警察の保護を受く。	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症（魯鈍）	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（重症痴愚）	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（重症痴愚）	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	本人精神薄弱顕著な性欲異常	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病（破瓜型）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	陳旧性分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	女	陳旧性分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱のヒステリー状態	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病（陳旧性）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	先天性精神薄弱（魯鈍）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	身体特に健康なるが遺伝性精神病患者の為優生学上卵管結紮を必要とする。	不明	不明	昭和30年代
20代	女	精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	陳旧性精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	本人は別紙診断書に見る如く性来の精神薄弱にして、徘徊、外泊癖を有し、良識なく自己行為の抑制を欠き、且土地の不良の徒に欺られて既に数回妊娠して居り家計も困難にして本人自体到底独立の性計を営む能力もないので疾患の遺伝を防止し社会的公益保護の上からも優生手術の必要を認めるものである	精神々経科	4条	昭和30年代
20代	女	接枝性分裂病にして知能低くしばしば興奮し、性欲高進す。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	聴覚言語不自由、精神薄弱、筋骨盤なる為	産婦人科	12条	昭和30年代
10代	男	遺伝性先天ろう	内科 小児科	4条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	男	遺伝性先天聾	内科 小児科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱症	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	本人が精神分裂病である	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱（白痴）	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性てんかん性精神病並びに精神薄弱	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	男	優生保護法第4条	全科	4条	昭和30年代
20代	女	てんかん	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	別紙診断書の通り精神発達不良でしかも性的発達が早いための性的交渉のみに没頭しその為に徘徊、家人に対する暴行が多く尚養護施設における教育を不可能としている 又別紙遺伝調査書の如く家系に精神異状者多く遺伝負因が濃厚であると考えられる 両親も本人の性的 $\equiv$ に対し監護困難な為優生手術を切望している	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	近日中にロボトミーを施行し、不機嫌、興奮発作がなくなれば退院して家庭で看護をする予定である。保護義務者をはじめ家族一同が同意し、本人も納得しているので優生保護法第13条による優生手術を申請するものである。	精神科	12条	昭和30年代
不明	女	優生保護法第4条により（別表第1号 本人精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	好色の言行甚だしく徘徊あり	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	徘徊 好色の	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	好色の	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	徘徊 好色言行	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝性精神薄弱症アルタメ。遺伝ヲ防止スルタメ公益上必要デアルト認ム。	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	不明	4条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和30年代
不明	不明	本人がてんかん（1ヶ月7～10回の発作あり）	産婦人科	12条	昭和30年代
20代	女	生来癲癇の為、知能の発育著しく遅延し、身体は健康なるも指南力に乏しく正常なる精神の下に生活を営み得ざるものと認む。	全科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱並二同性性 $\equiv$ の素質遺伝しあり且つ生活困きう薄幸なる子孫の出生 $\equiv$ 遺伝の防止絶対的公益上必要と認められるため。尚本人は現妊娠5ヶ月にて遺伝防止緊急に迫られあり。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	本人は別紙診断書の通りにして不断徘徊、外泊し良識なく、自己行為の抑制なく、土地の知名士宅を訪問家人特に兄嫁の悪口、雑言を訴えて居り、今まで昭和26年7月頃 $\equiv$ に入院その後当院に2度3度入院、入院生活通算2年有餘となるも尚且症状は上記の如く一向に好転せず、不断独語空笑し好色、徘徊癖を有し本人自体到底独立の生計を営むこと困難なる者と認めた	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	周期性躁病	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	男	法第4条	整形外科	4条	昭和30年代
30代	女	法第4条	全科	4条	昭和30年代
20代	女	本人及び夫、実子と血族関係に強度な遺伝病者（奇形）が存在しているので今後同病の増加を防止する為	産婦人科	不明	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	健康診断書に記載の如く本人は精神分裂病の欠陥状態にあり、内閉的で本人の精神内界を察知することが出来ず、外出徘徊して見知らぬ男と肉体関係を結んだ既往歴もあり、優生保護法第4条に当るものと思われる。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	実母実姉が精神病である 実姉は現在本院に精神分裂病の診断のもとに入院している。好色で有るため公安を乱す	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病で有り、徘徊有り特に夜間甚だしいため公安を乱す。	精神科 神経科	不明	昭和30年代
30代	女	精神分裂病であり、わいせつ言行甚だしく公安を乱すおそれあり	精神科 神経科	不明	昭和30年代
30代	女	好色的にして、裸体、破衣症あり、わいせつ行為あり。公安を乱すおそれあり。	精神科 神経科	不明	昭和30年代
20代	女	本人が痴愚であって、現在の処遺伝関係は認められないけれども高等感情の鈍麻が明らかに認められ、自発性なく判断力、理解力の著しい欠陥あり、社会的適応性に乏しい。	産婦人科	12条	昭和30年代
30代	女	劣等なる遺伝を防御するため	精神神経科	不明	昭和30年代
10代	女	先天性白痴症の遺伝を予防する必要があるため。	婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂症による呆痴状態であるため子孫に同病の遺伝する事を予防するため並びに妊娠の継続により同病の増悪の可能性あるため。	婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性先天聾	内科 小児科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性先天聾	内科 小児科	4条	昭和30年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	接枝分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	接枝分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	再■を繰返しておりその遺伝中絶を目的として	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝中絶の目的	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝中絶の目的	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	生来知能の発育は遅滞し現在痴愚状態であるが12～3才の頃から性的異常行為（窃盗癖、強姦未遂）が目立ちこれ等の異常行為は成長と共に助長される傾向がある。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病である本人の悪質遺伝を防止する為	神経精神科	12条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱	産婦人科	12条	昭和30年代
50代	男	遺伝性精神薄弱で劣等因子遺伝防止の為め	全科	4条	昭和30年代
30代	女	本人は精神分裂病にり患しており、現在病状軽快退院の予定であるが、再発のおそれなしとせず、また挙子3人の内3番目の女子分娩後病像が悪化したこともあるので、今回退院前に優生手術を行うことが妥当であると考え。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱	婦人科	12条	昭和30年代
30代	女	重症痴愚（頭書の疾患にて現在まで操行悪しく既に5回の妊娠及び分娩をなし男親不明なり）	産婦人科	不明	昭和30年代
30代	女	本例は父系に濃厚な遺伝的負因を有し、且つ発病以来約2年間種々の治療を施行したが完全寛解には至らなかったものである 本人の年令その他から今後も尚妊娠分娩の機会も多いと考えられる 従ってより以上に本病の遺伝を避けるため優生手術を要するものとする。	精神神経科	不明	昭和30年代
20代	女	痴愚（配偶者も遺伝性聾啞の為劣等因子遺伝防止のため）	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	てんかん性白痴症	内科 小児科	4条	昭和30年代
20代	女	第12条により保護義務者の同意を得て、本人保護の目的の為申請致します。遺伝防止の為の強制的意味合のものではありません。	産婦人科	12条	昭和30年代
不明	男	精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にり患中（幻聴、好色妄想、作為思考等の症状あり）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病（単純痴呆型）〔医療機関名〕精神科の診断書に依る	外科 内科 産婦人科	不明	昭和30年代
10代	女	精神薄弱者	神経精神科	不明	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	社会的協同生活不能のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	接枝性分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病にり患しあるため	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	病名、痴愚、上記の疾病あり。両親死去。適当な監督者なく容易に暴行をうけ、現在までにしばしば妊娠、死産をくりかえす。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病にり患しあるため	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病にり患しあるため	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病にり患しあるため	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である躁鬱病にり患しあるため。（本人の希望もありて。）	精神科	(3条)	昭和30年代
40代	男	別紙精神衛生鑑定書の通り	泌尿器科	4条	昭和30年代
30代	女	欠陥像を呈した精神分裂病でありまた妊娠により病状が悪化し幻覚妄想が著明になる。	精神科	(3条)	昭和30年代
30代	女	精神分裂病（破瓜型）による症状のため、特に性的脱線行為が多く異性の誘惑に乗りやすく、又しばしば強姦されたと妄想し、一旦症状が軽快して退院させても危険が多いので優生手術を申請する次第である。	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	母祖父等精神分裂症・本人精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神病の為	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	社会的協同生活不能のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	本人及び夫、実子と血族関係に強度な遺伝病者が存在しているので今後同病の増加を防止する為	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
10代	女	てんかん性精薄のため。（遺伝性）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
不明	男	遺伝防止の為	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止の為	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	躁うつ病 躁状態になると好行言行甚だしく公安を乱す。母方叔父に同病ありて遺伝傾向あり	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にして人格荒廃状態にあり 好色言行あり並に実母実姉が本病に罹患し遺伝傾向あり。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	生来知能発育不良なるに尚精神分裂病を併発し人格荒廃著明にして好色言行あり 公安を乱すおそれあり	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	本人は15才頃より精神病にて、以来3回入院し治療するも妊娠するたびに悪化する。なお、本人の祖母精神病のため今後同病者の増加を防止するため。	不明	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性聾啞 両耳90db 身体障害者2級	産科 婦人科	4条	昭和30年代
10代	男	本人は先天性の精神薄弱でありその程度は白痴、身体的には小頭症がある。約1.5年位前から性的興味を覚えその高進した場合最近は近隣の女子にまで性的悪戯に及ばんとすること度々であり周囲のすすめもあり優生手術を申請した	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病のため（退院後の出産予防のため 現在尚月経は順調）	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	優生保護法第4条の規定による	不明	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条 精神薄弱	外科 産婦人科	12条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神・神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病に罹患したため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて色情的行動著しく優生手術を行ふ必要あり。	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	精神分裂病及肝機能障害	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神はく弱及うつ病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂症	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	精神分裂症	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	癲癇性白痴	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者		申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4 条	昭和30年代
20代	女	表情少く自覚性に乏しく、感情鈍磨あり 寛解の見込みはない。また好色妄想が強い	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	本人精神病	精神科	4 条	昭和30年代
40代	男	遺伝的精神障害によるため。尚祖父、父と精神障害を呈した。	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
10代	女	添付書類による如く精神薄弱に対し手術を適当と認める。	産婦人科	1 2 条	昭和30年代
不明	不明	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	不明	遺伝防止のため	精神科	4 条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	不明
不明	女	マスキング	産婦人科	4 条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4 条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止の為	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
10代	女	高度の精神薄弱、及びてんかん発作あり、本人保護のため。	精神科	1 2 条	昭和30年代
10代	女	高度の精神薄弱、及びてんかん発作あり、本人保護のため。	精神科	1 2 条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	家族の遺伝性は明らかでないが、そう病で子孫への遺伝のおそれあり 且つ本病の最悪期には錯乱状態的となり生れ出る子に対して悪い影響を及ぼす恐れがある。	精神科 神経科	4 条	昭和30年代
20代	女	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため。	精神科	不明	昭和30年代
20代	男	高等感情が鈍麻していて性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
20代	男	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
40代	女	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため。	精神科	不明	昭和30年代
50代	男	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため。	精神科	不明	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	高等感情が鈍麻していて性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	別紙健康診断書による。	精神科 神経科	不明	昭和30年代
20代	女	高等感情が鈍麻していて性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
10代	女	高等感情が鈍麻していて性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
20代	女	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
30代	男	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
30代	男	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝防止のため	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病は一応寛解し、現在は精神薄弱と■■■■の欠陥状態を示しているが、作業療法中も、男に強い関心を示し、すぐにそちらに行ってしまう、看護者の目から離れた所に行く。日常生活にも性的言動が多い。従つて第4条に該当する。	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝性分裂病	精神科	不明	昭和30年代
40代	女	優生保護法第4条による遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱 妊娠5ヶ月	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性疾患の精神分裂病に患しているので疾患の遺伝防止の為優生手術を行うことが公益上必要であると認める。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病で高等感情鈍麻し性的抑制に乏しい	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	分裂病並に精神薄弱の遺伝による発病を防止する為	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	男	高等感情鈍麻し性的抑制に乏しい	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	そううつ病の遺伝傾向が著明なので後見人からの要請にもとづき優生保護法第4条の適用と考える。昭和37年3月7日訂正：そううつ→精神薄弱（遺伝性）	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	昭和25年に発病した精神分裂病。1年に1～2度軽い緊張病的興奮状態となり、3年程前からはそのたびに性的脱線行為を繰返し妊娠して人工中絶を一度やつている。今後もそのおそれが強い。	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	男	精神薄弱（痴愚） 優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
20代	男	患者は先天性遺伝性の精神薄弱者で性的異状行為があり社会に（強姦未遂5件）大きな不安を与えるため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	精神病者であることを悩み、それが子孫に遺伝し易い事を知つて優生手術を希望する。 現在子供は2人であるが、家庭経済と困苦を極め、どうしても産制に失敗しそうであると言う。色情的な言動も多い方である。	精神科 神経科	12条	昭和30年代
30代	女	遺伝防止の為	産科 婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱の為	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神病の為	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	■■■■は精神薄弱兼癲癇に患中で生活能力に乏しく、その病状として外出徘徊し面識のない男性と同棲するなど色情高進が認められる故疾病の遺伝及び事故を防止する為に両親は優生手術を希望している。 優生保護法第12条による	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱者が4人及び配偶者（狂暴■■のもの目下入院中）で子供にも■精神発達充分■■■るものあり且1名先天性軟骨发育障害にて死亡せるもあり	内科 産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第12条に該当	精神科 神経科	12条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条別表一に該当するため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条に該当するため	精神神経科	4条	昭和30年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	精神分裂病 優生保護法第12条による	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
不明	男	優生保護法第12条に基く。	神経科	12条	昭和30年代
10代	女	4才頃脳膜炎、12才頃日本脳炎を経過して居る為、生来性が後天的か決定し得ないが、遺伝負因を認める白痴である。徘徊癖極めて強く、且つ異性に興味を感ずる様であり妊娠の可能性が高い 優生保護法第4条に該当す	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	右■■■■は、生来性の白痴で、遺伝負因を濃厚に認める。徘徊癖が強く、今までにも男性の性的対象とされた事があるが、今後も無為に妊娠させられる事も予想し得る状態である。本疾患は優生保護法第4条に該当する	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	右■■■■は、生来性の白痴で遺伝負因を濃厚に認む 保護者の監督により、今までに問題を起した事はないが、性的問題を起す可能性あり 本疾患は優生保護法第4条に該当す	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	右者〔本人の氏名〕は別添付の診断書の如く、重症痴愚で、■■才位の知能と鑑定され■■他の介護指導を要する精神状態にあり。今回不幸にも妊娠（本人は知らないと言ふ）■■女子分娩しており、■■■■状態なるにより、今後も度々妊娠する可能性がある故、優生手術の必要がある。尚、精神科医の診断書を添付する。	産婦人科	(3条)	昭和30年代
20代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
20代	男	患者は生来白痴にして約10年間■■■■に收容教育並に保護を受けていたが最近自宅に帰り目下家族の監督下にある。別に特別粗暴な行為は認められないが性的に公安を害するような行為が時にあるので、家族は万が一の事を考へ優生手術を受けたいと考へている	産婦人科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	法第4条該当による	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱のため。	精神科	12条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱（聾啞）	産婦人科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条による	精神科 神経科	12条	昭和30年代
30代	女	知能程度低く劣性遺伝ヲ避クルタメ	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病、法第12条による。	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保ゴ法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	（優生保ゴ法第12条）日常生活が自立して行えない。人の見分けがつかず面識のない人にもまといつき相手の言ひなりになつてしまふ。	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神病と認められたので申請する。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	昭和34年秋頃発病し幻聴、被害妄想、注察妄想等を認める様になり、以来再三精神病院に入退院を反復しつつ経過して来たが現在情動極めて不安定でしばしば児童の爽快状となり多弁、多動を認むる為今後社会生活において予期し得ない危険を惹起する恐れ大なるため。	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	知能低く、異性に対する興味が強く、妊娠等の危険を感ぜられるため。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
10代	女	血清梅毒反応陽性・道德感・清潔感欠如し、性的刺激に易感なるため将来胎盤感染による、梅毒患児出生の危惧あり。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
20代	男	様式第2号発病後の経過に記載の様に精神薄弱精神病質による諸行為は社会的にも許されないものであり、精神状態が落ちついたとしても、発作的、又は衝動的に行動する事が考えられる為に手術の要あり。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
20代	女	現在まで度々妊娠せるも、その都度精神状態悪化し、中絶をしており現在も尚病状の寛解が認められないため。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
40代	女	遺伝性疾患の精神分裂病にて妊娠の都度精神症状が悪化し、又身体的にも衰弱しており母体がたえられないために手術の必要がある。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条該当	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条に該当するため	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	十数年前発病 過去に数回、精神病院に入院治療をうけて居り、今回は本年5月7日に当院に入院。現在クロールブロマジンにより治療中であるが経過は良好であり、近く退院の予定である。 且家庭には3児あり、家族も優生手術の施行を希望して居る。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	昭和29年頃発病 既に慢性化し、痴呆化した精神分裂病であるが、最近、治療の結果、全般的に静穏となり、不穏な言動もなく、家庭生活に適し得ると思われるので、家族の希望もあり、近い将来退院の予定であるので、優生手術の施行が必要と思われる。 家庭には2児あり、母、妻ともに優生手術を希望して居る。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	別紙診断書の通り遺伝性精神薄弱及精神病質の為優生手術を行うことを必要とする。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	本件は別紙診断書の通り性来温順、無口、自発性に欠けたところがあり、極めて消極的である。現在までに2男をもうけているが■■■■無意識のままに行動し、被害、関係妄想による妄■■■があり、自己の生命までも危険に陥し入れ様とした事実もあり、その間に遺伝的の負因については不詳であるが今後このままでは再三再四同様の事態を繰返すことは明らかであるから、別紙添付書のとおり夫の同意を得て本申請に及ぶものである	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱が高度（白痴）の上、月経の始末も出来ず、痙攣発作を伴ふため。実母が精神分裂病にり患し、本人を充分にみられぬ。また、歩行障害があるが徘徊傾向もある。	神経科	12条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
30代	男	昭和36年中頃より精神分裂病に罹患し今日に至る。 本疾患は優生保護法第4条に該当する。 なお拳子2名あり。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	十数年前より精神分裂病に罹患し入退院を繰り返している。最近比較的経過良好にして、退院を期待し得る状態に達した。 本疾患は優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和30年代
40代	女	1. 優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するため。 2. 母性の生命健康を保護するため。	産科 婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	知能低下、癲癇発作などあり、本人保護のため。	精神神経科	12条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条該当による	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	本人は精神薄弱（軽愚）と認めらる。二男も軽愚である。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	夫の同胞に精神薄弱あり。被対ニ者は精薄（軽愚）子供（長女）にも精薄が認めらる。	不明	4条	昭和30年代
30代	男	一昨年頃より精神分裂病に罹患し、2回に亘り■■■■病院に入院加療された事があるが、最近又精神変調を来し入院した。本疾患は優生保護法第4条に該当する。なお、すでに拳子2名あり、配偶者及び実母も手術施行に同意している。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	夫は躁病。本人は精神薄弱（痴愚）であり子供は非行面が著しい。	不明	4条	昭和30年代
40代	女	本人の兄は先天性癲病、妹は精神分裂病で現在精神病院へ入院中である。本人も精薄（軽愚）と認めらる。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	①優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するため。 2 母性の生命健康を保護するため。	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	本人は精神薄弱にて現に5人の子供を有しすべて精神薄弱の傾向にありこれ以上は分娩を避ける必要ありと思われる。	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第12条に該当するため。	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱者で重症痴愚に相当し、今後現在の状態が改善する見込みはなく、独立した社会的生活を営むことは困難である。	精神科 神経科	12条	昭和30年代
20代	女	本人は白痴に相当する精神薄弱者であり、自立した責任ある生活を送ることが困難である。	精神科 神経科	12条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱のため てんかん性精神病兼潜伏梅毒	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	患者は精神分裂病にて入院、遺伝的影響に依り優生手術を必要とする為申請する。優生保護法第4条に該当する	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂症のため 優生保護法第4条に依る。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	当初の疾患にかかつて居り遺伝防止の為	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	当初の疾患にかかつて居り遺伝防止の為	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	①優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するため。 2 母性の生命健康を保護するため。	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	病名精神分裂病 昭和37年4月頃より発病。妄想、幻聴を主とする妄想痴呆型にて現在入院加療中なるも尚感情鈍麻、無為、欲動減退、病識欠如等の症状を認む。調査し得る範囲において遺伝負因ありと思われる家族は認められないが右記に依り申請します。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	現在知能指数満2才6ヶ月にして第二次性徴は成人並に発達して初潮の発来を見る段階にあり痴漢の性欲の対象となる可能性が大である。	マスキング	12条	昭和30年代
40代	女	優生保護法第12条該当	精神神経科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	本人が精神分裂病。子女4名を養育し、家事を行う主婦としての能力の回復の見込みは薄い。	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	男	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
不明	女	夫精神分裂病の為	産婦人科	12条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱兼てんかんのため。	精神神経科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	別紙健康診断書の如く、真性てんかんにして優生保護法第4条によつて、優生手術を行うべき者と認められるので申請します。	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	不明	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	不明	優生保護法第4条に該当すると認める	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	不明	優生保護法第4条に該当すると考える	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	不明	優生保護法第4条に該当すると認める	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	不明	優生保護法第4条に該当すると考える	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条に該当するため	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条該当	精神神経科	12条	昭和30年代
30代	女	家系に精神分裂病の遺伝負因が濃厚である。	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第4条該当による	精神・神経科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第12条による。	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するので申請致します	不明	12条	昭和30年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	優生保護法第12条に該当するので申請致します	不明	12条	昭和30年代
30代	女	慢性化した分裂病で、社会性を欠き、非常識な行動あり。色欲高進気味で妊娠の恐れ大であるため。	精神科	4条	昭和30年代
40代	女	やや慢性化した分裂病で、現在子供も2人あり、夫も手術を希望している。寛解次第退院予定なのだが、家庭生活に戻ると再び妊娠し、病状が悪化する恐れ大であるため。	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝性の興奮性白痴で且色欲高進、反抗、放浪性大で婦女子を襲撃する恐れあるため。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	本人は遺伝性精神病の一つである精神分裂症であり。該疾患の遺伝を予防するため。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	現在4人子供があり、本人は、精神病質人格兼アルコール中毒症で生活無能力者である。嫉妬深く、色欲高進大なので退院後乱交の恐れ大である。	不明	4条	昭和30年代
30代	男	慢性化した分裂病で、軽快退院後も色欲高進大なため婦女子を衝動的に襲撃する恐れ大であるため。	不明	4条	昭和30年代
40代	男	慢性化した分裂病で、近々退院予定であるが、現在子供が2人おり、妻も優生手術を希望しているので、早急に手術実施を本人も望んでいる。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	別紙健康診断書の病名及現症の症状に鑑み優生手術を施行すべきものと認め申請する。	産婦人科	12条	昭和30年代
20代	女	遺伝性難聴及びろう	婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和30年代
40代	男	本人「精神分裂病」発病は昭和22年頃で上記診断については疑う余地が無い。1男2女が居る。	精神神経科 内科	4条	昭和30年代
10代	女	精神分裂病 精神薄弱があり近來特に易刺激の興奮をみとめる。現在、一応、欠陥状態にあるが、頻回の精神状態の悪化をみとめ、遺伝的負因および精神状態より子女の出生、養育は不能である。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病患者で主婦。健児2名あり。再発傾向の著明な症例であり妊娠による症状増悪（人工中絶）の時期も経験して居る。該病の遺伝性をもあわせ考へて、優生手術の適応例と認める。	精神々経科	12条	昭和30年代
30代	女	別紙診断書の如く本人は躁うつ病者であり、現在は寛解状態にあるが、本疾患は遺伝性を示し、且、妊娠・分娩は本人の病識に悪影響を与え、又、発病時には育児等に対しても不良な結果を示すことが昭和32年及び昭和37年の発病時に既に認められている所であり、よって優生手術を必要と考えます。	精神病科	4条	昭和30年代
40代	男	優生上不良子孫出生を防止したい	産婦人科 外科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条に該当すると認めるため。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条に該当するため	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	慢性分裂病で連れ子が有る年長の妻がいて、家庭復帰を拒否している。そして妊娠の方も心配しているので優生手術をしておく必要が有る	不明	4条	昭和30年代
30代	男	実父も70才過ぎまで飲酒をし、男兄弟も皆焼酎1〜2合は飲む程の酒豪の家系であり、現在子供も2人健在であることなどから、本人及び家族も手術を希望している。本人は不適応型及び攻撃・衝動型の精神病質で生活力が欠けて子供達を育てて行けないと思はれる。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	躁病で反復発病し、今回は昭和37.4.18発病して又発病しているの、これ以上作ると発病悪化をくりかえし、且遺伝させるから。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	落嚢で夫に死別、男子2、女子1人がいる。昭和38年3月頃からわらく他家侵入、失踪性があり、暴行妊娠のおそれがある。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	いてん性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
20代	女	昭35、〔医療機関名〕未治退院。S36.10.19以来引きつづき当院に入院中だが慢性妄想型で月経前後に病状が悪化する	不明	4条	昭和30年代
20代	女	母及び母方叔母も同病の濃厚な負因を有する分裂病であるため。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神神経科〔医療機関名〕、〔医師名〕医師診断により精神薄弱、かつ遺伝性のものである為。第3条第2項に該当する	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	興奮性白痴で徘徊多く色情的に男にやられ相で有る。	不明	4条	昭和30年代
不明	男	先天性の精神薄弱でそれに伴う精神運動興奮、暴行、器物破壊等が著名で優生手術の適応と考えられる為	精神々経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱症（IQ15白痴級）であり家系には他に精神薄弱者がある様子。白痴級では子女の養育はほとんど不能又は困難と考えられ優生手術を受けるのが望ましい。	精神々経科	4条	昭和30年代
30代	男	別紙診断書に記載した如く、本人は、内因性精神病に現在罹患しており、現病は3回目の再発である。従って向後子孫を加えることは適当でない。	精神々経科	4条	昭和30年代
30代	男	本人は精神薄弱（軽愚）であり、現在すでに3子がある。未だ子供の遺伝負因発現の有無は不明確であるが、第1子は現在脳性小児麻痺の症状を示している。向後尚子孫の数を加えることは適当でないと考える。	精神々経科	4条	昭和30年代
不明	男	弟が精神分裂病で入院中であり、又本人の病像からしても可成り濃厚な遺伝的要因が考へられる 当の本人は昨年結婚したが子供をもうけてもこれを養育する経済力がない 以上の理由で家族の諒解あり次第優生手術が適当と思はれる。	精神々経科	4条	昭和30年代
不明	男	本人は遺伝負因濃厚であり、且つ既に子2人をもうけておりこれ以上子供が生まれても育てる経済的能力なく又精神病になる危険性大で、家族の同意あり次第優生手術の施行がのぞましい。	精神々経科	4条	昭和30年代
不明	男	色情的優格観念と妄想に基く異常行動の危険あり この点のみにても優生手術の必要を認める。	精神々経科	4条	昭和30年代
不明	不明	精神分裂病及精神薄弱の遺伝を防止するため	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	痴愚・小舞踏病により、日常生活を自分で行う事不能	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	著明な筋緊張低下をとまなう白痴で、遺伝性疾患の疑いこく、また調子よく性的にだらしない。	精神科	12条	昭和30年代
20代	女	性格の異常が著明であり社会生活は不可。将来の子供の養育についても疑問がある。	精神神経科	不明	昭和30年代
30代	女	精神分裂病にて欠陥状態にあるため。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	男	先天性の精神病質人格で性的犯罪人の特徴をもち危険である。	不明	4条	昭和30年代
不明	女	本人は精神薄弱であるが、祖母も精神薄弱であり子孫にそれが遺伝する恐れがある。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	昭和30年発病以来再三発病し、最近は永く入院をつづけている。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	男	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
30代	男	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	男	反復再発する分裂病であり、完全寛解は困難である■＝、余りにも濃厚な遺伝負因のため、妻が恐ろしがっている。	不明	4条	昭和30年代
20代	男	興奮性白痴だが最近更に色情性が大となつて来た。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	病名 精神分裂病 19才頃同病発病以来3～5年毎に精神病院に入院加療をうけている。本疾患は遺伝的傾向多大にあるものと思われている。又、家族（兄）の承諾もあり本手術を適当と認め申請します。	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	昭36秋頃から発病した慢性分裂病で兄の〔氏名〕も分裂病で3年位入院したことが遺伝負因大。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病の欠陥状態であり、前回も出産後発病しているため、今後の増悪が予想される。また、母親にも精薄があり、全般的に素質的におとつているため、子孫に遺伝の可能性あり。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	先天的な重症痴愚であるが母子家庭であるため母が稼働しているので本人の監督がゆきとどかず、又、性に対する興味は非常に濃厚で、男関係が絶えずある。右に依り本手術を適当と認め申請します。	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱（白痴）	産婦人科 内科	4条	昭和30年代
40代	男	精神薄弱のため	不明	4条	昭和30年代
30代	男	実母も本人も分裂病で負因大なるため。	不明	4条	昭和30年代
30代	男	父も同系統の病気で遺伝負因濃厚である■＝、病気も大分よくなって（殊に大安定剤がきいて）その中退院できるかも知れない。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	本年3月頃より夜ヒルの境なく歩き性衝動も露骨となっているので妊娠の危険あり、現在の症状よりして結婚生活は不能であり優生手術が適当である。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	本人が精神薄弱。日常生活の多くの点で介助をうけることを必要としている。近時とくに徘徊欲動を生じ、且つ拒否的で興奮傾向を伴う。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	病名：精神分裂病 現在 症状■＝中であり近い将来社会復帰可能と考えられるが■＝症■の遺伝性、予後不良等を考へ更に本人の■＝妹が精神分裂病であり■＝の■＝を考慮すべきである。（挙子 3■＝）	精神々経科	4条	昭和30年代
不明	女	分娩6回（内1回死産）中絶6回の既往あり精神薄弱者のため受胎調節も施行不能のため優生手術の申請をする。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	①家族に精神薄弱者（父の姉）がおり、遺伝関係がある。 ②本人は痴愚級の精薄者であり、数年前から接枝性分裂病のため数回入院し、人格的欠陥もいちじるしく社会適応・責任能力を全く欠如する。	精神科	不明	昭和30年代
20代	男	①父母共に知能が低く、精神薄弱と考えられる状態にあり、遺伝歴が濃厚。 ②本人も痴愚程度の精薄者であり、分裂病の合併（接枝性分裂病）により、人格的欠陥も著しく、社会適応能力にきわめて乏しいこと。	精神科	不明	昭和30年代
20代	女	慢性的経過をたどった欠陥分裂病で、人格的欠陥がいちぢるしく、料理屋などを転々とし社会適応能力を全く欠如し問題を起す。とくに性的に放縱で、男のあとを追いかけたり性的抑制が全くない。	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	本人は精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	①本人の父親（死亡）が知能が低く異常行動が時々あり精薄者であつたのでないかとの疑いが強く、遺伝関係が考えられる。 ②発病以来6年に及ぶ慢性分裂病で、人格荒廃が強く、子孫の養育は全く不可能な状態にあり、かつ人格欠陥も強い状態にある。	精神科	不明	昭和30年代
30代	男	①本人の同胞者に職業にもうまく適応できず、転々と放浪して歩くかなり性格の偏りをもつ者がいる。性格異常的な■＝が濃厚である。 ②本人は昭和23年分裂病で医治をうけて以来、人格的欠陥を残し、徘徊・放浪がつよく、社会適応も不可能な状態にある。性的にも抑制力を欠如する。	精神科	不明	昭和30年代
不明	女	生来愚鈍であり、兄も同様である。又四男も同様であり特に血族結婚であること、夫は酒のみで生活等かえりみずのみ歩いている。現在までに11人出産するも4人死亡、他の子供は放置されているのでほとんどが栄養失調症で身体知能発育もおくれている。今後も妊娠可能である	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	眞性でんかんにて悪性の遺伝のおそれ有り。	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	白痴にて徘徊するので善悪の判断なく妊娠する可能性大なるため不良の子孫の出生を防止するため。	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱のため	不明	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	不明	昭和30年代
不明	女	知能程度低く是非善悪の判断も出来ず徘徊癖あり不幸なる妊娠も考えられるので不良な子孫の出生を防止するため。	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝性疾患	内 小 放	4条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱 現在妊娠の危険を感じる状態にあり	産婦人科	1 2条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第4条に該当するので申請致します。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	自立して生活不能であるにもかかわらず、若干の色情高進を認める	精神々経科	1 2条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	濃厚な遺伝性があり、又色情性がつよく危険である。	不明	4条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱にて善悪の判断なく妊娠する可能性大なるため、不良子孫の出生を防止するため。	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	右の者遺伝性聾を有するため。	産科 婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するので申請する。	不明	1 2条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第4条に該当するので申請する。	不明	4条	昭和30年代
不明	女	病名 精神分裂病 過去に1回精神病院に入院す。独語・独笑・拒食・頭痛・妄覚・妄想・易刺激性・精神興奮・乱暴・徘徊あり。	精神科	4条	昭和30年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	男	病名 精神分裂病 過去3回精神病院に入院 不眠・空笑・独語・徘徊等あり、警察に厄介になり又父を薪で殴打 入院後現在一自閉性強く話しかけてもほとんど反応なし、簡単な返事をするだけ、妄想体験は単純で系統的なものはない。往々拒絶症が見られる。	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	病名 精神分裂病 母の妹が■■■■病院に入院した事あり。 本人も過去2回、精神病院に入院する。多弁、奇異な表情、独笑・独語あり。仕事をせず戸外を徘徊夜間は殊に精神興奮激しく些事に激怒・衝動的に暴行する。食事に毒が入っていると摂らず母を殴打する。現在入院中なるも著変なし	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱であるが36年8月頃より精神変調を呈し易怒性、衝動行為あり。現在精神病院入院中なるも入院前は裸で徘徊父の就眠中突然枕をける、或は父の頭を叩き後から押したり終夜怒声を発し独笑あり。 現在痴愚化進展し幻覚・興奮・拒絶・自閉・感情鈍麻の状態なり。 病名 接枝破瓜病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	昭和29年■■■■の精神病院に入院 昭和33年6月■■■■病院に入院する。 記憶も全て妄想的体験を通してのみ語り、自己に対して独特の解釈をしており複雑怪奇な体験が豊富で病識が全然ない。時に衝動的行為が見られ、痴呆の程度は相当進んでいる。妄想・思考支離滅裂・感情鈍麻・色情衝動高進常に要注意 病名 精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	病名 精神分裂病 同胞8人中兄2名猟銃自殺をなし過去4回精神病院に入院を繰返し当院入院直前猟銃により兄嫁と隣人に約3週間の傷害を与える。 遺伝性負因強し	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	病名 精神分裂病 母入水自殺。母の弟縊死。兄2人精神病にて死亡 遺伝性負因大 過去2回精神病院に入院する。独語・空笑・平素無為に過すも時に不眠・精神興奮を呈し、徘徊（裸足）狂声を発する。時沈うつ状態となり自殺を訴える事あり。精神興奮の折は時に家具を破かい手当り次第器物を投げる現在は幻覚・妄想・興奮・自閉・無為・意識障害あり。	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	単純な思考と児戯的爽快さで思いつきのまま行動し反省力、批判力はない。とくに異性に対して好奇の目をむけたがる。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神发育遅滞が著明であり無反省、無思慮無遠慮な生活行動を示し、時に激しい興奮を示し常にすべてに対して無批判的である	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	無為、緘黙自閉的であり時に徘徊を認め、人格水準低下が著明で、自由意志の発現を欠き理非の弁別がほとんど不可能である	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病 昭和32年発病以来、再発の傾向強く、人格欠損が著明である 疎通性、病識は欠如して、独立の生活は不可能の状態にある 現在は暴行等の反社会行為は認められないが拒絶症等の既往に認められていた精神症状の発■は可能性大である	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱の為	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱 別紙遺伝調査書■■■健康診断書（精神■■■）による	婦人科	不明	昭和30年代
30代	男	遺伝防止のため	不明	不明	昭和30年代
20代	男	①本人は生来知能の発育がきわめて不良で、白痴級の精神薄弱者である。社会的適応能力はきわめて未熟である。 ②精神病的な遺伝関係も濃厚である。母の弟が自殺死亡。祖父の弟および祖父の弟の子が精神薄弱者であつたものと推定される。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	男	①本人は生来知能の発育がきわめて不良で、白痴級の精神薄弱者である。 ②社会的適応能力、自己の行動に対する責任能力がきわめて未熟であり、最近、女性に対する性的興味も強くなり、抑制力に乏しい。 ③祖父、父の弟など精神障害者の疑いが濃厚である。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	昭和35年初産直後精神分裂病発。昭和38年9月第2回出産後分裂病発病 その間に再発あり。以上により優生手術必要と考えます。	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	悪性遺伝防止	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱（痴愚）	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱（ろ鈍）	不明	4条	昭和30年代
40代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
10代	女	①遺伝関係の非常に濃厚な家系であり、両親共に精薄者であり、本人の同胞4名が精薄者である。また母の同胞（母の弟が白痴、妹も重症精薄者）にも精薄者がいる。 ②本人も魯鈍級の精薄者であり、本人の母と夫の母とが従姉妹同志である。本人の子孫に及ぼす濃厚な遺伝歴の影響が非常に心配である。	精神々経科	4条	昭和30年代
10代	男	精神分裂病、色情行為	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神分裂病、性的衝動行為	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神薄弱、痙攣発作、性的行為	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱、痙攣発作	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神神経科	不明	昭和30年代
20代	不明	いでん性精神薄弱 右のため家政充分でなく育児も姑に依存して居り今後の出産育児の任にたえず本手術を適応と認め申請します。	不明	不明	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱（痴愚）	不明	4条	昭和30年代
不明	女	一、先天性精神薄弱であること 3人の子供が全部知能低く、発育が遅れている。 二、最近体力が激減し、時々めまいがする。 三、家計仕事の計画性なく生活全般について近隣、民生委員の指導を受けている。 四、この上出産することは母体に、生活維持に悪影響を及ぼす。	内科	4条	昭和30年代
不明	女	一、癲癇（外傷性）精神薄弱である。 二、徘徊性があり、夜外出することがある。 三、近辺の日稼人夫に声をかけられ喜んでついていく傾向がある。 四、2年前から月経がある。	内科	4条	昭和30年代



手術を受けるべき者		申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診察科名		
20代	男	慢性分裂病で欠陥状態を残し、退院しても社会的に自活できない。以前女教員と4年間同棲したことがあり、看護婦に抱きついたりして色情性もあった。	不明	4条	昭和30年代
40代	女	本人は軽愚夫も軽愚と認めらる。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	陳旧分裂病	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	男	右の者がてんかん兼精神薄弱にり患しているため、その疾患の遺伝を防止することが公益上必要であると認める。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	陳旧分裂病疑	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	右の者は精神分裂病にり患しており、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認める。	精神々経科	不明	昭和30年代
30代	男	精神薄弱	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病の欠陥状態で思考も表面的兒戯的奇巧で社会生活に必要な常識、道徳心にかける所多く、独力での社会生活は困難であり、遺伝性の濃厚な病気で保護者も優生手術を希望している。	精神々経科	4条	昭和30年代
20代	女	本人の兄妹6人の中本人と兄2人が先天性聾啞にして兄の兄妹6人中5人が先天性聾啞者なる為に優生手術を必要とする。	産婦人科	不明	昭和30年代
20代	女	病名 脳梅毒兼脊髄痙攣癱瘓発作（性格異常）	不明	12条	昭和30年代
不明	女	生来性の精神薄弱で小学校も卒業していない 思春期に入り異性に興味をもちはじめ妊娠分娩をおそれるので不良な子孫の出生を防止するため公衆上優生手術を必要と思われる。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	病名てんかん 右は先天性と思はれるに依り、又、男との関係甚しく、男の姓名はもとより顔もよく分らずに関係し、二度人工流産手術をうけている。母の賛成あり。未婚。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	妄想型分裂病で一応よくなって退院できても再燃のおそれがある。又子供も男児2人上が7才下が5才で他に卸している。妻も産制を希望している。	不明	4条	昭和30年代
10代	男	精神薄弱	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱を基盤に発病せる精神分裂病あり遺伝を慮りて	精神科 神経科 内科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病に加ふるに精神薄弱あり性欲異常顕著 異性の接触妊やうの危険を慮る為め	精神科 神経科 内科	不明	昭和30年代
10代	女	精神発育抑制兼痙攣癱瘓発作	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	てんかん	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	精神薄弱兼けいれん発作	精神神経科	4条	昭和30年代
40代	女	精神薄弱	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	性的異常行動の有る精神分裂病患者	精神科	不明	昭和30年代
10代	女	精神薄弱により遺伝性ある為	神経科 精神科	12条	昭和30年代
20代	女	特記すべき遺伝歴を認められぬも色情行為不穏甚だしく治癒の見込みなくよつて妊娠のおそれ有るを以つて	神経科 精神科	12条	昭和30年代
40代	女	遺伝性の疑ある為	神経科 精神科	12条	昭和30年代
10代	男	精神薄弱により、優生手術適応と認証	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	痴愚・小舞踏病により、日常生活を自分で行う事不能	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	陳旧分裂病疑	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	初潮数え13才、遅鈍性白痴にして、自己身の事柄処理並びに社会適応が極めて困難なるため	精神々経科	12条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	真性癲癇及び精神薄弱重症痴愚	精神・神経科	4条	昭和30年代
10代	男	真性癲癇及び痴愚	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	先天性精神薄弱弱愚及び癲癇	精神・神経科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
30代	女	躁うつ病	精神科 神経科 内科	4条	昭和30年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	先天性精神薄弱痴愚状態	精神・神経科	4条	昭和30年代
10代	男	患者〔氏名〕は精神薄弱兼てんかんで、母、兄2人、姉が何れも精神薄弱或は接枝性分裂病であるため、この疾患の遺伝を防止するため、優生手術を実施する事が、公益上必要と思はれる。	不明	不明	昭和30年代
20代	不明	遺伝性精神薄弱 右により家政乱れ家計は夫に依存子供の養育も充分ならず本手術の申請をします	不明	4条	昭和30年代
20代	女	いでん性精神薄弱 右により家事及び育児不十分兎唇あり今後の妊娠に不適と認め申請します	不明	4条	昭和30年代
20代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ育児不十分ならず今後の妊娠出産に過せずよつて申請します	不明	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱 右により家政は夫に依存育児不十分本手術の適応と認め申請します	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱症（軽愚）	内科 小児科	4条	昭和30年代
30代	不明	いでん性精神薄弱（ろどん） 右により家事不十分子供の養育も不十分のため本手術の申請をします	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱 右により家事も不十分育児も充分でなく本手術の適応と考え申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ家計は夫に依存子女の養育不十分、今後の出産育児の任に不適と考え申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	男	患者〔氏名〕は接枝性分裂病で、母及び兄弟姉妹（3人）が精神薄弱で優生手術を行う事が遺伝を防止し、公益上必要と思はれる。	不明	不明	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱（ろどん） 右により家政乱れ子供の養育も不十分今後の妊娠出産は避けるべきと考へ申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱（ろどん） 右により家政乱れ今後の出産育児の任には堪えずよつて申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家事不十分子女の養育も充分でなく、今後の出産育児に適しないと考へ申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ家計は夫に依存今後の妊娠育児の任にたえずよつて申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱（ろどん） 右により家政乱れ子供の教育も出来ず今後の妊娠は不適と考へ申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家庭生活乱れ、子女の教育、育児に不適と認め申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ子供の養育も充分ならず今後の妊娠育児の任にたえず本手術を申請します	不明	4条	昭和30年代
40代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ子女の教育も出来ず今後の妊娠出産に過せずよつて申請します	不明	4条	昭和30年代
40代	女	いでん性精神薄弱（ろどん） 右により家政充分ならず育児の任にたえず依って申請致します。	不明	4条	昭和30年代
10代	女	接枝性破爪病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精薄及び痴愚高■現在入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病入院中（陳旧性精神分裂）	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	接枝性破爪病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	接枝性破爪病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
10代	男	精神薄弱（重症痴愚）	不明	4条	昭和30年代
20代	女	本人が精神分裂病、姉が精神分裂病として加療を受けた事がある。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱症（軽愚）	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精薄にて遺伝性傾向あり。	内科	4条	昭和30年代
20代	女	精薄に就き、遺伝性傾向あり	内科	4条	昭和30年代
30代	女	精薄に就き。（遺伝性なり）。	内科	4条	昭和30年代
20代	男	悪性遺伝傾向あり。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	悪性遺伝の傾向あり。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	悪性遺伝の傾向あり。	精神神経科	4条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	精神分裂病で親戚に、精神障害者が多く、遺伝負荷がつよい。	精神々経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病で、けげげしい状態で嬌声をあげ、全く屈託ない異常生活を送り、非生産的な行動に終始しつつも異性との交渉が多い。	精神々経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病で無為、不関のうちに、空笑を浮かべて人をからかったり、いたずらするなどの奇矯な言動に出る。	精神々経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病で、再発の繰り返してである。常に児童的爽快で倫理観念の持合せなく、色情的な衝動に駆られるとこれを抑制する。	精神々経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病で再発回数の多い例である。実姉も分裂病患者であり、遺伝	精神々経科	4条	昭和30年代
10代	男	別紙一、診断書、二、遺伝調査書のとうり。	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	女	別紙遺伝調査書のとうり二親統内に2名の発病がある。（弟・妹はまだ発病年令に達していない）	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	別紙遺伝調査書のとうり、二親統内にすでに2名の発病をみており（弟・妹はまだ発病年令に達していない）多発している。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
20代	女	別紙一、二のとうり、本人は遺伝性精神病（父系は精神分裂病、母系は真性てんかん）の家系にある。最近本人は結婚しており子孫への遺伝を心配している。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産科 婦人科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	①本人は痴愚級の精神薄弱者であり、社会適応能力も未発達である。 ②徘徊・反抗的であり、異性とのつきあひも多く、性的な問題での心配が多い。	精神々経科	不明	昭和30年代
10代	女	①母方の親戚に精神病者がをり（知能も低かつたらしい）、遺伝関係が予想される。 ②本人は白痴～重症痴愚級の精神薄弱者であつて、徘徊がひどく家族がみられない。また性的な面でも異性に対する関心が強く、この点での抑制に欠ける。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	①本人の母方、および本人の同胞に精神薄弱者がをり、遺伝関係がきわめて濃厚である。 ②本人も魯鈍級の精神薄弱者であり、接枝性分裂病を合併して、精神科に入院したことがある。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	①母と兄が精神薄弱者であり、遺伝関係が濃厚である。（姉1名が行方不明であり、これも精神薄弱者の疑いがある） ②本人は白痴～重症痴愚級の精神薄弱者であり、社会適応能力がきわめて未熟であり、異性への関心も強く、男のあとを追いかけてり、いたずらされた様子もある。性的抑制もきわめて弱い。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	男	①本人の血縁に精神障害者がをり、更に本人の父母がイトコ同志の血族結婚である。この点からも遺伝関係が濃厚である。 ②本人は生来性に知能の発育が不良の上、幼少時から聴力が弱く、現在ほとんど聾の状態にある。反抗的・暴力的であり女性関係の点でも問題があつた。接枝性分裂病の状態で入院中である。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	①遺伝歴からみて、精神薄弱の遺伝関係がきわめて濃厚である。父・母同胞とほとんど全員が精神薄弱者である。 ②本人も魯鈍級の精神薄弱者であり、社会適応能力も未熟である。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	昭和38年1月妄想幻覚状態で発病。同年2月19日入院時、妊娠3ヶ月。本年2月より同様の状態で再発。今回も入院時妊娠4ヶ月。以上の如く、二度の精神分裂病の発病が妊娠を契機としており、又別紙の如く遺伝歴もあるので優生手術を必要とする。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	長兄に奇形があり、本人も欠陥的分裂病で色情性もつよいので、今後妻帯のことを考慮して。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	接枝性分裂病で、一応落ついても社会適応力が乏しく、色情的・抑制力欠如のため妊娠のおそれ大。	不明	不明	昭和30年代
20代	女	先天性聾啞 夫〔名前〕も聾啞者であり現在2子あり長女は普通児であるが二女は生後間もない為異常の有無は不明である 子女の養育も充分でなく又今後の出生児についても遺伝する恐れあり本手術の申請を致します	不明	不明	昭和30年代
30代	男	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	男	右の者がてんかん兼精神薄弱にり患しているためその疾患の遺伝を防止することが公益上必要であると認める。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	右の者が精神分裂病にり患しているためその疾患の遺伝を防止することが公益上必要である。	精神々経科	不明	昭和30年代
30代	女	精神薄弱のため子供の保育に対し、責任感の様なものは感じられない。又夫も精神薄弱の疑いもあり知能程度が低く、子供の保育が完全に行はれない。	産科 婦人科 外科	4条	昭和30年代
40代	女	遺伝歴の詳細は明らかでないが、夫が酒客であり、本人が陳旧性の精神分裂病であつて、優生学上、好ましくない結果が予測される。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱 右により家政も乱れ子供4人出産せるも養育出来ず施設に預けたり又栄養失調の為病院に入院させている 今後の妊娠出産は不適と考へ申請します	不明	不明	昭和30年代
20代	不明	遺伝性精神病	内 小	不明	昭和30年代
10代	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	本人が精神分裂病で昭和38年入院加療により軽快したが再発。現在入院中。再発の恐れあり且子孫への影響も考慮し、家族も優生手術を希望している	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	本人は重症痴愚である	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱の為	婦人科	12条	昭和30年代
20代	女	元来少しのろく家事も不充所本年2月から分裂病発病した。これは妄想型で一時治まつても又再燃しやすいものである。子供は長男2才がいる。夫はタクシー運転手で1日おきに家をあけるので家庭の整頓がにくい。夫も希望している。	不明	不明	昭和30年代
20代	女	昭和36年発病後、今回第2児出産を機会として再発、再入院したものである。出産による肉体的精神的疲労をもって再発する例と考えられ又現在異常体験消失し病覚も存在するが、軽度の人格欠損の存在を疑われる点があり、今後出産・育児に危険を有する為、ここに申請する。	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	昭和29年発病で〔医療機関名〕に入院。その後〔医療機関名〕、〔医療機関名〕及び当病院と3年毎に計4回入院している。子供は娘が（生後6ヶ月）1人いる。優生手術がのぞましく妻君も納得している	不明	不明	昭和30年代
30代	女	夫及び5人の子供共に精神薄弱であり本人自身も又住所・生年月日すら知らない程度である為、優生手術の必要ありと考える	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	性的放縱、抑制に乏しい。	精神科 神経科	4条	昭和30年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	男	遺伝負因の強い家系である。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝負因強き精神障害である。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患にして性的抑制に乏しい	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神疾患で慢性的傾向が強い	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝性精神疾患であり且、本人は性的抑制＝関心	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝性疾患で遺伝負因強し	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	病識欠如、知能障害による道徳的判断欠如し時折精神興奮が認められ、女性に対して、性的異常興奮状態が認められる。	精神科 神経科	12条	昭和30年代
10代	女	疾患遺伝防止	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	女	疾患の遺伝防止	神経精神科	4条	昭和30年代
50代	男	疾患の遺伝を防止するため	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	女	疾患の遺伝を防止するため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	男	痴愚の遺伝を防止するため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神発育障害、症状癲癇を有し気分易変性、徘徊衝動性等が著明であり、自制心、抑制力高等感情の衰乏が著しい為、思春期に達すると共に保護者の監督下に指導を続ける事が困難な状態にある	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	女	月経があるので妊娠の心配があるので卵管結紮手術を＝＝＝＝	内科 産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	①本人は生来性の白痴級の精薄者であり、社会適応能力はきわめて未熟であり、抑制力・判断力などきわめて乏しい状態にある。 ②＝＝＝及び性的な問題がみられ、夜間徘徊もある。昭39年春、相手が不明のまま妊娠し、人工中絶を行なったこともあり、性的な面でも、今後問題のおきる可能性が＝＝にある。	精神々経科	不明	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右疾患の上神経性疾患のため四肢の震盪、歩行困難有り 家政は全部夫に依存し子女の教育及育児は不可能。	不明	不明	昭和30年代
20代	女	しばしば性的交渉が無責任に行われ、放浪し旅館にとまつている時分焼したがその子供の育児の責任が全くない。このような反社会行為が著しく生活能力がない。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝歴からも負因あり本人もしばしば精神分裂病を再燃している。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	昭29頃から発病。慢性欠陥化した分裂病だが、その中に退院した時のことを考え母も希望する。	不明	不明	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するので申請する。	精神科	12条	昭和30年代
10代	男	優生保護法、第4条に該当するので申請する。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に該当するので申請する。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条に該当するので申請する。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱（痴愚）	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病で現在入院加療中であるが、病状は軽快しつつあるが欠陥状態を残し、且つ、本人及び患者の夫が優生手術を希望している。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	昭和37年7月以来精神分裂病に罹患し、子孫に遺伝する虞れあり	婦人科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝性精神障害である。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	生来の精薄にして、本人の母及び姉も精薄なり 子供は全部精薄児にして此のまま放置すれば精薄児多発の傾向大なり。故に強制優生手術を行われない	不明	不明	昭和30年代
10代	男	精神衛生法第4条に該当するので申請する。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
10代	女	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠（又は妊娠させる）おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
10代	女	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠（又は妊娠させる）おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
20代	男	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠（又は妊娠させる）おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
20代	男	いづれも収容施設にいる精薄児であるが色情性が高進し抑制力がないので妊娠（又は妊娠させる）おそれと集団生活を混乱に陥れる危険性があるので可及的速かに優生手術実施希望。	不明	4条	昭和30年代
20代	男	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠（又は妊娠させる）おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠（又は妊娠させる）おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠（又は妊娠させる）おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	やや慢性化した分裂病だが、経過も大分いいので10月末に退院。引つづき自宅投薬予定であるのでそれまでに優生手術実施希望	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	患者は妊娠4ヶ月で児2名、脳膜炎後遺症で知能低下 子供の生年月日も憶えていない	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病の為、結婚も出来ず、本人に万一の事があった場合、生活能力もなく、あととにも、子孫を残したくなく優生手術を申請、右よろしくお願い致します	不明	不明	昭和30年代
20代	女	祖父が詳細は不明だが精神病で死亡している。本人は精薄に加えて精神分裂病であり夫もてんかんのため子供を養育すべく精神的且つ経済的能力に夫婦とも欠け、又遺伝学的にも子供に悪影響の危惧が充分考えられる。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病のため劣性遺伝をさけるため	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	知能障害著しく情性欠乏のため子供の養育はほとんど出来ず、遺伝性精神薄弱児を出産しています。	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	遺伝性の精神薄弱があるため優生手術が必要である。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱症	産婦人科 内科	4条	昭和30年代
20代	女	慢性分裂病で衝動性がつよいが、最近市内を徘徊し、自前で売春をはじめたので、取急ぎ申請いたします。	精神科 内科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病に罹患するため。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	妻＝笑＝。子供2人上♀5才、下♀3才がいたが、妻は子供を残して家出どこかに住込んで働いてる。孫は母がみている仕未で、本人も悪化時は「自分の子供でない」と子供の首をしめたりした。	不明	4条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	優生保護法第3条1項1号に該当するものとして申請す	産婦人科	(3条)	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて数回再発をくり返し、将来子孫に遺伝する可能性が大であるため。	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	20才頃より癲癇発作があり、又、夫の兄が精神薄弱及び癲癇発作があるために、遺伝性を考えるため。	精神神経科	12条	昭和30年代
30代	女	本人が軽度の精神薄弱であり、2子あるも2人共精神薄弱のため優生手術を必要と認める。	精神神経科	12条	昭和30年代
40代	女	本人が若い頃より時々抑うつ状態をくりかえすこと、夫の妹に一人精神分裂病がいることにより	精神神経科	12条	昭和30年代
10代	不明	先天性精神薄弱	産婦人科 内科	(3条)	昭和30年代
10代	女	①父がかなり重度の精薄者であり、母も境界状態にある。母の妹・弟が重症白痴である。本人の同胞者のほとんどが重症の精薄者であり濃厚な遺伝関係がみられる。 ②本人も痴愚級の精薄者であり、社会的適応能力はきわめて未熟であり、性的問題も心配される状態にある。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	男	①父がかなり重度の精薄者である。母も境界状態にある。母の姉・弟が重症白痴である。本人の同胞者のほとんどが精薄者であり、濃厚な遺伝関係がみられる。 ②本人もかなり重度の精薄者（白痴級）であり、社会適応能力はきわめて未熟である。	精神々経科	不明	昭和30年代
10代	女	頭部外傷後遺症、精神薄弱にて自己行動に対する思考力なく徘徊癖あり妊娠等の心配あり。	産婦人科	12条	昭和30年代
10代	女	同胞2人精薄、性的行為に関し保護者の不安が強いしその憂いもある	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	精神薄弱のため	婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱 右により家政も乱れ、子供5人出産せるも養育出来ず又、人工妊娠中絶数回に渡り行う。今後の妊娠出産は不適と考へ申請します	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条4の状態により、今後の妊娠不適当と、考へ申請する	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱 右により、家事及び育児の養育も不完全にして、人工妊娠中絶数回に及び今後の妊娠不適当と考へ申請する	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱にて子供に対する養育・生活指導不能社会・家庭生活も正常な状態で順応出来ない。度々受胎調節指導するも失敗し人工中絶をしている。	不明	不明	昭和30年代
30代	女	精神薄弱（軽愚であるが）社会・家庭生活も正常を欠き、家族計画指導するも実行不徹底にて度々人工妊娠中絶をしているが悪質因子を増大させぬ為にその必要を認める。	不明	不明	昭和30年代
10代	女	精神薄弱並にてんかんであり、血縁関係に多数同様疾患が認められるため。	精神神経科	不明	昭和30年代
10代	女	精神薄弱並にてんかんであり、血縁関係に多数同様疾患が認められるため。	精神神経科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	昭和35年より発病、精神分裂病で2回■■■入院加療。本年の4月頃より病状悪化、現在妊娠6ヶ月、不潔、夜間不眠徘徊独語乱暴等分裂症状■■■のため、今後の妊娠など育児は全く不可能と思われる。	精神神経科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病であり、再発をくりかえすため。	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	本人、精神分裂病であり、しばしば再発をくりかえしている。兄弟にも同様疾患あり。	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	遺伝性濃厚な精神分裂病で出産により悪化している。	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	接枝分裂病のため	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	遺伝関係濃厚にして、人格低下著明であって健全なる家庭生活を営む事不可能と思われる。	精神神経科	不明	昭和30年代
30代	男	本人精神分裂病であり、再発をくりかえすため。	精神神経科	12条	昭和30年代
30代	女	再発し易く、再発しなくとも病識無く、充分な家庭生活を営む事困難であり、安易な職業に入り易い人格である。	精神神経科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病で再発をくりかえしているため	精神神経科	12条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病であり、再発をくりかえしているため。	精神神経科	12条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病であり、再発をくりかえしているため。	精神神経科	12条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病なる故	精神神経科	12条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病であり、再発をくりかえすため。	精神神経科	12条	昭和30年代
10代	女	患者、■■■■は従兄が真性てんかん及び精薄者であるし本人もてんかんであるので優生手術を行うことが遺伝を防止し公益上必要と思はれる	不明	不明	昭和30年代
20代	女	妊娠4ヶ月 精神薄弱（白痴）	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病であり再発をくりかえしているの。	精神神経科	12条	昭和30年代
不明	女	生来性の精神薄弱で、数学的関念等全然なく、最近妊娠しており相手の男もわからない状態で今後又妊娠するおそれがあるので公益上優生手術を必要と思われる。	産婦人科 内科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて、■■の悪性遺伝の恐れあり、申請します。	精神科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて■■の悪性遺伝の恐れあり、申請します。	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	慢性分裂で興奮しているのに放任したまま、夫は子供を無責任に産ませて、仕末がつけられないでいる。病院で代つて特に緊急申請いたします。	不明	4条	昭和40年代
不明	男	不安、落つきなく、徘徊衝動・失踪性があり、若干攻撃性もある。色情性もある。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	知能発育悪く、自分の排泄物も充分処理出来ない。又近頃徘徊性増し、二次性徴が著明になつてきたので、妊娠の予防、且つ自分の月経の処理が不能のためその対策として手術を申請する。	小児科	不明	昭和40年代
30代	男	精神薄弱で酒乱のため。	精神神経科	12条	昭和40年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受けるべき者		申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
20代	女	著悪な38年12月結婚。39年1月頃妊娠したが、その頃より非社交的、自閉、突笑を生じ、支離滅裂な事を言ったりする等の精神症状を呈する。39年10月出産とともに右症状は消失したが、最近は再発する。尚現在妊娠中の可能性もあり、妊娠により誘発される非定型性精神病と思われる。	全科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により家事及び子女養育不完全。計算不能。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条4の状態により今後の妊娠不適当と考へ申請する	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	遺伝性精神薄弱のため	不明	4条	昭和40年代
30代	男	妄想型で再燃性がある。殺した亡妻にも♂2才の長男がいるし、優生がのぞましい。今回も本人が入院間もなく内地から来て一緒になった妻が方策もなく、分娩し、途方にくれている間に死亡した。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	慢性分裂病だが徘徊性・色情性があるので申請する。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	不明	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱（痴愚）のため	精神神経科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 右により、5児出産後数回の人工妊娠中絶を行い、育児は勿論家事も、貧困の状態で今後の妊娠不適当と考へ、申請する。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により家事及び育児の養育も不完全にして、人工妊娠中絶も数回に及び今後の妊娠不適当と考へ申請する	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条4の状態により、今後の妊娠不適当と考へ申請する。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病で実母も分裂病で当院に入院中で性的にも無知なようでだまされて妊娠するおそれがあるため。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	接核分裂病で色欲高進大で放浪性もあるようで退院後妊娠の可能性があるため。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病兼潜伏梅毒で入院しているが色欲高進大のため退院後を考へて申請。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病だが不安落つきなく徘徊衝動、失踪性がある。一応落ついても色情性がつよく危険であるため申請する。	不明	4条	昭和40年代
50代	男	晩発性分裂病で当院には2回目の入院であるが色欲高進大なるため婦女子を衝動的に襲撃するおそれ大であるため。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病で再発を繰り返すため。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	別紙健康診断書の如く痴愚のため相手不明に妊娠。現在妊娠6ヶ月なるも養育不能。今后も妊娠する可能性あるため、優生手術を施行。	産婦人科	12条	昭和40年代
10代	女	本人は白痴程度の精神薄弱者であり放浪性を有する。	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	悪質遺伝防止のため	産婦人科 内科 外科 眼科 小児科	4条	昭和40年代
		興奮性精神薄弱			
40代	男	生来精神薄弱があったが20才頃より女性に異常に興味を示す様になり、最近特にはげしくなり、子女に危害を及ぼす恐れが大である。兄の許可あり。優生手術を必要と認めます。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	分裂病で衝動性大。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	分裂病で衝動性あり。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	分裂病で色情的妄想がある。	不明	4条	昭和40年代
40代	男	分裂病で色情性、倒錯あり。	不明	4条	昭和40年代
40代	男	濃厚な分裂病の負因あり。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	①叔父（母の兄）が精神病であり、本人の次女が精神薄弱者で、遺伝関係が濃厚。 ②本人も重症痴愚程度の精薄者であり、自分のことも家人の介助を必要とし、子供の養育を行う能力がきわめて低く、ほとんど不可能である。	精神々経科	不明	昭和40年代
30代	女	精神薄弱及慢性腎炎・高血圧症があり今後の妊娠継続は母体の健康上重大な障害があるばかりでなく、生后の子供に遺伝のおそれあり	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	優生保護法別表（一）そううつ病にかかっていることを確認しこの疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認める	神経科 精神科 内科	4条	昭和40年代
不明	女	精薄でてんかん性精神病であり■■■■■■■■■■で理解力判断力指南力不良■■■■…■■■■■ている かかる実情のため悪遺伝因子を除去する優生手術を行う必要があると認める	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱に伴う異常性格のため性的反社会的行動が多い。尚精神病的負因あり。	神経精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱者で道徳的並びに自己と他人の評価等が出来ず独立して社会生活を行うことが出来ないため。	精神科	不明	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱のため	産科 婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	慢性的の妄想型分裂病で再三病院を出入しているが、性的混沌性、攻撃性を考慮すれば、現在入院中に手術をすませておいた方が安全である（但し当人は絶対しないとうそぶいているが）。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	遺伝 兄の【氏名】、姉の【名前】と【名前】弟の【名前】何れも精神薄弱である。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	父母はイトコ同志の近親結婚であり遺伝のおそれがある。本人は生来精薄で■■■発病、小学及中学共最下位で卒業した 年令と共に色欲も高進しつつありこの悪因子の遺伝を防止するため優生手術の必要があると認める	精神科 神経科 内科	不明	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	不明	昭和40年代
10代	女	知能指数40程度の精神薄弱者であり初潮以降生理期になると易怒・粗暴、反抗的になる。生理の始末も全く自力ではできず加え最近異性に対する関心が高って来た。又家系内に精神薄弱者を認める	神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病として、39.7より入院加療中であるが、疎通性、接触性等欠如し、感情の鈍麻も著明で専ら無為、自閉の生活を送り、欠陥状態にある。家庭生活、社会生活への適応は困難であるが現在妊娠の疑が濃厚である。また血族にも精神病者がある。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	男	分裂病で不安、落つきなく且性的混沌（17KS11.2mg/day）がみられる。	精神科	4条	昭和40年代
20代	男	分裂病で特に性的混沌、衝動性がある。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱児、遺伝性短指症、先天性心障害、生来知能、運動障害あり、読み、書き、会話不能	産婦人科	4条	昭和40年代



手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	知能低い上とまらずダメされるおそれ大。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和40年代
20代	男	犯罪性・反社会・反家族性のつよい分裂で、殊に色情的で性犯罪の危険大。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	産科 婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	男	色情性・衝動性興奮があり、一応手術しておくべきであるとする。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にり患し且異性への接触欲強きため	神経科 精神科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病にり患、且未婚妊娠の可能性大。	神経科 精神科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性疾患である接枝破瓜病にり患しあり且、異性に対する接触欲異常なまでに旺盛なるため。	神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神病であるので避妊させたい。夫とは再従同胞婚で遺伝の危険が大きい。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	かなり不安、落つきなく、徘徊の上妊娠のおそれがある。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	疾患の遺伝を防止するため	精神神経科	不明	昭和40年代
20代	女	夫婦共に聲嚔で、優生学的予防が必要のため。	産婦人科 外科	4条	昭和40年代
20代	男	一見した所顕著でないが、妄想・不安・不活発で治癒し社会適応は困難である。現在3才の女兒がある。これ以上ふえては食べて行けないと思ふ。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	疾患の遺伝を防止するため	精神神経科	不明	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神薄弱 慢性腎疾患（慢性腎炎）	産婦人科	不明	昭和40年代
20代	男	農家の長男だが、病気がやや慢性的で根治困難である。嫁をもらっても遺伝的に又経済的にも負担重いからワゼクトミーをしておいた方がのぞましい。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	病名精神分裂病にて、悪性遺伝の恐れあり。	精神神経科	不明	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	女	本人精神薄弱あり又血族（妹、長男 次男）が精神薄弱のため	内 小 皮	4条	昭和40年代
10代	女	知的低格は、生来性。遺伝傾向の認められるものではないかと考えられる。つまり優生手術を要するような疾患と思われる。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	男	接枝性分裂病で衝動性、被暗示性つよいので、必要と思はれる。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	慢性分裂病で不安・落つきなく、多少衝動性もある。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	本人は精神病の遺伝的負荷のある精神分裂病患者であり不調症、自発性減退、病識欠如等を来しているので申請します	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	精神神経科	(3条)	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱なるも夫（現在行方不明）との間に39年分娩の経験があり、夫と生別後不定男性との性関係を繰返し、このまま放置することにより、家庭的社会的問題を引き起こすことが危惧されるので是非優生手術を実施したい	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱で且分裂化。入院1年前に農家に奉公やつたら男性関係もあつた様だ。衝動、興奮性もあり社会・家族適応性欠。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	接枝性分裂病で治つても判断力がなく人の餌食になるおそれがある。	精神科	4条	昭和40年代
30代	男	遺伝負因もあるし、子供が既に5才の長女と1才の長男がいる。患者が再三入院するので困っている。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	不明	昭和40年代
10代	男	本人自身、精神薄弱（白痴、興奮型）であり、最近、性的衝動行為頻発し、また遺伝負因濃厚である。	神経精神科	不明	昭和40年代
20代	女	生来精薄のため	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	女	先天性聲嚔にして家事、育児も満足に出来ない状態であり遺伝歴からみても今後の妊娠出産は不適と思われる。	内科 小児科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（WAIS 言語=60 動作=52 I Q=44(▲8), mental Refection）で分裂病であるが、いつも不安・昏迷的・のろく（== == 二）、社会性欠。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	不明	不明	4条	昭和40年代
30代	女	痴態級精神薄弱者で性的に高進する行動がみられ、不本意な妊娠の可能性が十分にあること。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	知能著しく低く、白痴状態にある。性生殖器及びその附属器の発育は正常で妊娠の可能性があり、現在の状態では子供を養育する能力は皆無であり、又本疾患が遺伝する危険性がある。	産婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神薄弱に伴う行動緩慢・計画性・常識・協調性がなく、又遺伝調査書でも明らかに家族計画実施不能・育児能力もなくこのまま放置するならば家庭的・経済的、更に社会的にも憂慮されるところがあるので是非優生手術を実施したい	不明	不明	昭和40年代
30代	男	精神分裂病の再発をくりかえしており、家族の希望あり。	精神神経科	12条	昭和40年代
30代	男	精薄で且性犯罪人で、一刻も早く手術がのぞましい。（むしろ去勢術を施行したい位である。	不明	12条	昭和40年代
30代	女	1、精神分裂病、2、生活困窮	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	男	もうしばらくで退院できるが結婚の場合、遺伝負因を考えて。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による（高度の分裂病欠陥状態）	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	接枝破瓜病で色情的行動多く、昭和34頃も父不詳の子を妊娠し人工流産したことあり。又最近病院内にても色情行動多く看護上多大の問題をもつ	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱で性的にだらしく見境もなく乱交する。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による（幻覚妄想状態がつづき人格荒廃す）	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病により目下入院加療中であるが、経過は良好ならず、軽快退院後も再発の危険が濃厚であり、加えて第2子に精神薄弱がある。	精神々経科	4条	昭和40年代
不明	女	母も重度の精神薄弱であり、母の同胞に他に■の精神薄弱者があり、遺伝を防止するため、優生手術を行うことが、公益上必要であると認める。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	遺伝性精神薄弱者で、最近頻回に強姦され妊娠の恐れがある	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	病名、先天性精神薄弱児（■■■■■■）てんかん性痙攣発作■■■■…■■■■	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	病名 先天性精神薄弱児（■■■■■■）てんかん性けいれん発作■■■■…■■■■	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	昭和40年7月16日以降、精神分裂病にて入院中であるが経過は不良であり、寛解後も再発のおそれあり。育児にも支障を来す。特に産じょく期に発病した点からみて今後再び産じょく期における再発が危ぶまれる。	精神神経科	4条	昭和40年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	一、本人が精神薄弱及び過期性精神異常の存在のため是非善悪の判断に従って行動する能力が不十分で特に性的な異常行動が惹起され、又しばしば男性にだまされ又暴力的に性的な被害をうけているため、又、妊娠により著しく精神異常を呈する事実のあるためである。 二、父方兄にアルコール中毒性精神病で死亡した事実がある。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	右の者は精神分裂病にり患しており、その疾患の遺伝防止並びに別紙診断書に記載せし如く、妊娠分娩に伴う病状の悪化が予想されるので、公益上並びに本人の健康上、優生手術を行うことが必要であると認める。	精神々経科	不明	昭和40年代
20代	女	20才頃からの分裂病で色情性つよく徘徊衝動もある。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	1) 夫婦共に精神薄弱ですでに4人の子供があるため 2) 精管結紮 3) 手術施行者 泌尿器科医〔医師名〕	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一卵性双生児の精神薄弱者である。双方共精薄遺伝関係あり。最近性的関心強く、しばしば興奮す。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	生来性の精神薄弱であって、被動的であり他者に左右される事が多く且つ性的に不安定である。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	知能低く欲動である。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	慢性分裂病で家出・失踪性、衝動性あり、色情性もある。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	2回結婚している。先妻にいじめられ金をとられた苦にし徐々に発病。今の奥さんも長男が1人いるし、沢山子供ができ精神病がふえたらと不安に思っている。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 妊娠5ヶ月	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	癲癇発作を伴う精神薄弱（白痴癲）で月経の仕末も介助なしには出来ず育児能力金くないため優生手術が必要と考へられる。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	男	病名 精神薄弱 知能程度痴愚 右の如くで、身体的発育はほぼ順調で、性的衝動が多少とも見受けられるようになり、しかもそれに対して責任能力はないと思われる。しかもその状態は今後も持続すると思われ、将来の事故防止にも必要な措置と考えられる。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	小6卒最下位。粗野で無銭飲食で前科3犯もありアル中である。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	子供の時から変つてた。よく先生に叱られた。若い頃から性格異常とアル中で家族を困らせている。子供は2人（10.姉嬢小6、20.長男小2）で3回もソ－ハをしている。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	慢性分裂病で徘徊衝動あり。優生手術をしておくべきと思はれる。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	慢性分裂病だが、著しい精神病 症状は改善され、他日社会に出ることも考えられるので、入院中手術をした方がのぞましい。	不明	4条	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱のため	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	精神病質性アル中で而も妻は従兄妹関係で子供は3人いる。父がアル中なので子供達もヒネかれて来た。も早これ以上ふやす必要なし。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	余りにも分裂の負因濃厚である。入院中優生手術をしておくべきである。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	永く病院においてあるが色情性あり、一応優生をしておくべきであると思はれる。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	知能も低く分裂病も多少慢性で社会的適応も不充分だし、それにだまされる懸念大である。両親も急いでいる。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	今年5月結婚、未入籍だが夫も遺伝を心配し優生手術希望す。（現在妊娠4ヶ月中絶予定）	不明	不明	昭和40年代
20代	女	生来精薄 判断力かなり低く責任感うすい。生活態度あいまいで現在5人の子供をようやく生育させている状態である。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	子女養育に対する思慮分別甚だ低く、これ以上の子供を生育させることは、不能と考えられる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 判断力低く、子女養育態度全く無責任	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 判断力甚だ弱く、既に5人の子供がありながら全く非協力的である。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 夫婦とも判断力、責任感弱く、これ以上子供を生育は無理と思われる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来精薄。現在、分別能力低く、子女養育に基だ無関心である。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 5人の子供が既にありながら全く協力的なく、思慮分別甚だ低し。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	家事及び子女養育にほとんど無関心 精神薄弱（生来性）	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 子供4人のうち2人が精薄の疑。生来性の分別能力低く、子女養育これ以上不適と考えられる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱者で兄弟姉妹ほとんどすべて低能、更に配偶者も精神薄弱者である。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	新中1中退で精薄がある。15～6才から家出飲屋に又バンバンをしてた。■■■もしており遺伝的にみて優生が必要で来春退院までに手術予定。今まで5～6回も即してる。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	父が60才大酒家で、本人は今子供2人（1.長男4才、2.長女1.4才）で他に2■■ソ－ハをしている。遺伝上も早子供は不要であり、再発を考えると家族の困難が痛感される。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	白痴である 現在子供が5人いるが全部精薄である	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	男	家族もバラバラで行方不明であり、本人のアフターケアは不能である。又危険な衝動性あり、優生が必要である。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	本人は重症痴愚である。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病の再発の危険性の極めて大なるため。	精神々経科	不明	昭和40年代
20代	女	本人、配偶者共に聾啞者で兄弟にも共に聾啞者が非常に多く遺伝的素因が強いために優生手術をしたい。	産婦人科	不明	昭和40年代
20代	女	遺伝負因濃厚で、不安・落つきなし。	不明	不明	昭和40年代
20代	男	外因のない精薄で精神病質で、最近ほ色情性（倒錯）が高進す。	不明	不明	昭和40年代
20代	女	夫婦とも精神分裂症のため、現在入院治療中。	精神科	4条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	遺伝的にも、能力的にも子供をふやすことは無理だと思はれる。	不明	不明	昭和40年代
20代	男	病名の通り色情強く危険である。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	子供が丁度2人（上が長男2.6才、下が次男3.8ヶ月）で、これ以上ふやしてもたてて行けず、遺伝的にもよくない。	不明	不明	昭和40年代
20代	女	白痴級の精神薄弱者であって、最近はいしばし、興奮し、且好色的で異性に対し、興味を持ち接近したがる。	精神科	4条	昭和40年代
40代	男	遺伝負担濃厚である。	不明	不明	昭和40年代
20代	女	重症精神薄弱の状態にあり、自活能力に欠けるが、最近、非防■的な態度から妊娠のおそれが顕著となって来た。特に同居人との関係に左記のおそれが生じている。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神病にり患し、且本人の情情的言動多く、入院中に妊娠したことあり。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	男	遺伝上又医学—社会的（medico-legal）な見地から手術がのぞましい。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱のため	不明	4条	昭和40年代
20代	男	今までの経歴・体質・遺伝性からみて手術必要。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条の状態により、今後の妊娠不適当と考え、申請する。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱。 右者、頭書の疾患、遺伝性・先天性の精神薄弱にり患し、知能指数37で、判断・了解著しく低下し、異性に無やみに近づき、問題行動（性交渉その他）などあり。家族の監督下におけず精薄施設に入るも、無断で離脱したり、衝動行為も少なくない。本人は二重いと結婚という遺伝的に濃厚な負担も有している。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱	産婦人科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱者による言語障害、歩行不能（這って歩く程度）。 左で箸を持ち右振せんし運動不能。しばしば痙攣。月経有。家族構成上妊娠の危惧あり	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	生来精神薄弱のため	産婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	男	精神分裂病で強力な治療するも寛解はせず遺伝性疾患であり更に強姦事件で服役したこともあり当所入院中も性的非行著しく優生手術を早急に施行すべきであると考へる	精神・神経科	4条	昭和40年代
20代	女	昭和37年5月初回の精神分裂病、発症。現在に至るまで三度の再燃をくりかえし、目下、分裂病性欠陥状態にあり、情意鈍麻がいちぢるしい。幼児3人があるが、満足な養育も不能である。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	優保法第4条による 病名白痴兼盲目。	産科 婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	情色的反社会行動多く知能障害により抑制不能のため	精神・神経科	4条	昭和40年代
30代	男	精薄性アル中で子供が4人もあり、これ以上ふえても困る許りである。家もミジメな状態にある。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	遺伝性且精薄性アル中 heredo alcool l Que oligophren l Que で子供が3人もある（1長女小3、2長男7才、3次男3才）、従兄妹同志で余り好ましくない。最近2回も掻把をしている。値上りで手術料が6000円になった。この際家族も希望し悦んでいる。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により受胎調節を指導するも実行出来ず人工妊娠中絶を数回に渡り行い家政も乱れ子女の養育も出来ず、今後の妊娠出産は、不適と考へ申請します。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により家政も乱れ、子供4人出産せるも養育出来ず又、人工妊娠中絶数回に渡り行う。今後の妊娠出産は不適と考へ申請します。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	本人は2才時脳膜炎にり患、知能障害を残したもので現在その知能は白痴であり日常身の廻りの始末も出来ない。以上の様な理由で申請します。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱のため	不明	4条	昭和40年代
20代	女	病名精神分裂病 40年2月5日頃発病し40年9月まで治療を行ったが今後再発の可能性が大である。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	精薄のため、拒絶することができない間に姦淫されて妊娠の恐れがあるため	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	幼少時より聾であることを不幸に感じ結婚しても絶対子供は産まないと申立てている 又父親は若い頃より相当遊興している。優生保護法第3条1項4号（遺伝性つんば）の適用を認めたい	婦人科	(3条)	昭和40年代
10代	女	関係の妄想あり妊娠しても子供の世話し出来ない	精神、神経科	不明	昭和40年代
10代	女	遺伝性精神薄弱（白痴）であるが徘徊多く裸で国道を歩いたり性的な興味がみられるようになった。	精神科	4条	昭和40年代
10代	不明	重度精神薄弱 右のため責任能力ないが生殖能力あり、今後妊娠のおそれあるため。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	一、精神薄弱（痴愚）脳性小児麻痺により両上下肢痙攣性麻痺で精密作業不能失調歩行。身体障害者等級表による級別3級（身体障害者手帳（旧姓【本人氏名】）（【都道府県名】）番号第35、125号 子供が生まれても夫婦共に精神薄弱であるので子供の養育が出来ない。勿論、他に子供をみるもないので手術の適当と思慮します。二、夫、精神薄弱（軽愚）	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	生来性の低知に加えて、最近月経時に一致して露出症が顕著となりほとんど全裸に近い状態になり、又生殖器に対する異常な興味を示す様になって来た。本人の母父共に本人に色情高進がみられる様になれば、職業上、本人を始終監視も出来ず、不安があるため、優生手術を希望している。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	特記すべき遺伝負担は明らかにし得ませんが、分裂病（緊張病）には間違いなく、現在までに5人の子供をもうけているが、育児不十分で、第5子は昨年3月に養子として出している。このような状態でしかも分裂病の発病（再発）も考慮して、これ以上挙子のあることをさけたく万一不承認の場合は、3条でも実施を夫も希望しておりますので、よろしく願い申します。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により家事及び育児も不完全にして、人工妊娠中絶も数回に及び今後の妊娠不適当と考え申請する	不明	4条	昭和40年代
10代	女	一、精神薄弱兼テンカンを有し、自立、自■の能力は極めて乏しく結婚、出産、育児の責任と能力がないと考えられる。 二、独りで遠くまでかけることがあり、性的な過失又いたづらをされることが容易に考えられる。	精神科	不明	昭和40年代
10代	女	優生保護法第4条別表にかかげる精神薄弱症に該当するので申請する	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第3条1項及び第4条1項の適応と認定する	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱により育児能力不良で長女（満6才）も精神薄弱により知能発育3才程度で参女の未熟児保育能力なく、知能及身体的発育不良。	産婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	精神分裂病	産科 婦人科	不明	昭和40年代
10代	女	先天性精神薄弱の重度で子供の養育不能、優生学的に望ましい。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	過去数回に亘り精神分裂病の病名のもとに入院加療を受けている。その間一度結婚生活に入り1子をもうけているが夫に問題行為があるとの事で母親より■■別れる様に言われ離婚。以来〔市町村名〕にて接客婦なども行っていた。接客婦と同時に売春行為などもあったらしく昨年5月父親の分からない子供を生み養育していたが養育費がかかるとの事で出産後再び接客婦として働き、売春行為を行って現在妊娠4ヶ月末となっている。妊娠と相前後し不眠徘徊関係被害妄想などが現われ現在入院加療中であるが現在の生活環境では、再び妊娠のおそれあり 妊娠により病勢増悪も考え■られ優生手術を行なう事が適当と思われる。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	生後21日目に産婆（故人）の紹介で実父母不明のまま養子としたので遺伝歴不詳であるが、話もできない白痴級精神薄弱にして、保護義務者の同意があるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱にて（尙鈍）簡単に男にだまされ昨年10月人工流産の手術をうけ、今回妊娠5ヶ月以上になって母親より指摘されるまで妊娠ということを理解せず、相手の男もはっきりと認知出来ない。以上のことから、出産しても育児の能力がないものと認めるとともに、本人の将来も考慮し優生手術を申請します。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	新中卒。成績わるく、家出が多く、スクエダンスで一層悪化した。昭和40.8中旬、長い家出、性的混沌あり、だまされて妊娠のおそれあり	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	産科 婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	女	診断疾病の遺伝関係及本人が風俗的行為の被害者となるおそれがある。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	先天性精神薄弱のため。育児能力も充分なし。今後妊娠出産は不適と考え申請する。	婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	先天性精神薄弱のため家事及び育児能力欠如し、出生児も精薄の傾向強いので今後妊娠出産は不適と考え申請する	婦人科	4条	昭和40年代
20代	男	再発性多く母も多分、分裂病のシニープあり、負因大。	精神科	不明	昭和40年代
10代	女	別表第2項の疾患にかかっているため、その遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であります	産婦人科 外科	4条	昭和40年代
20代	男	生れつきの精薄で徘徊、失踪性あり。色気づいたら社会的に危険だ。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	昭和35年精神分裂病にり患し、以来現在まで4回にわたり同病名にて入院加療を受けている。現在は昭和40年7月20日以降引きつづき入院加療中であるが寛解に至らず、又今後も、再発をくり返すことは容易に想像される。遺伝負因は濃厚ではないが、本症の性格上優生手術実施が妥当と考えられる。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	男	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	右の者精神分裂病にり患しているためにその疾患の遺伝を防止することが公益上必要である。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	当初の疾患にかかつており遺伝防止の為め。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	男	妻とは昭和33、4年間同棲し離婚している。今は浮浪・徘徊あり、衝動性もあるので危険だ。家族では完全に■孤してレンラクなし。	不明	不明	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条別表の精神薄弱に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱、育児不能	産婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（重症痴愚）	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	再三発病するのと子供が2人いるし（長男4才、次男1才）、も早これ以上ふえる和生活にひびくし、発病する子もあることを夫婦で心配している。妻は1回中絶している。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	先天性精神薄弱で家事も満足にできない。また、生まれる子供も問題のある子供が出生するおそれがある。	産婦人科 外科	4条	昭和40年代
20代	女	情性欠如性精神薄弱でしばしば道ならぬ性行為が行われ、人工流産を繰返している。尚血縁に精神病者がいる。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にり患。現在2子あるも育児が出来ず施設に預けて入院中であり今後も育児の能力は不十分と思はれる。尚実姉が同じく分裂病にり患しているため優生手術を行ふのが適当と思われる。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	昭和25ー6年頃、〔医療機関名〕に入院、ここでロボトミーをうけた欠陥分裂病であるが、性欲もあり、優生をしておいた方がよいと考えられる。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	同一家系内にかなり濃厚な精神分裂病の遺伝負因を有しかつ又患者は既に4児を挙げているので精神分裂病の遺伝防止をはかるため	神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（重症痴愚） 子供の生年月日も解らず又、一桁計算も出来ない。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	遺伝性疾患である精神分裂病にり患しあるため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	幼少時より脳性麻痺があり、高度の知能障害を有し、時々怒りっぽくなり、物をこわし、外に飛び出すことがある。自分の身のまわりの事も1人で出来ない。	精神神経科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（重症痴愚） 配偶者も精神薄弱で精薄家系、子供の養育能力なし	精神科	不明	昭和40年代
30代	女	右の者精神分裂病（精神科医診断）にり患、治療中にして2児の哺育不充分且、遺伝防止の為優生手術（マドレーネル氏法）施行を適当と考える。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	一、内因性精神病にて遺伝的素因が大である為。 二、妊娠により症状の増悪がみられる為。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	男	遺伝負因あり。子供も長女年齢4才、長男2才で、それ以上ふえると病人が将来に出るし生活が困難になる（目下入院のため生保をうけているし冬分大工の失保がもらえないので困っている。）	不明	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱により知能程度小学生4年程度、日常生活に親の監視を必要とし尚道徳的善悪感を欠き、過去3回の人工妊娠中絶を施行した。	産婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	女	精神薄弱並びに癲癇のため。	内 小 外 産婦	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱者にて、妊娠、出産、育児に適さない故に申請する。	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	男	マスキング	精神神経科 内科 外科	4条	昭和40年代
20代	女	非定型精神病の為、育児困難、また子孫に対する遺伝性を考慮し、優生手術の適用を要する。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	精神薄弱のため子供の養育に不適当と認める。	皮膚泌尿器科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病。発病時期不明。6年前精神科に入院の既往歴あり。以後被害妄想あり。知能程度低く、度々妊娠、人工流産施行している。患者同胞に癲癇にり患せるもの1名あり。	精神神経科	不明	昭和40年代
10代	女	精神薄弱で特殊施設入所中。父母の希望による。	精神神経科	12条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	精神薄弱で特殊施設入所中。父母の希望による。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱で特殊施設入園中である。父母の希望による。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱で特殊施設入所中。父母の希望による。	精神神経科	12条	昭和40年代
30代	女	本人及び配偶者も精神薄弱者である	不明	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	現在精神分裂病のため入院加療中の患者である。発病は昭和38年夏頃と推定される。妄想幻覚状態にて精神運動不穏を示し昭和38年8月より39年2月まで入院加療を受け寛解状態に達して退院したが、再び状態悪化し、妄想幻覚状態にて暴力を振うに至り本年5月21日に入院した。入院後検査により妊娠3ヶ月と診断されたが性交の相手は全く不明で複数と思われる。患者は分裂病欠陥状態のため精神鈍麻、思考障害著しく、予后を考慮するに当たり優生手術が必要と思われる。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	重症精神薄弱	精神神経科	12条	昭和40年代
20代	女	真正癲病家系であるため	精神神経科	4条	昭和40年代
40代	男	精神薄弱	不明	不明	昭和40年代
10代	男	父親に病的酩酊、母親に精神分裂病があり遺伝素の負は良くないと考えられる。くわえるに先天的単純血管腫、精薄が存在している。又現在のエロチックな行動が社会に与える影響も無視出来ない。	精神神経科 内科	4条	昭和40年代
30代	女	子供が2人いる（上、長女小1、下が長男5才）、近く再婚したい。くわえて発病したら困る。夫になる人も子供いらない。悪化したら困ると理解している。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病で母方より遺伝傾向著名	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝と関係がある病気であり病状悪化（即ち癲癇の頻発と其の後の異常言動）は妊娠と関係があると思われる。即病状悪化のさい癲癇重積による生命の危険も考えられるし又もし妊娠中であれば胎児に対する悪影響も考えられる。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	患者は精神分裂病に患しており、同病の遺伝負因も考えられるのでその予防と、また、妊娠・育児による同病の悪化も考えられるので、その予防のために優生手術を申請いたします。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	数年前よりしばしば、家出、徘徊をなし男と遊び数回に及び妊娠しその相手を知らない。痴愚精薄者である。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	生来知能悪く、IQ41で、一般社会知識の乏しい精神薄弱者。てんかん発作を有す。本人の叔母が精神薄弱であり遺伝性精神薄弱と考えられるため。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性濃厚	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
40代	女	本人は陳旧性精神分裂病患者であり、社会生活に適応し得る程に病状が快復する見込は先ず無い。又本人の兄■■■も精神分裂病で事故死をしており遺伝的な負因が認められる。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	不明	一、遺伝調査書のとおり子供の知能がひくく、子供数も多く、育児能力がないため 二、事例の妊娠のたびに妊娠腎を併発し、母体の健康度が著しく低下するため	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（重症痴愚）	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病で人格変化著しく、責任能力なく子供の育成も不能	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 右による出産前後数回の人工妊娠中絶を行ない育児は勿論家業も貧困の状態で今後の妊娠不適当と思う	婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	小児期の頭部外傷のため知能発育停止徘徊癖あり無意味なことを一日中喋っていて落着かないときに突然興奮状態となり■■■症状甚だしく現在入院中であるが知能は白痴で徘徊癖などから考察するに退院後も結婚等は考えられないが性的知識全くなく妊娠等の危険充分に考えられる。	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	現在既に3子を出産しているが第2子分娩後現在まで育児や家事などなげやりで最近素行多し精神分裂病と診断される。現在妊娠2ヶ月にて病状も可成り進行しており今令的にも今後の妊娠の可能性充分あり。既に3回の人工妊娠中絶術をも施行しており永久不妊の必要ありと認む。	産婦人科	12条	昭和40年代
不明	女	別紙健康診断書の通り	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	現在〔施設名〕に入所中であるが最近性的興味を示し、男性に接近したがる傾向あり。	精神科	不明	昭和40年代
10代	男	現在〔施設名〕に入所中であるが最近性的に興味を示し、女性に接近したがる傾向が強い。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚程度）	精神々経科	12条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱症	不明	(3条)	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱。時に怒りっぽくなり、性的関係のわきまもなく、妊娠に至るも出産、育児の能力なし。又未婚であるにも拘らず今後共妊娠の恐れあり。（現在妊娠5ヶ月）	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	幼少時より癲癇発作あり、今回、不全流産し、病状がそのため悪化し、妊娠中にも癲癇重積発作を認めている。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	男	精薄だが最近色情が高進し嫁をほしがり行動化の傾向もある。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	子癲前症兼精神分裂病	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	本人が精神薄弱の為	産婦人科	4条	昭和40年代
40代	男	慢性分裂病だが、その中に退院できるかも知れない。本人はカマドをもちたがっている。それでそれまでに一応優生手術をしておいた方が安全だと思はれる。（昭和42年3月以前になるべく決定下さる様）	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱及てんかんのため。育児能力に欠き、日常生活能力も低いため、今後妊娠、出産は不適と考える	不明	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	不明	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱のため	精神々経科	4条	昭和40年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	男	マスキング	精神科	12条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科	12条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	配偶者は、既に昭和41年12月27日脳溢血で死亡す（当時本人は妊娠5ヶ月）本人は以前にも配偶者以外の男性との妊娠歴を有し、今回の妊娠中他の男性と兎角の噂あり生来精薄で兄弟にも精薄の者あり配偶者の死亡後の今後も充分妊娠のおそれあり遺伝性精神薄弱と認む	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1項、第14条の4の状態により今後の妊娠不適当と考慮申請する。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	現在、生後10ヶ月の男児があるが精神疾患のためその養育も満足に出来ない。今後、新たに出産しても満足な養育のできる可能性は少ない。また本人及び夫は聾啞者でありその遺伝的面も考慮すると優生手術を行うことが適当と考えられる。また、本人、夫及び家族も優生手術を希望している。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本年1月16日〔施設名〕を退院 精神薄弱者の為今後妊娠のおそれがあるため	精神々経科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 生来性	外科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 生来性	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 生来性 右により家政乱れ、今後の出産育児の任にたえず本手術の適応を認め申請します	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性、先天性難聴（近親者に聾啞者あり）	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	これまでに2回、精神分裂病様の症状を認めているが、何れも出産後2、3ヶ月位で症状悪化し、不眠、不穏状態で独語等を呈した。この様に精神症状と出産には関係がある様に考えられ、今後妊娠・出産により症状再発する怖れもあり、その場合子供の養育も不可能となる。本人及び夫も優生手術を希望している。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱にかかっているため	精神神経科	不明	昭和40年代
30代	女	今回で3回目の入院だがその間でも完全な寛解ではなかつた。子供は3人（長男中2、長女小4、次女6才）あり。それ以後はソーハ2回している。優生手術で頭を悪化させてはと取り越し苦労をして今まで申請していなかつた。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1項第14条の4の状態により今後の妊娠不適当と考へ申請する。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	患者は精神薄弱で子女の養育能力がないし、「また遺伝の可能性も考えられる。」最近、特に男性に強い関心を示し好んで接近しようとするため性的問題を起こす危険性があり両親が優生手術を希望している。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱 右疾病のため子女養育等にたえぬため該当と認め申請します	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 右疾病のため子女養育にたえぬため該当と認め申請します。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	先天性の精神薄弱である	精神神経科	4条	昭和40年代
40代	男	亡兄〔名前〕は永い分裂病で当院で死亡。本人も分裂型のアルコール中毒で母も死に今は単身者である。遺伝負因大につき、手術し、社会復帰の節は女房を世■■■のも一案と考えられる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	「聾啞」のため現状において出産、育児に障害あるため	婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	一、右本人は精神分裂病患者であり、十分出産・保育の任に堪えられない。 二、妊娠・出産により病症が増悪・再燃する可能性がある。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病にり患しているが、父・伯父が精神病にり患（死亡）して居り、遺伝性と考えられる	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	過去に数回躁状態をくりかえしており、その状態になると性的に無分別となり私生児を出産している。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱にして夫も又知能が低く現在夫は土工夫。生活窮迫し精薄児を生む。今後分娩があれば遺伝するものと思はれる。	不明	(3条)	昭和40年代
20代	女	精神薄弱症	産婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	女	精神薄弱症	産婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	女	精神薄弱症	産婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1項第14条の4の状態により、今後の妊娠不適当と考へ申請する	不明	4条	昭和40年代
20代	女	現に2児を有し別紙診断書の如く児の面倒も見ないので優生手術を行っては如何でせうか。	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	生来の精神薄弱でIQ30以下。処女歩行も1才10ヶ月、言語の発達も悪く就学不能である。昨年10月より月経あり。最近性的行為に興味を示す様になった。家族も優生手術を強く希望している。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	患者自身が精神薄弱（魯鈍）であり、母親ならびに妹が精神薄弱であることから遺伝的素因が考えられる。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱のため子供の養育に不適当と認める。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	生来の精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来性の精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生母〔氏名〕（〔本人の名前〕2才の時に死亡）が精神薄弱者であり、本人の精神薄弱は遺伝負因の濃厚なものと考えられる。又、最近、性的非行がみられる様になり、至急、優生保護措置を講ずる必要があると考えられるため。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	痴呆ナルモ性欲アリテ、近所ノ幼児ヲ犯シタ事アルタメ今後ソノ様ナ事ノ無イ様ニスルタメ	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神薄弱、夫も知能障害あり現在7人の子供もつているがそのうち4人までが精神薄弱であり今後も尚生殖能力あり。従つて優生手術施行が望ましい。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱の為、育児不可なるため、卵管結紮による不妊手術を必要とす	不明	不明	昭和40年代



手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	父は喘息肺結核で死亡していないが母親は現存している。併しこの母は精神薄弱者であり、その子供は4人いるが皆精神薄弱者であり殊に本人のすぐ下の第2人（双生児）は全くの白痴で自分の身のまわりの事も出来ない状態で当〔施設名〕の不潔室にかく離している。本人は痴愚的の精神薄弱であるが性的に放縱的傾向あり、時々は50才代の男と同様したりして母としての保護指導は勿論期待出来ず再三妊娠しては中絶する始末である。一時期避妊用リングを使用していたが不衛生のための炎傷を起している。以上の理由で優生手術を■。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	本人並に、配偶者の精神薄弱による	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	接枝分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱症（白痴）	産科 婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表（二）遺伝性精神薄弱により。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表（一）遺伝性精神病（癲癇）（二）遺伝性精神薄弱（三）顕著な遺伝性精神病質（顕著な犯罪傾向）があるので、申請致します。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表（一）遺伝性精神病（躁鬱病、癲癇）（二）遺伝性精神薄弱（三）顕著な遺伝性精神病質（顕著な性欲異常）がある。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表（一）遺伝性精神病（癲癇）（二）遺伝性精神薄弱（三）顕著な遺伝性精神病質（顕著な性欲異常）により。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表（一）による癲癇（二）による遺伝性精神薄弱（三）による顕著な遺伝性精神病質（顕著な性欲異常、顕著な犯罪傾向）	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表（一）遺伝性精神病（精神分裂病）により。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病の欠陥像を呈しており、既に2子がある。	精神々経科	不明	昭和40年代
10代	女	痴愚級精神薄弱児であり現在〔施設名〕に入所中である。数年前より性的に興味を示し好色の態度がみられる。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	痴愚級精神薄弱者であり最近では情性的になり入所中の男性に対して挑発的態度を示し性的経験もあるもようである。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱者であり最近では性的に異常な関心を示し男性に接近しようとする露骨である。母系家族中に精神病者がある。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	著しい遺伝負因があり且本人は色情的にルーズで性関係もあり、何回も却している。先日も却すにお金がかかってお袋が騒いでいた。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	右片側性痙性麻痺、残遺性てんかん及び知能低下を認め、社会的適応に対する予後が不良であるため。	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	一、最近多弁・徘徊が目立ち色情的な行為がみられる事。 二、父方の血族中に精薄者が多い事、父の同胞7名中4名が精薄者である。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神病質人格（意志薄弱・軽佻者）にして不純な異性交遊が多く、現在妊娠中なるも本人もその父親を知らず、育児・教育の能力なく、今後もかかる行為がくり返されるおそれが多分にある。尚異常な性欲高進状態が見られる	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	痴愚級精神薄弱者であり現在結婚し4子を出産したがその養育不可能であり長男8才の知能発育著しく遅延す。母親も精薄者の模様で遺伝負因濃厚である。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	内科	4条	昭和40年代
30代	女	被手術人は精神分裂病で現在治療中であり、夫も肺結核で長期に亘り治療しております。一家は生活保護を支給中であり、二男・三女の出生にも苦慮した現状、本人側の強つての希望もあり早期に手術の必要があります。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱にて多産婦現在5人の子を有し（内第4・第5子は双生児）加えて先妻の子2人（第1子は白痴）を養護し現在生活保護を受けている 又其の後3回妊娠を重ね其の都度人工中絶術を行っている。	産科 婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	父に神経疾患を思わせるものあり 同胞5名の中、本人を含め3名が発病しいずれも精神分裂病であり遺伝負因は非常に濃厚である。患者は強姦されそうになったこともある（入院前）	精神神経科	不明	昭和40年代
30代	女	鬱病	精神神経、内科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科	12条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	最近数ヶ月前より色情高進をみとめ、道徳的観念の欠除から妊娠の機会あり。昭和42年6月24日、妊娠2ヶ月にて子宮内容除去術を受けた。今後その危惧がある。 なお昭和40年5月以降症候性てんかん兼精神薄弱にて通院加療中である。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	先妻に2人后妻（これも分裂病発病【医療機関名】に入院して離婚した）に2人あつて、これからも、低格な女性と一緒に子育てがふえるおそれがある。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱者であり、一人で外出する傾向があり、妊娠したため、今後のこともあり、優生手術施行を必要と思う。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱のため	不明	4条	昭和40年代
30代	男	3～4年来の分裂病で、生活の当てにならない。妻も困っている。子供も上が長男6才で下が次男2才ができた。遺伝負因が濃厚な家で生活上から言っても産児制限しないとい共倒れになるおそれがある。妻も同意している。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	本人も子供を生んで産后発病したことがあり、子供を作らないと言っている。夫は既往症を知らずに結婚したと不安を覚え、両者共優生手術に同意している。2ヶ月位で退院見込みで在院中手術できる様手配したい。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	知能障害著明なため（痴愚）	精神々経科	4条	昭和40年代
40代	男	優生保護法第4条に基づく別表「血友病」に関連し、別添家系にみるが如くかなり濃厚な遺伝性があり向後の遺伝防止の為に当該手術を必要とする	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にて入院中のものですが、本疾患は遺伝的傾向多大にあるものと思はれ、又発病中と思はれる■■■■に妊娠5ヶ月となり人工流産術施行せることあり。上記に依り本手術を適当と認め申請します。実父■■■■の許可あり。本人も本手術を希望しております。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	生後1年位で麻疹脳炎り患精薄児で家族歴にも遺伝関係の傾向認め 中学2年にも妊娠5ヶ月で人工妊娠中絶術今回も8月3日妊娠9ヶ月死産の経歴あり性的知識全くなく性格は従順単純で粗悪性はないが脅迫や他人の誘いに乗り易く今後共妊娠の恐れ充分にあり知能程度も小学生低学年程度にて前回妊娠歴からしても優生手術の必要を認む	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条の4の状態により今後の妊娠不当と考へ申請する	不明	4条	昭和40年代
20代	女	別途診断書のとおり	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	出産后うつ病の再発を3回くりかえしており本人も夫も優生手術を希望しているため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	男	アル中で治りにくい形である。子供が3人いて妻は生保をうけている。下の子は昨年1月出産した。退院したら又できるので入院中に手術がのぞましく妻も賛成している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	癲癇発作の頻発にもとない、強い性格変化のため、目下著しい家庭内不適応の状態にある。特に就学前子供に対しても、衝動的に感情のおもむくまま、しばしば暴力をふるい、この傾向は増悪の傾向にあり、子供の養育にも著しい困難をきたしている。この状態は妊娠初期において著しく、昭和42年8月、このため人工妊娠中絶を受けている。又第1子及び姪に癲癇発作がみられ、遺伝負因の存在も証明し得る。	精神々経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	これまで種々の受胎調節の指導をしたが実行できず中絶をくり返しこのままの状態では母体の健康を著しく障害する可能性があり、又優生学的にも手術を必要とする。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にて人格水準の低下が著しく思慮・判断を欠く。性的異常行為も目立ち、単身者にてバーなど転々とつとめを変え、今まで3回人工流産を行っている。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	てんかん 並に、父娘間に生れている外、母の弟は聾啞である。遺伝性疾患を伝えるおそれあり。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性の精神薄弱（痴愚）である	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱であり、両親及び兄弟、子女に精神薄弱を認め知能は魯鈍程度、優生保護法による優生手術を必要とする。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	病名 精神分裂病のため。 性格変化認められ知能水準の低下著明である。又自閉的であるが時に易刺激性の高進が認められる。現在まで中絶2回	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	別表（一）による、精神分裂病のため。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	別表（一）による、躁鬱病、（二）による興奮性痴愚により。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	別表（一）による、精神分裂病により。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	別表（一）による、精神分裂病。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
40代	男	別表（一）による、精神分裂病のため。	不明	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
40代	男	妻の精神障害のため	内科	4条	昭和40年代
40代	女	■■■■…■■■精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病患者が家系に居る。妊娠初期より大量の向精神薬を服用してる。将来再発の可能性がある。欠陥状態■■■■悪化する事が考へられる。現在2子をもうけてる事。	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	婦人科	12条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	重症痴愚段階の知能障害のため。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人は昭41.12.9より42.7.31まで分裂病で当院に入院、引つづき通院投薬をうけているが、今回妊娠したらしい。すでに子供2人（上が長男4才、下長女3才）あり。夫も希望しない。本人も優生手術を希望して来院した。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	■■■■…■■■精神■■■のため	マスキング	不明	昭和40年代
30代	男	分裂病で5～6回入院（昭39.3以来）しているが、妻や家族に反感を持ち他に入院中スキナ女ができ交際・文通しているので、相手に妊娠させ色々トラブルがおきては困ると妻も心配している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	本人は陳旧性精神分裂病で発病以来約15年脳白質切せつ術をうけ、脳荒唐状態にであるが、不正出血著しく、婦人科的に治療をうけているがとまらず、また、本人は、その始末を全く出来ない状態にある。更に、性的興奮著明で異性に接したがる。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱、妊娠中毒症後遺症（高血圧症）	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱により、4～5才程度の知能であり月経時処理も出来ない	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	振抜分裂病で入院中、遺伝の可能性もありうる。	精神々経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	TBと分裂と両方投薬をうけているが肺活量が1000cc位で妊娠、分娩により精神・肉体共に著しい悪化を来すと思われる。本人も心配し手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	幼児脳性小児麻痺にり患 身体障害者4級 精神薄弱(知能指数30)	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（知能指数39）本年〔月日〕長女〔名前〕（生後8ヶ月）を絞殺せしめた。〔月日〕より精神衛生法による措置入院中である。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	新中卒后間もなく家出・性的抑制乏しく2号になり中絶。その後グレン隊の内妻となり、長女出産した。而もヒモつきの接客婦で改心の情欠。又妊娠のおそれあり。子供は乳児院にあづけてある。非行・売春・不適応あり。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	■■■■…■■■■遺伝性精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	患者の母が精神分裂病であり、濃厚な遺伝的素質があると考えられる。 また、患者には1子があるが父親が誰であるかわからないような状態である。	精神科	4条	昭和40年代
10代	男	重度の精薄で異常に性器が発達し性衝動も強い。	不明	12条	昭和40年代
20代	女	異性に対する興味強く常に徘徊するため。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病にて過去に3度程入院退院をくり返しているが退院して社会生活をしている時に色々問題があり不妊手術の必要を認める	精神々経科	4条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	重症精神薄弱にて子供の哺育不可能なる為	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病にて昨年当院に入院しており、現在は外来通院中である。現在患者には子供が2人おり、経済的にもあまり恵まれていない。病状も未だ完全に回復しておらず、これ以上子供がふえることは家庭経済の面に大きな影響をおよぼし、本人の病状にもいい影響を与えないものと考えるので。	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱にして、性的興味強く、右学園入院中に拘らずしばしば外出逃亡し、異性と交渉を持ち無反省、抑制に欠けるとの精神科医の診断書により優生手術施行を適当と考え申請します	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	男	痴愚（知能検査不能）程度であるが、中学時代から女の子に興味を持ち、いたずらしたり追いかけ廻し、度々警察の世話になる。兄嫁が風呂に入っていると外から電灯を照してのぞいたり、布団の中に入り込んだりする等の反社会的行為が最近特に目立って来て危険である。高圧電気にも興味を持ち、北電の自動スイッチを動かし、時々苦情を申し込める。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	本人遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱 今後の妊娠出産不適のため申請します	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	実母、本人共に精神分裂病であり、好ましくない遺伝因子を中絶することが適当と認めるため。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病で入院中である。遺伝歴あり、家族、本人の希望もある。	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
40代	女	精薄のため	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	本人は先天性の精神薄弱（中度）であり、独立して社会生活を営む能力が乏しく、さらに家系中に同一病名者ならびにしかもてんかんの合併者が数名おり、遺伝性が濃厚である。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	男	本例は、精神分裂病であって、妻子あり、現在無為、自閉、非疎通、非積極的であるが、治療によって、■■、社会復帰が考えられ、子孫に悪影響を与える事を除去する必要がある。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	先天性精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	別紙診断書の通り精神薄弱者と認められるので優生手術の申請を致します。	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
30代	男	精神病質及び病的酩酊 連続酩酊あり 興奮性強く反社会的行動多い。自己中心的・爆発性・道義心少い。	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱あり■■■■…■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱兼てんかんあり■■■■…■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱あり■■■■…■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
20代	女	本人及びその家系にマリー小脳性運動失調症あり	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	本人が、昭和41年1月頃より、精神分裂病になり、昭和41年4月4日～昭和41年6月2日、昭和41年11月7日～昭和42年4月24日、昭和43年1月22日入院していることと、姉が精神分裂病であることから、遺伝傾向濃厚と考えるため。	精神・神経科	4条	昭和40年代
30代	女	不明	精神々経科	12条	昭和40年代
30代	女	遺伝疾患の遺伝を防止する事が必要である。（右は遺伝性精神薄弱で、色情的である。）	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神発達遅滞し基本的な生活能力にもかける。	精神神経科	12条	昭和40年代
20代	女	不明	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	慢性的経過をたどった分裂病による人格の欠陥状態にあるが、将来退院の上、家庭に復帰しうる可能性はある。しかし、その場合、妊娠・出産などの負荷により、容易に精神症状の再燃をみて、再び育児・家庭の仕事が出来なくなる危険が大きい。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	小学校時代より、てんかん発作頻発。充分なる投薬を18才より行っているが、発作を完全に抑制しえず、かつ妊娠の都度、発作回数が増加するため。	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	昭和36年発病し、現在第3回目入院中である。昭和37年結婚し現在まで数回人工妊娠中絶手術をうけている。結婚は正式でなく同棲生活であった。夫は〔氏名〕氏で精神分裂症で本院に数回入院した事がある。両者が精神病患者である事、更に本患者は退院後の人格障害も強く、優生学上も手術を適当と認む。	精神神経科	不明	昭和40年代
30代	女	精神分裂病にて入院加療中であるが、遺伝負因をみとめ、加えて、精神状態よりみて、育児不能である。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	情意鈍麻あり、性的に放ちつ、婚外妊娠の経験3回あり、反省し得ず、男性交際を制限されると、興奮・乱暴する	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	知能障害（白痴級）で自分自身の事も充分出来ない状態であるため。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	年頃になつて来ましたので母親としてしんばいでならないからお願ひ致します	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱の子孫への遺伝防止のため。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	18才頃より水商売していた。その頃より徐々に発病。バトロンがいなくなって更に悪化42.4.10入院。近々退院の予定であるが家族はいづれ結婚を希望している。しかる時は妊娠、分娩、再発のおそれるので本手術をうけるべきである。家族や本人も希望している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	男	てんかん性精神病で、しかも、入念な治療が行われたにもかかわらず、人格の荒廃が急速に進み、精神運動興奮がはげしく、又、知能障害もつよいため	精神	不明	昭和40年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受けるべき者		申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 （年代）	性別		診療科名		
20代	女	精薄	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱（痴愚）で将来結婚して社会生活を営み子孫を育てる能力にかける	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神障害であり法第4条に該当	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来つんぽであり■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱であり、将来の生活（妊娠など）への不安・配慮から親が希望する。	不明	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱であり、将来の生活（妊娠など）への配慮より親が希望する	不明	12条	昭和40年代
10代	女	優生保功法第12条による。精神薄弱で特殊学園にいるが将来の生活（妊娠など）への配慮から親も希望している。	不明	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱であり将来への配慮（妊娠など）から親が希望。	不明	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱 知能指数45、興奮し易く異性に特別の興味を示す	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	夫婦共に精薄、子供2人あり	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱にて放浪癖あり非特定の男性に誘惑され易い。このため無用の妊娠をくり返す可能性がある。	婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	■■■■…■■■遺伝性精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
10代	男	■■■■…■■■本人遺伝性精神薄弱であり	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
40代	男	■■■■…■■■精神病遺伝負因は濃厚■■■■…■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
20代	女	一、遺伝性精神薄弱者■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
40代	男	精神分裂病	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	昭和40年より精神分裂病にて2回入院加療を受けて現在通院中であるが、従来出産直後に悪化の傾向にあり不眠・徘徊不潔暴行等の問題行動を起す危険性が多分にあるため	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	昭和41年頃から幻覚・妄想で発病。一時軽快退院したが42年6月再発して再入院。加療により欠陥は残っているが一応社会的寛解状態となるも、姉にも精神分裂病で入院中の者が居り、遺伝性が濃厚で今後の再発も考慮し、家族の希望、本人の同意もあり申請した。	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神病患者と思われる。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	男	現在精神分裂病欠陥状態にあり、■■■■…■■■■	マスキング	不明	昭和40年代
10代	女	精神薄弱児の為生理の始末が困難と妊娠のおそれがある	婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱児の為生理の始末が困難、及び妊娠のおそれがある	婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	躁状態を繰返しその都度乱交に陥る。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱症	産科 婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	高度の知能障害のため妊娠出産の自己看護不能及び子女の養育能力なきため。	精神科	4条	昭和40年代
10代	男	元來知能の發育悪く言語障害あり日常生活は可能なるも昭和40年5月～同41年1月まで〔医療機関名〕入院。最近女物の靴下、衣類など所持品を好んで盗む様に些細な事に興奮、近所に迷惑をかけ43年8月10日通行中の若い女を押し倒し馬車になっておさへつけ腰部及び下肢に1週間の傷をおわせ暴行風俗犯的行動を起す恐れあり	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	接枝分裂病及び精神薄弱のため	精神科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精薄の症病名に困り昭和38年3月4日本院に入院 以後今日まで加療中である 入院前（当時18才）或る作業現場で土工達にもてあそばれ妊娠し生後7ヶ月の乳児をかかえて入院する状況であった 現在に至るも当時の相手方は本人にも不明である。現時点においても退院後の不安がある為母親並びに家族も引き取りを拒否する状態である	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	重症痴愚級の精神薄弱で性的非行その他、問題行動が多かったために、当院に入院したが、入院後も性的非行などが改まらない。知能程度・性的傾向などからみて、治療効果を期待しがたいので優生手術が適当と考えた。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	男	重症痴愚級の精神薄弱者で性的非行が目立ったために、当院に入院したが入院後も性的非行が改まらない。知能程度、性的傾向などからみて治療効果を期待しがたいので優生手術が適当と考えた。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	男	精神薄弱者（他人の家に入り女物の下着類をさがす持出すくせあり） 性的好奇心が強く近隣の風評によれば婦女子にいたづらをする	不明	4条	昭和40年代
30代	女	亡父及び私生児1名はともに遺伝性の精神薄弱、他の私生児1名は「てんかん」であるので疾患の遺伝を防止することが公益上必要であると認めるので申請します	産科 婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	別表（二）、遺伝性精神薄弱による	不明	12条	昭和40年代
30代	女	重度痴愚で自立判断が不能なため。	不明	12条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	別表（二）、遺伝性精神薄弱が考へられるため。	不明	12条	昭和40年代
30代	女	真性てんかん 現在なお頻回に痙攣発作を生ずる。家系中に本病の遺伝的色彩が濃厚に認められる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	①知能障害著しく既往に暴行され妊娠したことあり。 ②母方の伯母に知能障害の既往があって死亡している人がある。 ③近い将来分裂病の欠陥状態の者結婚させよとの動きあり。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	一、本人は精神分裂病、配偶者は精神発達遅滞、患者の父はアルコール中毒患者といわれ遺伝歴劣悪の為（叔父は精薄＝） 二、本人の精神分裂病配偶者の精神発達の遅滞により今後生れて来る子供の发育環境が劣悪である為	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病で完全寛解ではなく遺伝の可能性あり	精神神経科	12条	昭和40年代
30代	女	遺伝素因を除去するため	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	不明	遺伝素因を除去するため	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	真性癲癇及び精神薄弱（痴愚）を併有し甚しく性的放縱がみられ17才頃より家出を繰り返しては、次々と性関係を持ち、昭和42年現夫と結婚 1児を儲けるも夫も知能低劣にして行方不明となったりしている為	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱のため性知識なく遺伝性精薄児妊娠の虞あり	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第12条の規定による精神障害者のための姦淫による妊娠のため及優生上の見地による不良な子孫の出生防止のため	不明	4条	昭和40年代
10代	女	患者は精神薄弱（痴愚）で判断力の障害があるため不測の事故に遭遇する虞れがあるので優生手術が必要と思われる。尚本年3月より女工として勤務が内定している。	不明	4条	昭和40年代
40代	女	遺伝性精神病■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱（白痴）。最近母親（精薄）死亡し父親（精薄）との2人暮らしになり監督不能にて外出徘徊、野宿等あるも父親は意に介する様子なし 父親は工場の雑役夫に出て居り日中は本人1人になる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	別表（一）精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
40代	女	別表（一）精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
40代	女	別表（一）精神分裂病（欠落症状著明で淫乱性あり） （二）顕著な性欲異常	不明	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神薄弱であり現在9ヶ月の子供が1人いるが、満足に育てられない状態である。従ってもし子供を作れば遺伝性の精薄になる恐れもありまた母親として十分子供を育てられないのでその危険性を防止するために優生手術を申請する。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神分裂病であり完全寛解が望めない状態である。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	不明	昭和40年代
20代	女	精神分裂病で入院中。夫及本人の希望あり。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	元来知能程度が低く軽愚、これに加えててんかんによる性格変化及び人格水準の低下のため昭和35年から39年にかけて家出、窃盗、異性との不純交遊が再三あり現在入院加療中であるが今後社会生活を容易ならしめるため。	不明	12条	昭和40年代
40代	女	夫婦共に精薄であり、現在6才の児も精薄であるため今後の正常児出産は望めぬと考えられる。	産科 婦人科 外科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱である為	不明	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱（白痴）のため	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	類子癲症（妊娠6ヶ月） 妊娠毎に重症妊娠中毒症を併発し（前回においては昭和42年4月、妊娠10ヶ月にて胎児死亡）今回も強度の子癲発作を惹起しこれ以上妊娠を継続又は分娩することは母体に著しく障害が加えられるものと認められるため妊娠中絶及び優生手術が望ましいと考へられる。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	本人並びに配偶者の精神薄弱並びに精神病による。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	不明	精神分裂病の診断で昭和43年7月より当院に外来通院されて居りますが、発病が昭和34年で、以後当院受診まで、放置されていたため、病状が進行、個体化され、仲々軽快をみない。更に現在まで5人の子供を産んでおるが、全く両親にまかせばっなしで全くめんどろをみず、母性的態度は全く認めない。更に、再々、注意をしているにもかかわらず、度々、人工妊娠中絶を受けている。依って、本人身体的保護も考え、優生手術適応と考えられる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	色情的で精神薄弱が（白痴）があり自己の統制能力を欠いている 遺伝性も考えられる	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	頻回に再発を繰返しその都度異性との接触が頻繁となりこれまでに人工妊娠中絶をうけている。一方遺伝性も考えられる。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	過去3回再発を繰返しているため将来妊娠出産は不能と思われる 特に過去の結婚中妊娠し発病したため人工妊娠中絶を行っている 遺伝性も非定出来ない	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	全身のけいれん発作 性格変化 精神薄弱（IQ50）等あり 将来妊娠出産不能と認める。 一方遺伝性も考えられる。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	中学2年頃より月経の前後に全身のけいれん発作発作 その後時々てんかん特有の性格変化が認められるようになった 40年9月30日当科入院 色情的傾向あり問題行動が多い 一方遺伝性も考えられる	精神々経科	4条	昭和40年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	頻回に再発を繰返している 特に過去において結婚し再発があった 兄弟にも精神分裂病があり遺伝性が考えられる	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	男	別記する。	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	精神水準低下しまとまらぬ行動多く、性的制止少く不特定多数の異性関係あり 現在妊娠8ヶ月である。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	身体の発育に伴って、異性に強い関心を示す。痴愚級の精神薄弱者である。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	痴愚級の精神薄弱者である。最近身体的生長に伴って異性に強い関心を示し、又自慰等も認められる	不明	4条	昭和40年代
不明	女	診断、蒙古症。 現在、〔施設名〕通園中（〔小学校名〕特殊学級、〔小学校名〕特殊学級を経て〔小学校名〕特殊学級を卒業）中学校通学時より男子生徒にからかわれ性的ないたずらをされる恐れがあったが、最近、〔施設名〕通園中の男子生徒（精薄児）にだまされたり、性的な <del>ニ</del> <del>ニ</del> らをされる。知能が低いため、妊娠の恐れもあり、不妊手術が必要と思われる。	不明	4条	昭和40年代
40代	男	マスキング	マスキング	不明	昭和40年代
20代	女	再発を繰返している精神分裂病患であり母親も同病であったことにより遺伝性が充分考えられるため。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	40年春頃発病した。社会的 <del>ニ</del> 状態に至り退院する可能性はあるが子供の養育的能力は不可能と思われる 一方遺伝性も考えられる。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	夫婦共に聾啞者であり、妻（〔名前〕）は精神薄弱（〔学校名〕では知能テスト実施困難な程度であった）を併有している。昭和41年1月婚姻。現に1才1ヶ月、生後10日の2児あり、他に2回の人工妊娠中絶歴を有す。理解力の低いことから受胎調節等について周囲の指導も効果なく、今後も同経過を反覆する惧れ大である。付記 第1子は養育管理不適当による心身の発育遅滞著明。第2子は養護施設収容が決定された。	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	一、知能障害でてんかん大発作の既往あり。 二、てんかん発作については兄（〔名前〕）6才で発作のため死亡。被申請者の第1子男3才は現在てんかんで服薬の <del>ニ</del> 、このように遺伝負因が濃厚である。 三、2子がいるが知能障害のため、充分養育出来ず義母の協力でどうか生活している状態である。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	一、現在接枝性分裂病の盛期にある。 二、実母は現在精神分裂病で当科に入院中である。 三、夫は大酒家で時に病的酩酊となることあり経済力もなく時に被申請者を他の男性の遊び道具にさせるような人権問題的な状況も発 <del>ニ</del> している。 四、2子（1才2ヶ月と1ヶ月）あるも養育能力がない。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	病名 精神薄弱兼てんかん 右病名により知能障害のほかに性格の偏倚が著しく、又易怒・易刺激暴行等の異常行為あり再三入院をくり返してきた。本年4月より月経発来し、受胎の可能性がある。色情的傾向も認められる。出産・育児等の能力なく、又遺伝の可能も考えられる。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	本人は精神薄弱（その程度は痴愚）である。従って、乳児の養育ならびに家事を行う能力にも欠けている。また本人の知能の低格性が子孫に影響する可能性も充分考えられる。	神経精神科	4条	昭和40年代
20代	男	昭和44年3月1日長女出生するも、父親として面倒をみる事が出来ない。その上本人の妻はてんかんで週1回位の頻度で大発作をおこし、母親として子供を養育する能力が不十分である。従ってこれ以上子供が生れても満足に養育できるとは思えず、又生まれた子供が悲劇的遅滞になる事は明白である。よって優生手術を行うことが必要と考える。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性疾患であるため	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	出生児4名中3名が精薄児、夫がアルコール中毒、弟妹が分裂病であり、今後の出生児にも異常児がみられる可能性極めて大な為。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	育児能力に乏しく子供に遺伝のおそれあるため（現在挙子4人 内1人精神障害者あり）	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝的精神薄弱。	マスキング	4条	昭和40年代
40代	女	遺伝性精神薄弱 <del>■■■■…■■■■</del>	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（白痴級） 避妊の知識なく、中絶をくりかえし、身体的障害も少くなく、子の養育も困難な状態にある。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神分裂病（発声不明、言動不安、良識皆無）により現在月経時、自己の月経血の処理を行わず、又患者の将来を考え子宮腔上部切除術を行いたい。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚相当）兼てんかん大発作 生来知能発育悪く小学校、中学校はほとんど未就学に近い状態で簡単な計算も不能である。中学生頃からてんかん大発作が認められ、結婚して2児の母親になるも大発作は消失せず本年1月末てんかん重積症で〔医療機関名〕精神科に1ヶ月入院。子供の養育不能。尚父親と長男共にてんかんの診断をうけている	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（痴愚） 家庭が貧しく父は農家の出面等で生計を立て、該患者は生来知能の発育の悪いところに加えて未就学に近くほとんど近所の子守等をさせられて生長する。現在も簡単な計算指南力等も障害され子供の養育不可能である。又長男も最近精神薄弱の診断をうけ、現在も医師の観察をうけている	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	精神薄弱（重症痴愚相当） 生来知能の発育悪く小学校の成績も最下位。昨年春離農して〔市町村名〕内に転居老母と2人で暮しているが生活に対する自立性全くないが徘徊が多く異性に対して興奮し、時には老母にも性的な振舞いを示すことあり。母方の叔父に白痴又、患者の姉2人も魯鈍程度の精神薄弱を認める	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（痴愚相当） すでに3子をもうけているが母親としての養育能力なく、計算能力、指南力も障害されて居り言語不明瞭に加えて非疎通性が大である 第一人、妹一人精神薄弱で遺伝的要素大である	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第4条による	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	マスキング	(3条)	昭和40年代
30代	女	左のような遺伝的又社会的関係から考え優生手術が望ましく考える。 一、同胞全体に知能は余りよくなく弟は中学を卒業したものの成績は何時も最下位であった。 二、父方の父親の叔母の子と母親の姉との間に出来た2人の男子は共に重度の精神薄弱。 三、父方の父親の弟に大酒家で60才死亡するまで独身であった。 四、母方の父親の弟の子供で精神病で数ヶ月治療をうけたものがある。 五、周囲の者達の無理解で4月結婚5月離婚してから家出多くなり性的関係をもつ危険多くなった。	精神科	4条	昭和40年代



手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	男	本人知能程度低く又家系的にも認められること且つ妻は尚知能低く然も心弁膜障害高度にして不治のもの（現在入院中）	産婦人科 外科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病としての人格荒廃が高度であり育児は全く不能である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱にして嚔嚔もあり、妊娠分娩し、子供を育てる能力は全然ないので、永久不妊手術を必要とする。	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（別紙診断書）	産科 婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	■■■■…■■■本人が精神薄弱のため■■■■…■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	遺伝関係と考えられる精神薄弱者（痴愚）であり性的乱交がみられ既に私生児を分娩している為	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	てんかん痙攣発作頻発し、加えて生来性の精神薄弱があり、その程度は白痴にして身辺の処理も不可能の状態である為。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱、てんかん。	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱及び躁鬱病にからみ、女児へのいたずら（性器・下半身をぬぐす等の行為）があり、危険をともなう。（現在将来において）	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 知能指数30点程度・家事育児の状態その能力低位であって今後の生活上重大な支障が予想せられる	精神科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	病名 精神薄弱及び真性癲癇 優生的見地より不良な子孫の出生防止及び母性の生命健康を保持の必要ありと認められるので優生保護法により申請する。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚）	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱である為	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	一、遺伝的に精神病がある。■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	昭和30年に精神分裂病を発病し、現在欠陥治ゆの状態にあるが、妊娠出産に際して易怒、興奮、不眠などの傾向を示し、症状が増悪する、現在子供が3人あり、主人は脳炎後遺症で出産計画などを調整することが難しい。	神経科	12条	昭和40年代
40代	女	優生保護法第4条別表に掲げる精神分裂病に該当するので申請する	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	てんかん兼精神薄弱にて措置入院中であるが、最近、とみに異性に對し興味を示し、又男子患の中にもそれをいいことにしていたづらをするものもいて風紀上よろしくない。精神薄弱が改善するとはとうてい考えられず、これから家庭に復帰出来たととしても男性にもてあそばされることも考へられ、本人並家族の将来を考慮し優生手術を適當と認めます。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	白痴	産科 婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	白痴級の精神薄弱であり、自分自身の生活にも他人の介護を必要とする。生理の仕末も全く出来ず不潔である。脳性まひで体は不自由であるが歩行は可能で、戸外にも出歩く。最近年令的にも性的な面がみられ両親は極度に妊娠を心配している。	精神々経科	12条	昭和40年代
30代	女	誰・彼の見境いなく性交を行い、家庭を築く能力なく、或は児を生産した場合、これを哺育し、独立して生計を営む能力にも欠けていると認める。	産婦人科	12条	昭和40年代
10代	男	脳性小児麻痺にて性的凶暴性あるため	泌尿器科	12条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病で再三再発入院を繰返し、明瞭に内因性の精神病であることから、子孫への悪影響が懸念される。	産婦人科	4条	昭和40年代
40代	男	遺伝性精神薄弱のため■■■■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病のため	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	別表（一）精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	別表（一）精神病質	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱のため	マスキング	12条	昭和40年代
20代	男	遺伝性精神薄弱のため	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	別表（一）精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
40代	女	別表（一）接枝性分裂病	不明	不明	昭和40年代
40代	女	別表（一）接枝性分裂病	不明	4条	昭和40年代
20代	女	濃厚な精神薄弱負因をみとめ、加えて現在分裂性欠陥状態にある。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	患者は精神分裂病にて当科入院中であるが、本年3月第1子出産後より精神異常を来し、家事とか育児をほとんど出来ない状態にて、今後妊娠により精神異常の悪化を来す恐れあることと、子孫に精神病の遺伝することを防ぐ目的にて優生手術が望ましいと考える。	精神科	4条	昭和40年代
40代	女	本人は精神薄弱者にして■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 夫〔氏名〕は嚔嚔者である為、育児困難である。	不明	12条	昭和40年代
30代	女	無為、■■■、自閉、支離滅裂思考、感情鈍麻著しく、鍼點にして質問にも応ぜず、子供の面倒も満足にみる事が出来ない。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱と思はれること、及子供が精神薄弱であり、遺伝の可能性がある。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	精薄（IQ40）及び周期性精神病にて子供の育成・教育が不能である。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（痴愚級）	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	顕著な性欲異常あるため	マスキング	4～12条	昭和40年代
10代	女	昭和43・10月上旬から急に悪化、不眠、不安、被害妄想、幻聴、殊に幻視つよく興奮し切っていた。破壊性、失踪性もあり。昭43・10・17～同44・4・28第1回入院。退院投薬中又悪化、徘徊、失踪、それに性的混沌あり、出たがり興奮し昭44・11・22再入院して■■■■■。母上自身本人の優生を希望し相談あり。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	痴愚級の精神薄弱である。同時に情動面の障害が強く、衝動行為 自傷行為、嘘言などがある。さらに最近にいたって、異性に関心が強まり「男性と性的行為があった」などと放言する。本人は、知能面から考えても、判断力があり、万一、憂慮すべき事態が起らないとも限らない。	神経科 精神科	4条	昭和40年代
20代	女	真性てんかん及精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	精神薄弱による遺伝性の疾患と考えられ、社会通念上の常識も全く欠け、患者の意思によらない妊娠を招くおそれあり、妊娠の場合、血統的に胎児に悪影響も考えられる。	精神神経科	不明	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 右により子女の養育することは出来ず妊娠出産は不適と考へ申請します。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病■■■■…■■■■	マスキング	(3条)	昭和40年代
30代	女	一、精神薄弱（痴愚）であること且つ遺伝性らしい。 二、中学時代より家出・徘徊・売春行為を常とし、既に2回父親不明の子供を妊娠し、今後その可能性極めて大。	内科 精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	これまでに2回精神分裂病に患しているがいずれも産後に発病しており育児が不能になるばかりではなく、病状の増悪を来たす事により今後の出産は望ましくない。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	マスキング	不明	昭和40年代
30代	マスキング	一、精神薄弱（痴愚）にて遺伝性と考えられること 二、既に子供2人を有するも、母親としてこの2人を養育する能力に欠けていること 従ってこれ以上子供が出来たら生れた子供の不幸は明白である	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	出生後先天性■■■に実母相当の精神薄弱であった為、離婚。従って、本患者は戦中戦後の物資不足の下で栄養不適当であったこと更に先天性股関節脱臼にて7才まで起立歩行不能であったが、就学1年延期し小学校は、卒業したが中学校は免除の手續がとられた。現在知能段階5、6才、書字不能加減剰余を識らないその他判断理解著しく低位であり、分娩育児教育等に耐えないと認定せられる。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	一、精神分裂病で遺伝要素と考えられる。 一、既に子供が6名いるが経済的に養育能力がない。夫とは離婚している。 一、子供6名の他に数回妊娠中絶を行っている。しかも最近妊娠の時期と病状増悪の時期が一致している。 一、子供6名中てんかん1名、精薄1名が含まれている。	精神科 神経科 内科 小児科	4条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第4条別表に掲げるてんかんに該当するので申請する。	精神・神経科	4条	昭和40年代
20代	男	現在、不完全寛解に近い状態にあり、退院の可能性も出て来たが、下記のようにつよい遺伝性素因を有していると考えられるので優生手術が適当であると判断する。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱症（軽愚）	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病で再発を繰返す 然し目下の処落つき、状態可。（本人は結婚を希望す）	精神神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	精神発達遅滞が著明で生理の始末も出来ず又反社会的妊娠の恐れも充分考えられる。尚更に本人は真性癲癇であり遺伝負因の存在が濃厚であるため優生手術を可急的速やかに施行すべきものと考える。	神経精神科	(3条)	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚） 生来知能発育に障害あり、家庭生活極めて困難な状態	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	陳旧性精神分裂病の再燃 幻覚妄想状態にて入院。当院には、3度目の入院。現在、私生児1子をする。 妊娠7カ月にて入院。出産には、危険を考えられるため、人工産死。本疾患の性格により、又、今後社会生活が十分になるとは考えられない。	精神科	不明	昭和40年代
30代	女	精神分裂病（幻覚妄想状態）にて入院、当院3回目の入院である。妊娠7カ月であるが、その精神状態では、出産が危険を伴うと考えられ人工死産を行った。本疾患の性質上長期投薬を行わねばならず、さらに今後社会生活が、期待されない為、申請した。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	本人自身、精神薄弱（精神年齢は8～9才）であること、本人の兄姉に精神障害者が2人存在すること、及び、おいやめいにも精神薄弱が多数存在しており、遺伝負因が非常に濃厚な疾患であるため。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	痴愚級精神薄弱による。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	癲癇発作を伴ふ重症痴愚であるため。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱（精薄の遺伝を防止するため）。	産婦人科	4条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱（夫共に精薄のため遺伝を防止するため）夫は精薄でてんかんであり子供も精薄とてんかんあり。今後もこうした児の分娩のおそれあり。そのため家庭破滅を考えられるため	産婦人科	12条	昭和40年代
10代	女	重度の精神薄弱で遺伝によるものと考えられ、又性的なあやまちのおそれがある	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱のため	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	遺伝因子の濃厚な精神薄弱で性的に無知な面がみられ、将来親族相姦の危険が考えられる。	神経精神科	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
10代	男	精薄のほか、精神病的な症状はないが、是非善悪の弁別能力がないので欲望の制御が出来ない。衝動的に性的行動があるので危険である。	不明	12条	昭和40年代
10代	男	中度精神薄弱のため	不明	12条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱のため	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	生来性の知能障害あり昭和42年6月5日結婚したが夫及び夫方にも知能障害の負因多く子供を次々と産み満足な養育ができないでいる。母体の健康と共に知能障害の負因多い家庭なため申請します。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性のつんぼ	不明	4条	昭和40年代
10代	女	■■■■…■■■■重度精神薄弱者のため■■■■…■■■■	マスキング	不明	昭和40年代
10代	女	重度精神薄弱の■■■■…■■■■	マスキング	不明	昭和40年代
20代	男	11才頃から性的興味衝動が異常に強く、幼女に対し再々犯行に及び警察に検挙せられること数度。今期45年4月12～13日頃2回に亘り同様所業に及び住民を不安に陥れた。生来健康であって特に重病にり患した事実なく■■■家族歴からも先天的負因に■■■るものと	精神神経科 内科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱のため	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	妊娠悪阻+精神薄弱	産婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	本人は重症痴愚（知能指数24）にて、自分の身のまわりのことも、充分出来ず、一般的に種々の危険からも身を守ることが出来ない。今回養護施設に入所するため。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	重症精神薄弱者にして生活能力がない。	精神科 神経科	12条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	重症精神薄弱者にして生活能力が全くない。（生理時の始末も他の人によらねば不可能である）	精神科 神経科	12条	昭和40年代
20代	女	重症精神薄弱者にして生活能力を全く欠いている。（生理排便の始末も自身には出来ない）	精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	重症精神薄弱者にして生活能力を全く欠いている。（身辺整理は勿論排便の始末も出来ない）	精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	本人は精神薄弱にて、現在までに7児を分娩、3児を1才未満で急性肺炎のためなくしている。（育児に問題あり）現在4児は生存しているが、次男（小学4年）は知能低く、特殊学級に入っており、本人の能力では、4児の世話も不充分のため	精神科 神経科 内科	不明	昭和40年代
40代	男	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
30代	女	夫接枝分裂病にて当院入院加療中。本人でんかん兼精神薄弱であり、月に数回全身性の痙攣発作の発来あり。且精神薄弱のため介助なくして育児は勿論、生活も困難である。よって施術を申請します。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	1. 本人の血族及び実子に精薄及びその疑いのある者が存在する。 2. 本人には子供を育てる能力が欠けている（実子3名は養子に出している） 3. 現在狭い住宅に9名が同居し夫の経済的な能力もこれ以上の養育は困難である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人の長女に精神薄弱を認め、次男に脳性小児麻痺を認め、これは遺伝に基くものと考えられる。	神経科	(3条)	昭和40年代
不明	女	精神薄弱なるため。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚）で3年前に結婚。2子あり夫も同意の上優生手術を希望 同胞のいるが何れも知能は正常とのこと	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	8才、2才、1才の3人の子供あり。しかし精神分裂病欠陥状態にあり、しばしば奇異なる言動、衝動的な自殺企図などあり、育児が困難。しかもしばしば妊娠し、現在までに4回の人工妊娠中絶を行っている。従ってこれ以上出産あれば家庭破綻の危険性が高い。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条別表にかける精神薄弱症に該当するので申請する。	精神神経科	不明	昭和40年代
20代	女	現在、3才の女子あり精神發育遅滞の傾向あり。他に1才及び生后3ヶ月の年子をかかえている。本人は精神薄弱（魯鈍）であり、保健婦の計画出産の指導を全く理解出来ない。又、本人の夫も精神薄弱者で軽症痴愚段階にあり、計画出産に協力し得ない。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	別紙診断書の如く、知能障害著しく改善の見込なき為。	小児科	12条	昭和40年代
20代	女	結節性硬化症にて入院加療中であるが痴愚級の精神薄弱に加えて痙攣発作性格変化が認められ反抗的衝動的興奮あり 日常生活に介護を要し最近、性的色情的言動も疑われるようになり家庭にて生活を考える上にも優生手術后が適切と考え申請する。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱のため	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	痴愚級の精神薄弱で将来も自立の生活は期待し得ず、又遺伝性が推定される	精神科	4条	昭和40年代
10代	男	ハンチントン舞蹈病の原因は不明であるが遺伝病は間違いない所とされている。30才頃から不随意運動を持って発病し数年を経ずして痴呆状態となり死亡するに至る病気でどおしてその頃（30才頃）から脳の萎縮を来すかは明らかでない。避種の要がある。	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱者と考へられるから。	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	本人は重度精神薄弱者で■■■■…■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
20代	女	患者とその母・次姉が癲癇で濃厚な遺伝を示し本人は知能の低下・性格の変化が顕著でその上性的な抑制を失い色情的で妊娠分娩は本人に破局の結果をもたらす恐れあり。家庭適応も困難な状態で昭和44年12月から入院し家族も優生手術を希望し本人も納得している。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	濃厚な遺伝負因を有し、低知のため養育能力に乏しい。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人も精神薄弱であり現存する同胞4人もすべて精神薄弱或は精神障害者である 現在4人の私生児が居るが在学中の3人の子供は何れも成績悪く2人は特殊学級に入級或は入級予定である	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	遺伝性精神薄弱ではない精神薄弱であり、従って優生保護法第12条に該当する理由をもって申請する。具体的には、痴愚級知能を示し、高等感情に乏しく、被影響が高いことにより妊娠する危険性が高いため。	マスキング	12条	昭和40年代
不明	女	本疾患の遺伝を防止するため公益上必要と認めるため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
不明	男	本疾患の遺伝を防止する為公益上必要と認める為	精神神経科 内科	4条	昭和40年代
不明	男	本疾患の遺伝防止する為公益上必要と認める為	精神科 神経科	12条	昭和40年代
不明	男	本疾患の遺伝を防止する為公益上必要である。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	重度精神薄弱児であるため。	精神科	12条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病の遺伝を防止するため	内科 産婦人科	4条	昭和40年代
20代	不明	精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	両親が近親結婚で長兄、長姉共に精薄、次兄だけが普通であるが、次姉は1才時死亡、本児も精神薄弱（重度）で現在〔施設名〕入所中である。従姉にも精薄があらわれている。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本児は遅鈍性の精神薄弱（痴愚級）でアル中の父と監護能力に欠ける母との間に3女として生れ、姉兄弟7人中本児を併せ6人まで揃って精神薄弱で、うち4名が早死、1名が変死という稀にみる要保護家庭で遺伝的素因が認められる。	精神神経科	4条	昭和40年代
40代	男	本人は精神薄弱を有し、かつ配偶者は精神分裂病を有しており子孫に遺伝する可能性が強いのでこれを防止するため。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	知能障害高はつ（痴愚）、育児能力全くなし。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	男	血族結婚はないが、生後12日目に原因不明の高熱疾患にかかり、以来、身体的發育は正常であったが、知能の發育が遅れ精神薄弱（白痴）であること。年令的に成人となった為異性に興味を持つこと、知能低下により、道德等の判断能力なく、反社会的行動を起す恐れがあるため。	精神神経・内科	4条	昭和40年代
10代	女	精薄の原因となるものが後天的に見られない。精神薄弱本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	一、後天性の疾患がないので、本人の精薄は先天性のものと思われる。 二、本人に社会的自立能力なし。精神薄弱、本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	一、本人に精薄の原因とみられるべき後天性疾患がない。 二、妹〔名前〕は先天性ろう啞である。 三、本人に社会的自立能力がない。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	一、精薄の原因となるものが後天的にみられない 精神薄弱本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	精薄の原因となるものが後天的にみられない。精神薄弱本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	一、遺伝が明白である。父〔氏名〕精薄 母〔氏名〕精薄、母系祖母精薄 二、本人に自立能力全くなし。精神薄弱遺伝を防止するため	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	一、精薄の原因となるものが後天的にみられない。 二、血縁に遺伝性疾患があり兄精薄〔施設名〕収容中。精神薄弱遺伝を防止するため	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	男	一、精薄の原因となるものが後天的にみられない。 二、血縁に遺伝性疾患が多い。母の姉に2人先天盲 母の姉に2人、せむしが居る。精神薄弱遺伝を防止するため。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	遺伝が明白で父はてんかん及び精神分裂病であったが死亡。母精神分裂病、姉が精神薄弱者である。精神薄弱遺伝を防止するため	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	男	精薄の原因とみられるべき後天的疾病なし。母系祖母に精神病者あり。父方叔父、母方叔父に酒乱あり。父の従兄に犯罪者あり。精神薄弱本人保護のため。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	一、精薄の原因となるものが後天的にみられない 二、本人に自立能力が全くない。精神薄弱本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	一、精薄の原因とみられるべき後天性の疾患がない。両親は従兄妹同志である。 二、本人に社会自立能力が全くない。精神薄弱、本人保護のため。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	精薄の原因とみられる後天性の疾患がなく、両親は叔父姪の血縁結婚。本人に社会生活能力がない。精神薄弱本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	一、遺伝が明白である。兄〔名前〕精薄、次兄〔名前〕精薄 兄〔名前〕精薄。 二、本人に社会生活能力なし。精神薄弱遺伝を防止するため。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	一、精薄の原因とみられるべき後天性疾患がない。 二、妹〔名前〕は先天性の全盲である。 三、本人に社会生活能力がない。精神薄弱遺伝を防止するため。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱により■■■■…■■■■不測・事故発生の恐れあるに因り。	不明	12条	昭和40年代
不明	女	遺伝性の精神薄弱であり■■■■…■■■■不測事故発生の恐れある為	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱の遺伝を防止するため	産婦人科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	重度精薄であり、精神状態も不安定のため、優生保護の必要を認めるため。	精神神経科	12条	昭和40年代
30代	男	母・本人が分裂で負因濃厚。それに本人も若干■を残し適応力不十分。優生によりカマドをもつても2人でたべて行ける。本人も納得手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神科医の診断に依れば痴愚であり祖父、母が精薄であり遺伝を防止するため	内 小 産	4条	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱にしてその疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要にあるため	神経科 内科	4条	昭和40年代
30代	男	優生保護法第12条該当による。	精神科	12条	昭和40年代
20代	女	劣悪素質を遺伝する可能性あり	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	劣悪素質を遺伝する可能性あり	産婦人科	12条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱の遺伝を防止するため。	婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱で著しい性格異常があり16才からほとんど施設、精神病院にいて、社会・家庭内適応ができない。その上色情性つよく昭43・9・今回もハイヤー運転手と関係妊娠したが旅館のオカミに言われ却した。退院にて社会に出るにしても優生手術をうけておくことが望ましい。子供を養う能力なし。旅館■■■の下働きはつとめてもだらしなく能力低く、給料は涙金位だ。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	昭和42年2月発病。精神分裂病の診断のもとに約1ヶ月入院していた事あり。最近関係被害妄想に支配され不穏状態を呈すに至り、相当期間社会生活は不可と思われる。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	別表（一）精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
20代	女	軽愚であり、又、自閉傾向をもち社会的自立は不能である	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にて再発をくり返し完治は望めない。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	痴愚であり、社会的自立、育児など不能である	不明	4条	昭和40年代
30代	女	非定型性分裂病にて、自立・育児は不能である	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（重度痴愚）のため 育児不能	神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本人の福祉のため	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神薄弱（白痴級）	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	てんかんにり患しており大発作・小発作等あり。法第4条に該当すると考えられるため。精薄がある。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	右の者に対して、精神分裂病の遺伝を防止するため、優生手術を行うことが公益上必要であるとみとめる。	神経科	12条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条による。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	知能発育制止、痙攣発作などあり、本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱症	婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱のため育児、扶養能力がない。保護義務者が同意している。	精神科 内科 小児科	12条	昭和40年代
30代	女	生来性精薄	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	女	接枝性分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱の子供を産ませない為め	内科 外科 産婦人科 小児科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱の遺伝を防止する為め	内科 外科 産婦人科 小児科	4条	昭和40年代
10代	男	内因性の精神薄弱であること。更に、色情行為がみられる。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱生来性	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	男	■■■■…■■■■遺伝性素因濃厚な為。	精神科	4条	昭和40年代
不明	男	■■■■…■■■■不測の事態が憂慮される為	精神科	12条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■不測の事態■■■■が憂慮される為	精神科	12条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にり患し、昭和39年頃より再三再発をくり返し今までに4回入院しており、現在、感情鈍麻、無為等の慢性欠陥症状が認められ、何後も病的推進状態をくり返すと予想される。前園入院中医師より優生手術をすすめられていた。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条 精神薄弱	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	抑うつ性精神病質者であり、父親にもその傾向が見られる。又昭和45年3月24日2人の子供を殺害、自身も自殺企図があった。（反応性うつ病）将来の危険性を考えて、本人も優生手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■優生手術の適応例と考える。	神経科	4条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■優生手術の適応例と考える。	神経科	4条	昭和40年代
10代	女	昭44.4.21、〔施設名〕に入園中、昭45.8.17帰省中、〔男性氏名〕と言う男につれ出され、市内でカマドを持っていたが、妊娠し、遺伝負因が濃厚すぎるので優生手術を。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	非定型精神病 右記病名により昭和33年より〔医療機関名〕に5回入院。病状は躁状態、あるいは幻覚妄想などの病状で殆り、悪化時は性欲が高進し、特に今回の入院時は、飲食店などを転々性的に淫な生活を送り入院時妊娠2ヶ月であった。現在までの経過から見て病状の再燃は充分考えられ、不妊手術が必要と思われる。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚） 右により日常の生活においても保護者なしに生活は不可能	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	精神発育の遅滞あり精神薄弱である。 遺伝性の傾向があるため。	婦人科	（3条）	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚相当） 生来知能障害を有し、学業成績も最下位であった。42年1月結婚したが全く家事不能。主婦としての仕事不能で離婚させられ、昭和43年5月現在の夫（精神分裂病で高度の悪化妄想を有し疎通はなし）と再婚したが相次いで2児を出産するも育児能力全くなく夫の母親が育児の責任を負っており家族計画も了解出来ず、これ以上の出産は生活にきわめて困難である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱にて妊娠分娩を繰返へし保育能力もなく精薄児、未熟児の出生を見ている	不明	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱にして■■■■…■■■■本人をして■■■■…■■■■避けしめるため。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	本人は精神薄弱（痴愚）者■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	中度の精神発育遅滞（精神薄弱）があり、今後、出産しても、育児が不能であることによる。	精神々経科	12条	昭和40年代
20代	女	かなり重症の精神薄弱であって結婚生活に入る可能性はないが現在妊娠6ヶ月（父親不明）であり、今後も妊娠の可能性が大であり中絶手術と同時に優生手術を施行したい。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（てんかん性疑）	不明	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝因子を除去する為め	小児科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	兄弟9人中6番目（三女）として出生。生来、身体・精神共に発育が遅れ、小中学校も満足に行っていない。20才頃まで農業の手伝をしていたが、その後家出・方々の飲食店を転々としその間性的に放縱な生活を送り男関係多く、現在まで7回の妊娠中絶を行っている。生来の精神薄弱のためいつも人にだまされ入院時は売春婦的生活を送っていたらしい。知能程度は痴愚	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人の現在の疾病が遺伝性のものと史料せられ且つ実父が優生手術を希望しているため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	劣悪素質を遺伝する可能性あり	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病	不明	（3条）	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
20代	女	診断 てんかん兼精神薄弱 当人は重症痴愚級の精神薄弱で、さらにてんかん発作が頻発している。日常生活は家人の介助がなければ行い得ない。てんかん発作は月経時に増悪する傾向がある	神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	当人は精神薄弱のため生活能力もなく生活扶助受給者なるも、常に〔駅名〕その他を徘徊し時折浮浪等の誘惑を受け妊娠することあり依りて法第4条による優生手術が必要と認めます。	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	男	本疾患の遺伝を防止する事が公益上必要と認める為	精神神経科 内科	12条	昭和40年代
不明	女	本疾患の遺伝を防止する為優生手術を行う事が公益上必要である為	精神々経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	無断で家を出て徘徊する。また、最近異性に対する関心が強く将来不純異性交遊があると困る。（再三警察に保護されたことがある）初潮は中学1年（13才）の時。	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	右記の者は、重度の精神遅滞と軽い肢体不自由のため、自己の身辺処理も充分にできぬ状態にある。また、月経の仕末も自分でできず、性的な面での理非善悪は全くに得ていないので、家人の要望に添い本申請を行う。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚段階）があること。真性てんかんがあり治療中であること。これら疾患が遺伝する可能性あるため。	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	■■■■精神薄弱■■■■…■■■■不測の事態が憂慮されるため	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	レックリングハウゼン氏病	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来の知能障害（白痴）を有し、言語障害著明、てんかん大発作、朦朧状態を示すこと多く、その都度興奮暴行を認め、又、徘徊あり。自傷他害の恐れあり。又、生理等の始末も出来ず、自己保全が不能である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝的原因を考え不妊手術の要あり	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	■■■■…■■■■精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	母方の低脳が遺伝、未就学で少々農家手伝いを母方伯父宅でしていたが外に出たがる。1週～10日かえらない、男がスキで、性欲つよし。これもここ3～4年来悪化、大きいお札を持出す。草原でねる。	不明	4条	昭和40年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	精神薄弱（重症痴愚） 生来知能障害を有し小学校6年生までは通学しているが全く知識の取得がなく、家人の保護の下に生育したが28歳当時矢張り知能障害と認められる夫と結婚した。1児があるが保健婦の指導も受け入れる能力なく育児に対しても全く不合理で危険である。計算能力もなく、これ以上の妊娠は無理である。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	知能は白痴であり、本年に入ってから、性的風俗、異常行動が認められ、初経が昭和46年3月19日よりあり、生理時の手当が、全くできない。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（知能指数25）及びてんかんにて、社会的に自立する事は、不可能にて優生手術を申請する。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	現在1男2女の子供があるが皆ひきつける性質で弱く殊に末の子（7ヶ月）は3ヶ月も入院したばかり。母親の方の遺伝と思はれ又父親の方も父親をふくめて伯母達2人、3人もの精薄があり、これ以上生れても親も子も不幸と思はれるのでお願いいたします。	外科 内科 小児科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（生来性）	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病欠陥状態 症状増悪により育児責任遂行不能 又、乳児に対する暴行その他障害を及ぼす危険。遺伝回避	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱■■■■・■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱者で現在精神薄弱者厚生施設に入所中であるが最近異性に関心を持ち女子園生や女子職員に触りたがる傾向が強くなって来た。	内科 精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神分裂病にて入院中であるが、母も又同病にて数回の病期を経て既に死亡している。祖母も既に死亡しているため詳細は不明であるが精神疾患を有していた。以上の家族歴から可成り濃厚な遺伝負因を有すると考えられる。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	昭25発病以来現在入院している。慢性分裂病だが性的混沌あり、だまされる。妊娠のおそれあり又将来退院してカマドをもてる様になつても優生がのぞましい。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	てんかん大発作と精神運動発作あり。難治性で現在も尚発作がある。知能も軽度障害されている。父方の家系に精神障害者あり。本人、夫、両親共に優生手術を希望している。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	知能が低く（I.Q.64）、子供の養育、教育ができない。また、夫は酒飲みで、ほとんど家計を省みない。	産婦人科	12条	昭和40年代
10代	女	言語性全くなく、疎通性を欠き、身体強壮となって来ている上に、時々無断外出する為、妊娠の虞がある為、不妊の為の手術を希望。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生后1才時に発熱以後右半身運動障害と知能障害を来した。小学校も通学せず文字も読めない。最近結婚の予定であるが、妊娠分娩するも育児は困難と考へられる。依つて優生手術の必要あるものと思ふ。尚既往歴に妊娠中絶1回あり	産婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	女	患者は昭和44年以来精神分裂病にて入院加療中であり、伯母に同病の遺伝歴がある事、更に46年1月に人工中絶の手術を受けている事等である。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	男	眼疾患遺伝の恐れある為	皮膚科 泌尿器科	4条	昭和40年代
20代	女	一、本人は内因性精神疾患である精神分裂病であり且、知能も稍々低い。 二、今まで2回の出産後いずれも精神異常を惹起している。 三、配偶者もやや知的低格者である。 四、本人の予後は稍々不良であり、育児能力に欠ける。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	知能発達遅滞（I.Q推定25～30）情緒障害を認め身辺処理は介助を要し、意志の疎通性は不良であり、社会生活の自立は不可能ある。また遺伝素因を認め精神薄弱の遺伝防止のため優生手術を必要とする。	内科 精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	情緒障害（易怒的、気分易変、暴力）並びに知能発達遅滞（I.Q31）がみられ 身辺処理は介助を要する状態であり 勿論育児も不能であると思われるため優生手術を必要とする。（尚てんかん発作は消失しているが右片麻痺を認め日常生活に支障をきたしている）	内科 精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
30代	男	破瓜型分裂病のため、人格低下が著明で、自意識の低下、判断力の減退などが認められ、自己■■■■が弱く、飲酒にふけり、女色に溺れる傾向がつよく、対女性関係に重大な問題をおこす危険が濃厚と考えられる。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
30代	男	別紙健康診断書の如く遺伝的素因が濃厚な精神薄弱であり優生手術が必要と思われる	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	頻回の再発をくりかえす精神分裂病者であり、すでに3子あるため、育児などの心労についてもこれ以上の負担を避けたいと夫及び本人の申し出があった。尚、遺伝性の可能性も考えられるため。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	マスキング	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
20代	女	右者てんかんにり患し、けいれん発作、性格変化、痴呆が明らかである。本病は優生学的に好ましくないので優生保護法第4条に該当すると考えらえる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	本人は精神薄弱の状態にあり、正常な育児能力がないことによる。	神経科	4条	昭和40年代
10代	女	重度精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	マスキング	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱の遺伝を防止するため	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	精神薄弱の遺伝を防止するため	神経精神科	4条	昭和40年代
10代	女	一、遺伝的な要素が多い 一、異性に興味をもち、すでに性交の経験があり今後、妊娠のおそれがある。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	同胞6名中3名が精神薄弱で遺伝的な負因が濃厚であり遺伝を防止するため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	生来知能が低く、重度の精神薄弱児であり、家庭生活、社会生活が不能であるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	生来知能低く、重度の精神薄弱児であり、家庭生活、社会生活を送ることが不能であるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	知能低く、重度の精神薄弱であり、家庭生活、社会生活を送ること不能であるため。 ①精神薄弱の遺伝を防止するため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代



手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	男	生来、知能低く、社会生活、家庭生活を営む事は不可能である。又、母は明らかに精神薄弱者であり、遺伝の防止のため優生手術が望ましい。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人は生来精神薄弱者であり（重症痴患ないし軽症白痴に相当）、実母〔名前〕も精神薄弱者である。よつて優生保護法第4条に該当すると考えられるため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	男	精神薄弱で且性的精神病質人格、アル中で酩酊するとわらい、住居侵入、わいせつ、強姦未遂が頻発する。実刑、入院によつても矯正できないでいる。多少不可抗力的な衝動がおきる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱＋てんかん	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	現在、〔施設名〕入園中であるが、昭和47年8月で成人に達する為、〔施設名〕に転送される予定であるが、15才時初経以后現在まで、全く月経の仕末ができない事と、性的に無知、無関心である為、将来が非常に危険であると認められる。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱先天性で家族歴に遺伝的傾向がうかがわれる。知能は幼児程度で性的知識は全くなく数年前にも異性にだまされて性交に至った事あり。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	本人が精神薄弱者で子供の養育困難であること。	神経科	4条	昭和40年代
30代	女	簡単な個々の物事に関する理解はできても、一般に通ずる概念を作つたり、習つたことを自己に応用することは不可能。注意、判断、記憶は低級で、大小本末を誤り、感情は極めて幼稚で而も鈍く、何事にも一時的又は偶発的な刺激に動かされ易い。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	①痴愚にて子供の養育が出来ない。②妊娠5回あるが死産2回流産1回で産婦人科医に正常に分娩は出来ないといわれているという。③実子も知能が低く遺伝の疑いが濃厚である。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	保護義務者の希望による	精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（痴愚） 該患者は7人兄弟であるがその中4人は精神薄弱で、現在、函館、■■■各施設に夫々2名施入所して居り、該患者の長女も知能障害高度で明年の就学不能の状態にある。知能障害を有する上にすでに3児の母親であり、遺伝的傾向極めて大なるため優生手術を適用する必要があると判断する。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一、痴愚段階にあるも、単純労働への就労は可能であるため、今後社会的な接触の増加とともに、性的問題の発生が危惧され、又今後とも育児の能力を得ることは不可能である。 二、明らかではないが、兄が低知能であり、内因性精神薄弱と考えられる。	精神々経科	12条	昭和40年代
30代	女	一、17才の若年時より内因性疾患である分裂病を発病し現在まで3回の再発をくりかえしている。二、特に第二子出生後も再発、悪化をみている。三、心身の負担が再発症を誘起している。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神、神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱（白痴） 生来知能障害を有し6歳當時で歩行発語が可能になるも言語は現在でも不明瞭。小学校6年生までは登校したが何も修得出来なかった。現在全く計算能力、指南力等もなく交通信号等も認知出来ず自己防衛能力は零であり、性的に被害もうける可能性が極めて大である。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	てんかん発作頻発し、妊娠・分娩・管理困難であり第2子分娩后、特にてんかん発作頻発している為。	内科 外科	4条	昭和40年代
10代	女	真性てんかん及興奮性精薄のため月経時の手当を自分で処理することが出来ないのみならず、他人に非常な迷惑をかける。	産婦人科 外科 内科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
10代	男	先天性の重度の精神薄弱と考えられること。遺伝的要素が濃厚であること。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一、生来性の精神薄弱であり同胞6名中3名が精神薄弱者で遺伝的要素が非常に濃厚であること。 一、重度の精神薄弱者で本人保護上必要あり。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	一、生来性の精神薄弱であり同胞6名中3名が精神薄弱者で遺伝的要素が非常に濃厚であること。 一、重度の精神薄弱者で本人保護の必要あり。	精神科 神経科	不明	昭和40年代
30代	女	精神薄弱の遺伝を防止為、生活能力に欠け且つ自分で子供を育てる能力、判断に欠ける白痴の状態である。	内科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	生来精神薄弱児にて就学、就労不能、兄弟も精薄者にて不純性交あり、月経の処理、始末出来ない為、優生手術を申請す。（遺伝性精神薄弱）	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	一、精神薄弱（遺伝性） 二、放浪性強く、不特定多数の男性の性の対象にされ、万一、妊娠しても子供に精神薄弱の出る可能性強く、また養育能力もない。	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	知能低く、社会適応性欠除し、人格水準低下し性的な知識に乏しく優性保護法の立場から、その手術が望ましいと思われる。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	重度の精薄であるが年令的に成人し風俗犯的行為著明 生理時 異常興奮 乱暴行為等あり又生理の始末が出来ない	精神・神経科	12条	昭和40年代
20代	女	出生する子供に対する養育能力なく、又出産による再悪化の可能性大。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	知能は白痴であり、本年に入ってから、性的風俗、異常行動が認められ、初経が昭和46年3月19日よりあり、生理時の手当が、全くできない。	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	現在、〔施設名〕入園中であるが、昭和47年8月で成人に達する為、〔施設名〕に転送される予定であるが、15才時初経以后現在まで、全く月経の仕末ができない事と、性的に無知、無関心である為、将来が非常に危険であると認められる。	精神々経科	12条	昭和40年代
40代	女	精神科医師による診断書及び本人との面接の結果、今後の妊娠・分娩は不適。医学的及び社会的に優生手術の適応と認める。	婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	知能が遅れている（中学校、生産学級以下の生徒）2年前11月に妊娠6カ月中絶手術を受けている。最近、性に対して異常に関心をもっているように思われる。夜間徘徊。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	挙子3名、現在医療扶助受給中。精神科医師に依り精神病と診断されている。今後の妊娠分娩は経済的、身体的、且つ社会的に不適と思考する。	婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	別添診断書のとおり	マスキング	マスキング	昭和40年代
10代	女	精神薄弱（痴愚段階）	産婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条別表に掲げる精神分裂病に該当するので申請する。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（痴愚段階にあり）倫理性を欠如していることからしばしば不純な性関係から妊娠中絶を繰り返し、その毎に不眠、夜間徘徊、拒絶症及び躁過性を欠く。行動異常がみられ、過去3回の精神科治療を受けている。	不明	4条	昭和40年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	本人は痴愚級精神薄弱。結婚してすでに3人の子供が居り、現在第4子妊娠中。本人の母、兄も精神薄弱で夫も優生手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	本人は白痴級の精神薄弱で身の廻りの事も出来ない。父の弟、母の兄にも精神薄弱者が居り死亡している。家族も優生手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	接技分裂病の為	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	右は、遺伝性精神薄弱にかかつており、■■■■…■■■	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	遺伝性てんかん	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神薄弱のため避妊の指導に対して無関心のため優生手術（卵管結紮）を必要と認める	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	前回増悪時（分娩後約1週間）今回の増悪（妊娠4ヶ月）共に妊娠・分娩と関連していることは明白であり、母体・胎児への危険性が予想される。	不明	4条	昭和40年代
10代	男	性的関心が旺盛且つ露骨で現在まで数回、性行為の現場を確認しており、自制心が乏しく為且つ知能が低く矯正不能である。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（痴愚） 生来の精神発育不全を認め、小学校5年中退。文字の読み書き不能。計算能力零。すでに4児を出産したが養育、家事の主婦としての能力なく4児は本年出産したが養育出来ず、養子として出したがその名前も判らない。これ以上の出産は極めて不適である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本患者、及びその母、主人及び主人の母、両人の間に生れた男子何れも知能障害を認め主人は生活力なく大酒家で行方不明。本患者は育児能力乏しく更に第2子を出産している。遺伝性濃厚で育児能力乏しい。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	子女扶養能力なく、本人は重度精薄、難聴あり、遺伝的素因強く、優生保護手術が適当と考える。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来魯鈍級の精神薄弱者であり、22才頃から精神分裂病が併発し何度か再発を繰返している。優生保護法第4条に該当すると考えられる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神薄弱であり、子供4人共身心に障害あり・育児の能力がない。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	右手術を受くべき者は精神分裂病にして妊娠・分娩は母体の健康保持に支障を及ぼすおそれがある。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病 すでに4児（前夫で1児、現夫で3児）をもうけているが出産後何れも精神症状の悪化が認められている。妊娠中向精神薬の服薬をとめられて居るが症状からみて、向後共相当長期間の向精神薬投与を中心とした治療が必要であるが、妊娠するとそれが不可能になる。症状の再発が頻度にあり次第に子供の養育が不能になって来ている。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一、本人の遺伝性精神薄弱（痴愚程度）に加えて性的異常があり■■■■…■■■	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するため	精神科 神経科	12条	昭和40年代
20代	女	不明	精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	本人が精神薄弱（痴愚）本人の同胞、本人の母、母の甥にも精神薄弱が居り、4人の子供の内2名も精薄である。本人の配偶者も知能は低い。配偶者との両親も優生手術を希望している。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（痴愚相当） 生来知能障害を有していたが結婚後3ヶ月の人工流産2回を含んで現在までに5子をもうけているが養育能力がなく、5人の子供の中ですでに知能障害の明確なものも1名おり、適切な受胎調節も全く理解出来ずこのままでは母子共に危険と判断される。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神年令10才程度の精神薄弱者であり、現在配偶者のほかに先妻の子1人と、実子4人（内3名は精神薄弱疑い）そして現在妊娠10ヶ月の状態にある。家庭において、家事の方はどうにかやっているが、（精神的に）買物などは、全部夫がやっている。それ故遺伝的な面、又家庭的な面からいって、優生手術の対称と考えられる。	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	ダウン症候群を呈し、白痴級精神薄弱の知能を示す。今生生るであろう月経処理は困難であらうし、又、妊娠しては困るため。	神経精神科	12条	昭和40年代
10代	女	本人の福祉と遺伝防止のため	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病にて加療中であり、著明な欠陥状態のため養育能力に欠けること。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	別紙診断書のとおり、子供の養育不能	内科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	生れつきの精薄で、最近数年来りビドーが高進し、毎年の様に私生児を生んでいる。皆産婆などを介し貰い子にやられる。この6月21日にも三男を生んだ。長姉が心配して相談に来院。	不明	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（痴愚相当） 生来の知能障害が明らかで、家庭の主婦としての能力はほとんど認められない。計算力、指南力も障害され、すでに4児をもうけているが子供の養育能力もなく、3度の中絶をうけ母体も危険である。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	家族的に父親が抑うつ状態となり、〔医療機関名〕精神科に2度入院している。又すぐ上の姉が精神異常をきたし、札幌の〔医療機関名〕に2回入院している。以上のように家族的に精神病の遺伝の負因が認められること。さらに本人は45年5月頃から精神異常を示し、45年の9月11日に当科に入院しているが（非定型精神病）、いまだにそう状態とうつ状態がくりかえし現はれ、症状の軽快の見込みが少ないことが理由である。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	男	右者、重度の精神薄弱者で■■■■…■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	重症精薄であるが男性に対して異常な興味をもつていて今まで何回か妊娠中絶を行なっている。	精神、神経科 内科	不明	昭和40年代
20代	女	実母■■■■は分裂病で入院（〔医療機関名〕）に入。昭和38.6.―同8.〔医療機関名〕に入。39.4.13.―同7.7.そして46才の時服毒自殺。本人も昭和46.9.18長女分娩後不調、昨年春ガス自殺未遂、本年3.14.又ガスを、そして本年5.29.長女をフトムシにして殺害。	不明	不明	昭和40年代
10代	女	重度精神薄弱者にて、生活自立不可能。また性的問題の既往歴あり。	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	知能低下著明のため、社会生活・家庭生活に必要なと思われるモラルの理解困難、遂行困難が観察されるため。	精神科	不明	昭和40年代
30代	女	現在妊娠5ヶ月であり、過去に2名の子供を分娩せるも痴愚の為、日常生活は可能なるも育児・教育不能であり且つ2名の子供共に痴愚と認められる。（優生保護法4条1項1号により優生手術、同じく14条1項1号による人工妊娠中絶の適当と認める。	産婦人科 内科 小児科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱兼てんかんで癇癇発作が月2ないし3回あり、更に最近は何回か目立つようになり、外へ出たがる様になってきた。尚、本年7月より生理も始まり、異性に対する関心も示して来た。	内科 精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	男	重度の精神薄弱である。父母が精神薄弱であり、遺伝的素因が存在する。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	男	重度の精神薄弱である（知能指数36）兄弟が精神薄弱で共に〔施設名〕に入園中。父も知能が低く、遺伝的素因の存在が濃厚。	精神科 神経科	4条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	精神薄弱児（痴愚級）である。父母及び同胞が精神薄弱であり遺伝的素因が存在する。	精神科 神経科	4 条	昭和40年代
10代	女	重度の精神薄弱児である。同胞も精神薄弱、母は精神病で遺伝的素因が存在する。	精神科 神経科	4 条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱児（知能指数52）祖父、父が大酒家、母は精神病にて精神病院に入院したことあり、同胞も知能低く、遺伝的素因の存在が疑われる。	精神科 神経科	4 条	昭和40年代
10代	女	痴愚級の精神薄弱（知能指数56）、脳性小児麻痺であり、通常の家生活、社会生活が不能な状態であるため。	精神科 神経科	不明	昭和40年代
10代	女	精神薄弱（痴愚級）であり家庭生活社会生活をいとなむこと不能であるため。	精神科 神経科	1 2 条	昭和40年代
10代	男	重度の精神薄弱児である。3代にわたって、いとこ同志の結婚が続いており遺伝的素因の存在が疑われる。	精神科 神経科	4 条	昭和40年代
10代	女	重度の精神薄弱（ダウン症候群）であり家庭生活、社会生活を送ること不能なるため	精神科 神経科	1 2 条	昭和40年代
10代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること 二、養育能力が欠如していること	精々神経科	4 条	昭和40年代
10代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること。 二、養育能力が全く欠如していること。	精々神経科	4 条	昭和40年代
20代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること。 二、養育能力に全く欠如すること。	精々神経科	4 条	昭和40年代
20代	女	一、原疾患が遺伝負因濃厚であること 二、養育能力に欠けること。	精々神経科	4 条	昭和40年代
20代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること。 二、養育能力が全く欠如すること。	精々神経科	4 条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	産婦人科	4 条	昭和40年代
20代	女	昭和36年頃より発症した精神分裂病で家系上遺伝性は認められていないが、優生手術の適応と考えられる。今まで2回精神科に入院す。昭和36年〔医療機関名〕入院 昭和40年6月〔医療機関名〕入院	産科 婦人科	4 条	昭和40年代
20代	女	妊娠分娩時の本人の病状悪化、及び児への遺伝性精神病の発現の心配があるため	産婦人科	4 条	昭和40年代
30代	女	一、家族全員現在結核にて治療中である。 二、家系に精神薄弱者が存在する。 三、配偶者が酒中毒者である。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	重度の精神薄弱のため、日常生活面において、介助を必要とする状態であり、市町村あるいは保健所保健婦による受胎調節指導等に対する理解ができず、従って分娩にいたっても育児能力がない。	産婦人科	4 条	昭和40年代
20代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること 二、養育能力に全く欠如すること。	精々神経科	4 条	昭和40年代
20代	女	接枝性分裂病で再発予想され且つ育児困難である	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	軽度精神薄弱であり、生来のものと思はれる。昭和47年12月27日、子供を生んでいるが父親（生れたる）の消息は全く不明。本人の状況により考え、今後も同様の危険もあり、家族の心配もあり、優生手術の希望もある。申請者としても優生手術の必要を認める。	精神々経科	4 条	昭和40年代
20代	女	現在3人の子供がおり、別紙■■■■■■■■の健康診断書の如き状態で、医療保護、生活保護者の為、市役所福祉課・保健婦たちの助言もあり家族の賛意もあり、ここに申請します。	産婦人科	4 条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病が遺伝する可能性が存在する。	産婦人科	4 条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病のため	不明	不明	昭和40年代
50代	男	精神薄弱及び色狂狂のため。	神経科	不明	昭和40年代
20代	女	別記の通り、昭和38年2月以来「精神分裂病」の診断で治療を続けており、本人及び子孫に及ぼす負担は逸れえないと考える。	精神神経科	4 条	昭和40年代
不明	女	てんかん及び精神薄弱	精神科	1 2 条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	1 2 条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	1 2 条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	1 2 条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	1 2 条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	1 2 条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱の為	精神神経科	1 2 条	昭和40年代
不明	男	精神薄弱の為	精神神経科	1 2 条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱の為	精神神経科	1 2 条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱の為	精神神経科	1 2 条	昭和40年代
10代	女	出生後1年目頃より自閉症状が目立つようになった。即ち、両親をはじめ周囲の人達に対して全く関心を示さず、情緒的な交流が不可能で、それに伴い知的な発達、就中言語発達が全くみられない 一、遺伝性精神薄弱と考えられる 一、自立性を全く欠如し、外的な攻撃に対して無力・無防備である。 一、既に月経がみられるが、自から始末することの不可能なのは勿論、■護された衛生具さえ口中にするといった不潔行為がみられる	精神科	4 条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科 神経科	4 条	昭和40年代
10代	男	両親共に生活能力が低く、兄弟4人中2人が中度精薄で精薄施設に入所。弟が2才時早死という家族性の遺伝傾向が認められるので優生手術を行うことの適否に関する審査を申請するものである。	精神科	4 条	昭和40年代
10代	男	重度の精神薄弱で実父母共に低知能であり、本人の兄姉に精神薄弱並びに発育不全からくる早死者がでているのをみると家族性の遺伝傾向が認められる。	精神科	4 条	昭和40年代
10代	女	一、現在の知能程度から養育能力は、全く期待できない。 二、別記の如く、遺伝的負荷が、推察される。	精神神経科	4 条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱の為	神経精神科	1 2 条	昭和40年代
20代	女	右の者は優生保護法第4条別表に掲げる疾患にかかっており該疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要と認める。	マスキング	4 条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱	産婦人科	1 2 条	昭和40年代
10代	女	本人が精神薄弱で夫が精神分裂病患者である	精神科	4 条	昭和40年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	脳性小児麻痺のため月経処置不可能の上妊娠の可能性もあり優生手術を要すると思われる。	マスキング	4条	昭和40年代
20代	男	精神的能力としては廃疾の状態にあり、将来に渡り社会復帰の可能性はなく、今後も病院或は施設での療育指導を必要とする。その際、性的な問題行動も考えられるのでここに優生保護法による手術を申請する。	不明	不明	昭和40年代
10代	女	重度精神薄弱のため（知能検査等測定不能）	神経精神科	4条	昭和40年代
20代	女	入院治療中なるも落ち着きがみられず、自分の顔を傷つけたり、物を投げつけたり、干渉が絶えず反抗される。本人の両親は血族結婚をしていて、叔母は23才の時に自殺している。本人の将来を考慮した為に申請した。	内科 神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱の為 作業能力ほとんど無く、又、子女の養育も充分出来ない。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	精神的能力としては廃疾の状態にあり、将来に渡り社会復帰の可能性はなく、今後も病院或は施設での療育指導を必要とする。その際、性的問題行動も考えられるのでここに優生保護法による手術を申請する。	産婦人科	不明	昭和40年代
20代	女	精神的能力としては廃疾の状態にあり、将来に渡り社会復帰の可能性はなく、今後も病院或は施設での療育・指導を必要とする。その際、性的な問題行動も考えられるので、ここに優生保護法による手術を申請する。	産婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	精神的能力としては廃疾の状態にあり、将来に渡り社会復帰の可能性はなく、今後も病院或は施設での療育指導を必要とする。その際、性的な問題行動も考えられるのでここに優生保護法による手術を申請する。	産婦人科	不明	昭和40年代
20代	女	家系に知能障害、精神障害の負因が濃厚であり、子孫に同疾患の発生を防ぐため。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	重度精神薄弱	産婦人科	12条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱■■■■…■■■■事故が予測されるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■事故が予測されるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■事故が予測されるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱（魯鈍） 生来知能障害を有し一応中学は終了したがほとんど学業の修得はなく、又夫も略同程度以下の知能にすでに4子を出産したが、養育能力なく長女はすでに小学校2年生で特殊学級対象児として教育され、以下3名についても問題がある。避妊については全く了解不能である。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	大発作性てんかん兼白痴で大小便の仕末が出来る程度。身辺自立不可能で発声はあるが会話が出来ない。2回妊娠（父不明）。養育能力は全くない	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱（軽愚）のため育児能力、家事処理能力が著しく低く、現に3児があるが養護に欠ける為、児童相談所に保護された事もある。又数度の流産の経験があり、分娩ごとに母体の健康が著しく、損われる虞れがある。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	現在精神分裂病で当病院に入院中	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱にして、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も全て不可能と思われるものなり。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	両親、同胞が精神薄弱で遺伝的な負因が濃厚であり遺伝を防止するため。本人、自ら身辺を処理し難く、子弟の養育も全て不可能と思われるもの	精神科	4条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱にして、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も、全て不可能と思われるものなり。	精神科	12条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱にして、自ら身辺を処理し難く、子弟の養育も全く不可能と思われるものなり。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	再発を繰り返す精神分裂病患者であり、結婚して1子を出産するも、主人が精神薄弱の故もあり育児が充分でなく、これ以上の出産による本人及び家族への負担を避けたい。遺伝歴にも精神病の負荷がある（本人の姉）	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	本人の福祉と遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	所謂、動く重症精薄といわれるタイプで、言語能力皆無であり、度々施設・家庭を離脱して放浪する傾向があるが、外敵に対する自己防衛が不可能であるため。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	白痴であって、子供を産んでも養育不能であり、保護者は優生手術を希望している	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病の欠陥状態のため妊娠・分娩後の育児能力が乏しい。又母体の保護のため。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本児は軽度の精神薄弱であるが、無口、内向的で孤立しがちな性格傾向である。明らかに実父母からの遺伝的素因が認められる。この現症から優生手術の要を認める。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	軽度の精神薄弱であるが、時に粗暴・興奮を伴ない、就職可能にいたるも絶えず予後指導を要する。加えて被保護家庭事情にあるので、本人将来のため優生手術の要を認める。	不明	12条	昭和40年代
10代	女	本児は精神薄弱で就職直前となったが、異性に関心が強く派手、自己中心的、性格に偏りがある。実母〔名前〕は父不詳の子本児とその兄2子を生み男子の出入多く昭39県婦人相談所に保護され、精神分裂病と診断されて〔医療機関名〕に入院している。退院後も転々居所不定の状況である。本児将来のため実母の轍を踏ませない。優生手術の要を認める。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第4条該当として申請する。	神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本人及び血族関係に遺伝性精神薄弱を認める。	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	不明	精神薄弱	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	入院治療中なるも臥床又は廊下を徘徊し独笑が見られ色情的で眠さえされば男子の姿を追う。食事用便の外は他人の介護を用する。本人の将来を考慮した為に申請した。	内科 神経科 精神科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱	産婦人科	12条	昭和40年代
不明	男	健康診断書（■■■■精神薄弱）	産婦人科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■優生手術の適応例と考える。	神経科	4条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■優生手術の適応例と考える。	神経科	4条	昭和50年代
不明	男	マスキング	マスキング	12条	昭和50年代
20代	女	昭和46年5月19日精神分裂病症状があつて外来通院入院を繰返し、現在尚外来通院中で向精神薬剤を中止することができないこと、しばしば妊娠により精神症状悪化するため。	精神神経科	4条	昭和50年代
20代	女	特殊学級終了程度の精神薄弱であるが、放浪癖あり現在までに父親不明の妊娠を2回経験、中絶を繰り返す。今後もその可能性が大である。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	男	■■■■…■■■■不測の事態■■■■…■■■■が憂慮される。また優生学的に手術が適当と考える。	精神科	12条	昭和50年代
不明	男	■■■■…■■■■不慮の事態■■■■…■■■■も懸念され優生学的にも手術が妥当と考える。	精神科	12条	昭和50年代
不明	男	■■■■…■■■■不測の事態■■■■…■■■■が憂慮される。優生学的にも手術が望ましい。	不明	12条	昭和50年代
不明	女	精神发育迟滞■■■■…■■■■事故が予測される為	精神科 神経科	12条	昭和50年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	女	■■■■…■■■■精神薄者の為■■■■…■■■■事故の予測される為	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	女	生来知能障害を有し家事の手伝い等で（農業）登校も少く、現在簡単な計算も不能で緘黙。結婚して2児をもうけているが、家事のきりもり等はほとんど不能である。すべて夫が気をつかわなければならない状態で、精神薄弱（痴愚相当）と診断する。	精神神経科	4条	昭和50年代
10代	女	軽度精神薄弱。長ずるにつれ異性に対する関心がとみに強まり、夕刻など余暇時に年長男児と接触したが。道徳的統制がとれないので異性から透引されることが懸念される。加えて家庭的に不適なので、退園後に備えて優生手術実施の要を認める。	精神科	12条	昭和50年代
10代	女	実父性格異常 実母精神薄弱。共に定職なく本児を背に乞食をして歩いた。本児2才時福祉当局は養護施設に入所させた。就学時になつて精神薄弱のため〔施設名〕に措置変更となる。遺伝性の負因が認められる上に、異性を拒めず物陰について行くなど今から危険な場面が見えだしてきたので 退園後の将来に備えて優生手術を実施しておきたい。	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	一、明確な遺伝症を把握出来ないが、昭和39年発病以来、現在なお通院加療中であり、妊娠・分娩が、本人に悪影響を及ぼす事が強く懸念される。 二、配偶者も、昭和40年1月以来精神分裂病に加療継続中であり、子孫への遺伝負荷が大きい。	精神々経科	4条	昭和50年代
20代	女	1、中等度の知能発育遅滞を認め、日常生活一般はかろうじてしのいでいるものの、妊娠、分娩、受胎調節、更には育児等の問題に及ぶと、その能力が極めて欠如すると考えられる。 2、別記の家族歴に見られる如く、当該者の知能障害には、遺伝負因が明らかに認められる。	精神神経科	4条	昭和50年代
20代	女	現在の状態像は按枝破瓜病に基づく欠陥状態にあるものと考へられる、家庭状況から長期間の入院継続は困難である。これまでの家庭生活状況から考へた場合、徘徊、放浪の危険性が多い。又、精神科的に拒絶症状を認めず、他者の指示をすべて受け入れる行動がみられ、このことから性的問題行動の出現が危惧される。尚、本人の家族も右記の危険性を考慮し優生手術を希望している	精神神経科	12条	昭和50年代
10代	女	精神薄弱にて、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も、全て不可能と思われるものなり	精神科	12条	昭和50年代
10代	不明	精神薄弱にて、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も全て不可能と思われるものなり	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	遺伝防止のため優生手術を行うことが公益上必要であると認める。	神経科 内科	4条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■遺伝の傾向極めて大と考えられる。	精神科	4条	昭和50年代
不明	女	遺伝防止のため優生手術を行なうことが公益上必要であるものと認む。	神経科 内科	4条	昭和50年代
10代	女	実父性格異常 実母精神薄弱。共に定職なく本児を背に乞食して歩いた。本児2才時福祉当局は養護施設に入所させた。就学時になつて〔施設名〕に措置変更となる。遺伝性の負因が認められる上に、異性のいうなりに物陰について行くなど今から要監護の場面が見えだしたので、退園後に備えて優生手術を実施しておきたい。	精神科	4条	昭和50年代
10代	女	精神薄弱（軽度）長ずるにつれ異性に対する関心がとみに強まり 夕刻など余暇時に年長男児と接触したが。道徳的観念に乏しいので異性に透引されることが懸念される。加えて家庭的に不適なので退園後に備えて優生手術の要を認める。	不明	12条	昭和50年代
20代	女	本人配偶者共闘のため以後分娩に関して非常に神経質となり永久不妊を希望	産婦人科	4条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病の欠陥状態のため子弟の育児能力乏しいた。	精神科	4条	昭和50年代
不明	女	精神薄弱のため、不妊手術は必要と認めます	産婦人科	4条	昭和50年代
20代	女	痴愚級精神薄弱（IQ47）であつて、善悪の判断、羞恥心に欠け、家出、人工妊娠中絶、暴力団に利用されての売春行為等その性的問題を49年7月から現在まで繰返している。親の監督も及ばず、本人保護の為に優生手術を必要とする。	精神科	12条	昭和50年代
20代	女	精神薄弱の為、作業能力全く無く、又子女の養育も出来ない	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	精神薄弱者のため	産科 婦人科	12条	昭和50年代
20代	女	精神薄弱ならびに精神病質者と認められるため	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■…■■■■事故が予測される為。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■…■■■■事故が予測されるため	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	女	本人自身、精神薄弱者であり、既に出産した4子とも精神薄弱者であり、且、4親等以内の血族中にも精神障害又はその疑いのある者が数名おり、今後出産する子女にも遺伝性精神障害を現わす可能性が濃厚である	精神科	4条	昭和50年代
10代	男	精神薄弱にて、自ら身辺を処理し難く、子弟の養育も全く不可能と思われるもの	不明	12条	昭和50年代
30代	女	病名てんかん、精神薄弱 右病により発作度々あり又知能も劣り育児は不能であると考え	精神神経科	4条	昭和50年代
不明	男	不明	皮膚泌尿器 外科	12条	昭和50年代
20代	女	昭和39年11月27日18才頃精神分裂病の緊張病症状で初発以来これまで5度も再燃し、昨年5月2日に結婚しがこれまでに一度の流産またこの度の妊娠で精神症状悪化し出産しても子供の養育が困難なため。	精神科	4条	昭和50年代
10代	女	本人は白痴であり身体も診断書のような状態であるので暴行等により妊娠させられるおそれがあるため	産婦人科	不明	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神神経科	4条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神々経科	4条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神々経科	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神々経科	12条	昭和50年代
20代	女	興奮性精神薄弱 右疾病の為現在〔施設名〕に入所しているが、性的問題で管理上の問題点が生じている。	産婦人科	12条	昭和50年代
30代	女	判断能力なく、性的観念零であり何回でも妊娠する怖れがある。先天性の知能障害のため、これが遺伝する可能性が大きい。育児の能力は零である。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
40代	女	精神薄弱（重症痴愚）、肝機能障害。夫は先天性啞、子供3人中1名重症脳性小児麻痺、1名言語発達遅滞。	精神科 神経科	不明	昭和50年代
30代	女	精神薄弱（痴愚）で、同程度の男性と結婚し、2児を設けたが、育児能力なく、放置して栄養失調に陥しらせしめ、且つ自身は抑うつ状態があつて入院をしている。	精神科	12条	昭和50年代
20代	女	夫婦共に精薄（血統結婚による） 妊娠に就いてコントロール不能 育児不能	産婦人科	4条	昭和50年代
40代	女	精神薄弱者（白痴相当）であり、遺伝関係から、法第4条該当と考えられるため。	精神科 神経科	4条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病でS37・8・31当院入院以来、入退院を反復しており、陳旧化の上に、生来の知能低格（軽愚）もあるので問題行為あり、殊に退院すると家出をし妊娠して帰り、中絶手術を施行。殊に最近目立っており、前回S51・8・30退院後、S51・11、S52・5と妊娠中絶し、今回S52・9・10入院するも妊娠3ヶ月であり、行為の反省全く不詳且病状よりみて優生手術を要するものと認める。	精神科	4条	昭和50年代

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	男	精神薄弱（IQ35、痴愚）で、性的異常行動（婦女子に対するワイセツ行為、性的いたづら、みだらな行為）が頻回に認められ、しかも公衆の面前（バス、電車の中、公道など）でも抑制できず、行われる。男性器露出などもあり、道徳的判断に欠けるため、性的異常行動の予防のためと、優生手術による男性ホルモンの抑制効果も合わせて期待したい。	神経科 精神科	12条	昭和50年代
30代	女	マスキング	マスキング	12条	昭和50年代
10代	女	重度心障児で点頭てんかんがある。胸椎変形し、正常の体位保持不能で、手指運動不能のため生理の始末不能で今後そのため一生苦痛を味わねばならない。	精神科	12条	昭和50年代
30代	男	■■■■…■■■■精神薄弱及びてんかん性■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和50年代
40代	女	■■■■…■■■■精神薄弱で■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■事故が予測される為	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	男	■■■■…■■■■精神薄弱（痴愚）及びてんかん性精神病■■■■…■■■■	マスキング	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神々経科	4条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神神経科	4条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神々経科	12条	昭和50年代
30代	女	中等度の知能低格の為。避妊の方法を理解することが出来ず、その為、簡単に妊娠し、これまでに6回前後の掻爬術を受けている。この為、経済的にも精神的にもしばしば不安定となる。尚、患者には4人の子供がある。	精神神経科	12条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病の陳旧状態にある。	精神科 神経科 内科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■うつ病であり、■■■■…■■■■優生手術を行うのが適当であると考えられる。	精神科	12条	昭和50年代
10代	女	一、重度精神薄弱（自閉傾向を伴う）で身辺処理不能、言語交流不成立 一、自己防衛能力欠如 一、先天的遺伝性疾患が疑われる	精神科	4条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■…■■■■事故が予測されるため	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■…■■■■事故が予測される為	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認められる為。	精神々経科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認められる為。	精神々経科	12条	昭和50年代
20代	女	本人は重症痴愚であり配偶予定者も軽愚でかつ接枝分裂病に患し現在も通院し薬物療法を続けている。配偶予定者の病状は寛解状態が続き生活能力もある。双方結婚の意志がかたく両親も同意している。放置すれば出生する子への遺伝のおそれ、育児能力の欠如を考慮すると不妊手術後に結婚することが絶対に必要と考える。	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	精神・知能の発育遅滞により、常識的な判断が出来ず、異性問題に反風俗的な行為あり、妊娠などに到る。本人に社会生活能力、育児能力は全くない	精神科	4条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■精神発育遅滞、それにてんかんを合併■■■■…■■■■事故が予測されるので。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	女	本人は精神薄弱、精神分裂病の疾病に患し、育児・養育が不十分であり、又長女、〔氏名〕も母親と同じ病名で、現在入院加療中であり遺伝的な要素を考えて申請する。	精神科	4条	昭和50年代
30代	男	優生保護法第4条による	精神神経科	4条	昭和50年代
20代	女	精神知能の発育遅滞により常識的な判断が出来ず異性問題に反風俗的な行為あり、妊娠などに到る。本人には社会生活能力、育児能力はない	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	一、16才で精神分裂病に患し、今まで病状再三悪化しては入院をくりかえしてきた。興奮すると性欲高進し、外出・徘徊頻繁となる。妊娠・出産したとしても育児能力に乏しい。 二、弟も精神分裂病であり、遺伝的負因が濃厚である。	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病に患しており法第12条に該当すると考えられる為。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	12条	昭和50年代
20代	女	そううつ病	産科 婦人科	12条	昭和50年代
20代	女	精神分裂病の人格荒唐状態にありしばしば男性からの誘惑による問題が多いため。	精神科	4条	昭和50年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為。	精神々経科	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	不明	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為。	不明	12条	昭和50年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和50年代
不明	男	■■■■…■■■■精神分裂病■■■■…■■■■不測の事態発生を未然防止する見地から申請に及んだものである。	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	右は遺伝性精神薄弱にかかっており、■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和50年代
20代	女	本人は明らかな分裂病の症状はそろっていないが、夫は真性てんかん、本人の母とその妹達（本人の叔母）全部が分裂病である。子供が既に2人現在8月には3人目が出産する予定、遺伝負因濃厚な家庭で養育も仲々困難なため	精神科	4条	昭和50年代
30代	男	本人と妻及びこの間に出来た2人の子供共に知能障害著しい。妻の養育能力、これ以上障害児の出生は問題である。	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	別紙診断書の如く精神薄弱であり、正常分娩4回、人工妊娠中絶5～6回を繰返して居り優生手術が必要と思はれる。	不明	12条	昭和50年代
20代	女	真性癲癇（レンノワクス症状群）の為。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	男	精神薄弱■■■■…■■■■てんかん合併あり。	精神科 神経科 内科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神科 神経科 内科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■不慮の事態■■■■…■■■■が憂慮される。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■不慮の事態■■■■…■■■■が懸念される。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	優生保護法第12条により優生手術を行なうべき妥当性をみとめる	産婦人科	12条	昭和50年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	マスキング	4条	昭和50年代



手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	男	■■■■…■■■■精管■■■■うべきである。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	精神薄弱児■■■■…■■■■本児の今後の将来を考慮するに手術の必要有と思われる。	不明	12条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病の為、入院中であるが性周期に一致して異常な欲情の高進を認め無秩序な異性と性的行為に及び妊娠の可能が非常に高いものとする。さらに本患者の病状より養育能力に全く欠け将来的にもその可能は望めないものと判断し母体保護の見知より申請する。	不明	12条	昭和50年代
30代	女	本人と本人の末妹とともに精神薄弱であり、その原因は、はっきりせず、遺伝性が考えられる。さらに父方の従兄にも累犯者があり、右の■■は■■	精神科	4条	昭和50年代
30代	女	本人が遺伝性精神薄弱にかかっており、その疾患の遺伝を防止する為、優生手術が望ましい。	精神神経科	4条	昭和50年代
20代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和50年代
10代	女	53年7月1日〔施設名〕入園前男子と関係し妊娠2ヶ月目におろした。学園においても色情強くいつ行動に移るか判らない状況である目下監視中である	精神科	4条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認めるため	精神神経科 内科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■精神分裂病	産婦人科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	■■精神薄弱■■■■…■■■■不測の事態が懸念される。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	1. ■■■…■■■ 2. ■■■…■■■ 3. ■■■…■■■ 4. ■■■…■■■（※5に続く） 5. 母体保護の上から、望ましくないとと思われる。	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	濃厚な精神分裂病遺伝負因（母および本人が分裂病者）を有するため申請致します。	精神神経科	4条	昭和50年代
不明	女	1) 遺伝性疾患であると推察される。 2) ■■■…■■■ 3) ■■■…■■■	精神々経科	4条	昭和50年代
20代	男	優生保護法第12条・精神衛生法第20条に該当するので申請致します。	産婦人科	不明	昭和50年代
20代	男	優生保護法第12条・精神衛生法第20条に該当するので申請致します。	産婦人科	12条	昭和50年代
30代	女	19才時に精神分裂病を発病以来、慢性的経過をたどり、数度の精神科入院歴を有し現在も入院中であり、今後の妊娠分娩が本人に悪影響を及ぼす事が強く懸念されるため、また内因性精神病として遺伝負因が推察されるため。	精神々経科	4条	昭和50年代
20代	女	(1)中1以来大発作発来のでんかんであり、性格変化と軽度痴呆傾向を認め、大発作の抑制も不十分である。 (2)現在結婚歴なく女兒（2才）がいて、母親が育てているが、異性関係を持ち易く、再び妊娠の可能性も高い。 (3)本人・両親とも、強く優生手術を希望している。	精神々経科	12条	昭和50年代
20代	女	■■■■より躁鬱病にり患、■■■■…■■■■である 本人の■■■■にり患していたので遺伝性を有するので優生手術を必要とする	マスキング	マスキング	昭和50年代
30代	女	本人が精神分裂病であり、■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和50年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和50年代
30代	女	昭和■■年■■月■■日から精神分裂症にて病院に入院しており、病状は一進一退で、病状が安定し退院させても再発の可能性があるため。	精神科	不明	昭和50年代
30代	女	病名精神分裂病、精神薄弱（田中ビネー法にて知能指数23）頭蓋の疾患にかかり単純な家庭内での日常生活はできるが育児はできない。現在2児を生んでいるが育児能力はない。	精神科 神経科	4条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病のため優生手術を行う事が必要である事をまとめます	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	躁うつ病躁状態で57・7・3より当院入院加療中であり、妊娠の継続は困難である 現在妊娠5ヵ月であり、第1児帝切のため、開腹手術で中絶および不妊手術が必要である	神経科	4条	昭和50年代
20代	女	優生保護法第12条により。本人の実父が精神分裂病、本人、精神分裂病、本人の3児のうち少なくとも2児が知能発育遅滞あるため。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■この儘では不慮の事態■■■■が憂慮される	精神科	12条	昭和50年代
20代	女	重度の精神薄弱であり自立～半自立の生活を行うことも不可能である。従つて結婚、妊娠・出産・育児等にたえることが出来ない	精神科	12条	昭和50年代
不明	男	不明	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	1. ■■■…■■■ 2. ■■■…■■■	産婦人科	12条	昭和50年代
30代	女	知能は痴愚級。学歴は中卒（成績はびり）。放浪癖あり、月の半分は無断で家をあける。結婚歴があるため性的興味が強く、積極的に相手を見つけ、関係を結び、S58年5月中旬にも■■■■■■で妊娠中絶を受けている。これまでに同様のこと3回ある。保護者（■■■■■■）の申し出あり、申請する。	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病にて治療中であるが、欠陥状態にあり、加えて家系にアルコール依存及び精神薄弱をつよく疑わせるものがある。	不明	12条	昭和50年代
20代	女	てんかん発作が抗てんかん剤の服用によっても出現し育子能力に欠ける。	精神神経科	不明	昭和50年代
30代	女	■■■■の子供は2人共知能低下が認められ〔大学名〕でヒスチジン血症と診断され同大学と〔医療機関名〕小児科で経過観察を行っているが、本疾患は常染色体劣性遺伝であるので分娩時注意を要する。	小児科	不明	昭和50年代
30代	女	子供2人が知能も低くヒスチジン血症で〔医療機関名〕と〔医療機関名〕で精査、治療を行っているが、本疾患は常染色体劣性遺伝であるので分娩時注意を要する。	不明	不明	昭和50年代
20代	女	第4条の規定により	内科 神経科 精神科	4条	昭和50年代
30代	女	本人の母が精神薄弱（遺伝性）を有し、本人も遺伝性精神薄弱を有す。	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	精神薄弱（知能指数50）、又、健康診断書の通り知能年令8歳相当にて、2度の中期中絶があり、精神科医より優生手術の適応ありとの診断を受けている。	産婦人科	12条	昭和50年代
20代	女	精神薄弱者である。	産婦人科	12条	昭和60年代
30代	女	精神薄弱者である。	精神神経科	12条	昭和60年代
30代	男	精神薄弱者である。	精神神経科	4条	昭和60年代



## 第2編 優生手術の実施状況等

[illegible]

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	不明
不明	女	マスキング	精神科	4条	不明
不明	女	マスキング	精神科	4条	不明
不明	女	マスキング	精神科	4条	不明
不明	女	マスキング	精神科	4条	不明
不明	不明	マスキング	精神科	4条	不明
不明	女	マスキング	精神科	4条	不明
不明	女	マスキング	精神科	4条	不明
不明	女	マスキング	精神科	4条	不明
不明	女	マスキング	産婦人科	不明	不明
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	不明
不明	女	マスキング	精神科	4条	不明
不明	女	マスキング	婦人科	12条	不明
不明	男	マスキング	精神科	4条	不明
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	不明
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	不明
不明	女	不明	神経科 精神科	4条	不明
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	不明
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	不明
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	不明
不明	女	不明	神経科 精神科	4条	不明
不明	男	遺伝防止のため。	精神科	4条	不明
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	不明
不明	女	社会的協同生活不能のため	産婦人科	4条	不明
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	不明
不明	女	症候性癲癇兼白痴（4才時脳炎り患後の後遺症） 現在、栄養不良、貧血、四肢発育不良、四肢に■■■麻痺あり ■■■■…■■■■	産婦人科	12条	不明
30代	女	ばんやりしており単純な農耕には従事出来るが家事はほとんど出来ない。特に季候の変化によつて具合が悪化することが多い。又家族 歴中にも精神薄弱者がいるので申請いたしました。	産婦人科	不明	不明
不明	男	法第12条	精神科	4条	不明
不明	男	法第4条	精神科	4条	不明
不明	男	法第4条	精神科	4条	不明
不明	不明	法第12条	精神科	4条	不明
不明	男	本人が精神分裂病にり患している。	精神科	不明	不明
不明	男	本人が精神分裂病にり患している。	精神科	不明	不明
不明	女	優生保護法第4条ニヨリ申請。家人も熱望シテイル	精神科	不明	不明
不明	女	母、妹、叔父が精神薄弱で遺伝的な負因が濃厚であり、遺伝を防止するため。本人、自ら身辺を処理し難く、子弟の養育も全く不可能 と思われるもの。	不明	4条	不明
不明	女	精神薄弱にて、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も全く不可能と思われるもの	不明	12条	不明
不明	女	病名：てんかん、脳性麻痺、重度精薄。上記病名にて加療中である。 IQ測定不能。身辺自律は辛うじて可能であるが、集団生活においては言語ほとんどなく他児との交流なし。強情、執固さ等のてんか ん性格も有し疎適性きわめて不良。羞恥心乏しい。 右の理由により本人の精神及び身体の安全を保護する必要を認める	精神々経科	不明	不明
不明	女	別紙健康診断書の通り	不明	4条	不明
不明	女	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科 泌尿器科	4条	不明
不明	女	当院精神科において、検査の結果、精神薄弱の診断を受けた。月経発来すれば、月経時の身のまわりの処置が、出来ない。	産婦人科	不明	不明
不明	女	精神薄弱にて施設入園中 行動の自立に著明な困難さを認める	精神々経科	不明	不明
不明	男	現在【施設名】に入所中であるが最近性的に興味を示し、女性に接近したがる傾向が強い。	精神科	不明	不明
不明	女	両親共に精神薄弱者であると推定される 同胞4名全て精神薄弱児であり夫々精薄施設に収容されていて遺伝負因は極めて濃厚であ る。	精神科	不明	不明
不明	女	精神薄弱にて施設入園中 行動の自立に著明な困難さを認める	精神々経科	不明	不明
不明	女	精神薄弱にて施設入園中 行動の自立に著明な困難さを認める	精神々経科	不明	不明
不明	女	精神薄弱児でしばしば彷徨して歩き住宅密集地帯で環境も悪いので優生保護上手術を行うことが適当と考へ申請いたしました。	不明	不明	不明
不明	女	精神薄弱にて施設入園中 行動の自立に著明な困難さを認める	精神々経科	不明	不明
不明	女	精神薄弱（重症痴愚）法第3条1項1号	産婦人科	4条	不明
不明	女	精神薄弱があり、遺伝関係も■■■に認められる。	精神々経科	4条	不明
不明	女	極めて濃厚な遺伝負因を有する	精神科	不明	不明

## 第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	男	昭和38年頃よりまとまりのない行動理由のない興奮乱暴が現われてきた。 又昨年頃より女性に興味を持ち女湯を覗いたりする	神経科	不明	不明
不明	女	精神薄弱にて施設入園中 行動の自立に著明な困難さを認める	精神々経科	不明	不明
不明	女	精神薄弱（痴愚）のため	精神神経科	4条	不明
不明	女	精神分裂病は遺伝性疾患であるとされており本人の知能も低く、保護者の希望もあるため。（第4条別表）	不明	不明	不明
不明	女	重症精神薄弱にして自分の身のまわりの世話も出来ず氏名、年令も言えない程度にして社会生活は不能	精神科 神経科	不明	不明
不明	男	精神薄弱	精神神経科	4条	不明
不明	女	痴愚級精神薄弱であり最近特に性的に関心を示し、しばしば、興奮徘徊あり 一卵性双生児双生児共精薄	精神科	不明	不明
不明	女	精神薄弱にして、聾啞あり。その程度は痴愚と推定されるが現在妊娠6ヶ月にして、その相手のたれなるかを知らず。	神経科	不明	不明
不明	男	脳性小児后（3才り患）のてんかんで、痙攣発作、精神発作があり、且つ知能低 ^ニ で、自活不可能のみならず、公共に害を及ぼす危険が考えられる。	精神科	12条	不明
不明	女	痴愚級精神薄弱者であり最近特に異性に対して強く関心を示す。	精神科	4条	不明
不明	男	精神薄弱（知能指数30）	外科	12条	不明
不明	女	てんかん発作頻発し、痴呆も加わり、生活能力もなく、且、弟、[氏名]もてんかん患者である所から、遺伝性疾患と考えられる故に優生手術を施行すべきと考えられる。	不明	4条	不明
不明	女	一、高度の精神薄弱（白痴の上位）のため子女の養育の責任を果しえない 二、すでに2子を出産し、夫も知能遅滞を示し独立の生計をいとなみえず兄に寄生生活をしているため、現在以上の子供の養育は出来がたい	不明	4条	不明
不明	女	患者の家族中、姉と兄とは共に精神分裂病であり、本患者においては、遺伝傾向は、濃厚と考えられるため申請する。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	男	4年間に亘り加療するも寛解の見込なく、鍼灸症、拒絶症、自閉症、暴行、色情行為、性欲高進等あり、且、家族にも遺伝疾患あるため。	不明	4条	不明
不明	女	精神運動性興奮を示して無思慮・無反省、且つ性的風俗 ^ニ の傾向強く、露出症的に裸体となって騒ぐ事が多い	精神神経科	4条	不明
不明	女	マスキング	神経科	4条	不明
不明	女	同胞性分裂病で長兄も当院に入院したことのある遺伝負因の濃厚な家系であり、且本人の病気はかなり古く頑固なものであるため。	不明	4条	不明
不明	女	高度の知能低下 本人保護のため。	精神科	12条	不明
不明	男	病名精神分裂病、精神薄弱にて悪性の遺伝傾向あり。	精神神経科	4条	不明
不明	女	無為鍼灸好じょくなどの茫乎としたうちに異常体験に動かされて街奇的な様相を示し時に興奮を見せて自意を欠く。	精神神経科	4条	不明
不明	女	①軽いが分裂病の欠陥状態にあり子供の養育には不適である。 ②分娩すれば将来も再び症状悪化の可能性がある。 ③実弟にも分裂病者が居り遺伝の疑いが濃厚である。	婦人科	4条	不明
不明	女	分裂病で再燃性があるが、いつ時は一応落ついてみえる。だが着物をこしらえてとか、派出な眼鏡をかけ、街奇的・色情的である。	不明	不明	不明
不明	女	父は痴愚者であり、本人も痴愚で、理非を弁別し得ず、且、徘徊等あるため、優生手術を施行すべきと思惟する。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	女	精神薄弱（白痴）であり血族に同疾患者がいる。	不明	4条	不明
不明	女	慢性化した分裂病で悪化すると、放浪、外泊をし、性欲高進大で他人の面前でも、ワイセツ的な恰好を平気するなど恥辱心全くなく、今後も妊娠し私生児を生む危険あるため。	不明	不明	不明
不明	男	①暴行、衝動行為、色情行為、常同症等の精神分裂病あり。 ②遺伝性と思われる聾啞あり。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	女	別紙診断書の通り 精神薄弱疾患により子供の養育不能と判断されるため	産婦人科	(3条)	不明
不明	不明	生来白痴にして言語も全く発声出来ず歩行も正常に出来ず記憶力等もなく、正常な生活出来ない為	産婦人科	4条	不明
不明	男	病名、精神分裂病にて悪性の遺伝傾向を有するため。	精神神経科	4条	不明
不明	女	遺伝性精神薄弱及つんばにて家系にも濃厚に発見されるものであるので優生手術を適当と認められるため	産婦人科 内科	4条	不明
不明	女	慢性化した分裂病で再三家出、放浪をくり返し飲屋に勤めたりし色情的であるため、私生児を分娩する危険大である。	不明	不明	不明
不明	女	精神分裂病のため	マスキング	12条	不明
不明	男	性欲高進大で襲撃性あり、叔母や手伝いの娘達に襲いかかり乱淫の傾向大であるため 又今後もその危険大なるため。	不明	4条	不明
不明	女	優生保護法第4条該当	精神科	4条	不明
不明	女	発病后5年を経過せるも治癒の傾向なき分裂病であり、色情行為等もあるため。	不明	4条	不明
不明	男	精神薄弱のため遺伝の恐れあり	精神神経科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性の遺伝傾向を有するため	精神神経科	4条	不明
不明	不明	遺伝性疾患である精神分裂病にり患している為	不明	不明	不明
不明	女	強度のてんかん性性格変化あり。	精神神経科	4条	不明
不明	男	精神病質人格で生活無能力者で且衝動・攻撃性があるため退院後も発作的に婦女子を襲撃する危険大である。	不明	4条	不明
不明	女	精神分裂病による痴呆及色情的行為著明の為	神経科 精神科	不明	不明
不明	女	優生保護法第4条該当	精神科	4条	不明
不明	男	てんかん性性格変化強度のため	精神神経科	4条	不明
不明	女	無為、感情鈍麻、自閉症、著明な色情行為あり、長期に亘り加療するも、精神症状の改善を見ず。故に、優生手術を必要と認む。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	不明	人格水準低下（知能指数60）妊娠分娩時常に症状悪化する。又現在においても2児養育の能力欠如している。	精神科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性遺伝の傾向あり優生手術を申請します。	精神神経科	不明	不明
不明	女	精神分裂病（遺伝性）にり患している為	精神神経科	4条	不明
不明	男	遺伝負因の濃厚な分裂病で再三入院している。昭和37.3結婚させたが嫁は協議離婚をしたがっている。	不明	4条	不明

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申 請 理 由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	女	精神薄弱。生母も精神薄弱。無思慮な異性との交渉。	精神科	4条	不明
不明	女	幻覚妄想状態著明な精神分裂病であり、今回は3度目の入院であり、家族にも精神障害者が認められ遺伝的素因が非常に著明であると 考え、また向後の治療との関連性もあり、申請致します。	不明	4条	不明
不明	女	生来性の痴愚者にして、本年3月より独語、空笑、易怒、暴行等あり。即ち、抜校性精神分裂病の病像を示している。生来性の精神薄弱、及び、分裂病を有する故に、優生手術を行うべきと考える。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	女	発病以前にも生活は續っていなかった。人格低下も著明で今後の生活も遺■に流れる危険がある。	精神神経科	不明	不明
不明	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性の遺伝傾向を有するため	精神神経科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性の遺伝傾向を有するため	精神神経科	4条	不明
不明	女	精神発育遅滞癡癡発作による性格変化が著明であり不機嫌、易怒的、時に精神運動性興奮が見られ、理非の弁別不可能に近い。	精神神経科	4条	不明
不明	男	片裂分裂病で遺伝負因濃厚で、母も再婚し引受け態勢不良でもある。	不明	不明	不明
不明	男	悪性遺伝傾向あり。	不明	不明	不明
不明	女	昭33年頃、〔医療機関名〕精神科に8ヶ月入院。その後一時働いていたが、再発悪化し、〔医療機関名〕に昭35年3月下旬まで入院。 昭36年12月28日より当院入院と言うように再三入院をくり返している慢性化した分裂病で、且、色情的なため。尚保護者は年老いた 母だけなので、充分に監督保護は出来ない状態にある。	不明	不明	不明
不明	女	知能程度低く劣性遺伝ヲ避ケルタメ	産婦人科	4条	不明
不明	女	(遺伝性)精神薄弱	精神科 神経科 内科	不明	不明
不明	女	優生保護法第4条該当	精神科	4条	不明
不明	女	別紙診断書に記載せる如く、現に精神分裂病を有し、優生手術を行うことが公益上必要と認める。	産婦人科	4条	不明
不明	男	患者は生后間もなく重症肺炎にり患。その後歩行不能となつた。3才の時〔医療機関名〕小児科でリトル氏病と診断され、整形外科で 下肢伸展手術を受けたが、歩行は出来るようにならなかつた。12才頃から癲癇様発作が起り、以後次第に発作回数が増し、週2-3回 発作が起るようになった。発作の前後には興奮状態となり、器物破壊等をするようになった。知能の発達も悪く、知能程度は痴愚に属 する。最近、発作時以外にも抑制喪失状態となり、その時には特に性的興奮を来とし、同居の妹や女中に対し、性的交渉を強要するよ うなことがあり、又しばしば自慰行為にふける傾向あり。又、患者の叔母（父方）が分裂病で〔医療機関名〕に入院中でもあるので、 遺伝的にも問題がある。以上、本人及び遺伝的理由から、優生手術を行うのが適当と考えられる。	精神科	4条	不明
不明	女	①先天的聾啞者 ②生活困難 ③これからの妊娠分娩には年令が多すぎる。	産婦人科	不明	不明
不明	女	遺伝負因あり。現在内縁関係の夫と同居しているため不妊術が必要 既に中絶手術の経験もある。	精神神経科	4条	不明
不明	女	精神薄弱（痴愚）であり実子に白痴、祖母痴愚である	精神科 神経科	4条	不明
不明	女	進行性筋萎縮症の日常生活支障あり	産婦人科	4条	不明
不明	女	ヒステリー性格兼精神薄弱のため	精神科 神経科 内科	不明	不明
不明	女	週期的に悪化。よい状態の時は社会生活も可能。発病後、家庭にある時、男性との性的関係を結ぶ。	精神科	4条	不明
不明	男	精神分裂症により子供を作らないよう優生手術を申請いたします。	産婦人科 外科	4条	不明
不明	男	悪性遺伝の傾向あり。	精神神経科	不明	不明
不明	女	遺伝的負因濃厚な為と色情的行為著明の為	神経科 精神科	不明	不明
不明	男	優生保護法第4条	精神科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性遺伝傾向を有するため	精神神経科	4条	不明
不明	女	遺伝負荷濃厚にして、精神症状も破衣、不潔、徘徊、理由なき気分易変などあり、充分なる自意識の欠如を見せ、問題行動が顕著であ るため。	精神神経科	4条	不明
不明	女	別表第3項に該当す。（精神病質）	精神科	4条	不明
不明	女	優生保護法第4条該当	精神科	4条	不明
不明	女	別表第2号遺伝性精神薄弱に該当する	産婦人科	4条	不明
不明	男	精神病質人格者で犯罪性が強く、窃盗等今までに30件もの犯罪あり。婦女子暴行の危険も大であるため。尚、本人は、全くの生活無能 力者である。	不明	4条	不明

#### IV 医療機関、福祉施設に対する調査関係

##### 1 医療機関・福祉施設

(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）（衆調発第7号 参調発第3号）（令和4年3月14日）

衆 調 発 第 7 号

参 調 発 第 3 号

令和4年3月14日

医療機関・福祉施設の長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長

（ 公 印 省 略 ）

参議院厚生労働委員会調査室長

（ 公 印 省 略 ）

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室では、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条に基づく調査を（別紙）により実施しているところです。

つきましては、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間の優生手術の実施状況等に関して調査を行いますので、（別添1）の調査要領に基づき、（別添2）の調査票に必要事項を記入の上、調査票及び現時点で保有している優生手術に関する記録や資料等の写しを令和4年6月30日（木）までに御提出いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

[送付資料]

- ・（別添1）調査要領
- ・（別添2）調査票
- ・（別添3）旧優生保護法関係法令参照条文

別紙及び（別添3）については省略

(2) 調査要領(旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査)

(別添1)

調査要領

(旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査)

1. 目的

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、その実施状況等を明らかにするため、医療機関及び福祉施設が保有する優生手術に関する記録や資料等を把握・収集し、分析すること等を目的としています。

2. 調査事項

(1) 調査票の提出

調査票(別添2)に必要事項をご記入の上、当方まで郵送願います。

なお、ご記入に当たっては、調査目的に鑑み、忌憚のない率直なご回答やご意見をお寄せ下さるよう、お願いいたします。また、既に退職された方を含め、当時の状況をご存じの方に可能な限りご確認の上、ご回答いただけると幸いです。

(2) 保有資料の提出

貴医療機関・福祉施設が保有している優生手術に関する記録や資料等について、その写しをご提供ください。

なお、資料等をPDF等の形式にデータ化していただき、電子メールやDVD等に保存して送付していただくことも差し支えありません。

<備考>

※優生手術：旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された生殖を不能にする手術をいいます。「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録や資料等は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録や資料等も対象になります。

※優生手術に関する記録や資料等：記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるカルテやケース記録等の個人記録のほか、優生手術に関する記載のある行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料をいいます。

(3) 資料等の提出方法

調査票(別添2)及び貴医療機関・福祉施設が保有している優生手術に関する記録や資料等の提出に当たっては、お手数ですが同封の返信用封筒(料金受取人払郵便)により郵便局窓口から簡易書留にて発送してください。

返信用封筒に収まらない場合は下記照会先までご連絡ください。



(4) 留意事項

- ・本調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認をお願いするものではなく、調査時点において、各医療機関・福祉施設が保有を確認している関連資料等について、回答・提出を求めるものです。また、回答・提出は任意です。
- ・ご提出いただいた資料等については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個別の医療機関・福祉施設並びに患者・利用者及びご家族が特定されない範囲で適切に活用させていただきます。
- ・個人情報が含まれる資料等については、調査分析を行うことのみを活用し、提出いただいた資料等は責任をもって適切に保管いたします。
- ・「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第23条の規定による個人情報の第三者提供に関する制限との関係につきましては、今回の依頼に伴う資料等の提供は同条第1項第4号に該当するものと解することができることから、あらかじめ本人の同意を得る必要はありません。（個人情報保護委員会事務局に確認済）
- ・各医療機関・福祉施設において必要と判断する場合には、個人情報の部分にマスキング等の処理をしていただくことは差し支えありませんが、少なくとも優生手術を受けた者の属性（性別、生年月日等）や手術の実施状況等（手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等）が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。

3. 資料等提出期限

令和4年6月30日（木）までに調査票及び保有資料等の写しをご提出ください。

4. 資料提出先・本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町2-2-1

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

## (3) 調査票 (医療機関用)

(別添2)

## 調査票 (医療機関用)

医療機関名			
診療科	※昭和23年から平成8年までの間、下記の診療科を有していた場合ご記入ください。 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 神経科 <input type="checkbox"/> 産科 <input type="checkbox"/> 婦人科 <input type="checkbox"/> その他の優生手術に関連する診療科 ( )		
住 所			
回答者名	(部署)		(氏名)
電話番号		e-mail	

※当方より内容確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

## 1. 優生手術関連資料等の保有状況について

問1 貴医療機関の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。(☑は1つ)

- ☐保有している     ☐保有している可能性がある     ☐保有していない又はその可能性が高い  
☐その他 ( )

問2 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。(☑はいくつでも)

当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。

- ☐優生手術申請関係書類 (優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録)  
☐優生手術決定関係書類 (優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録)  
☐その他優生保護審査会関係書類 (優生保護審査会の資料、議事録等の記録)  
☐診療記録 (カルテ等) 又はケース記録  
☐優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料  
☐その他 ( )

問3 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。(☑は1つ)

- ☐資料の全てを提供できる     ☐資料の一部を提供できる     ☐資料を提供できない  
☐その他 ( )

資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。

--

## 2. 優生手術の実施状況等について

以下の問4～問7については、保有する記録や資料等、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲でご回答いただくようお願いいたします。

なお、本調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としております。本目的をご理解の上、できる限り調査に協力していただきますようお願いいたします。

問4 本人の同意のない優生手術の承認申請又は執刀を行う際、将来子供を作ることができなくなることにについて、患者の方・障害をお持ちの方本人に説明をしていましたか。当時の状況等について、何かご存じのことがあれば下記にご記入ください。

問5 本人同意による優生手術であっても、患者・障害者本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問6 優生手術を行う際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問7 昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘について欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

### **3. その他**

問8 上記のほか、優生手術等の実施をめぐりご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

(4) 調査票（福祉施設用）

(別添2)

調査票（福祉施設用）

福祉施設名			
施設種別	<input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 保護施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
住　　所			
回答者名	(部署)		(氏名)
電話番号		e-mail	

※当方より内容確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

## 1. 優生手術関連資料等の保有状況について

問1 貴福祉施設の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。(☑は1つ)

- ☐ 保有している      ☐ 保有している可能性がある      ☐ 保有していない又はその可能性が高い
- ☐ その他（ ）

問2 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。(☑はいくつでも)

当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。

- ☐ 優生手術申請関係書類（優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録）
- ☐ 優生手術決定関係書類（優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録）
- ☐ その他優生保護審査会関係書類（優生保護審査会の資料、議事録等の記録）
- ☐ 診療記録（カルテ等）又はケース記録
- ☐ 優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料
- ☐ その他（ ）

問3 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。(☑は1つ)

- ☐資料の全てを提供できる
 ☐資料の一部を提供できる
 ☐資料を提供できない
- ☐その他( )

資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。

--

## 2. 優生手術の実施状況等について

以下の問4～問8については、保有する記録や資料等、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲でご回答いただくようお願いいたします。

なお、本調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としております。本目的をご理解の上、できる限り調査に協力していただきますようお願いいたします。

問4 貴施設の入所者・利用者のうち、優生手術を受けた方はいらっしゃいましたか。いらした場合は、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯、優生手術が入所者・利用者とその後の生活に与えた影響等を下記にご記入ください。

問5 本人同意による優生手術であっても、入所者・利用者本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問6 入所者・利用者に対し、行政機関（自治体、保健所等）から優生手術を受けるよう働きかけがあったといった事例を聞いたことがありますか。若しくは、管理・運営上の観点から、施設側から優生手術を受けるよう求めるといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。



問7 入所者・利用者に対して優生手術が行われた際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法 等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問8 昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘をついて欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

### **3. その他**

問9 上記のほか、優生手術等の実施をめぐるご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

## 2 厚生労働省関係施設

(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査について（依頼）（衆調発第8号参調発第4号）（令和4年3月14日）

衆 調 発 第 8 号

参 調 発 第 4 号

令和4年3月14日

（ 厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 ） 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長

（ 公 印 省 略 ）

参議院厚生労働委員会調査室長

（ 公 印 省 略 ）

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査について（依頼）

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室では、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条に基づく調査を（別紙）により実施しているところです。

今般、貴部局所管の下記施設等機関等につきましても、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間の優生手術の実施状況等に関して調査を行いますので、（別添1）の調査要領に基づき、（別添2）の調査票に必要事項を記入の上、調査票及び現時点で保有している優生手術に関する記録や資料等の写しを令和4年6月30日（木）までに御提出いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

### 記

施設等機関等

- ・ 国立ハンセン病療養所
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター
- ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

[送付資料]

- ・ （別添1）調査要領
- ・ （別添2）調査票
- ・ （別添3）旧優生保護法関係法令参照条文

別紙及び（別添3）については省略

(2) 調査要領 (旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査)

(別添1)

調査要領

(旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査)

1. 目的

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、その実施状況等を明らかにするため、厚生労働省所管の施設等機関等が保有する優生手術に関する記録や資料等を把握・収集し、分析すること等を目的としています。

2. 調査事項

(1) 調査票の提出

調査票(別添2)に必要事項をご記入の上、当方まで郵送願います。

なお、ご記入に当たっては、調査目的に鑑み、忌憚のない率直なご回答やご意見をお寄せ下さるよう、お願いいたします。また、既に退職された方を含め、当時の状況をご存じの方に可能な限りご確認の上、ご回答いただけると幸いです。

(2) 保有資料の提出

貴施設等機関等が保有している優生手術に関する記録や資料等について、その写しをご提供ください。

なお、資料等をPDF等の形式にデータ化していただき、電子メールやDVD等に保存して送付していただくことも差し支えありません。

<備考>

※優生手術：旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された生殖を不能にする手術をいいます。「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録や資料等は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録や資料等も対象になります。

※優生手術に関する記録や資料等：記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるカルテやケース記録等の個人記録のほか、優生手術に関する記載のある行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料をいいます。

(3) 留意事項

- ・本調査は個人の診療記録(カルテ等)やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認をお願いするものではなく、調査時点において、各施設等機関等が保有を確認してい

る関連資料等について、回答・提出を求めるものです。また、回答・提出は任意です。

- ・ご提出いただいた資料等については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個別の施設等機関等並びに入所者等及びご家族が特定されない範囲で適切に活用させていただきます。
- ・個人情報が含まれる資料等については、調査分析を行うことのみを活用し、提出いただいた資料等は責任をもって適切に保管いたします。
- ・「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第23条の規定による個人情報の第三者提供に関する制限との関係につきましては、今回の依頼に伴う資料等の提供は同条第1項第4号に該当するものと解することができることから、あらかじめ本人の同意を得る必要はありません。（個人情報保護委員会事務局に確認済）
- ・各施設等機関等において必要と判断する場合には、個人情報の部分にマスキング等の処理をしていただくことは差し支えありませんが、少なくとも優生手術を受けた者の属性（性別、生年月日等）や手術の実施状況等（手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等）が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。

### 3. 資料等提出期限

令和4年6月30日（木）までに調査票及び保有資料等の写しをご提出ください。

### 4. 資料提出先・本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町2-2-1

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

## (3) 調査票

(別添2)

## 調 査 票

施設名			
住所			
回答者名	(部署)	(氏名)	
電話番号		e-mail	

※当方より内容確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

**1. 優生手術関連資料等の保有状況について**

問1 貴施設の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。(☑は1つ)

- ☐ 保有している      ☐ 保有している可能性がある      ☐ 保有していない又はその可能性が高い  
☐ その他( )

問2 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。(☑はいくつでも)

当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。

- ☐ 優生手術申請関係書類（優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録）  
☐ 優生手術決定関係書類（優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録）  
☐ その他優生保護審査会関係書類（優生保護審査会の資料、議事録等の記録）  
☐ 診療記録（カルテ等）又はケース記録  
☐ 優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料  
☐ その他( )

問3 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。(☑は1つ)

- ☐ 資料の全てを提供できる      ☐ 資料の一部を提供できる      ☐ 資料を提供できない  
☐ その他( )

資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。

--

## 2. 優生手術の実施状況等について

以下の問4～問9については、保有する記録や資料等、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲でご回答いただくようお願いいたします。

なお、本調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としております。本目的をご理解の上、できる限り調査に協力していただきますようお願いいたします。

問4 貴施設の入所者等のうち、優生手術を受けた方はいらっしゃいましたか。いらした場合は、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯、優生手術が入所者等のその後の生活に与えた影響等を下記にご記入ください。

問5 本人の同意のない優生手術の承認申請又は執刀を行う際、将来子供を作ることができなくなることにについて、患者の方・障害をお持ちの方本人に説明をしていましたか。当時の状況等について、何かご存じのことがあれば下記にご記入ください。

問6 本人同意による優生手術であっても、入所者等本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問7 入所者等に対し、行政機関（自治体、保健所等）から優生手術を受けるよう働きかけがあったといった事例を聞いたことがありますか。若しくは、管理・運営上の観点から、施設側から優生手術を受けるよう求めるといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。



問8 入所者等に対して優生手術が行われた際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問9 昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘をついて欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

### 3. その他

問10 上記のほか、優生手術等の実施をめぐりご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

V 障害者関連団体に対する調査関係及び優生手術を受けた当時者等に対する調査関係

1 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく優生手術の被手術者調査及び障害者関連団体調査について（依頼）（衆調発第61号参調発第12号）（令和4年8月5日）

衆調発第61号

参調発第12号

令和4年8月5日

別記団体の長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長

（公印省略）

参議院厚生労働委員会調査室長

（公印省略）

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく優生手術の被手術者調査及び障害者関連団体調査について（依頼）

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室では、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条に基づく調査を（別紙）により実施しているところです。今般、この調査の一環として、優生手術の被手術者及び障害者関連団体に対して調査を行うことと致しました。

つきましては、優生手術の被手術者に対する調査について、（別添1）の「旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方へのアンケート調査について」及び（別添2）の質問票を貴団体の会報誌やホームページ等に掲載していただくとともに、会員等の皆様に周知していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、障害者関連団体に対する調査について、（別添3）の調査要領に基づき、（別添4）の調査票に必要事項を記入の上、調査票及び現時点で保有している優生手術に関する資料の写しを令和4年11月30日（水）までに御提出いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

[送付資料]

【被手術者調査関係】

（別添1）旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方へのアンケート調査について

（別添2）質問票

【障害者関連団体調査関係】

（別添3）調査要領

（別添4）調査票

別紙については省略
-----------

(別記)

日本障害フォーラム

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会

社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

特定非営利活動法人 日本障害者協議会

特定非営利活動法人 D P I 日本会議

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

全国「精神病」者集団

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

## 2 旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方へのアンケート調査について

（別添1）

### 旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術） を受けた方へのアンケート調査について

#### 過去に優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた皆様へ

- このアンケート調査は、二度と病気や障害を理由に子どもができなくなる手術を受けることを強いられることがないよう、当時の実態を調査するためのものです。
- この調査は、法律の規定により、国会の機関（衆議院厚生労働調査室）が実施します。
- このアンケート調査に回答するかどうかはあなたの自由です。また、答えたくない間には答えず、次の間に進んでもかまいません。
- 調査は名前を書かずに行いますので、あなたの回答が誰かに知られることはありません。
- みなさんの回答一つひとつが大切な意見です。ぜひご協力をお願いします。

#### 【回答の手順】

① アンケート用紙に答えを書き込み、定形封筒に入れる。

② 右の宛名ラベルを切り取り、封筒にしっかりとのり付けする（クリップ、ホチキスは不可）。

③ ポストに入れる。  
（FAX・メールによる回答も可）

回答のしめ切り：  
2022年11月30日（水）

（注）出力サイズの変更（拡大、縮小）

はしないでください。

料金受取人払郵便 定形郵便物 434

銀座局 承認 5289

差出有効期間 2023年3月31日まで

切手を貼らずにお出しください

東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館B3階  
衆議院調査局 厚生労働調査室

※回答期限を2023年2月28日（火）まで延長した。

### **優生手術を受けた方並びにそのご家族・親族及び介助者・支援者の皆様**

旧優生保護法一時金支給法において、国（国会）は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査を実施することとされています。この調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としています。

このたび、上記調査の一環として、**優生手術を受けた当事者の方々から、優生手術を受けることになった経緯等をお聞かせいただき、当時の状況などを明らかにするためのアンケート調査を実施いたします。**

このアンケートは無記名であり、個人の回答が特定されたり、外部に知られたりすることはありません。また、ご回答いただいた内容は、このアンケート調査を実施する衆議院調査局において厳重に保管し、上記調査の報告書作成以外の目的には使用しません。

このアンケートの集計結果を含めた報告書は、個人の回答が特定できないように編集し、公表することが予定されています。

**ぜひ調査へのご理解とご協力をお願いいたします。**

#### **【調査の概要】**

◆調査対象（このアンケートにご回答いただきたい方）： 優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方ご本人のほか、ご家族、ご親族、介助者、支援者等からのご回答も受け付けております。

◆回答期限： 令和4年11月30日（水）

◆回答方法：【郵送】前ページの宛名ラベルを切り取り、定形封筒にしっかりとりのり付けの上（クリップ、ホチキスは不可）、送付してください。（切手は不要です。）

【FAX】質問票に回答をご記入の上、以下の番号まで送付してください。

【メール】メール本文に回答をご記入の上、以下のメールアドレスまで送付してください。添付ファイルでは受け付けることができませんのでご注意ください。

#### ご回答提出先・お問い合わせ先

衆議院調査局厚生労働調査室

電話番号：03-3581-5510（受付時間：平日10時～17時）

FAX：03-3581-7577

e-mail：



### 3 旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方へのアンケート調査 質問票

（別添2）

（優生保護）

#### 旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術） を受けた方へのアンケート調査 質問票

問1 この調査にご回答いただく方はどなたですか。（あてはまる番号1つに○）

本人以外の場合、本人との関係も教えてください。

1. 手術を受けた本人
2. 本人に確認して家族等が代筆
3. 本人には確認できていないが、家族等が代わって回答  
本人以外の場合 → 本人との関係（ ） 例：家族、ヘルパーなど

問2 手術を受けた方の性別、現在の年齢を教えてください。

（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

【性別】 1. 男性 2. 女性 3. その他 4. 答えたくない

【現在の年齢】 1. 30代 2. 40代 3. 50代 4. 60代 5. 70代  
6. 80代 7. 90代 8. 100歳以上

問3 手術を受けた方は何らかの障害をお持ちですか。あてはまる障害を教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

1. 精神障害 2. 知的障害 3. 視覚障害 4. 聴覚障害
5. その他の身体障害 6. 障害はない 7. その他（ ）

問4 手術を受ける際に、子どもができなくなる手術であるとの説明を受けていましたか。（あてはまる番号1つに○）

1. 子どもができなくなる手術であると説明を受けていた
2. そのような説明を受けていない 3. その他（ ）

子どもができなくなる手術との説明を受けていない場合、どのように聞いていましたか。（別の病気の治療と聞いていた等）

また、手術の後に自分が受けた手術が子どもができなくなる手術であったことを知った場合、いつ、どうやって知りましたか。

問5 手術を受けることになった経緯や理由を教えてください。

問6 手術を受けた後、体調や生活に変化がありましたか。また、その後の人生にどのような影響がありましたか。

問7 子どもができなくなる手術を強制されるようなことが二度とないようにするため、ご意見があれば教えてください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

## 4 調査要領（旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく障害者関連団体調査）

（別添3）

### 調査要領

（旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく障害者関連団体調査）

#### 1. 目的

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条において、国（国会）は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査を実施することとされています。この調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としています。

今回の障害者関連団体調査は、上記調査の一環として、優生手術が行われていた当時の事実関係や実態を把握すること等を目的とするもので、特定の障害者関連団体の活動について批判や検証を行うことを目的とするものではなく、また、係属中の訴訟に影響を与えるものでもありません。このような目的についてご理解の上、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 2. 調査事項

##### （1）調査票の提出

調査票（別添4）に必要事項をご記入の上、当方までメール送付願います。

##### （2）保有資料の提出

貴団体が保有している優生手術に関する資料で、当時の手術の実施状況等を明らかにするような資料がありましたら、可能な範囲でその写しをご提供ください。

ご提供いただける場合、送料等は当方が負担しますので、資料のおおよその分量をお知らせください。郵送用の封筒などを送付いたします。

##### ※優生手術に関する資料の例

- ・ 会員が受けた手術の実態を調査した際の資料
- ・ 貴団体の当時の機関紙・会報誌・記念誌等の記事
- ・ 優生手術に関連する行政機関等からの通知

##### （3）留意事項

- ・ 調査票への回答、保有資料の提出は任意です。
- ・ ご提出いただいた資料については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、手術を受けた当事者等の情報については、個人が特定されない範囲で適切に活用させていただきます。

- ・個人情報が含まれる資料については、調査分析を行うことのみに活用し、提出いただいた資料は責任をもって適切に保管いたします。

3. 資料等提出期限

令和4年11月30日（水）までに調査票及び保有資料の写しをご提出ください。

4. 資料提出先・本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町2-2-1

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

## 5 調査票（障害者関連団体用）

（別添4）

### 調査票（障害者関連団体用）

団 体 名			
住 所			
回答者名	(部署)		(氏名)
電話番号		e-mail	

※当方より内容確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

**問1** 旧優生保護法施行当時、同法に基づく各施策について、貴団体はどのような対応をとっていましたか。

--

**問2** 会員等を通じて知り得た当時の優生手術の実施状況について、把握されていることがあれば、教えてください。

--

**問3** 現在、旧優生保護法に関し、何らかの対応を行っていますか。該当するものにチェックの上、その具体的な内容について下記に記載してください。

☐ 会員が受けた手術の実態調査 ☐ 相談窓口の設置 ☐ 一時金申請への支援 ☐ 訴訟への支援

☐ 当時の貴団体の対応に関する検証 ☐ 特段の対応は行っていない ☐ その他

**問4** 旧優生保護法についてのご意見、当時の施策を踏まえた上での今後の貴団体としての対応方針、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策等について、ご意見があれば、教えてください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



## VI 旧優生保護法一時金支給請求書等の調査関係

### 1 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

#### 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 (平成31年法律第14号)

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)の施行日(平成31年4月24日)時点

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条・第二条)

##### 第二章 一時金の支給(第三条―第十五条)

##### 第三章 旧優生保護法一時金認定審査会(第十六条―第二十条)

##### 第四章 調査等及び周知(第二十一条・第二十二條)

##### 第五章 雑則(第二十三条―第三十条)

##### 附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにしているものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

##### 第一章 総則

##### (趣旨)

第一条 この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間において施行されていた優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)をいう。

2 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、次に掲げる者であつて、

この法律の施行の日(第五条第三項において「施行日」という。)において生存しているものをいう。

一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百十六号)による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者(同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。)

二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百四十一号)による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者(同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。)

三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者(同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。)

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律(平成八年法律第百五号)による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者(同法第三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。)

五 前各号に掲げる者のほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者(次に掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であることが明

らかである者を除く。)

イ 母体の保護

ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

ハ 本人が子を有することを希望しないこと。

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを希望すること。

## 第二章 一時金の支給

(一時金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給する。

(一時金の額)

第四条 一時金の額は、三百二十万円とする。

(一時金に係る認定等)

第五条 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する。

2 前項の一時金の支給の請求(以下単に「請求」という。)は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

3 請求は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。

(支払未済の一時金)

第六条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その一時金は、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下この条及び第二十五条において「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による一時金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(請求書の提出等)

第七条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣(当該請求が

第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してされる場合にあつては、当該都道府県知事)に、次に掲げる事項を記載した請求書(以下この条及び次条において単に「請求書」という。)を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた医療機関の名称及び所在地(これらの事項が明らかでないときは、その旨)

三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた年月日(これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。)

四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯

五 その他厚生労働省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを厚生労働大臣に送付しなければならない。

(都道府県知事による調査)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その都道府県の保有する文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。次項及び第十条第一項において同じ。)にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。第二十五条において同じ。)、医療機関、障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。第十二条第三項において同じ。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかど

- うかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を厚生労働大臣に通知するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める都道府県知事に通知するものとする。
- 一 第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるとき 当該都道府県の知事
- 二 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県の知事
- 5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。
- 6 都道府県知事は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- （厚生労働大臣による調査）
- 第九条 厚生労働大臣は、第五条第一項の認定（以下単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができる。
- 2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- （請求に係る審査）
- 第十条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会に通知し、当該

- 請求者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。
- 2 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者が第二条第二項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 3 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法一時金認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。
- 4 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 5 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- 6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があった旧優生保護法一時金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。
- （関係機関等の協力）
- 第十一条 関係機関は、第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。
- 2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第八条第六項、第九条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。
- （一時金の支給手続等についての周知、相談支援等）
- 第十二条 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 2 国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。
- 3 前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の

協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により一時金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該一時金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十四条 一時金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十五条 租税その他の公課は、一時金を標準として課することができない。

### 第三章 旧優生保護法一時金認定審査会

(審査会の設置)

第十六条 厚生労働省に、旧優生保護法一時金認定審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第十七条 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十八条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、審査会に関

し必要な事項は、政令で定める。

### 第四章 調査等及び周知

(調査等)

第二十一条 国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等(第二条第二項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。)に関する調査その他の措置を講ずるものとする。

(この法律の趣旨及び内容についての周知)

第二十二条 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする。

### 第五章 雑則

(費用の負担)

第二十三条 次に掲げる費用として厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定める基準により、国庫の負担とする。

一 認定を受けた者が当該認定に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用(当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。)(同号に該当するものを除く。)

二 第九条第一項又は第十条第三項の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

(事務費の交付)

第二十四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村の長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長)は、厚生労働大臣、都道府県知事又は一時金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者



又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十六条 第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十七条 厚生労働大臣は、一時金（第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（同項及び第二十九条において「機構」という。）に委託することができる。

(旧優生保護法一時金支払基金)

第二十八条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、一時金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「一時金支払等業務」という。）に要する費用（一時金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、旧優生保護法一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

(交付金)

第二十九条 政府は、予算の範囲内において、第二十七条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、一時金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第五条第三項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘

案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）	第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務
-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第三条に規定する一時金に関すること。

第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会  
旧優生保護法一時金認定審査会」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(旧優生保護法一時金認定審査会)

第十三条の二の二 旧優生保護法一時金認定審査会については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第十八条第一項中「から第八十二号まで」を「、第八十号、第八十一号、第八十二号」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二の次に次の二条を加える。

(一時金の支払の業務)

第五条の三 機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 国の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法一時金支給法」という。）第三条の一時金の支払を行うこと。

- 二 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払を行うこと。
- 三 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- 3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

（旧優生保護法一時金支払基金）

第五条の四 機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるために旧優生保護法一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、旧優生保護法一時金支給法第二十八条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の一部改正）

第六条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項のうち厚生労働省設置法第十三条の二の次に一条を加える改正規定中「第十三条の二の次」を「第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次」に改める。



## 2 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて（通知） （子母発0424第1号）（平成31年4月24日）

子母発0424第1号

平成31年4月24日

一部改正 子母発0705第1号令和元年7月5日

子母発1225第2号令和2年12月25日

各 都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」  
に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）

昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」が平成31年4月24日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」（平成31年政令第160号）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成31年厚生労働省令第72号。以下「規則」という。）とともに、本日施行されたところである。本法の内容等については、別途「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行について（平成31年4月24日厚生労働省子ども家庭局長通知）」で示しているところであるが、各都道府県における法の規定に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

なお、本通知は、「2. 相談支援」及び「10. 周知・広報」を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の請求者については、その多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定される。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮を行うこと。

## 2. 相談支援

法第12条第2項において、「国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする」とされており、同条第3項においては、その際、優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされている。そのため、請求者が相談・請求をしやすい体制整備を都道府県において行うこと。

その際、例えば、請求者が安心して相談できるよう、

- ・ 一時金についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられる。

## 3. 請求の受付

### (1) 請求書

#### (イ) 請求書への記載等

一時金支給の請求については、別添「様式1 旧優生保護法一時金支給請求書」により受け付けること。なお、欄内に記入しきれない場合には、別紙をつける等により対応すること。

円滑な支給認定を行うためには、優生手術等を受けた場所や経緯をなるべく詳細に把握することが必要である。そのため、請求者の負担にも配慮しつつ、請求書への記載の必要性を説明し、具体的に優生手術等を受けた時期、場所、当時の状況（当時と氏名が異なる場合は当時の氏名を含む）、優生手術等を受けた理由・経緯を可能な限り詳細に記載してもらうこと。なお、「様式1」において記入が求められている事項以外にも、認定にあたって参考となる情報があれば、「5.（3）優生手術等を受けた理由・経緯」の欄に記載すること。

#### (ロ) 住所欄への記載

法において、請求書には、住所又は居所を記載することとされていることから、「様式1」の住所欄には必ずしも住民票上の住所を記載する必要はないこと。また、住民票上の住所地と異なる都道府県に居住している場合には、居住実態のある都道府県で受け付けること。

#### (ハ) 請求にあたっての配慮

一時金支給の請求の意思が明確な場合は、請求書の記載事項に不備があり、又は添付

書類に不足がある場合でも、原則、その場で受け付けること。その際、不足する書類等があれば、受付後に補正するという形で後日対応すること。

また、規則第7条において、本人が請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求者の口頭による陳述を職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて請求者に代わって請求書を作成し、これを当該請求者に読み聞かせた上で、職員が請求者とともに氏名を記載するものとされていることを踏まえ、請求者の状況に応じて適切に対処すること。なお、請求者が職員とともに氏名を記載するための様式は特段定めていないので、適宜工夫すること。

## (二) 郵送による請求

規則第10条において、請求書が郵送等により送付された場合には、通信日付印により表示された日（消印日）において請求がなされたものとみなすこととされているので、留意すること。

## (2) 添付書類

請求書には、以下の書類を添付すること。なお、上述のとおり、添付書類が整わない場合でも、請求を受け付けた上で、補正で対応すること。なお、請求の受け付け後、補正の形で添付書類を求める必要がある場合は、文書等で請求者と認識共有を行い、補正が行われず放置されることがないように留意すること。

### (イ) 書類の内容

#### ①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

#### ②請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書

医師の診断書については、原則「様式2 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書」を利用するよう請求者に案内すること。なお、請求者がすでに診断書を取得済みの場合には、別の様式でも問題ないこと。

#### ③領収書その他の診断書の作成に要する費用（診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類

診断書の作成に要する費用の請求にあたっては、原則「様式3 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書」を利用するよう案内すること。なお、請求者がすでに領収書を取得している場合には、「様式3」のうち、申請に関する事項のみ記載し、「3. 領収書欄」は空欄にした上で、取得済みの領収書とあわせて提

出すれば足りること。なお、その際、取得済みの領収書に記載された診断料に保険適用のものが含まれていないことを確認すること。保険適用のものが含まれる場合には、受診した医療機関に対し、再度「様式3」の「3. 領収書欄」を医療機関にて記載してもらうよう求めること。

④金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる書類があるときは、これらの請求書への記載は不要であること。

⑤その他請求に係る事実を証明する書類

上述の診断書の他、一時金支給の認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。例えば、以下のようなものが考えられるので、適宜請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

(考えられる書類の例)

- ・ 優生手術等の経緯についての関係者（親族等）からの証言
- ・ 戸籍謄（抄）本等の子どもがいないことを確認できる書類
- ・ 請求者が都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類
- ・ 障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類

等

(ロ) 委任状

「様式1」の「3. 振込を希望する金融口座」欄に請求者本人以外の者を口座名義人とする金融口座が記載されている場合には、当該口座名義人に対する一時金受取りの委任状を添付すること。

(ハ) 添付書類の省略

規則第9条においては、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めたときは、書類の添付を省略させることができるとされている。例えば、医師の診断書については、医師に手術痕を見せることにつき心理的ストレスが大きく医療機関の受診が困難な場合には、提出を求めないこととして差し支えない（その他の事由により医師の診断書の取得が困難な場合には、厚生労働省に相談すること）。ただし、医師の診断書については、優生手術等を実施した記録が都道府県や関係機関に残っていない場合に、一時金の支給認定にあたっての重要な資料となることから、請求者に必要性を説明した上で、可能な限り提出を求めること。

なお、書類の添付を省略した場合は「様式4 旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」の該当欄に、省略した理由を記入すること。

#### 4. 記録の調査・職員からの聴取

都道府県においては、請求の受付後、速やかに都道府県が保有する記録の調査や職員への聴取を行うこと。また、並行して、関係機関（医療機関、福祉施設、市町村等）に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するよう求めること。

なお、請求者が他の都道府県で優生手術等を受けた旨を請求書に記載してきたときは、記録の調査等は不要であるので、速やかに厚生労働省に進達すること。厚生労働省から当該他の都道府県に通知（「参考様式1 旧優生保護法一時金支給請求について（通知）」）するので、当該他の都道府県において、以下の（1）及び（2）に示すとおり記録等の調査を行うこと。

##### （1）都道府県の保有する記録の調査等

請求を受け付けた都道府県は、旧優生保護法施行規則に基づく優生手術申請書、優生手術適否決定通知書、優生手術実施報告書等の書類やその他都道府県で作成している台帳等に関係する記録があるか確認すること。

また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時の担当課に在籍していたなど当時の状況を知る職員（退職した職員は除く。）がいる場合には、当該請求に関し、知っている事実の聴取を行うこと。

この際、請求者本人のものと特定できなくても、請求者のものである可能性があるものは幅広く確認、報告すること。法第8条第1項及び第2項の報告は、必ずしも請求者本人のものと特定できなくても、報告するよう求める趣旨であること。

都道府県において把握した記録もしくは聴取した内容については、「様式4」に記載すること。

なお、本調査は及び報告は、個人情報の保護に関する各自治体の条例との関係では、法に基づく調査として整理されること。

##### （2）関係機関への調査依頼

都道府県は、請求を受け付けた場合には、都道府県の保有する記録の調査等と並行して、請求の内容から判断して、当該請求者の優生手術等の実施に関し、記録を保有している可能性のある管内の関係機関に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するよう求めること。

請求の内容から、関係機関が必ずしも特定できるとは限らないが、この場合における調査方法については、個々の具体的な事例に応じて判断する必要があり、判断に悩む場合は、厚生労働省に相談すること。

調査においては、医療機関の場合にはカルテ（診療録）や優生手術申請書の写し等の書類、福祉施設の場合にはケース記録等、市町村の場合には面談記録等の確認を求めること。また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時の状況を知る職員（退職した職員は除く。）がいる場合には、請求に関し、知っている事実の聴取を求めること。この際、

「(1) 都道府県の保有する記録等の調査」の場合と同様、請求者本人のものと特定できなくても、請求者のものである可能性があるものは幅広く提供を求めること。関係機関への調査依頼は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について」(様式5及び様式6)により行うこと。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となること。

### (3) 調査の中止等

規則第3条第2項において、都道府県における記録の調査の結果、請求者が一時金支給対象者に該当することを確認できる記録を保管していることが明らかとなった場合には、関係機関に対する調査の依頼は行わない、又は中止することができること。

## 5. 厚生労働省に対する請求書等の進達及び調査結果の報告

請求書及び添付書類並びに都道府県の保有する情報の調査結果については、「様式4 旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」及び「様式7 旧優生保護法一時金支給請求に関する情報について(区域内の関係機関が保有する情報の報告)」により速やかに厚生労働省に進達及び報告すること。

都道府県又は関係機関での調査の結果、確認された書類については、あわせて写しを添付すること。

なお、関係機関が保有する記録の調査等は、都道府県が保有する記録等の調査等と進捗状況が異なることが想定されるため、まずは「様式4」を提出し、追って、「様式7」を提出していただくことで差し支えない。

## 6. 厚生労働省等からの確認等の依頼

厚生労働省での確認や旧優生保護法一時金認定審査会における審査の過程で、関係機関への照会や本人への確認の必要性が生じた場合、適宜、都道府県に連絡するので、協力をお願いする。

## 7. 診断受診依頼

厚生労働省での確認や旧優生保護法一時金認定審査会における審査の過程で医師の診断書が必要となった場合は、その旨を請求者に通知(「参考様式2 診断受診依頼書」)することとしている。この場合、請求者に対しては、都道府県経由で通知することとするので、都道府県におかれては、確実に請求者の手元に届くよう、請求者との連絡・調整を行うこと。

また、請求者が指定された医療機関を受診した場合には、診断書作成に要する費用(診断料を含む。)が支給されるため、都道府県において、「様式3 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断料等支給申請書」の提出を求め、診断書とあわせて厚生労働省に送付すること。



## 8. 認定結果の通知

厚生労働大臣による認定の結果の請求者への通知は、「参考様式3 認定決定通知書」及び「参考様式4 不支給決定通知書」により、都道府県知事を通じて行うこととしている。都道府県におかれては、確実に請求者の手元に届くよう、請求者との連絡・調整をお願いする。

なお、支払いは独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から支払われ、振込後に請求者に対して振込済みの通知が送られる。認定決定通知書が通知されたにもかかわらず、支払いの時期（認定を行った月の翌月末日途）を過ぎても一時金の支給がなされない場合等、請求者から問い合わせがあれば、適宜厚生労働省に問い合わせること。

また、請求者が指定した金融機関の口座に機構から振り込めない場合等、支給に際して必要があるときは、厚生労働省から都道府県に連絡するので、都道府県において請求者との連絡・調整を行うこと。

なお、不認定となった場合には、行政不服審査法に基づき、請求者は厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（その旨は不支給決定通知書の中で教示する）ので、審査請求を希望する者から相談があった場合は、適宜の対応をお願いする。

## 9. 支払未済の一時金の申出

法第6条の規定により、対象者が請求後に死亡した場合に、その請求者が支給を受けるべき一時金でその支払いを受けていないもの（支払未済の一時金）があるときは、生計同一の遺族（遺族がいない場合は相続人）に支給することとされている。

支払未済の一時金について、支給を受けたい旨の相談があったときは、「様式8 支払未済の一時金の支給申出書」を提出する必要がある旨を案内すること。なお、申出書には以下の書類を添付すること。

- ①申出者の住民票の写しその他の住所、氏名、性別及び生年月日を確認できる書類
- ②旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- ③申出者が遺族の場合は、次に掲げる書類
  - イ 申出をする者と旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との身分関係を証明することができる書類
  - ロ 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
- ④申出者が相続人の場合は、相続人であることを証明することができる書類
- ⑤振込先の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

## 10. 周知・広報

周知にあたっては、都道府県において、仮に優生手術等を受けた者を把握している場合においても、個々人の置かれている状況は様々であり、例えば、家族には一切伝えていない場合や、当時のことを思い出したくない場合も想定されることから、一律に当該者に一時金の

支給対象になり得る旨を個別に通知することは、慎重に考えるべきという立法過程における議論より、法にはそのための根拠となる規定は設けられていない。

したがって、各都道府県におかれては、個別の通知を行わずとも、支給対象となり得る者に情報が届くよう、様々な機会を捉えて積極的に周知・広報を行っていただきたい。

法第12条第1項においては、「国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする」とされており、同条第3項においては、その際、優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとするとしている。これを踏まえ、例えば、以下のような取組が考えられるので、積極的な取組をお願いする。

- ・ 各種行政サービスの手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 都道府県や市町村の広報誌の活用、広報用リーフレットの配布
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての周知

以上

## 3 旧優生保護法一時金支給請求書（様式1）

（様式1）

## 旧優生保護法一時金支給請求書

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律による一時金の支給を請求します。

年 月 日 請求者氏名

## 1. 請求者の情報

ふりがな		性別	生年月日
請求者氏名		男・女	(大正・昭和・西暦) 年 月 日
請求者住所	〒 ー 都・道 府・県 (電話番号) ( )		

## 2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外へ連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな		請求者との関係	
氏名			
住所	〒 ー 都・道 府・県 (電話番号) ( )		

## 3. 振り込みを希望する金融口座

※認定がされた場合、下記の口座に一時金が支払われます。通帳の写し等があれば、金融機関コード・支店コードの記載は不要です。

※請求者本人以外の者を口座名義人とする場合は、委任状を添付してください。

名称	銀行・信用金庫	預金種目	金融機関コード
	その他 ( )	普通・当座・貯蓄	
	本店 ・ 支所	支店コード	口座番号
	支店 ・ 出張所		
フリガナ			
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載ください。		

## 4. 優生手術等を受けた当時の氏名

手術等を受けた当時の氏名と現在のお名前は同じですか。

☐ 同じ

☐ 違う（当時の氏名 ）

（次ページにお進みください）

## 5. 優生手術等を受けた当時の状況

※過去の記録の発見・特定や、一時金支給の認定のために必要です。□（チェック欄）がある場合には、該当するものに✓を記入してください。また、可能な限り、詳細に記載してください。不明な場合は、分かる範囲で記載してください。

### （1）優生手術等を受けた時期・場所

① 手術等を受けたのはいつか分かりますか。

- わかる （昭和・平成 年 月 日）  
 □ わからない （おおよその時期もしくは年齢： 頃）

② 手術等を受けた医療機関は分かりますか。

- わかる（名称： ）（所在地 ）  
 □ わからない  
 （おおよその場所など記憶していることがあれば記載してください。）

### （2）手術等を受けた当時の状況

① 手術等を受けた当時、どこで暮らしていましたか。

- 自宅にいた（自宅の所在地 ）  
 □ 医療機関に入院していた・福祉施設を利用していた  
 →（施設名 ）（所在地 ）

### （3）優生手術等を受けた理由・経緯

※この欄に収まらない場合は、別紙をつけてください。優生手術等を受けた理由・経緯以外にも、認定にあたって参考になる情報があればこの欄に記載してください。

## 6. 個人情報の取扱い

（1）本請求書に記載されている情報は、あなたが受けた優生手術等に関する記録等を確認するため、「5. 優生手術等を受けた当時の状況」の欄に記載された医療機関や施設などに提供場合があります。

□ 上記について説明を受けました。

（2）旧優生保護法一時金支給法においては、国（国会）は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査を実施することとされています。この請求書に記載された内容や医療機関、福祉施設などで確認されたあなたの記録の内容について、調査のために提供依頼があった際には、住所や氏名を特定されない形で提供場合があります。

□ 上記について同意します。 □ 上記について同意しません。

（以上）

## 4 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書（様式2）

（様式2）

## 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書

## 1. 請求者情報

ふりがな		性別	生年月日
請求者 氏名		男・女	(大正・昭和・西暦) 年 月 日
請求者 住所	〒 都・道 府・県		

## 2. 既往歴

(有・無)
-------

## 3. 自覚症状

(有・無)
-------

## 4. 手術痕

	男性	女性
手術 痕の 位置 (図 示)		
位置や 長さ	(位置) (長さ)	(位置) (長さ)

## 5. 備考欄

--

※記入欄に書き切れない場合は、別紙にご記入いただき、添付してください。

医療機関名

記載日時

年

月

日

住所

担当医師

## 5 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書 (様式3)

### 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料及び診断料の支給を受けたいので、申請します。

年 月 日 請求者氏名

#### 1. 請求者の情報

チェック欄

※ 旧優生保護法一時金支給請求書の「1. 請求者の情報」と同一場合は、右のチェック欄に ☐ してください。

ふりがな		性別	生年月日
請求者氏名		男・女	(大正・昭和・西暦) 年 月 日
請求者住所	〒 都・道 府・県		
	(電話番号) ( )		

#### 2. 請求額の情報

チェック欄

診断書作成料として、「3. 領収書欄」に記載がある額（その額が5,000円を超える場合は5,000円）について、支給を請求します。また、診断料として、「3. 領収書欄」に記載がある額（その額の上限は健康保険の診療方針及び診療報酬の例によります）について、支給を申請します。

※ よろしければ、右のチェック欄に ☒ してください。

※※ 診断料は診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額（令和元年10月1日時点の診療報酬点数表では2,880円。診療報酬改定により変動しますのでご注意ください。）まで公費負担の対象となります。

※※※ 一時金支給が認定されれば、一時金とあわせて、旧優生保護法一時金支給請求書に記載の口座に振り込まれます。

#### 3. 領収書欄（医療機関において記載してください）

領収書			
診断書作成料	金		円
診 断 料	金		円
年 月 日	医療機関名		
代表者氏名			

※診断料は、医療保険適用外の問診等を行った場合にのみ記載してください。



## 6 旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告 (様式4) について (様式4)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県知事名)

旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関して、下記の請求者について、請求書、添付書類を進達するとともに、本県が把握した請求者に関する情報について報告いたします。また、あわせて把握した情報に関連する文書について、添付いたします。

請求者情報	ふりがな		生年 月 日	
	氏名			
	住所			
	請求 年月日		請求書提出方法	対面 ・ 郵送

※以下の書類について該当欄にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

1. 請求書 必要事項について記載確認済み → ☐  
 必要事項について記載漏れ等があり確認・補正中 → ☐  
 (確認・補正中の事項: )

### 2. 添付書類

①請求者の氏名・住所・性別・生年月日を確認できる書類

添付あり → ☐ (書類の種類: )

添付なし → ☐ 提出依頼中・その他( )

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。  
 その他の場合には具体的に記入してください。

②医師の診断書 添付あり → ☐ 添付なし → ☐  
 (添付なしの場合はその理由: )

③医師の診断書作成にかかる領収書 添付あり → ☐ 添付なし → ☐  
 (添付なしの場合はその理由: )

④その他の請求の事実に関する書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐  
 (添付ありの場合はその書類の種類: )

⑤振込先口座に関する書類・・・ 添付あり → ☐ 添付なし → ☐  
 (添付なしの場合はその理由: )

### 3. 都道府県の保有する記録等の調査結果

添付あり → ☐ ※次ページに詳細を記載し、資料の写しも添付してください。

添付なし → ☐ 調査の結果情報なし・現在調査中・その他( )

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。  
 その他の場合には具体的に記入してください。

(次ページに続く)

(様式 4)

4. 関係機関の保有する記録等の調査結果

添付あり→☐

※調査を実施中もしくは調査を実施していない場合を除き、関係機関が保有する記録の状況については、様式7を添付してください。

添付なし→☐

現在調査中・調査を実施していない・他の都道府県で手術を受けている

調査を実施していない理由・・・☐

←下記①～④から該当番を選んで記入

①請求者が手術を受けた医療機関や、その他の関係機関を覚えていない。

②請求者が手術を受けた医療機関や関係機関はすでに廃止されている(そのような施設がかつて存在していたことは確認できている)。

③請求者が手術を受けたとする医療機関や、その他の関係機関の存在が確認できない。

④その他( )

※その他の場合は具体的に記入してください。

都道府県の保有する記録等の調査結果の報告

・本県にて把握した記録の詳細は以下のとおりです。

記録の種類	枚数	備考

・文書のほか、当時の状況が分かる者から下記のとおり聴取しましたので、ご報告いたします。

## 7 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について（依頼）（様式5）

（様式5）

（市町村の長）殿

年 月 日

（都道府県知事名）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する  
記録の調査について（依頼）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に当たって、一時金の支給を受けようとする者に係る情報の保有状況の調査及び関係者からの陳述の聴取をお願いいたします。

以下の請求者に係るそれぞれの情報について、様式に沿って、回答いただくとともに、関連資料（保有している記録の写し等）を添えて、〇〇県〇〇課へと提出をお願いします。

（参照条文）

第8条第2項 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であって、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、（中略）当該都道府県の区域内の市町村、医療機関、障害者支援施設（中略）、児童福祉施設（中略）その他の関係機関（中略）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

第11条 関係機関は、第8条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

回答期限			回答提出先	
請求者情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			
請求者が手術等を受けた時期				
調査事項 （請求書内の 貴市町村に関 連する記述）				

## (様式5)

## (回答記入様式)

市町村担当課名		回答者	
		連絡先	

請求者 情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			

請求者に関する優生手術等  
に関する記録の有無

☐

←下記の①～③から選択

①「ある」 ②「請求者のものである可能性があるものがある」 ③「ない」

①又は②と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された（又は可能性がある）時期についてご回答下さい。

記録の種別	手術実施時期	具体的な記録の内容

※「記録の種別」には、面談記録やケース記録等を具体的に記載してください。

当時の状況について知る職員がいる場合は、可能な限り分かる範囲で聞き取りを行い、以下の欄に記載をお願いいたします。

--

①又は②と回答した場合は、円滑な一時金の支給の観点から、関係書類の写しについて、幅広く本調査票とともに都道府県宛てに送付願います。また、必要に応じて回答内容について本都道府県又は厚生労働省より問い合わせをさせていただく場合がありますので、その際は、何卒ご協力をお願いいたします。

<備考>

記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、面談記録等の個人の記録であって優生手術が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものを全て御確認願います。なお、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録も対象になります。

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

## 8 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について（様式6） （依頼）（様式6）

（医療機関、福祉施設等の長）殿

年 月 日

（都道府県知事名）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について（依頼）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に当たって、一時金の支給を受けようとする者に係る情報の保有状況の調査及び関係者からの陳述の聴取をお願いいたします。

以下の請求者に係るそれぞれの情報について、様式に沿って、回答いただくとともに、関連資料（保有している記録の写し等）を添えて、〇〇県〇〇課へと提出をお願いします。

なお、本調査は法に基づくものですので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号の、利用目的の制限や第三者提供に当たっての適用除外と整理され、マスキング等をしていただく必要はございません。

また、法第11条においても関係機関は、本調査に協力するよう努めなければならないとされておりますので、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

（参照条文）

第8条第2項 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、（中略）当該都道府県の区域内の市町村、医療機関、障害者支援施設（中略）、児童福祉施設（中略）その他の関係機関（中略）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

第11条 関係機関は、第8条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

回答期限			回答提出先	
請求者情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			
請求者が手術等を受けた時期				
調査事項 （請求書内の 関連する記 述）				

(様式6)

## (回答記入様式)

関係機関名 (医療機関・ 福祉施設名等)		担当者	
		連絡先	

請求者 情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			

請求者に関する優生手術等に関する 記録の有無		←下記の①～③から選択
---------------------------	--	-------------

①「ある」 ②「請求者のものである可能性があるものがある」 ③「ない」

## 1. ①又は②と回答した場合

①又は②と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された（又は可能性がある）時期についてご回答下さい。

記録の種別	手術実施時期	具体的な記録の内容

※「記録の種別」には優生手術申請関係書類、優生手術決定関係書類、その他優生保護審査会関係書類、診療記録（カルテ等）又はケース記録等を具体的に記載ください。

当時の状況について知る職員がいる場合は、可能な限り分かる範囲で聞き取りを行い、以下の欄に記載をお願いいたします。

--

## 2. ③と回答した場合

③と回答した理由		←下記のア～エから選択
----------	--	-------------

	手術を実施した医療機関	その他の関係機関（福祉施設の他、精神科等の手術目的以外で入院、通院していた医療機関も含む）
ア	当時手術を実施した可能性はある（当時手術の実施可能な診療科があった等）が請求者のものを含め、記録は残っていない。	当時の利用者の中には優生手術を受けた者がいたことは想定されるが、請求者のものを含め、記録は残っていない。
イ	当時手術を実施した可能性はあり（当時手術の実施可能な診療科があった等）一部の者の記録が残っているが、請求者の記録は残っていない。	当時の利用者の中には優生手術を受けた者がいたことは想定され、一部の者の記録は残っているが、請求者の記録は残っていない。
ウ	当時、手術を実施しうる診療科はなく、請求者が当医療機関で手術を受けたとは想定されない。（医療機関自体が存在しなかった場合も含む）。	当時、請求者が主張しているような施設ではなく、請求者が利用したことは想定されない（施設自体が存在しなかった場合も含む）
エ	その他（	）

## &lt;備考&gt;

※当時、貴機関（医療機関・福祉施設等）において、優生手術等に関連して思い当たる事項等があれば記入してください（「請求者に関する記録はないが、当時よく優生手術が行われていた旨を聞いたことがある」、「昔は優生手術を受けることが施設入所の条件だった旨を聞いたことがある」等）。

--

**①又は②と回答した場合は、円滑な一時金の支給の観点から、関係書類の写しについて、幅広く本調査票とともに都道府県宛てに送付願います。また、必要に応じて回答内容について本都道府県又は厚生労働省より問い合わせをさせていただく場合があります。その際は、何卒ご協力をお願いいたします。なお、提出に当たっては、マスキング等をしていただく必要はありません。**

## &lt;備考&gt;

記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、カルテ等の個人の記録であって優生手術が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものを全て御確認願います。なお、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録も対象になります。

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。



9 旧優生保護法一時金支給請求に関する情報について  
(区域内の関係機関が保有する情報の報告) (様式7)

(様式 7)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県知事名)

旧優生保護法一時金支給請求に関する情報について  
(区域内の関係機関が保有する情報の報告)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関して、下記の請求者に係る本都道府県の区域内の関係機関が把握する情報の調査結果について、添付資料のとおり、報告いたします。

請求者情報	ふりがな		性別	生年 月日	
	氏名				
	住所				
	請求 年月日				

※該当欄にチェックするとともに、必要事項を記載してください。

・関係機関からの回答様式 ……           箇所分

・関係書類の写し・・・ あり→☐ なし →☐  
 〃 枚 情報なし・その他( )